

うるま市 公共施設等 マネジメント計画



“うるま市”の
公共施設等として再編し、
適切な状態で
次世代へ引き継ぐために

平成26年3月
うるま市



はじめに



本市においては、合併前の四市町から引き継がれた施設に加え、合併後新たに建設した施設を含め、数多くの施設があり、それぞれの利用目的に沿った行政サービスを市民の皆様を提供しております。しかし、これら公共施設は老朽化が進み、いずれ更新の時期を迎え、改修、建て替えに多額の財源が必要となります。

一方で、少子高齢化の進行や厳しい経済状況から、将来における税収の見通しは非常に厳しく、さらには、高齢者、子どもたちに必要な支出の増加が見込まれており、今後、公共施設のみに集中して財源を確保することは極めて困難な状況となります。

このような状況を踏まえ、今の段階から対応策を講じる必要があり、各庁舎の跡利用を含めた公共施設等の将来のあり方について抜本的に見直すため、平成24年度から具体的な検討に着手してきたところであります。

本計画の策定に当たり、平成24年度に有識者や市民の代表で構成された「うるま市公共施設等のあり方検討委員会」を設置し、市公共施設等の実態を整理した「うるま市公共施設等白書」の作成段階から助言等をいただき、平成25年度に当該白書を基礎資料として、市公共施設等の効率的かつ効果的なあり方について調査審議を重ねていただきました。

そして、平成26年3月に本委員会から「うるま市公共施設等マネジメント計画」について答申を頂いており、本市では、当該計画を市公共施設等の施設整備や管理運営に関する横断的な指針として位置付け、取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご貢献を頂きました「うるま市公共施設等のあり方検討委員会」委員長、副委員長はじめ、各委員の皆様には感謝申し上げますとともに、市民の皆様には市政運営に対するなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成26年3月

うるま市長 島袋 俊夫

目次

序章 公共施設等マネジメント計画について

序-1. 背景と目的	1
序-2. 計画の役割	1
序-3. 計画の期間	1
序-4. 計画の構成	2

第1章 うるま市の公共施設等の現状と課題

1-1. 公共施設等の再編の必要性	3
1-2. 地区特性を考慮した施設再編の必要性	11
1-3. 全市的・総合的な視点の必要性	14
1-4. 管理運営方法の統一化の必要性	17
1-5. 民間活力の導入の必要性	19

第2章 公共施設等マネジメント基本方針

2-1. 基本的な考え方	23
2-2. 6つの柱	24
(1) 全庁的な問題意識の共有とトップマネジメントによる体制の整備	
(2) 保有総量の抑制・圧縮	
(3) 多機能化及び複合化の推進	
(4) 再編の方向性（維持、改築・修繕、転換、処分）を判定し、将来シナリオの提示	
(5) システム化による管理運営の統一化	
(6) 公民連携の推進	
2-3. 再編の方向性を判定する考え方	26
(1) 評価基準の設定	
(2) 評価方法	
(3) 再編の方向性の考え方	

第3章 施設分類別の将来計画

3-1. 庁舎	29
3-2. 社会福祉施設	32
3-3. 保健衛生施設	45
3-4. 体育施設	48
3-5. 社会教育施設	53
3-6. 学校施設	66
3-7. 防災施設	77
3-8. 市民施設	80
3-9. 農林水産施設	85
3-10. 商工・観光施設	91
3-11. 都市計画施設	98
3-12. 上下水道処理施設	105
3-13. その他施設	108
3-14. まとめ	110

第4章 庁舎跡利用計画

4-1. 庁舎跡利用計画について	111
4-2. 庁舎跡利用基本構想	115
(1) 石川庁舎	
(2) 勝連庁舎	
(3) 与那城庁舎	
4-3. 実現に向けて	133

第5章 マネジメントの体制と手順

5-1. 推進体制.....	137
5-2. マネジメントの手順.....	138
(1) マネジメントサイクル	
(2) 再編の方向性に基づく取組み概要	
(3) 施設整備における事前協議	
5-3. 事業手法や資産活用手法の整理.....	151
(1) 事業手法	
(2) 資産活用	
5-4. 公共施設等マネジメントの推進にあたって.....	161
(1) モデル事業による推進	
(2) 新地方公会計制度との関連について	
(3) 公共施設等再編に係る国の動向について	

資料編

資-1. うるま市公共施設等のあり方検討委員会.....	163
資-2. 市民意向.....	165
(1) 地域意見交換会	
(2) 地区意見交換会	
(3) 庁舎の跡利用に関する市民アンケート調査	
(4) 市民ワークショップ	
(5) パブリックコメント	
(6) 市民説明会	
資-3. 庁内意向.....	192
(1) 公共施設等に関する調査	
(2) 職員アンケート	
資-4. 用語集.....	197

序

公共施設等マネジメント計画について

序章 公共施設等マネジメント計画について

序-1. 背景と目的

我が国において、公共施設の多くは都市化の進展や経済成長とともに集中的に整備され、近い将来、これらの公共施設を一斉に更新する時期を迎えます。すべてを更新するためには巨額の財源が必要となりますが、少子高齢化や人口減少社会の進行等により財政状況が悪化し、現状のままでは必要性の高い公共施設まで良好な状態で保てなくなる恐れがあります。このことは「公共施設の更新問題」と言われ、全国的な課題として認識されつつあります。

本市においては、合併前の四市町で設置した施設に加え、合併後新たに設置した施設を含め数多くの施設があり、その多くは 1970 年代後半と 2000 年代前半の時期に集中的に整備されてきました。集中的に整備された時期が2回あることから、今後集中的な更新時期を2回迎えることとなります。

この公共施設の更新問題を解決するためには、今から計画的・戦略的な取組みが必要であることから、本市における公共施設等の実態を把握することからはじめ、平成 24（2012）年度には公共施設等の設置状況や利用状況等を「うるま市公共施設等白書」としてまとめ、施設の「見える化」を行いました。

そして、平成 25（2013）年度は、当該白書から見てくる公共施設等の実態を市民の皆さまと共有し、公共施設等のあり方について検討を行い、「うるま市公共施設等マネジメント計画」を策定しました。本計画で示すマネジメントの推進により、『公共施設等の最大限の有効活用と市民の利便性の向上』を目指すことを目的とします。

序-2. 計画の役割

本計画は、公共施設等の最大限の有効活用と市民の利便性の向上に取り組むため、施設整備や管理運営の取組みに関して横断的な指針を提示するものです。

序-3. 計画の期間

本計画の期間は、公共施設等の耐用年限が数十年であるため長期的な視点が必要不可欠なことから、平成 26（2014）年度から平成 65（2053）年度までの 40 年間とします。

ただし、社会経済情勢等の変化に合わせて、10 年ごとに見直すものとします。



序-4. 計画の構成

本計画は、「公共施設等の現状と課題」「公共施設等マネジメント基本方針」「施設分類別の将来計画」「庁舎跡利用計画」「マネジメントの体制と手順」から構成されます。

「公共施設等の現状と課題」では、公共施設等白書のほか、意見交換会やアンケート調査等から、本市における公共施設等の現状と課題を整理します。

「公共施設等マネジメント基本方針」では、現状と課題を踏まえ、公共施設等の最適な管理運営（マネジメント）を行うにあたっての基本的な考え方を整理します。また、施設の再編の方向性を判定する基準を設定します。

「施設分類別の将来計画」では、公共施設等マネジメント方針に基づき、施設分類別に再編の考え方を整理するとともに、方針にて設定した基準に従い、個々の施設について再編の方向性を判定します。そして、再編の方向性における主な将来シナリオを整理します。

「庁舎跡利用計画」では、統合庁舎建設後の跡利用計画として、各庁舎における「課題の抽出」「跡利用の方向性」「導入する機能と施設」「跡利用により期待される効果」を整理します。

「マネジメントの体制と手順」では、公共施設等をマネジメントしていくにあたっての体制や具体的な手順をマニュアルとして整理します。

公共施設等マネジメント計画の構成

公共施設等の 現状と課題	・公共施設等の現状と課題を整理
公共施設等 マネジメント 基本方針	・最適な管理運営を行うにあたっての基本的な考え方 ・再編の方向性を判定する基準の設定
施設分類別の 将来計画	・個々の施設の方向性 ・方向性における将来シナリオ
庁舎跡利用計画	・各庁舎における「課題の抽出」「跡利用の方向性」「導入する機能と施設」「跡利用により期待される効果」
マネジメントの 体制と手順	・体制や具体的な手順をマニュアルとして整理

1

うるま市の公共施設等の現状と課題

第1章 うるま市の公共施設等の現状と課題

本市の人口動向や財政状況、施設状況の現状を分析することで本市の公共施設等における課題を整理します。

1-1. 公共施設等の再編の必要性

人口減少の到来と高齢化社会の進行及び生産年齢人口の減少によって市税収入の増加を見込むことが困難な状況の中、高齢者や子どもたちにかかる費用である扶助費は増加し、公共施設等につけられる費用は減っていきます。さらには、合併による財政支援措置の終了により普通交付税も大幅に減少します。そのような状況の中、更新費用の試算結果（P9～10）によると、40年後に維持できる公共施設等は延床面積ベースで既存施設の6割程度であり、このままでは必要性の高い公共施設等も維持できなくなる恐れがあります。

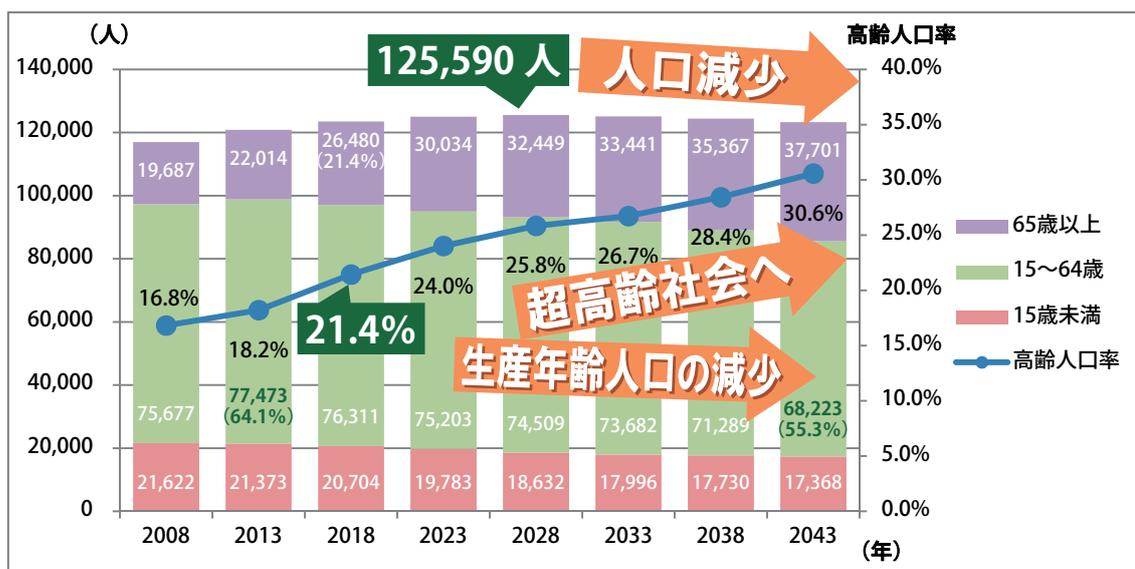
①人口減少の到来と高齢化社会の進行

本市の将来人口は、住民基本台帳の人口に基づく推計によると、平成40（2028）年度の125,590人をピークに減少します。

年齢3区分別にみると、平成30（2018）年度に65歳以上の人口割合が21.4%となり超高齢社会へ突入し、平成55（2043）年度には平成25（2013）年度の約1.7倍となり、扶助費の増加が予想されます。

さらに、主な納税層である15歳から64歳までの生産年齢人口は、平成25（2013）年度において総人口に対して64.1%であったのが、平成55（2043）年度には総人口に対して55.3%になると推計されており、市税収入の増加はあまり期待できない状況です。

人口推計



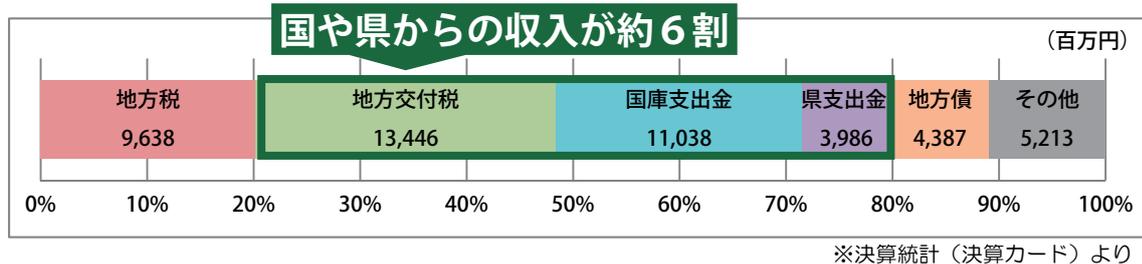
※人口推計は、住民基本台帳の人口データ（平成20年及び平成25年9月末現在）に基づきコーホート変化率法により推計しました。

②国や県からの収入に大きく依存した財政構造

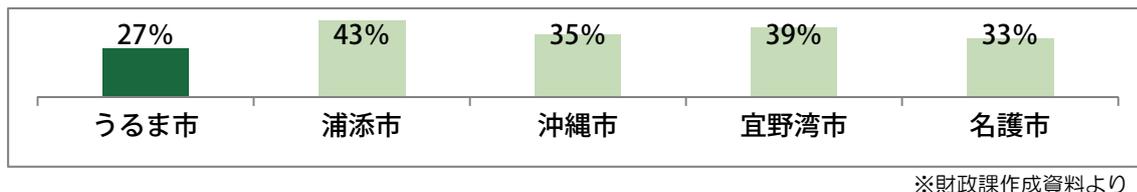
次に、本市の平成 23（2011）年度における歳入の内訳をみると、地方交付税と国庫支出金、都道府県支出金の合計が歳入全体の約6割を占めています。

歳入総額に対する自主財源（地方公共団体が自主的に収入できる財源）の割合を示す自主財源比率は県内他市と比較すると低く、国や県からの収入に大きく依存した財政構造となっていることがわかります。

平成 23（2011）年度における歳入（約 477 億円）の内訳



自主財源比率の県内他市との比較



③合併による財政支援措置の終了による普通交付税の大幅な減少

本市では、普通交付税の算定の特例により、本来の普通交付税の額より多く交付されています。

普通交付税は、合併による財政支援措置（算定の特例）が平成 27（2015）年度で終了し、平成 28（2016）年度から平成 32（2020）年度までの 5 ヶ年間で段階的に減少していき、平成 33（2021）年度には平成 23（2011）年度実績と比較すると約 21 億円が減少することになります。

すなわち、「様々な行政サービス」を行う上で必要な一般財源が大幅に減少することが見込まれるため、極めて厳しい財政状況が予測されています。

普通交付税の推移



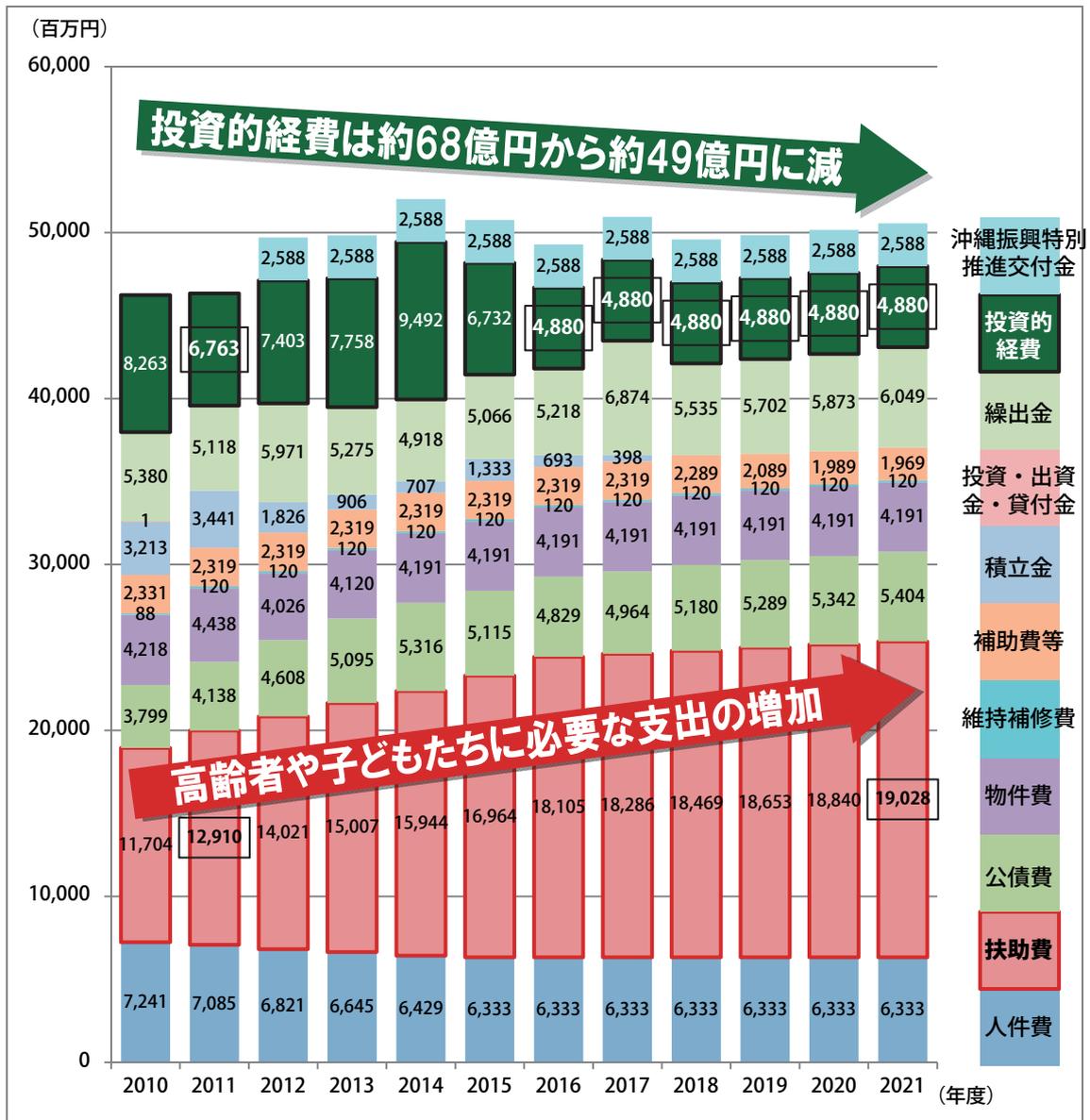
④ 扶助費の増加と投資的経費の減少

本市の歳出をみると、最も大きな割合を占めているのは高齢者や子どもたちに必要な支出である扶助費（平成 23（2011）年度決算額で 27.9%）となっています。

本市の財政計画によると、扶助費は今後も増加していく見込みであり、平成 33（2021）年度には平成 23（2011）年度の約 1.5 倍となります。

一方、投資的経費（道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費）は平成 23 年度決算額の約 68 億円から約 49 億円に減少する見込みとなっています。

扶助費と投資的経費の推移



投資的経費のうち公共施設等の整備に要する費用（普通建設事業費から土木費（住宅以外）を除いた金額）の割合は、平成 17（2005）年度から平成 24（2012）年度までの推移をみると平均 56.4%であり、今後も同様の割合で推移していくものと仮定すると、平成 28（2016）年度以降は約 27.5 億円の見込みとなります。

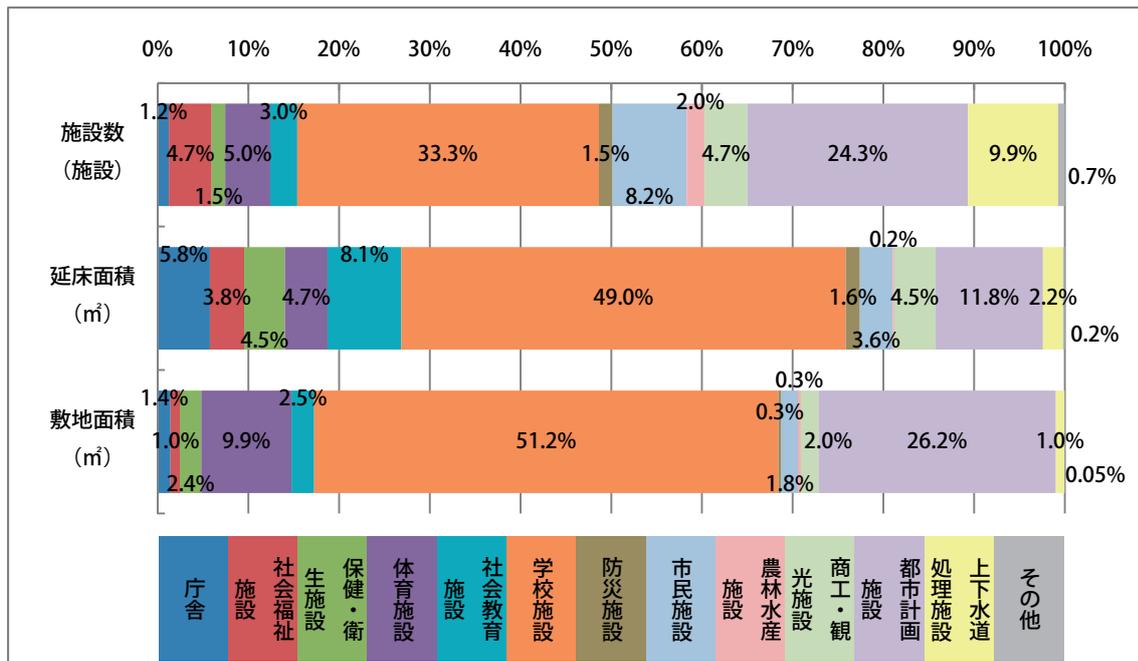
投資的経費の推移



⑤延床面積 41.8 万㎡、一人当たり延床面積 3.54 ㎡/人と多くの施設を保有

本市が保有する公共施設等の延床面積は約 41.8 万㎡です。そのうち、学校施設が全体のほぼ半数（49.0%）を占めています。次いで延床面積が広い施設は、都市計画施設（11.8%）、社会教育施設（8.1%）、庁舎（5.8%）の順となっています。

公共施設等の内訳

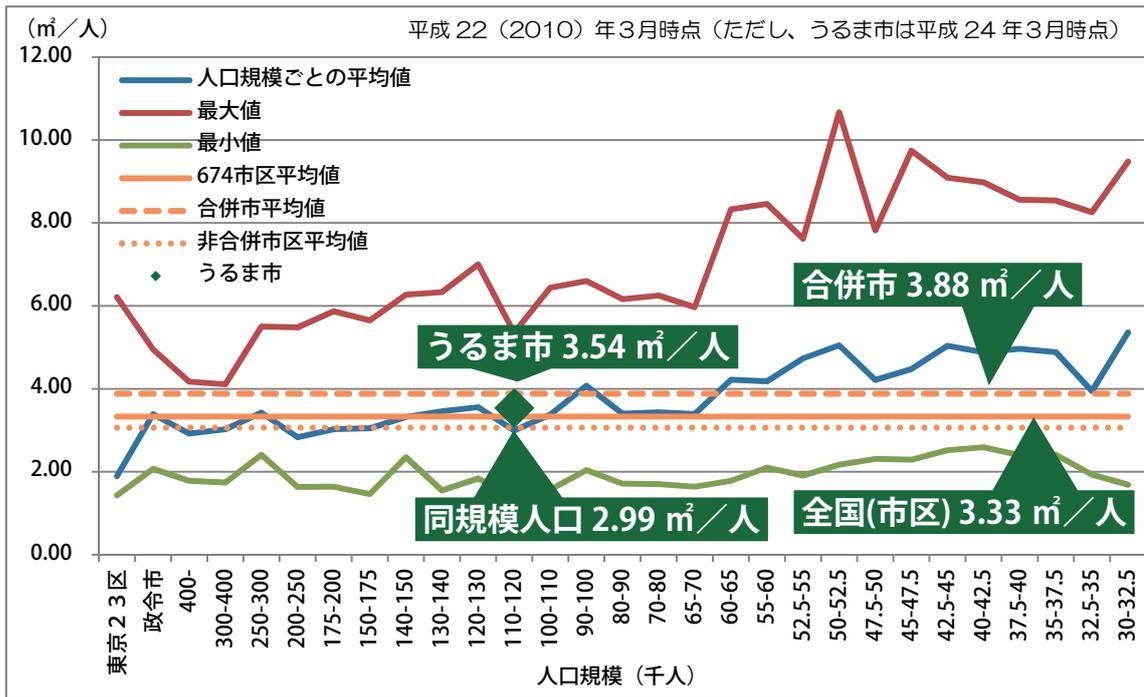


※うるま市公共施設等白書より

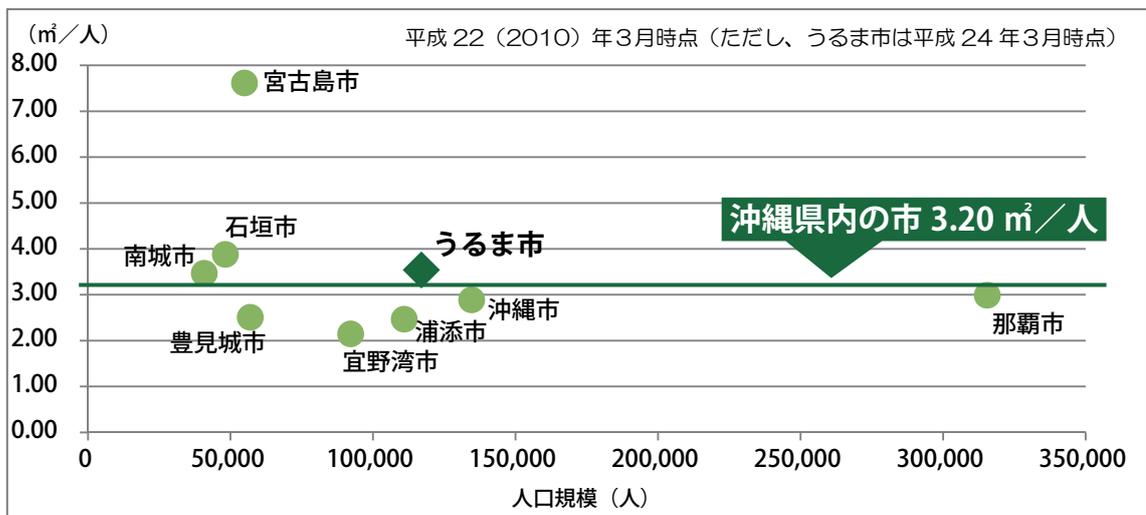
人口一人当たりの延床面積をみると、全国（市区）の平均が 3.33 m²/人であるのに対し、合併市の平均は 3.88 m²/人であり、全国的に合併市は公共施設を多く抱えています。

本市の人口一人当たりの延床面積は 3.54 m²/人であり、合併市平均を下回っていますが、全国平均や同規模人口の平均（2.99 m²/人）、沖縄県内の市の平均（3.20 m²/人）を上回っています。

人口一人当たりの延床面積の全国平均及び人口規模別平均



人口一人当たりの延床面積の沖縄県内の市平均



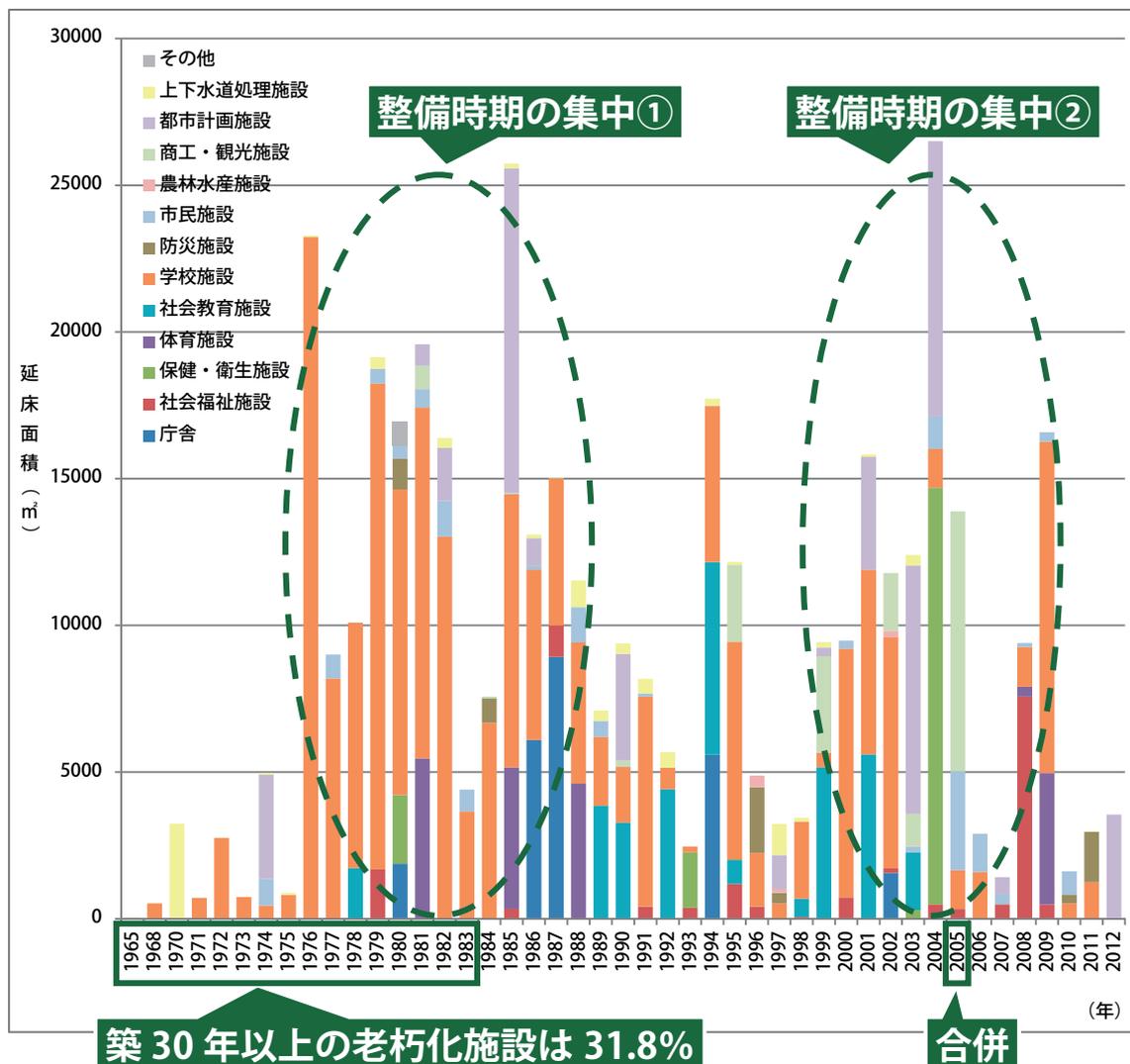
⑥老朽化施設は約3割と比較的少ないが、整備の山が2つで今後更新の波も2回

本市においては、1970年代後半から1980年代にかけて、学校施設をはじめとする公共施設等を集中的に整備してきました。また、2000年代前半にも集中的に整備しています。

築30年を超える施設は、一般的に大規模改修が必要と言われており、現在、本市においては築30年を超える施設は全体の約3割（31.8%）と比較的少ない状況です。

古い施設から老朽化の進展に応じて順次大規模改修や建替えが必要となります。現在、老朽化施設は比較的少ないが、集中的に整備した時期が2回あることから、大規模改修及び建替えの大きな波も2回訪れることが見込まれます。

築年別整備状況



⑦公共施設等の更新費用は今後40年間で約1,816億円（年間約45億円）

本市の公共施設等について、大規模改修及び建替えにかかる今後40年間の更新費用を以下の条件により試算しました。

《試算条件》

- ・対象施設は、本市の所有施設（ただし、延床面積不明の施設は除く）
- ・大規模改修及び建替えの費用は、設計、施工と複数年度に渡り費用がかかることを考慮し、単年度に負担が集中しないよう、大規模改修は2年間、建替えは3年間に振り分けて計上
- ・建物附属設備（電気設備、昇降機設備等）及び配管の耐用年数が概ね15年であることから2回目の改修である築後30年で大規模改修を実施し、その後耐用年限で建替えることと仮定。ただし、耐用年限が40年以下の場合は建替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに耐用年限に達した時点で建替えることと仮定
- ・大規模改修及び建替えの単価は用途別に設定（下記単価表参照）
- ・試算時点で更新年数を既に経過し、更新（大規模改修または建替え）されていないはずの施設が更新されずに残されている場合、費用の集中による負担を分散軽減するため、大規模改修の積み残しは平成26（2014）年から平成30（2018）年の5年間で実施、建替えの積み残しは平成26（2014）年から平成35（2023）年の10年間で実施することと仮定

単価表

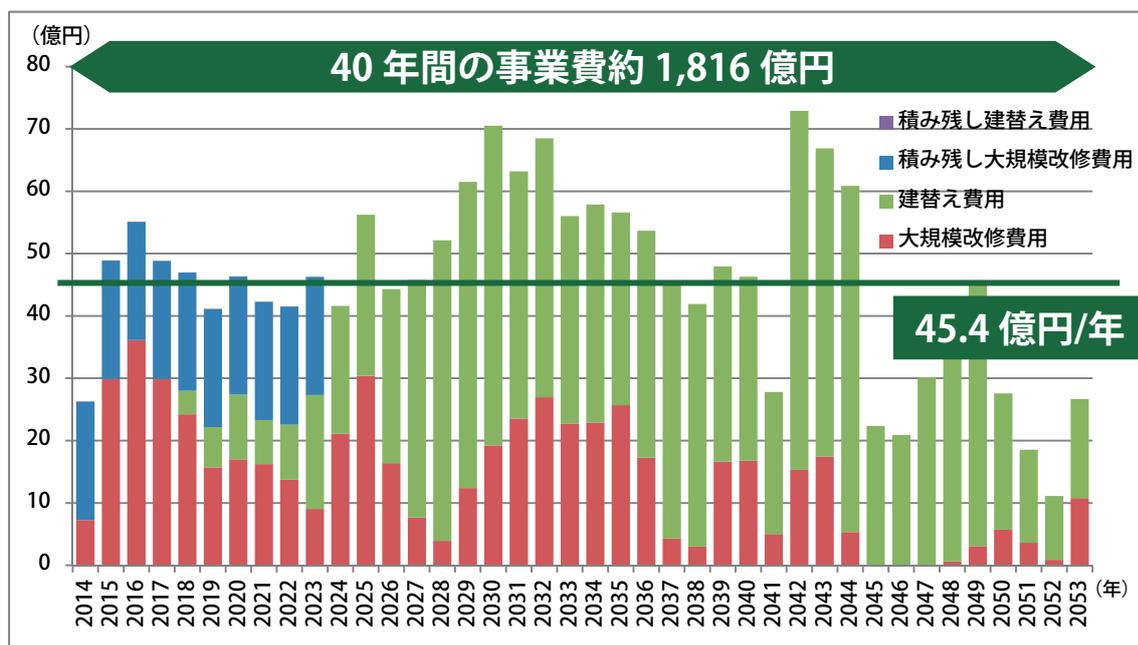
大規模改修	市民文化系施設	自治公民館、地域交流センター、農水施設	25万円/㎡	(バリアフリー対応等社会的改修含む)
	社会教育系施設	文化施設	25万円/㎡	(バリアフリー対応等社会的改修含む)
	スポーツ・レクリエーション系施設	体育施設	20万円/㎡	(バリアフリー対応等社会的改修含む)
	産業系施設	商工・観光振興施設	25万円/㎡	(バリアフリー対応等社会的改修含む)
	学校教育系施設	小学校、中学校、調理場、教育相談施設	17万円/㎡	(トイレ改修等社会的改修含む)
	子育て支援施設	保育所、児童館、幼稚園、	17万円/㎡	(バリアフリー対応等社会的改修含む)
	保健・福祉施設	福祉施設、老人福祉施設	20万円/㎡	(バリアフリー対応等社会的改修含む)
	行政系施設	庁舎	25万円/㎡	(バリアフリー対応等社会的改修含む)
	市営住宅	公営住宅、改良住宅、改良店舗	17万円/㎡	(バリアフリー対応等社会的改修含む)
	公園	公園	17万円/㎡	(バリアフリー対応等社会的改修含む)
	供給処理施設	ゴミ処理場、し尿処理場、浸出水処理施設、 集落排水処理施設、水道施設、下水道施設	20万円/㎡	(バリアフリー対応等社会的改修含む)
	その他	その他	20万円/㎡	(バリアフリー対応等社会的改修含む)
	建替え	市民文化系施設	自治公民館、地域交流センター、農水施設	40万円/㎡
社会教育系施設		文化施設	40万円/㎡	(解体・グラウンド整備費含む)
スポーツ・レクリエーション系施設		体育施設	36万円/㎡	(解体費含む)
産業系施設		商工・観光振興施設	40万円/㎡	(解体費含む)
学校教育系施設		小学校、中学校、調理場、教育相談施設	33万円/㎡	(解体・グラウンド整備費含む)
子育て支援施設		保育所、児童館、幼稚園、	33万円/㎡	(解体費含む)
保健・福祉施設		福祉施設、老人福祉施設	36万円/㎡	(解体費含む)
行政系施設		庁舎	40万円/㎡	(解体費含む)
市営住宅		公営住宅、改良住宅、改良店舗	28万円/㎡	(解体費含む)
公園		公園	33万円/㎡	(解体費含む)
供給処理施設		ゴミ処理場、し尿処理場、浸出水処理施設、 集落排水処理施設、水道施設、下水道施設	36万円/㎡	(解体費含む)
その他		その他	36万円/㎡	(解体費含む)

根拠：総務省「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の試算」より

今ある全ての公共施設等を維持するための費用を試算すると、40年間で約1,816億円程度、一年当たり約45億円が必要となります。

これまでの実績より投資的経費の約56.4%を公共施設等の更新費用として確保できたと仮定すると、今ある公共施設等を維持するための40年間の財源不足累計額は680億円に達することから、40年後に維持できる公共施設等は延床面積ベースで既存施設の6割程度となります。

公共施設等の将来の更新費用の推計



更新費用及び財源不足額

	①大規模改修及び建替えに係る費用	②公共施設等の平均更新費用 (投資的経費の約56.4%と仮定)	③単年度差引不足額 (①-②)	10年間の不足額 (③×10)	不足額の累計
2014～2023 年度平均	44.4 億円	31.2 億円	13.2 億円	132.0 億円	132.0 億円
2024～2033 年度平均	56.0 億円	27.5 億円	28.5 億円	285.0 億円	417.0 億円
2034～2043 年度平均	51.6 億円	27.5 億円	24.1 億円	241.0 億円	658.0 億円
2044～2053 年度平均	29.7 億円	27.5 億円	2.2 億円	22.0 億円	680.0 億円

以上から、公共施設等の更新の波が訪れる前に、公共施設等のあり方について抜本的な見直しを行い、その適正な配置及び効率的な管理運営の検討による公共施設等の再編が必要となります。

1-2. 地区特性を考慮した施設再編の必要性

本市の公共施設等の配置状況をみると、合併したこともあり、通常自治体単位でひとつの施設を複数保有しており、地区によって施設の配置に偏りが見られます。同じ機能を持つ施設の利用者を比較してみると施設によって大きな差があります。一方で、設置目的が異なる施設であってもその機能や利用のされ方が同じ施設も見られます。また、利用者の意向から、施設によっては多少遠くても利用することが伺えます。

①庁舎のある地区に施設が多く、一人当たり延床面積には大きな差

本市は四市町が合併して誕生した市であり、これまで旧四市町がそれぞれ劇場・ホールや公民館、資料館、体育施設などを一通り整備してきたことから、通常自治体単位でひとつの施設でも複数保有しています。

地区別の配置状況としては、庁舎がある地区に施設が多く設置されている傾向があり、石川中学校区やあげな中学校区、与勝中学区において施設の種類や数が多くなっています。

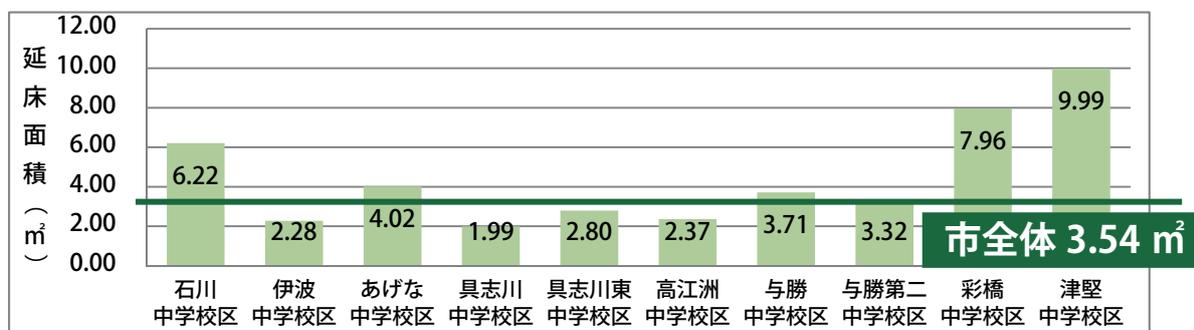
地区別の公共施設等配置状況（施設数）

大分類	中分類	中石川 中学校区	伊波 中学校区	あげな 中学校区	具志川 中学校区	具志川東 中学校区	高江洲 中学校区	与勝 中学校区	与勝第二 中学校区	彩橋 中学校区	津堅 中学校区	合計
庁舎	庁舎	1		1	1			2				5
社会福祉施設	保育所	1		1			1	2				5
	児童館	1		1			1	1		1		5
	福祉施設			1				2				3
	老人福祉施設	1	2							2	1	6
保健衛生施設	保健相談センター	1										1
	ゴミ処理場			2								2
	し尿処理場			1								1
	浸出水処理施設			1								1
体育施設	体育館・アリーナ・武道館	1				1		1				3
	プール	1						1				2
	屋内運動場、ドーム	1				1						2
	グラウンド					1		1				2
	多目的広場							1				1
	陸上競技場							1				1
	多目的球技場					1		1				2
	庭球場	1			1	1		1				4
	野球場	1				1						2
	管理事務所					1						
社会教育施設	公民館	1						2				3
	図書館	1			1			1				3
	劇場・ホール	1			1			1				3
	資料館	1						2				3
学校施設	小学校	2	1	3	2	2	2	3	1	1	1	18
	中学校	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
	幼稚園	2	1	3	2	2	2	3	1		1	17
	調理場	1				2		2	1		1	7
	教育相談施設			1								1
防災施設	消防施設	1				1			1	1		4
	防災センター									2		2
市民施設	自治公民館	5	5	5	6	2	3	3	2	2	1	32
	地域交流センター			1								1
農林水産施設	農水施設	1		1	1	1						4
	自治公民館							1	1	1		3
	集落排水施設										1	1

大分類	中分類	石川 中学校区	伊波 中学校区	あげな 中学校区	具志川 中学校区	具志川東 中学校区	高江洲 中学校区	与勝 中学校区	与勝第二 中学校区	彩橋 中学校区	津堅 中学校区	合計
商工・観光施設	商工・観光振興施設	4		2				3				9
	旅客待合所								1	1		2
	観光トイレ							1	1	5		7
都市計画施設	公園	14	6	16	9	3	10	13	3	6	2	82
	公営住宅	4	1		1	1	2		1	2		12
	改良住宅	1		1								2
	改良店舗	1		1								2
上下水道処理施設	水道施設	3	6	1	1	1		7	2	6	1	28
	下水道施設	4	4	1	1		1	1				12
その他施設	その他施設							3				3

地区別に人口一人当たりの延床面積をみると、全市的に利用を図る公共施設の配置にも左右されますが、住民一人当たりの延床面積は、地区によって5倍の差があります。

地区別の人口一人当たりの延床面積

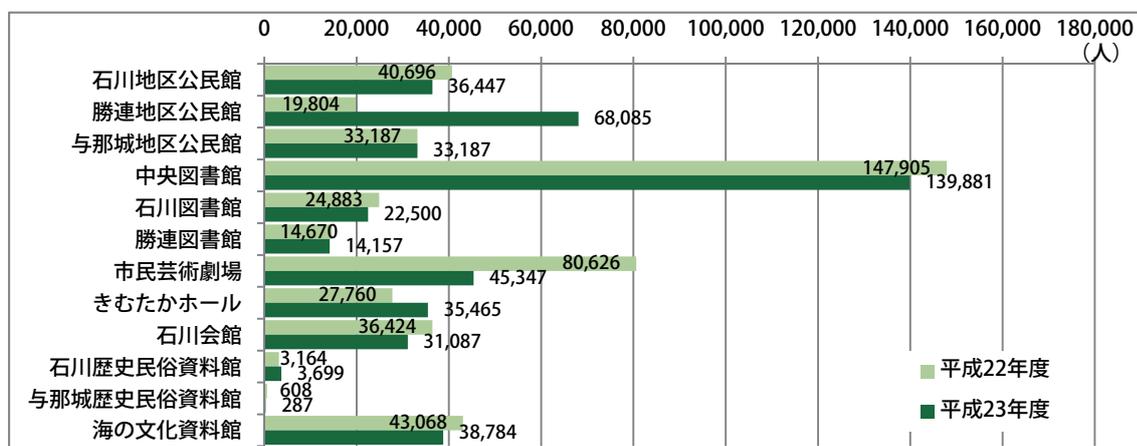


②同じ機能の施設でも利用者数に大きな差

社会教育施設を例に利用者数の比較をみると、3つある図書館のうち中央図書館が最も多く、他の2つの図書館の約8倍前後の利用者数となっています。また、資料館では、海の文化資料館が他の資料館よりも10倍以上の利用者数となっています。

このように、同じ機能を持つ施設でも利用者数に大きな差がみられるのが現状です。

年間利用者数の推移



③設置目的は異なるが機能や利用内容は同じ

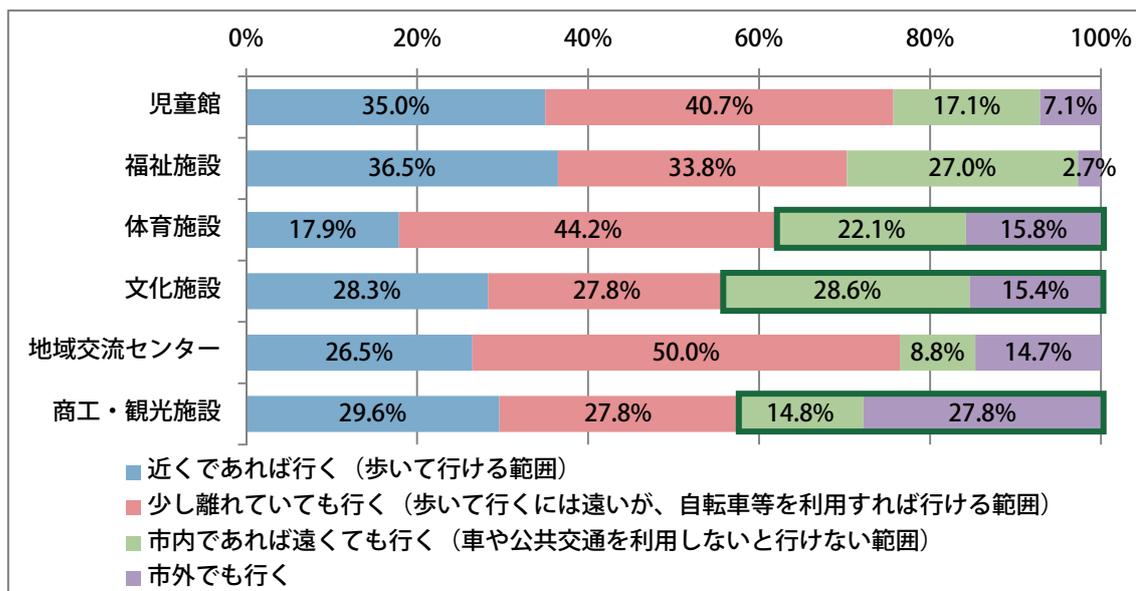
公共施設等は、それぞれ行政目的を持って整備されてきたものですが、担当課が掲げる設置目的は異なるものの、施設の機能や利用内容が重複しているものが多くあります。

また、施設の利用のされ方は地域によって異なります。例えば、彩橋中学校区に設置されている宮城児童館は、子どもが利用する場としてだけでなく、地域住民の活動の場としても機能しています。

④文化施設や商工・観光施設は多少遠くでも利用する

平成 24（2012）年9月に公共施設等の利用者を対象に実施した利用者アンケートでは、施設を利用する範囲として、近くにあることを希望していますが、文化施設や商工・観光施設、体育施設については多少遠くでも利用するとの回答も比較的多く見られます。

公共施設等の利用範囲



※公共施設等利用者アンケート（平成 24（2012）年9月実施）より

以上から、必ずしも各地区均一の施設整備ではなく、連携・補完による必要な機能の提供や機能の統廃合や複合化による機能集約の視点も必要と考えられます。なお、その際には地域特性を十分に考慮する必要があります。

1-3. 全市的・総合的な視点の必要性

公共施設等の再編が必要とされる中で、統合庁舎建設により旧庁舎跡利用が求められ、さらには、生涯学習センターの建設や平敷屋タキノー付近へのきむたかこどもセンターの整備など、個別に事業が進んでいます。

①統合庁舎建設による旧庁舎跡利用が求められている

本市においては、平成 17（2005）年4月の合併以来、旧四市町の庁舎を活用し、分庁方式で事務事業を行ってきましたが、市民の利便性を始めとする行政サービスの向上を図る観点から、平成 23 年3月に「うるま市統合庁舎基本構想」を策定し、統合庁舎建設を進めています。

統合庁舎建設により分庁方式を見直し、石川庁舎、勝連庁舎、与那城庁舎の跡利用を検討する必要があります。

旧庁舎に求められていること

《石川庁舎》

- 今以上の雇用創出や経済効果
- 市外からも人を呼べる施設（飲食店/商業施設/宿泊施設/娯楽施設/資料館/大学や専門学校）
- 市民が集まり活動できる施設（公民館/学習室/子どもと高齢者の交流施設/老人福祉施設）
- 駐車場の活用
- 民間事業者への売却や賃貸
- 地元の雇用を生む場や市民の暮らしを便利にする場
- 道の駅などの観光客向けの施設を期待する一方で、市民サービス機能や娯楽機能といった市民向け施設への期待も高い
- ◇オフィスなどの業務施設や市民サービス機能への期待が高い

《勝連庁舎》

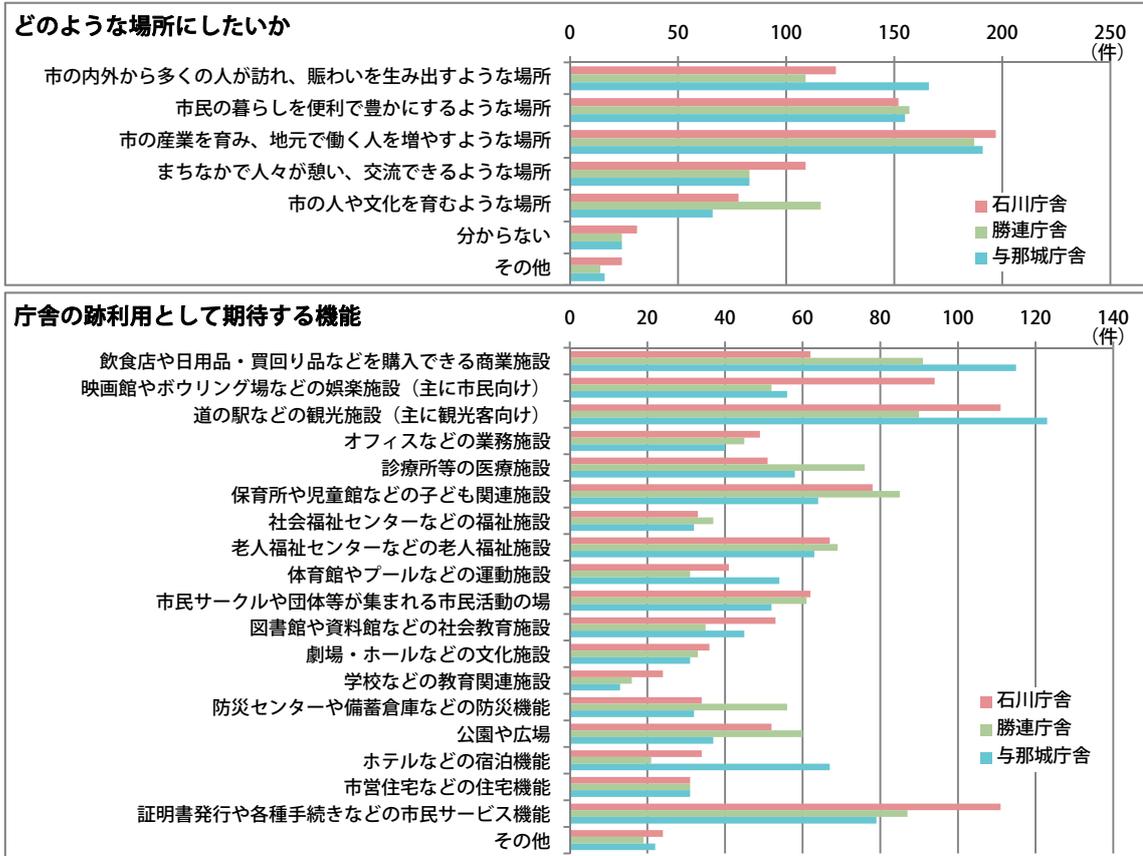
- 文化を発信する施設（博物館など）
- 観光、歴史、文化の拠点
- 与那城庁舎との統合
- 葬祭場
- 民間企業の誘致
- 保育機能
- 地元の雇用を生む場や市民の暮らしを便利にする場、文化を育む場
- 飲食店や生活用品を購入できる商業施設、道の駅などの観光施設、保育所・児童館、市民サービス機能といった市民向け施設への期待が高い
- ◇防災機能や市民サービス機能、子ども関連施設への期待が高い

《与那城庁舎》

- ロケーションを活かしたリゾート施設（複合的施設、宿泊施設、ヨットハーバー）
- 人が集まる施設（商業施設、観光関連施設、健康増進施設）
- 市民が集まり活動できる施設（若い世代と高齢者の交流）
- 伝統芸能を披露できるスペース
- ファーマーズマーケット、公設市場、食堂、消防署
- 病院
- 企業への貸出
- 地元の雇用を生む場や多くの人が集まり賑わいを生む場、便利で豊かな場所
- 道の駅などの観光施設、飲食店や生活用品を購入できる商業、市民サービス機能を期待している
- ◇市民サービス機能や観光施設、ホテルなどの宿泊機能への期待が高い

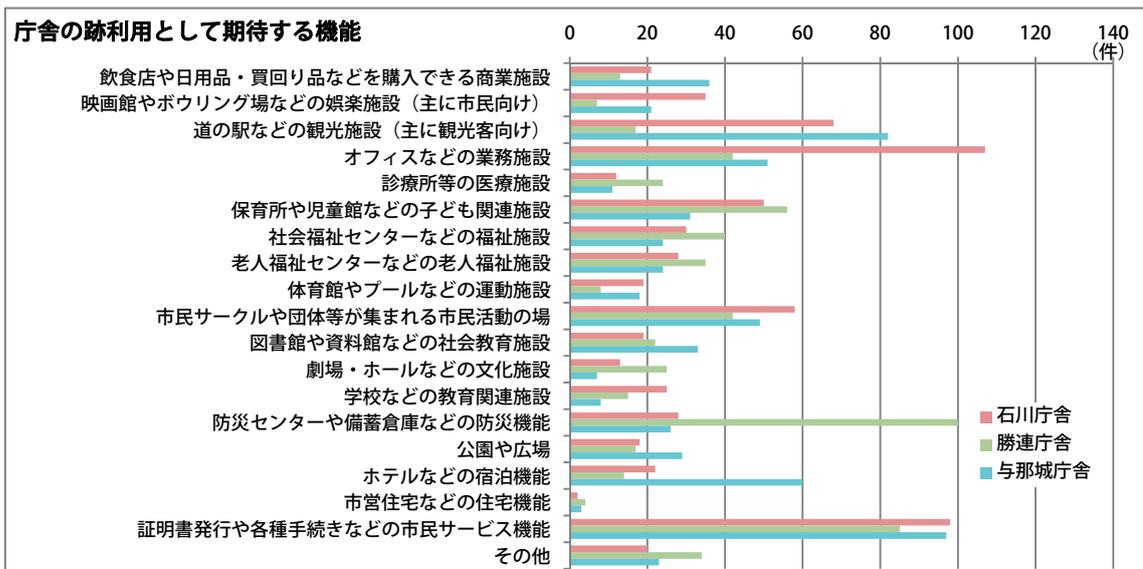
※■：地域意見交換会及び地区意見交換会、○：跡利用アンケート、◇：職員アンケートより整理

跡利用アンケート結果



※跡利用アンケート（平成 25（2013）年 7 月実施）より

職員アンケート



※職員アンケート（平成 25（2013）年 6 月実施）より

②現在検討されている施設計画

統合庁舎のほか、施設整備が以下のとおり計画されています。

施設計画の状況

施設名	計画概要
児童館	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 (2012) 年 3 月に「うるま市児童館整備に係る基本方針」を策定し、本市全体としての地域における児童福祉拠点のあり方について示す。 平敷屋タキノー付近への児童館機能を有した「きむたかこどもセンター」の整備を計画。 平成 26 年度に田場地区コミュニティ供用施設建設事業と併せて、沖縄県放課後児童クラブ支援事業補助金を活用し、放課後児童クラブ室の整備を計画。平成 27 年度以降も毎年一か所を目標に自治会等の公共施設に整備する予定。
生涯学習センター	<ul style="list-style-type: none"> 新施設の建設場所は字仲嶺の市芸術劇場隣接地。 移設先の敷地面積は約 10,000 m²で、施設規模はRC造2階建て・延床面積約 3,200 m²、施設内に約 300 人収容可能なホール、研修室、音楽室、調理室、自習室、喫茶室、オープンスペースなどを配置する計画のほか、約 100 台分の駐車場スペースも確保する予定。 平成 25 年度以降に建設着工予定。
自治公民館	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度から 29 年度に、江洲学習等供用施設と平安名地区学習等供用施設が建設予定。
調理場	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度に「うるま市学校給食センター基本計画」策定予定。 基本計画において、学校給食施設の施設数や規模等、運営方針（民間委託を含む）、アレルギー対応等を検討。
与勝消防署	<ul style="list-style-type: none"> 経年劣化が著しく防災拠点としての機能が低下していることから建替えを検討。 与勝消防署庁舎建設検討委員会を設置。
直売所等拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> 字前原（具志川地区）に農水産物直売所、レストランの整備を計画。 規模などは基本設計後に確定。 平成 28 年度の供用開始を目指す。
博物館	<ul style="list-style-type: none"> 勝連城跡周辺文化観光拠点整備事業において、新たにうるま市の博物館の建設を計画。 施設規模は整備事業の中で今後検討。

以上から、公共施設等のあり方を検討していくにあたっては、個別の事業計画との調整を図りながら、市全体としての方向性及び他施設の状況も考慮した視点での検討が必要となります。

1-4. 管理運営方法の統一化の必要性

施設の管理について、現在のように多数の部署で個別に管理運営されている状態では、担当部署によって施設に格差が生じてしまうことが懸念されます。なお、庁内意向としては、総括的なマネジメントから管理までを行う課の新設による施設の一元管理が望まれています。

①多数の部署で個別に管理運営されている状況

現在、本市の公共施設等は、32 の担当部署で管理されており、施設の機能や利用目的が同じような施設であっても設置目的によっては担当部署が異なります。

また、管理運営に関するノウハウや予算などは、担当部署の持つ人的及び物的能力に依存していることから、公共施設等の状態に格差が生じてしまう場合があります。

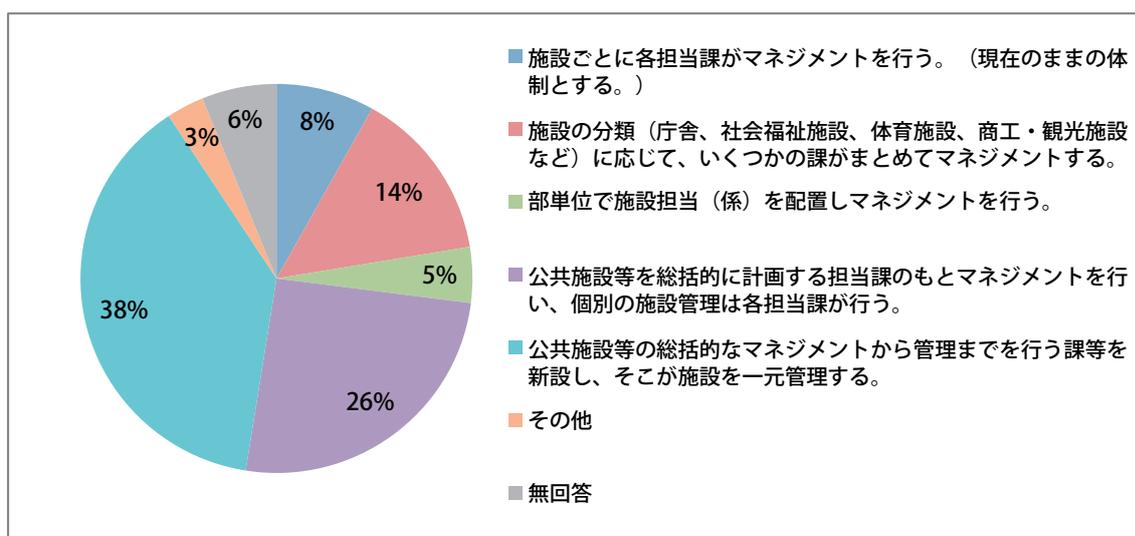
公共施設等の担当部署一覧

担当部署		管理施設（中分類）
総務部	総務課	防災センター
	管財課	庁舎、旅客待合所
福祉部	生活福祉課	福祉施設（福祉センター）
	介護長寿課	老人福祉施設
	児童家庭課	児童館
	保育課	保育所
	障がい福祉課	作業所
市民部	市民生活課	自治公民館
	健康支援課	保健相談センター
	環境課	浸出水処理施設、小動物焼却炉
経済部	農政課	農水施設、自治公民館（農村環境改善センター、農村婦人の家）
	農水産整備課	集落排水処理施設、農水施設、自治公民館（集落総合管理施設）
	企業立地雇用推進課	商工・観光振興施設
	商工観光課	商工・観光振興施設、観光トイレ
建設部	土木課	旅客待合所
	建築工事課	公営住宅、改良住宅、改良店舗、自治公民館（団地内集会所）
	下水道課	下水道施設
都市計画部	都市計画課	公園
	区画整理課	地域交流センター
水道局	水道局総務課	水道庁舎
	水道局管理課	水道施設
消防本部	消防総務課	消防施設
教育部	施設課	小学校、中学校、幼稚園
	生涯学習振興課	文化施設（地区公民館）
	生涯スポーツ課	体育施設
	文化課	文化施設（劇場・ホール、資料館）
	図書館	図書館
指導部	教育研究所	教育相談施設
	青少年センター	青少年センター青空学習支援教室
	給食センター	調理場
	中部衛生施設組合	し尿処理場
	中部北環境施設組合	ゴミ処理場

②施設の総括的なマネジメントが望まれる

平成 25（2013）年6月に全職員を対象に実施した職員アンケートでは、公共施設等のマネジメント体制として、「公共施設等の総括的なマネジメントから管理までを行う課等を新設し、そこが施設を一元管理する」との回答が最も多く、次いで「公共施設等を総括的に計画する担当課のもとマネジメントを行い、個別の施設管理は各担当課が行う」との回答が多くなっており、施設の総括的なマネジメントが望まれています。

公共施設等のマネジメント体制に対する考え方（職員アンケート）



※職員アンケート（平成 25（2013）年 6 月実施）より

③管理運営方法の統一化によるコストの抑制と施設格差の解消が期待される

管理運営方法を統一することで、これまで、各施設担当課で大規模改修・新設等の判断していたものを、横断的に管理できるようになり、公共施設に係るコストを抑制することにもつながります。また、統一化した管理運営方法をマニュアル化することにより、施設を管理している担当者が異動の場合でも、同じような管理運営が可能となり、担当者による違いがなくなることも期待されます。

以上から、施設によって管理運営する担当部署が異なる場合でも、同一の方法による管理運営や横断的な対応を可能とするためには、管理運営方法の統一化を図っていく必要があります。

1-5. 民間活力の導入の必要性

公共施設等の管理運営には多くの予算が割かれており、使用料収入だけでは光熱水費も賄えないのが現状です。また、利用者一人当たりのコストも施設によって大きな差がみられます。なお、施設によっては指定管理者制度の導入により管理運営されています。

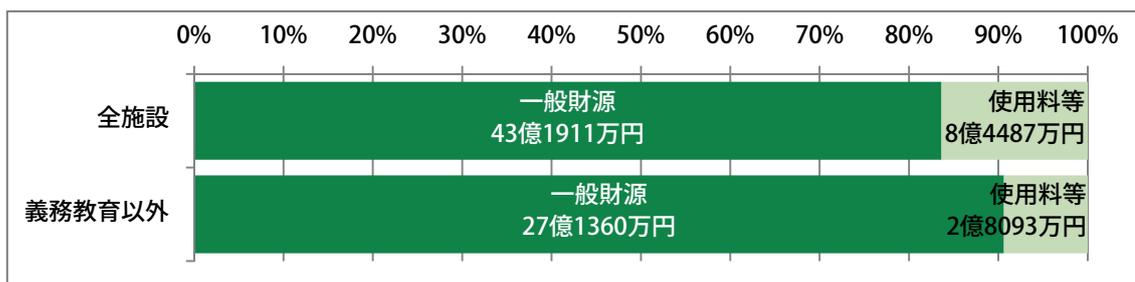
①公共施設等の管理運営には多くの予算が割かれている

公共施設等の管理運営を行っていくためには、多くの費用が必要であり、また、そのためには多くの予算が割かれています。

公共施設等の管理運営には、年間約52億円の費用がかかっていますが、そのうちの約84%に当たる約43億円が一般財源（利用者からの使用料や国・県からの補助金等を除く額）での負担となっています。

無償でサービスを受けることが憲法により保障されている義務教育施設を除くと、約90%に当たる27億円が一般財源で賄われています。

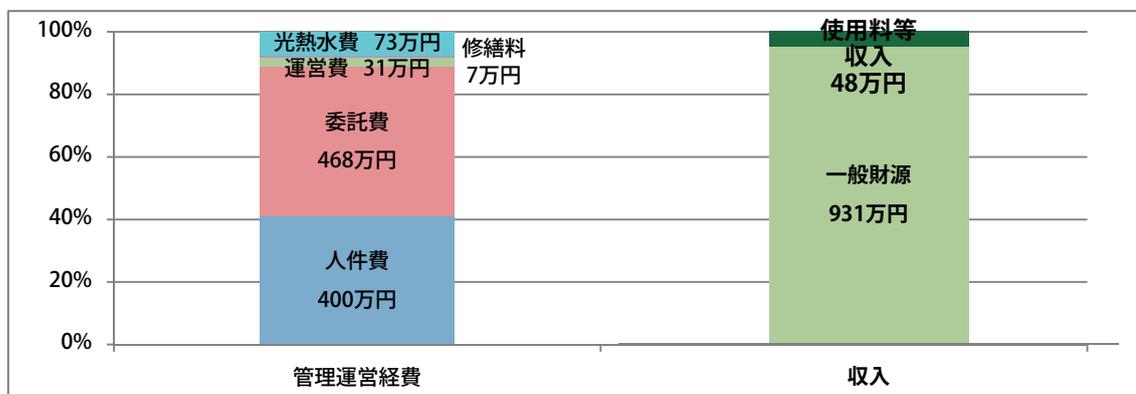
管理運営経費の財源内訳



②使用料では光熱水費も賄えない

地域交流センターを例に管理運営経費と収入の内訳を比較すると、使用料収入では光熱水費すら賄えないことが分かります。

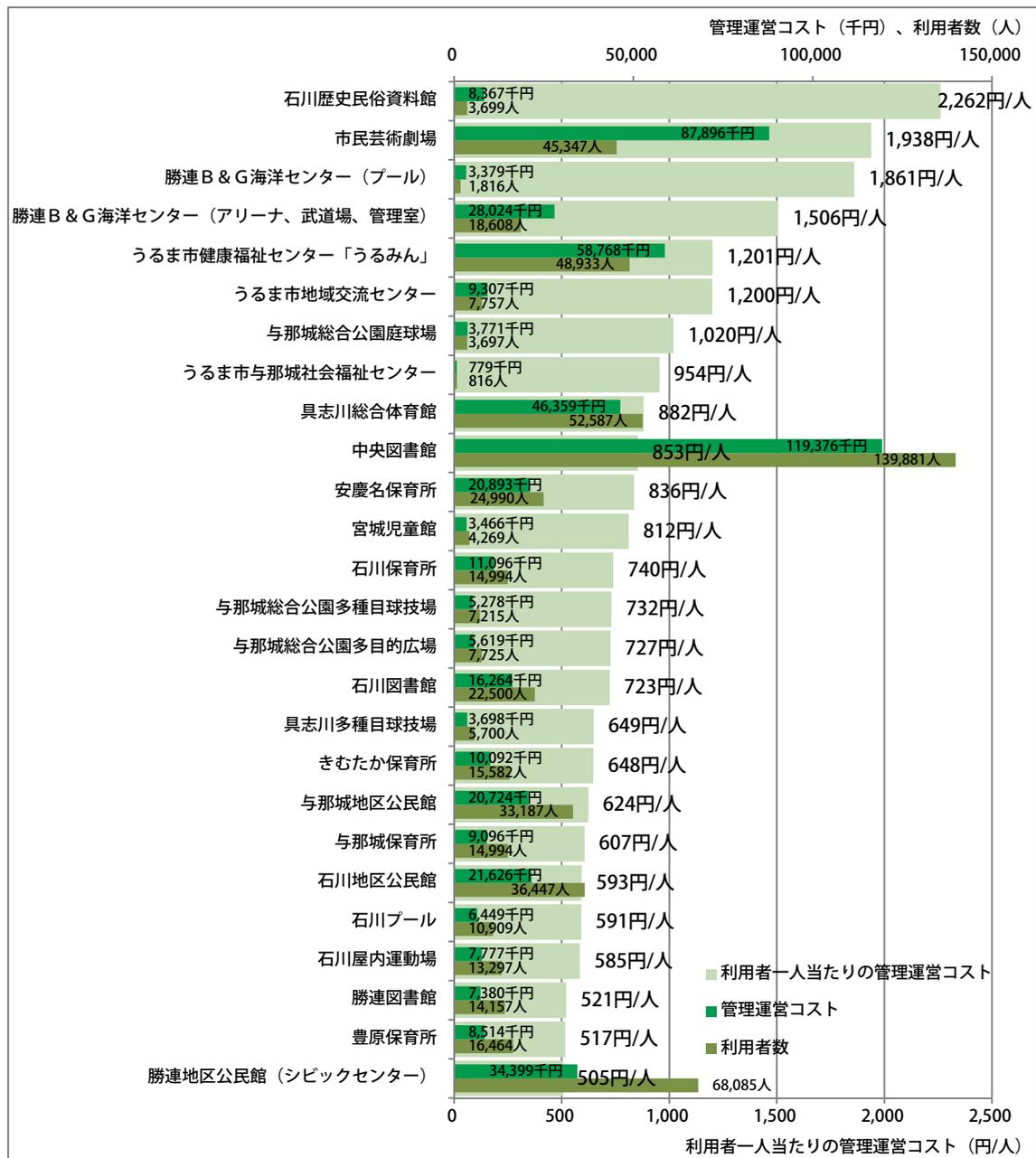
管理運営経費と収入の内訳



③利用者一人当たりのコスト

主に市民が利用する施設について、利用者一人当たりの管理運営コスト（使用料等の充
当分を除いた一般財源負担額）をみると、相対的に利用者が少ない施設でコストが高い傾
向があります。また、同種の施設間でもコストに大きな差が見られることから、それらの
施設については管理運営方法を改善するとともに、施設存続の必要性についても検討する
必要があります。

主に市民が利用する施設の利用者一人当たりの管理運営コスト（平成 23 年度）



※市民芸術劇場については、空調機の取替により、平成 23 年 1 月から 3 月までの 3 ヶ月間休館しています。

※中央図書館の管理運営コストについては、平成 23 年度決算に当該年度に限った交付金（公有財産の取得、駐車場
工事、資料購入費、計約 4100 万円）が含まれています。

④指定管理者制度の導入状況

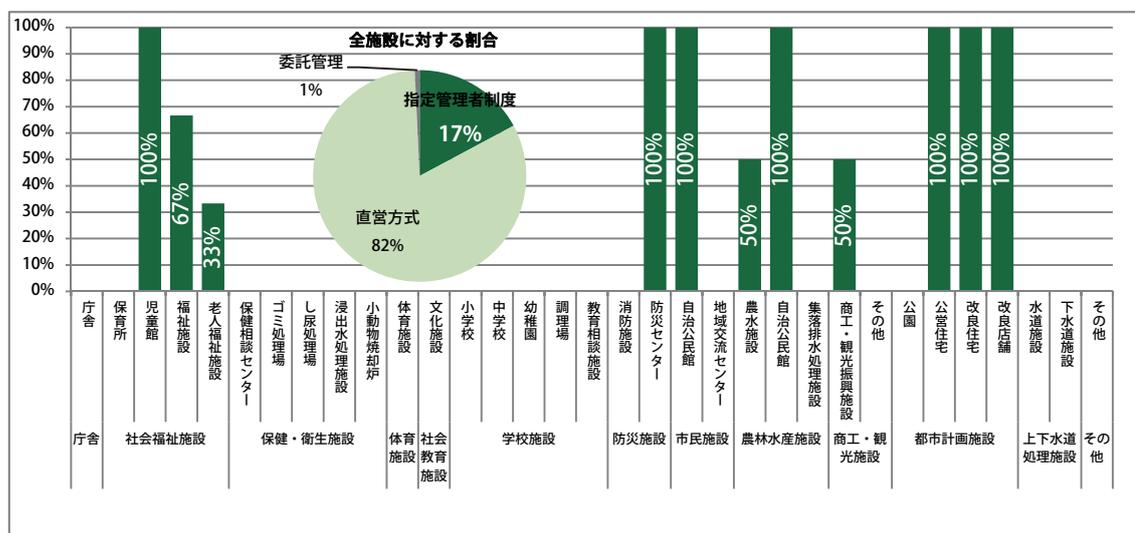
施設の管理運営方式には、「直営方式（一部業務委託を含む）」のほか、「管理運営委託」、「施設貸与・譲渡方式」、「リース方式」、「PFI方式」などがあります。「管理運営委託」については、平成15(2003)年の地方自治法の改正により、指定管理者制度が導入され、民間事業者に委託できるようになりました。

本市では、「児童館」、「防災センター」、市民施設の「自治公民館」、「公営住宅」などで指定管理者制度を導入しており、全施設の17%となっています。

施設の管理運営方式

施設名	計画概要
直営方式	○施設の設置・運営をともに公共団体が直接担う直営方式。 ○管理運営に関する責任は行政が負い、清掃、警備などの一部の業務を民間に委託する場合もこれに含まれる。
管理運営委託	○施設を公共団体が建設し、その管理運営を民間に委託する形態。
施設貸与・譲渡方式	○施設を公共団体が建設した上で、民間に有償若しくは無償で貸与または譲渡し、その管理運営を委ねる方式。
リース方式	○施設を民間が建設・所有し、公共団体が借り受けて、管理運営を担う方式。
PFI方式	○施設の設計・建設・管理運営・資金調達を一括し、長期の契約として民間に委ねる方式。

指定管理者制度の導入状況



⑤民間活力導入による公共サービスの向上が期待される

施設の管理運営方式のうち、民間活力活用の方法としては「管理運営委託（指定管理者制度等）」と「PFI方式」が主にあります。

「指定管理者制度」は、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを主な目的としています。そのメリットとしては次のようなことがあげられます。

指定管理者制度導入のメリット

- 施設を一体的に管理運営することによって、施設の効率的な運営管理がなされる。
- 住民が地域の施設の管理運営に主体的に参画することが期待できる。
- 民間のノウハウを導入することによって、新たな行政サービスが期待できる。
- 当該施設の管理における費用対効果が見込まれる。

また、「PFI方式」は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、公共団体が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供することを主な目的としています。そのメリットとしては次のようなことがあげられます。

PFI導入のメリット

- コストの縮減（民間ノウハウの活用によるVFM[※]の発生、一括発注によるコスト縮減）
- 施設デザインの向上（従来にはない施設・設備等の工夫）
- 行政では発想できない運用（運営プログラム、料金収受方法等の工夫）
- 技術面での工夫（性能発注による工法、材料等における工夫）

※VFM…従来の方式と比べてPFIの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合

なお、平成 23（2011）年のPFI法改正により、「公共施設等運営権」が明示され、「コンセッション方式」の導入が推進されています。「コンセッション方式」では、料金収入が見込める公共施設等に公共施設等運営権を設定し、その権利を民間が公共団体から購入して施設の運営を実施し、料金収入を得て運営を継続していきます。公共団体側からすれば、運営リスクを切り離すことができ、一方、民間側からすれば、運営リスクを背負うこととなりますが、料金収入を伸ばす様々な工夫によっては収益拡大になります。

以上から、今後は、公共施設等の管理運営方法の改善や施設存続の必要性を検討する際には、民間活力を積極的に導入していくことを考えていく必要があります。

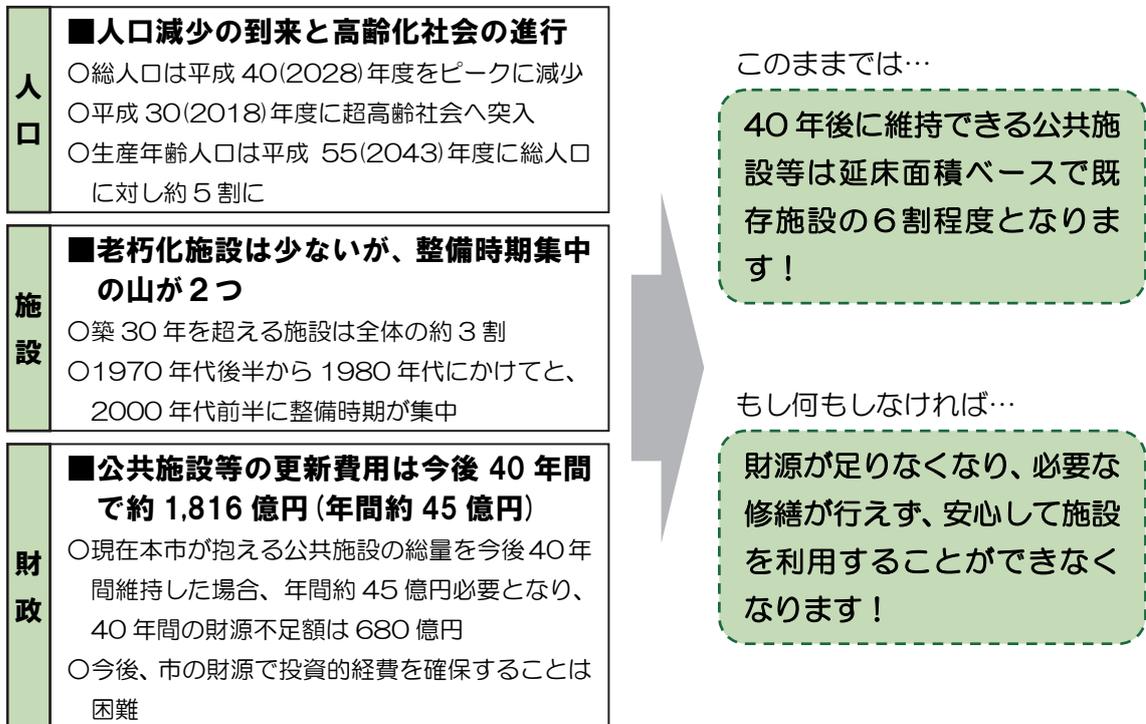
2

公共施設等マネジメント基本方針

第2章 公共施設等マネジメント基本方針

2-1. 基本的な考え方

公共施設等の現状と課題を整理すると以下のとおりとなります。



公共施設等マネジメントの必要性

公共施設等の将来のあり方を再検討し、適正な配置、経営的視点への転換が必要となります。

公共施設等の再編の必要性	地区特性を考慮した施設再編の必要性	全市的・総合的な視点の必要性	管理運営方法の統一化の必要性	民間活力の導入の必要性
--------------	-------------------	----------------	----------------	-------------

以上のことを踏まえ、本市における公共施設等マネジメントの基本的な考え方を、次のとおりとします。

『“うるま市”の公共施設等として再編し、適切な状態で次世代へ引き継ぐ』

旧四市町の公共施設等ではなく、“うるま市”の公共施設等として再編することで適切な状態とします。

そして、次世代に負担を残さず、持続可能な公共施設サービスの提供を目指します。

2-2. 6つの柱

公共施設等マネジメントの基本的な考え方に基づき、公共施設等の最大限の有効活用と市民の利便性の向上に向けて、以下の6つを柱とします。

全市的・総合的な視点の必要性

管理運営方法の統一化の必要性

(1) 全市的な問題意識の共有とトップマネジメントによる体制の整備

- 組織の縦割りを乗り越えて、全市的かつ長期的な視点で公共施設等マネジメントを推進するためのマネジメント部署の設置や市長の公言による支援など、トップマネジメントによる推進体制を整備します。
- 公共施設整備事業の実施に先立ち、公共施設等マネジメントの視点で検証する事前協議制度を導入し、整備内容の最適化を図るとともに、事後の効果検証まで行います。

公共施設等の再編の必要性

(2) 保有総量の抑制・圧縮

- 公共施設等の新設は、現在、既に整備に向け計画的な取組みが進められているものを除き、原則、行わないものとします。
- 新設が必要な場合は、同種・類似の既存施設の廃止を徹底するとともに、ライフサイクルコストを考慮した費用対効果を検証して行うこととします。
- 今後の財政推計や、人口減少や少子高齢化の状況を踏まえ、老朽化施設の統廃合等による根本的な保有総量の圧縮を行います。

公共施設等の再編の必要性

地区特性を考慮した施設再編の必要性

(3) 多機能化及び複合化の推進

- 公共施設等の持つ機能を重要視し、施設の統廃合や既存施設の有効活用、学校を含めた施設の多機能化や複合化を推進します。
- 市民に最も身近な公共施設である自治公民館や小中学校を地域拠点として設定し、そこに集約することを基本とします。
- ただし、緊急性の高い施設は、低利用施設の有効活用や近接する類似施設との集約化・共用化、余剰スペースの活用により、多機能化や複合化を行います。
- なお、各地区の特性を重視し、各地区均一の施設整備ではなく、連携・補完することにより、必要な機能を提供します。

公共施設等の再編の必要性 地区特性を考慮した施設再編の必要性

(4) 再編の方向性（維持、改築・修繕、転換、処分）を判定し、将来シナリオの提示

- 施設性能と有効活用度から各施設を評価し、地域特性を考慮したうえで、施設の維持、改築・修繕、転換、処分の方向性を判定します。
- そして、再編の方向性における主な将来のシナリオを提示します。

全市的・総合的な視点の必要性 管理運営方法の統一化の必要性

(5) システム化による管理運営の統一化

- 各担当課で管理している施設状況を把握するためのデータ収集・更新をシステム化し、施設の評価→方向性の判定→将来シナリオに基づく取組みの実施→点検→評価を繰り返しながら、施設を最適な状態で管理運営し続けるマネジメントサイクルを確立します。
- そして、その手順をマニュアル化することで、担当部署を問わず、統一した考え方に基づく管理運営を図ります。

民間活力の導入の必要性

(6) 公民連携の推進

- 指定管理者制度やPFI等のPPP手法（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）の導入により、施設の整備、更新、管理運営において、民間事業者の資金やノウハウを活用し、より効果的・効率的なサービスを提供します。
- 公共施設の全てを公共で賄うのではなく、民間施設を活用した取組みを推進するなど、施設を保有せずに公共サービスを展開する取組みについても推進します。

2-3. 再編の方向性を判定する考え方

再編の方向性を判定するにあたり、まずは、「うるま市公共施設等白書」にて整理した配置状況や利用状況をもとに「施設性能」と「有効活用度」の2つの評価基準を作成し、これらの評価基準から再編の方向性（維持、改築・修繕、転換、処分）に仕分けします。

そして、その結果を踏まえ、施設の持つ性格や地域特性を加味したうえで将来のあり方を示すこととします。

(1) 評価基準の設定

施設性能は、建物自体の性能を評価する基準であり、「耐震基準への適合」「老朽化の状況」「バリアフリーへの対応」「維持管理費の妥当性」により評価します。

有効活用度は、施設の有効活用度合いを評価する基準であり、「類似施設状況」「施設利用度」「利用者一人当たりのコスト」「1㎡当たりのコスト」により評価します。

「施設性能」と「有効活用度」の評価基準

施設性能	耐震基準への適合 新耐震基準へ適合しているかを評価	A：適合（新耐震基準以降または補強済み） B：対策中または対策予定 C：対策が必要
	老朽化の状況 構造と築年数、改修履歴による評価	A：問題なし（築30年未満または改修済み） B：老朽化対策が必要（築30年以上50年未満） C：老朽化が進行（築50年以上）
	バリアフリーへの対応 車いす利用者や障がい者が利用しやすいかを評価	A：対応 B：一部対応 C：未対応
	維持管理費の妥当性 維持管理費が同規模施設の平均と比較して多いか少ないかを評価	A：平均より少ない B：平均 C：平均より多い
有効活用度	類似施設状況 同種または類似施設が中学校区内に存在するかを評価	A：なし B：一部の機能あり C：あり
	施設利用度 利用者（利用件数）が同種施設の平均と比較して多いか少ないかを評価	A：平均より多い B：平均 C：平均より少ない
	利用者一人当たりのコスト 利用者一人あたりのコストが同種施設の平均と比較して多いか少ないかを評価	A：平均より少ない B：平均 C：平均より多い
	1㎡当たりのコスト 延床面積（運動場等は敷地面積）1㎡当たりのコストが同種施設の平均と比較して多いか少ないかを評価	A：平均より少ない B：平均 C：平均より多い

※なお、データが不足している項目については、「B：平均」と評価することとします。

(2) 評価方法

評価基準を用いて、以下の方法で評価します。

評価方法

①評価基準に従い、各施設を評価項目ごとに評価します。

施設名	施設性能				有効活用度			
	耐震基準への適合	老朽化の状況	バリアフリーへの対応	維持管理費の妥当性	類似施設状況	施設利用度	利用者一人当たりのコスト	1㎡当たりのコスト
〇〇館	A	B	A	C	C	B	B	A
◆◆	B	A	A	B	B	A	C	C



②評価を点数化（A：3点 B：2点 C：1点）し、加点方式により施設性能と有効活用度のそれぞれの合計点を算出します。

施設名	施設性能					有効活用度				
	耐震基準への適合	老朽化の状況	バリアフリーへの対応	維持管理費の妥当性	合計	類似施設状況	施設利用度	利用者一人当たりのコスト	1㎡当たりのコスト	合計
〇〇館	3	2	3	1	9	1	2	2	3	8
◆◆	2	3	3	2	10	2	3	1	1	7

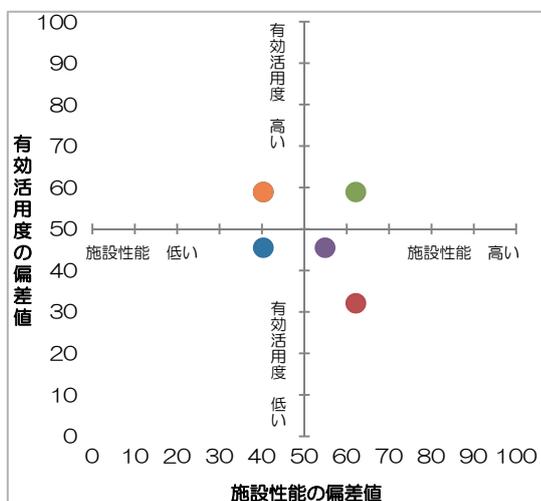


③同種施設毎（中分類毎）に点数を偏差値化します。

中分類	施設名	点数		偏差値	
		施設性能	有効活用度	施設性能	有効活用度
△△	〇〇館	9	8		
××	◆◆	10	7		



④偏差値で分布図を作成します。



(3) 再編の方向性の考え方

再編の方向性の考え方は以下のとおりです。



①維持

- 施設は有効に活用されており、かつ、施設性能も高いことから、今後も市有施設として維持していく施設となります。
- 施設の維持にあたっては、長寿命化計画・保全計画の作成や更なるサービス向上の検討に取り組むこととなります。

②改築・修繕

- 施設は有効に活用されていますが、施設性能は低いことから、施設の改築・修繕を検討していきます。
- 耐震化や老朽化対策、バリアフリー化、IT対応などについて、整備手法や時期、費用等の検討に取り組むこととなります。

③転換

- 施設は有効に活用されていませんが、施設性能は高いことから、他の機能での活用を検討していきます。
- 活用アイデアの検討や実現化に向けた検討（コストの検討や合意形成手法の検討）に取り組むこととなります。

④処分

- 施設は有効に活用されておらず、また、施設性能も低いことから施設の処分を検討していきます。
- 貸付、売却、譲渡、解体の検討に取り組むこととなります。

⑤要検討

- 有効活用度の向上により、維持や改築・修繕への移行が考えられることから、あり方の検討が考えられます。
- 管理運営の見直し、サービスの向上、付加機能の検討に取り組むこととなります。

3

施設分類別の将来計画

第3章 施設分類別の将来計画

3-1. 庁舎

◆施設概要

施設名	中学校区	延床面積 (㎡)	建築年	備考
具志川庁舎	あげな	8,924	昭和 62(1987)年	
石川庁舎	石川	6,097	昭和 61(1986)年	
勝連庁舎	与勝	1,876	昭和 55(1980)年	
与那城庁舎	与勝	5,603	平成 6(1994)年	
水道局庁舎	具志川	1,566	平成 14(2002)年	

※建築年の太字は旧耐震基準の建物

◆現状と課題

建物状況

- 勝連庁舎は築 30 年以上経過しており、旧耐震基準の建物であるため、早急に耐震化と老朽化対策が必要となります。(白書本編P18 参照)
- 石川庁舎、勝連庁舎、与那城庁舎は、統合庁舎建設による分庁方式の見直しに伴い、跡利用の検討が求められています。(第4章にて庁舎跡利用計画を示します)

利用状況

- 平成 22 年度の年間利用者数は 762,672 人(水道局庁舎除く)であり、一日当たりの利用者数は平均 3,113 人/日となり、本市人口 116,979 人(平成 22 年国勢調査)の約 2.7%にあたります。
- 各庁舎の一日当たりの利用者数の平均は、具志川庁舎で 2,531 人/日と最も多く、次いで石川庁舎 331 人/日、与那城庁舎 131 人/日、水道局庁舎 123 人/日、勝連庁舎 122 人/日となっています。(白書本編P19 参照)

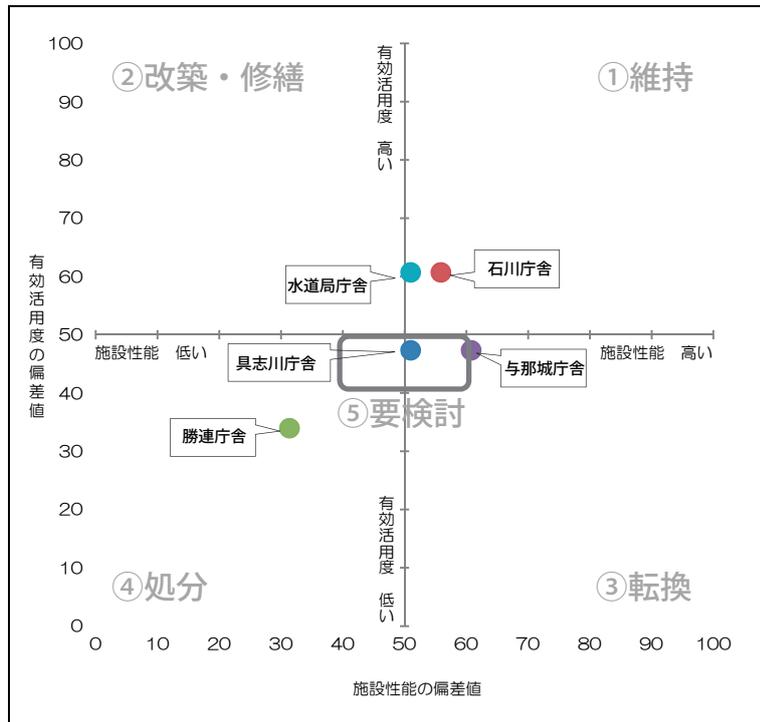
管理運営状況

- 具志川庁舎、石川庁舎、勝連庁舎、与那城庁舎は直営により管財課、水道局庁舎は直営により水道局総務課が管理しています。(白書本編P19 参照)
- 利用者一人当たりの年間管理運営経費は、石川庁舎が 984 円/人と平均 295 円/人に対して約3倍であり、施設によって大きな差が見られます。(白書本編P20 参照)

土地の状況

- 勝連庁舎の敷地は約 69%が私有地であり、借地であることから将来的な土地活用(返還、買上げ等)の方向性を検討する必要があります。

◆施設性能と有効活用度による施設の評価



○石川庁舎、水道局庁舎は、「①維持」する施設となります。

○与那城庁舎は、「③転換」により有効活用を検討する施設となります。

○勝連庁舎は、「④処分」を検討する施設となります。

○具志川庁舎は、「①維持」や「②改築・修繕」への移行に向けて「⑤検討を要する」施設となります。

◆市民などからの主な意見

《意見交換会より》

- 地域の意見を優先し、活用内容は地域に任せるべきだと思う。
- 庁舎は中途半端な大きさのため、跡利用として使い道がないと思う。
- 跡地は有料で売却しても良いと思う。
- 第三者機関による検討も必要である。
- 施設単体で考えるのではなく、石川、勝連、与那城庁舎を総合的に考える必要がある。
- 維持管理面についても考える必要がある。
- 庁舎の建替えには費用を要することから、耐用年限までの利用が望ましい。
- 行政サービスは低下させない形で残すべきである。
- 本庁舎について、うるま市全体を1つの生活圏として位置づけているのであれば、弱者対策をどのように考えるかが重要だと思う。

《施設管理者調査より》

- 本庁舎は、来庁市民が利用しやすいのはもちろんのこと、メンテナンスや防犯管理も安全かつ容易に行える施設が望ましい。
- 石川庁舎は民間へ売却又は賃貸し、収入を得る方がよい。
- 勝連庁舎は取り壊しが望ましく、代替施設としてシビックセンター側での一部行政機能の確保と各種団体等の活動施設とする。

- 与那城庁舎は民間へ売却又は賃貸し、収入を得る方がよい。
- 水道局庁舎は、シャトルバスの運用などにより本庁舎とのアクセスが容易であることが望ましい。

◆再編の方向性

- 石川庁舎、勝連庁舎、与那城庁舎は、統合庁舎建設による分庁方式の見直しに伴い、跡利用を検討します。
- ただし、勝連庁舎は敷地の約69%が借地であることや、建物の老朽化による危険性を考慮し、処分(解体)します。
- 具志川庁舎と水道局庁舎は、引き続き維持していく施設とします。

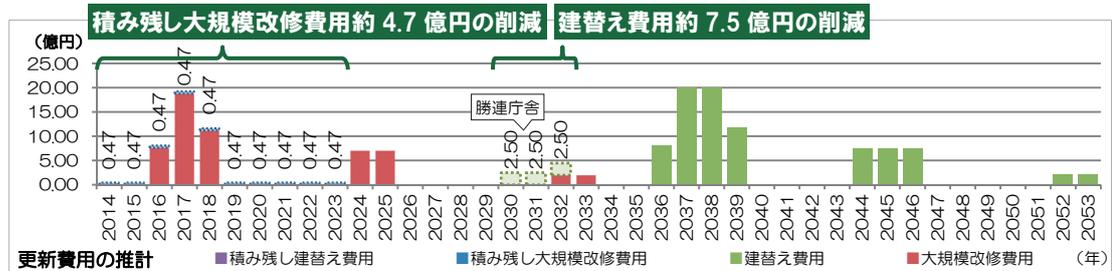
施設名	施設毎の方向性	
	短期（概ね10年）	中・長期
具志川庁舎	維持（必要に応じた改修）	維持
石川庁舎	跡利用による有効活用	跡利用による有効活用
勝連庁舎	老朽化により処分（解体）	—
与那城庁舎	跡利用による有効活用	跡利用による有効活用
水道局庁舎	維持	維持

40年後の縮減量：5施設⇒4施設（延床面積 24,066 m²⇒22,190 m²）

【削減効果】

庁舎機能移転後に老朽化による処分を実施し、総量を圧縮とした場合の削減効果

- 施設更新に係るコスト 約12.2億円の削減



- 管理運営に係るコスト 年間約2,094万円の削減（平成19年度から平成23年度までの実績より平均を算出）

3-2. 社会福祉施設

(1) 保育所

◆施設概要

施設名	中学校区	延床面積 (㎡)	建築年	定員 (人)	入所児童数 (人)
豊原保育所	高江洲	374	平成 5 (1993) 年	60	55
安慶名保育所	あげな	730	平成 12 (2000) 年	90	90
石川保育所	石川	623	昭和 62 (1987) 年	60	56
きむたか保育所	与勝	491	平成 19 (2007) 年	60	59
与那城保育所	与勝	410	平成 3 (1991) 年	60	57

※入所児童数は平成 25 年 11 月 1 日時点

◆現状と課題

建物状況

- 築 30 年以上経過している施設はなく、いずれも新耐震基準の建物であるため、特に耐震診断及び耐震補強の必要はありません。（白書本編P23、24 参照）
- 本市には、公立保育所5施設のほか、認可保育所が 26 施設あります。保育所の利用者は保護者の就労状況や生活スタイルにより利便性の高い施設を利用する傾向にあるため、地区ごとに判断する必要があります。地区ごとの0～5歳児の人口割合に応じた保育所の合計定員数と現状を比較した場合、石川地区は他の地区と比較して施設数が多く、具志川及び与勝地区では不足していることがうかがえます。

公立・認可保育所の配置状況（施設数と定員数）

中学校区	石川	伊波	あげな	具志川	具志川東	高江洲	与勝	与勝第二	彩橋	津堅	合計
公立保育所数	1	—	1	—	—	1	2	—	—	—	5
認可保育所数	6	2	4	6	2	3	1	1	1	—	26
合計施設数	7	2	5	6	2	4	3	1	1	—	31
合計定員数 (人) A	465	120	395	530	198	320	180	80	60	—	2,348
0～5歳人口 (人) B	902	643	1,516	1,684	1,108	1,003	1,044	279	99	9	8,287
0～5歳人口 に対する保育所 定員数比率 C=A/B	0.52	0.19	0.26	0.31	0.18	0.32	0.17	0.29	0.61	—	
0～5歳人口 割合 D=B/Bの合計	0.11	0.08	0.18	0.20	0.13	0.12	0.13	0.03	0.01	0.00	
0～5歳人口 割合に応じた 合計定員数 E=Aの合計× D	255	182	430	477	314	284	296	79	28	3	2,348
現在の合計定員 数との差 F=A-E	210	-62	-35	53	-116	36	-116	1	32	-3	0
地区	石川	具志川				与勝					
地区毎の合計	147	-62				-85					0

※表で使用されている数値は、端数処理により計算結果や合計が一致しないことがあります。

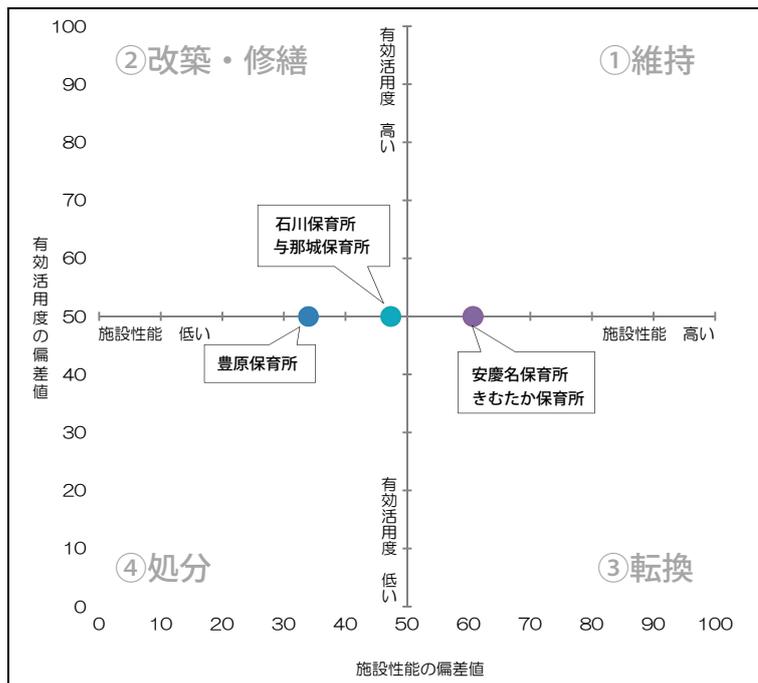
利用状況

- 年間利用者数の推移をみますと、平成19年度から平成21年度にかけ各施設とも一時減少しましたが、平成22年度以降再び微増傾向にあります。その中において、石川保育所は、比較的用户数が少ない状況がうかがえます。（白書本編P25参照）
- 平成25年11月1日時点では、安慶名保育所を除く保育所で定員割れとなっています。

管理運営状況

- すべての施設は直営により保育課が管理しています。（白書本編P25参照）
- 保育所5施設の平成23年度の年間管理運営経費のうち、人件費が約79%と高い割合を占めています。（※ここでいう人件費は、公立保育所5施設の年間経費に対する職員給与の割合となっています。）

◆施設性能と有効活用度による施設の評価



○安慶名保育所、きむたか保育所は、比較的新しい施設であることから「①維持」する施設となります。

○石川、与那城、豊原保育所は、「②改築・修繕」を検討する施設となります。

※有効活用度を評価する基準のうち「類似施設状況」について、利用実態に合わせ、中学校区単位ではなく地区単位で同種施設の有無を判断するとともに、認可保育園の有無も考慮しました。

◆市民などからの主な意見

《意見交換会より》

- 幼稚園と保育園を統合できると良い。
- 市の保育園をなくし認可保育園に移行するのであれば認可保育園を要望したい。
- 待機児童の解消を考えるべきである。

《施設管理者調査より》

- 待機児童の解消が前提であるが、実情に沿った施設数や施設規模が望ましく、そのため、公立保育所の民営化や幼稚園における3年保育の実施及びそれに伴う公立保育所における入所児童年齢の特化（0～2歳児まで等）が考えられる。
- 幼稚園施設整備担当部局と調整し、3年保育型幼稚園整備や幼稚園・保育園併設型についての検討会議を設けたい。
- 民間保育所の増改築事業に伴い定員の見直しをはかり待機児童の解消を行う。

◆再編の方向性

○公立保育所には定員割れになっている施設があるものの、地域によっては保育所の不足が見られ、市内に保育機能が十分足りていない状況であることから、保育機能を低下させずに保有総量を縮減するためには、幼稚園との連携、または民間保育所等を活用しつつ公立保育所の一部民営化（民間へ譲渡）を図ります。

○幼稚園との連携については、「子ども・子育て支援新制度」を踏まえ検討します。

○石川保育所については、施設の評価では「改築・修繕」ですが、他の保育所と比較すると築年数が古く老朽化が進んでいることや、石川地区における保育所数（認可保育所含む）が充実していることを踏まえ、処分（解体または民間へ譲渡）を検討します。

施設名	施設毎の方向性	
	短期（概ね10年）	中・長期
豊原保育所	改築・修繕（施設規模の改善）	民営化による処分（民間へ譲渡）
安慶名保育所	維持	民営化による処分（民間へ譲渡）
石川保育所	処分（老朽化のため解体または民間へ譲渡）	—
きむたか保育所	維持	民営化による処分（民間へ譲渡）
与那城保育所	改築・修繕	民営化による処分（民間へ譲渡）

40年後の縮減量：5施設⇒0施設（延床面積 2,628㎡⇒0㎡）

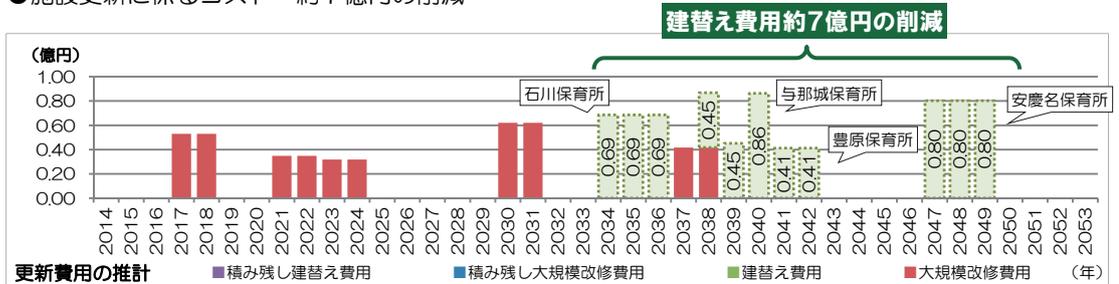
＜子ども・子育て支援新制度について＞

- 『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。
- 主なポイントとして、①「認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設」、②「認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）」、③「地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実」があります。
- 認定こども園制度の改善については以下のとおりです。
 - 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
 - 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
 - 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

【削減効果】

更新時（耐用年限に達した年度）に民営化による処分を実施し、総量を圧縮するとした場合の削減効果

●施設更新に係るコスト 約7億円の削減



●管理運営に係るコスト 年間約9,860万円の削減（平成19年度から平成23年度までの実績より平均を算出）

（２）児童館

◆施設概要

施設名	中学校区	延床面積 (㎡)	建築年	備考
みどり町児童センター	あげな	418	平成 8 (1996) 年	
宮城児童館	彩橋	340	昭和 60 (1985) 年	
屋慶名児童館	与勝	450	昭和 62 (1987) 年	
なかきす児童センター	高江洲	496	平成 16 (2004) 年	
いしかわ児童館	石川	332	平成 17 (2005) 年	

◆現状と課題

建物状況

- 築 30 年以上経過している施設はなく、いずれも新耐震基準の建物であるため、特に耐震診断及び耐震補強の必要はありません。（白書本編P23、24 参照）
- 宮城児童館は築 28 年であるため、老朽化対策が今後必要になります。（白書本編P23 参照）

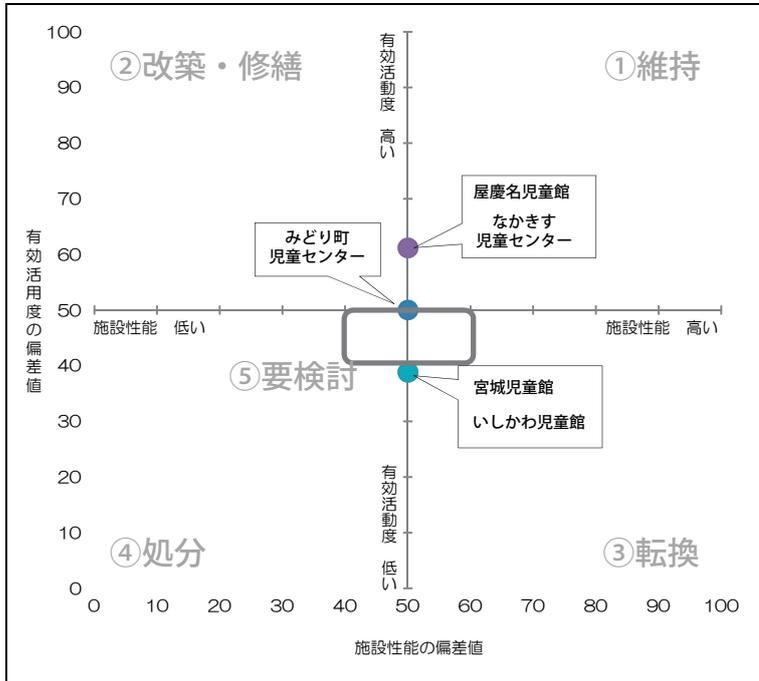
利用状況

- 年間利用者数の推移は、屋慶名児童館といしかわ児童館で減少傾向となっています。（白書本編P25 参照）
- 宮城児童館は、地域公民館と一体化した施設となっており、児童のみならず、地域住民の交流の場となっています。

管理運営状況

- すべての施設は指定管理者による管理運営が行われています。（白書本編P25 参照）
- 利用者一人当たりの年間管理運営経費は、宮城児童館を除く児童館で 400 円/人前後であり、施設による差は見られません。宮城児童館は利用対象者(人口)自体が少ないため、他の児童館と比較すると高くなっています。（白書本編P26 参照）

◆施設性能と有効活用度による施設の評価



○屋慶名児童館、なかきす児童センターは、「①維持」する施設となります。

○宮城児童館、いしかわ児童館は、「③転換」により有効活用を検討する施設となります。

○みどり町児童センターは、「①維持」や「②改築・修繕」への移行に向けて「⑤検討を要する」施設となります。

◆市民などからの主な意見

《意見交換会より》

- 児童館と福祉施設を統合するのも良い。
- 中学校区ごとに児童館を整備するという話もあった。

《施設管理者調査より》

- 宮城児童館と屋慶名児童館は、施設が古くなっていることから、施設の更新が必要である。
- 空き公共施設がある場合には、子育て支援のため、学童クラブ室等（児童館的な役割）の設置が必要である。
- 新しく小学校建設する際に、学童クラブ室等の専用室設置を協議する。
- 短期的な課題であった、児童福祉の拠点となる児童館等を各地区へ整備する計画が平成26年度に達成される見込みで、中長期的な課題となる児童館未設置となる中学校区への児童館機能(ソフト事業を主とした)の整備が今後必要である。

◆再編の方向性

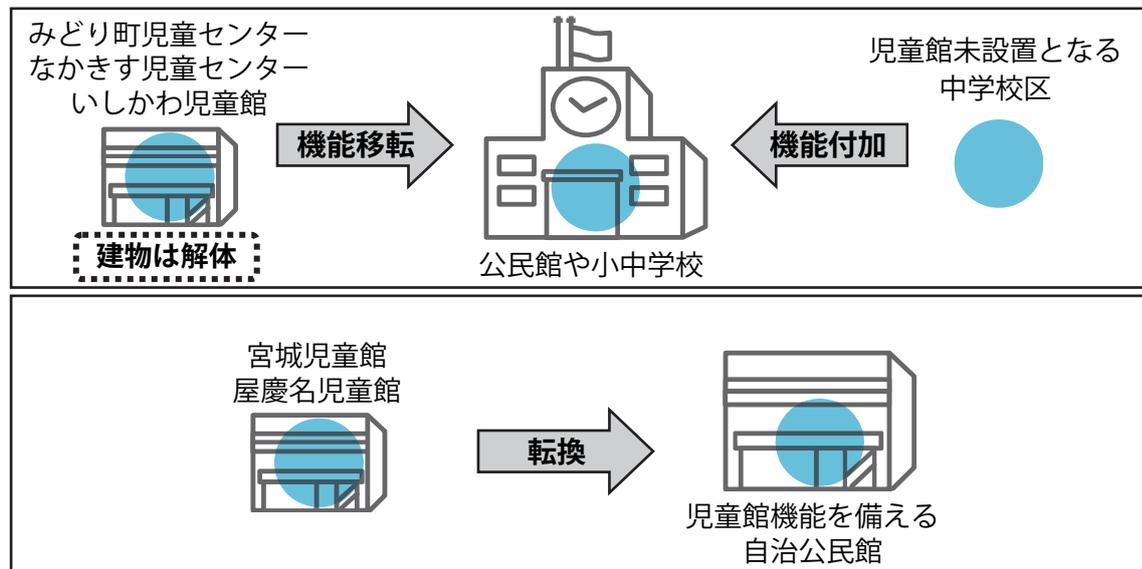
○利用者数が減少している施設があるものの、児童館は子どもの健全な成長とその支援のためには必要であることから、現在の機能を低下させずに保有総量を縮減するためには、地域拠点となる公民館や小中学校への機能移転（公民館や小中学校の複合化）を図ります。

○また、中学校区ごとへの設置が望まれていることから、児童館未設置となる中学校区については、公民館や小中学校等への児童館機能(ソフト事業を主とした)の整備を図ります。

施設名	施設毎の方向性	
	短期（概ね 10 年）	中・長期
みどり町児童センター	維持	公民館や小中学校への機能移転による処分
宮城児童館	維持（管理運営の見直し）	児童館機能を備える自治公民館として転換
屋慶名児童館	維持（利用者増への取組み）	児童館機能を備える自治公民館として転換
なかきす児童センター	維持	公民館や小中学校への機能移転による処分
いしかわ児童館	維持（利用者増への取組み）	公民館や小中学校への機能移転による処分
きむたかこどもセンター	整備予定	整備後、維持

40 年後の縮減量：5 施設⇒3 施設（延床面積 2,036 ㎡⇒1,158 ㎡）

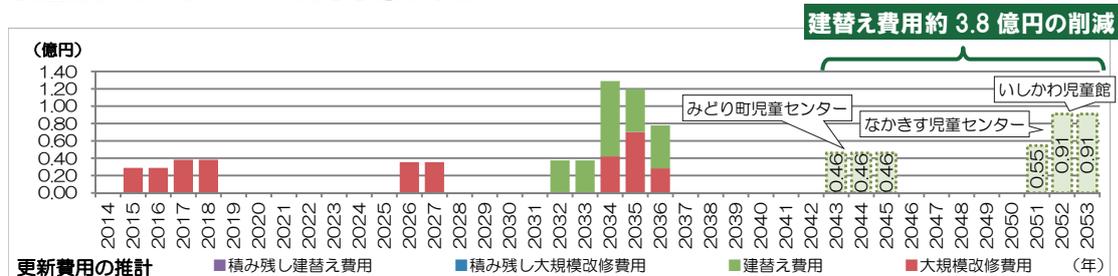
◆将来シナリオ



【削減効果】

更新時（耐用年限に達した年度）に機能移転による処分を実施し、総量を圧縮するとした場合の削減効果

●施設更新に係るコスト 約 3.8 億円の削減



●管理運営に係るコスト 年間約 1,989 万円の削減（平成 19 年度から平成 23 年度までの実績より平均を算出）

（3）福祉施設**◆施設概要**

施設名	中学校区	延床面積 (㎡)	建築年	備考
うるま市勝連 社会福祉センター	与勝	1,279	昭和 54（1979）年	
うるま市与那城 社会福祉センター	与勝	1,193	平成 7（1995）年	
うるま市健康福祉 センター「うるみん」	あげな	7,572	平成 20（2008）年	

※建築年の太字は旧耐震基準の建物

◆現状と課題**建物状況**

- うるま市勝連社会福祉センターは築 30 年以上経過しており、旧耐震基準の建物であるため、早急に耐震化と老朽化対策が必要となります。なお、勝連庁舎の 1 階部分であることから、勝連庁舎の跡利用と併せて検討する必要があります。（白書本編 P29、30 参照）
- うるま市健康福祉センター「うるみん」の 3 階執務室（生活福祉課、健康支援課）は統合庁舎へ移転することから、移転後のスペースの有効利用が求められています。

利用状況

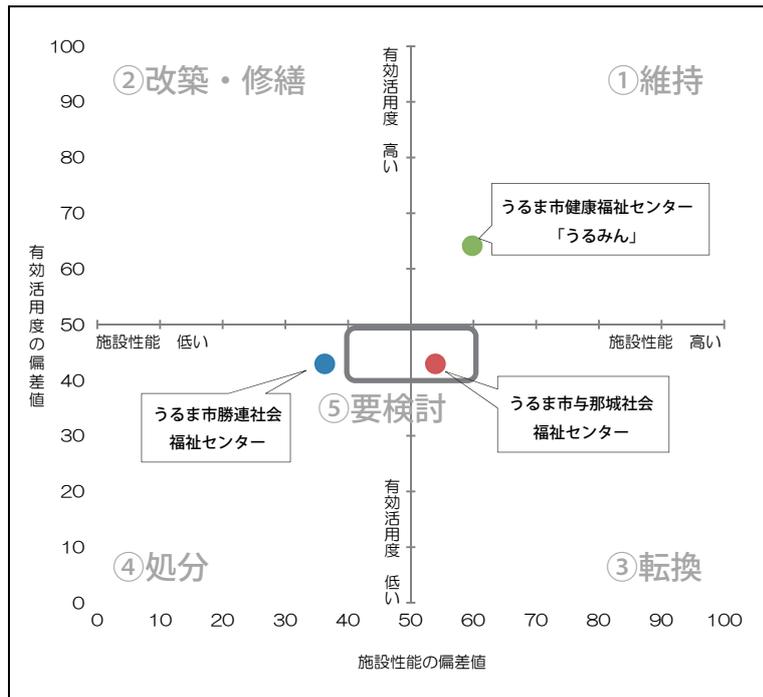
- 年間利用者数の推移は、うるま市健康福祉センター「うるみん」で増加しており、平成 23 年度は 48,933 人（一日当たりの利用者数は 136 人/日）であり、他の施設と比べ突出して多くなっています。なお、勝連社会福祉センターの年間利用者数は 2,568 人、与那城社会福祉センターでは 816 人となっています。（白書本編 P31 参照）
- うるま市健康福祉センター「うるみん」は、社会福祉協議会の支所を統括する本所機能として、また、具志川地区における地域福祉活動の拠点としても使用されていますが、福祉を必要とする住民への相談・支援、老人クラブやボランティアグループなどの団体が主体的に活動を展開していくための事務室や会議室の確保に苦慮しています。
- 与那城社会福祉センターは、3 階のホール以外に使用する場所がなく、各種団体の活動日の調整が困難な状況にあります。また、同センターの駐車場は極めて狭く、利用者用の駐車場が不足しています。

管理運営状況

- うるま市健康福祉センター「うるみん」は直営により生活福祉課が管理しており、社会福祉センター 2 施設は指定管理者による管理運営が行われています。（白書本編 P31 参照）

- うるま市健康福祉センター「うるみん」では、利用者数の増加に伴い、年間管理運営経費も増加しており、平成 23 年度は前年度の 1.2 倍となっています。（白書本編 P32 参照）
- 福祉施設 3 施設の平成 23 年度の年間管理運営経費は 8,772 万円であり、そのうち、建物の維持管理費が 3,799 万円と約 43%を占めています。

◆施設性能と有効活用度による施設の評価



○うるま市健康福祉センター「うるみん」は、新しい建物であり利用も多いことから「①維持」する施設となります。

○うるま市勝連社会福祉センター（勝連庁舎内）は、耐震性が確保されておらず老朽化もしており、活用度も低いことから、「④処分」を検討する施設となります。

○うるま市与那城社会福祉センターは、「①維持」や「②改築・修繕」への移行に向けて「⑤検討を要する」施設となります。

◆市民などからの主な意見

《意見交換会より》

- うるま市健康福祉センター「うるみん」の3階は、うるま市自治連絡協議会を開催する場所として活用したい。また、老人会、婦人会、青年会の事務所としても活用するのが良い。

◆再編の方向性

○勝連社会福祉センターは勝連庁舎の1階部分にあり、建物は庁舎機能移転後に処分（解体）の方向性であることから、比較的近い距離にある同種施設の与那城社会福祉センターに集約化を図ります。また、社会福祉協議会等へ譲渡も検討します。なお、与那城社会福祉センターは駐車スペースが少なく、利用に際して不便をきたしていることから、更新時に駐車スペースの確保を検討する必要があります。

○うるま市健康福祉センター「うるみん」は、新しい施設であり、社会福祉協議会の本所機能や地域福祉活動の拠点として多くの市民に利用されている施設であることが

ら、引き続き、市有施設として維持します。統合庁舎建設に伴い、空きスペースとなる3階執務室は、施設の目的にあった中で地域住民が利用できるスペースとなるよう検討していきます。

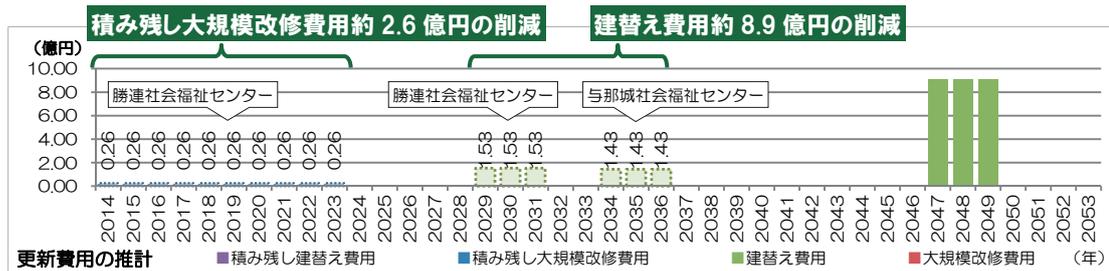
施設名	施設毎の方向性	
	短期（概ね10年）	中長期
うるま市勝連社会福祉センター	処分（与那城社会福祉センターへ集約し、庁舎機能移転後に解体）	—
うるま市与那城社会福祉センター	処分（勝連社会福祉センターとの集約化を図り、社会福祉協議会等へ譲渡の検討）	—
うるま市健康福祉センター「うるみん」	維持	維持

40年後の縮減量：3施設⇒1施設（延床面積 10,044 m²⇒7,572 m²）

【削減効果】

庁舎機能移転後に集約化と譲渡等による処分を実施し、総量を圧縮するとした場合の削減効果

●施設更新に係るコスト 約11.5億円の削減



●管理運営に係るコスト 年間約114万円の削減（平成19年度から平成23年度までの実績より平均を算出）

（４）老人福祉施設

◆施設概要

施設名	中学校区	延床面積 (㎡)	建築年	備考
老人福祉センター（B型）	彩橋	407	昭和 54（1979）年	
伊計島老人憩いの家	彩橋	150	平成 14（2002）年	
津堅島介護保険地域 密着型サービス施設	津堅	486	平成 21（2009）年	
石川老人クラブ会議室	伊波	65	平成 10（1998）年	
石川老人クラブ作業室	伊波	-	-	
石川赤崎ゲートボール場	石川	-	-	

※建築年の太字は旧耐震基準の建物

◆現状と課題

建物状況

- 老人福祉センター（B型）は築 30 年以上経過しており、旧耐震基準の建物であるため、早急に耐震化と老朽化対策が必要となります。（白書本編P29、30 参照）
- 施設の多くがバリアフリー施策以前の建築物であり、入口、トイレ等のバリアフリー化がなされていません。（白書本編P30 参照）

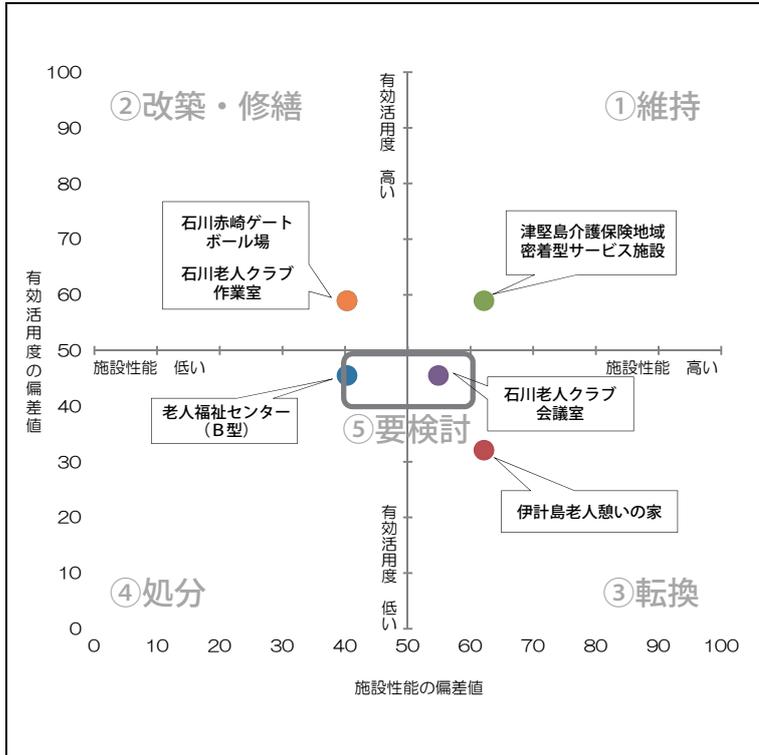
利用状況

- 老人福祉施設の平成 23 年度の日当たりの利用者数は 10～25 人/日程度となっていますが、石川老人クラブ作業室は 0.1 人/日と極端に少なくなっており、施設によって大きな差が見られます。（白書本編P32 参照）
- なお、老人福祉センター（B型）は、地域公民館と一体的な施設であり、地域住民の交流の場となっています。

管理運営状況

- 伊計島老人憩いの家と津堅島介護保険地域密着型サービス施設は指定管理者による管理運営が行われており、その他 4 施設は直営により介護長寿課が管理しています。（白書本編P31 参照）
- 利用者一人当たりの年間管理運営経費は、石川老人クラブ作業室が 10,161 円/人と突出して高くなっており、施設によって大きな差が見られます。（白書本編P32 参照）
- 石川赤崎ゲートボール場は、利用者が自主的に管理を行っており、高齢者の健康増進、地域の交流の場となっています。

◆施設性能と有効活用度による施設の評価



○津堅島介護保健地域密着型サービス施設は、「①維持」する施設となります。

○石川老人クラブ作業室、石川赤崎ゲートボール場は、「②改築・修繕」を検討する施設となります。

○伊計島老人憩いの家は、「③転換」により有効活用を検討する施設となります。

○石川老人クラブ会議室と老人福祉センター（B型）は、「①維持」や「②改築・修繕」への移行に向けて「⑤検討を要する」施設となります。

◆市民などからの主な意見

《意見交換会より》

- 高齢者と子どもが交流できるような環境が望ましい。
- 高齢者が元気に活動していけるための公共施設のあり方や、子どもたちが郷土愛を育むことができるように学校外で利用できる学習施設等のあり方なども検討の視点として考えられる。

《施設管理者調査より》

- 高齢者福祉施設は、高齢者の健康づくりや生きがい活動の拠点として多くの高齢者に活用されているため、利用者が、安心・安全に利用できる施設環境の維持管理が重要となる。

◆再編の方向性

○老人福祉施設は高齢者の活動の拠点として必要であり、より利用しやすい環境や子どもとの交流もできる環境が求められています。現在の機能を低下させずに保有総量を縮減するためには、地域拠点となる公民館や小中学校への機能移転（公民館や小中学校の複合化）を図ります。

施設名	施設毎の方向性	
	短期（概ね10年）	中長期
老人福祉センター（B型）	公民館や小中学校へ機能移転し処分	—
伊計島老人憩いの家	転換（多機能化による有効活用）	転換後、コミュニティ施設として維持
津堅島介護保険地域密着型サービス施設	維持	維持
石川老人クラブ会議室	機能移転による処分に向けて検討（関係機関との協議）	処分
石川老人クラブ作業室	機能移転による処分に向けて検討（関係機関との協議）	処分
石川赤崎ゲートボール場	維持	維持

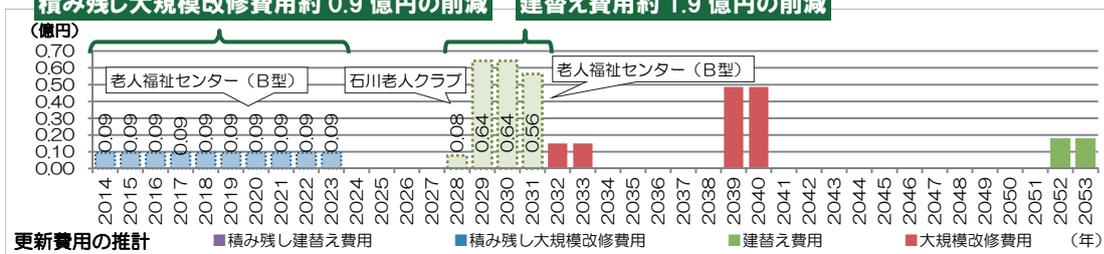
40年後の縮減量：6施設⇒3施設（延床面積 1,108 m²⇒636 m²）

【削減効果】

更新時（耐用年限に達した年度）に機能移転による処分を実施し、総量を圧縮とした場合の削減効果

●施設更新に係るコスト 約2.8億円の削減

積み残し大規模改修費用約0.9億円の削減 建替え費用約1.9億円の削減



●管理運営に係るコスト 年間約138万円の削減（平成19年度から平成23年度までの実績より平均を算出）

3-3. 保健衛生施設

(1) 保健相談センター

◆施設概要

施設名	中学校区	延床面積 (㎡)	建築年	備考
石川保健相談センター	石川	1,893	平成5（1993）年	

◆現状と課題

建物状況

- 新耐震基準の建物であり、特に耐震診断及び耐震補強の必要はありません。（白書本編P34 参照）
- 建物の老朽化に伴い、修繕が必要な箇所が増えています。

利用状況

- 平成23年度の一日当たりの利用者数（1階部分）は39人/日であり、老人クラブや介護教室利用者等の利用が主となっています。（白書本編P35 参照）
- 調理室等古くなったことにより利用回数が減っています。
- 2階ホールは保育園や一般団体の借用、各課が行う総会等の会場として利用が多くなっています。

管理運営状況

- 直営により健康支援課が管理しています。（白書本編P35 参照）
- 1階部分における年間管理運営経費の推移は増加傾向であり、平成23年度は358万円となっています。（白書本編P35 参照）

◆施設性能と有効活用度による施設の評価

※施設の評価は同種施設での相対評価となるため、同種施設が1施設の場合は評価しないものとします。

◆市民などからの主な意見

《意見交換会より》

- 与勝地区には保健センターがないので、福祉関係の施設が必要だと思う。

◆再編の方向性

○市民の健康維持と増進のための拠点施設として設置しましたが、現在、うるま市の保健事業の拠点がうるま市健康福祉センター「うるみん」であることや、利用実態を考慮し、機能転換による地域福祉活動の拠点としての有効活用を検討します。

○また、施設は石川庁舎敷地内にあることから、庁舎跡利用を検討する中では、石川庁舎と一体となった利用についても検討します。

保健衛生施設（保健相談センター）

施設名	施設毎の方向性	
	短期（概ね 10 年）	中長期
石川保健相談センター	転換（地域福祉活動の拠点としての活用又は石川庁舎跡利用との一体的な活用）	転換後、維持

40 年後の縮減量：1 施設⇒1 施設（延床面積 1,893 m²⇒1,893 m²）

（2）ゴミ処理場、し尿処理場、浸出水処理施設、小動物焼却炉

◆施設概要

施設名	中学校区	延床面積 (㎡)	建築年	備考
中部北環境施設組合ごみ溶融施設	あげな	10,123	平成 16(2004) 年	
中部北環境施設組合リサイクルプラザ	あげな	4,074	平成 16(2004) 年	
中部衛生施設組合し尿処理場	あげな	2,346	昭和 55(1980) 年	
浸出水処理施設	あげな	297	平成 15(2003) 年	
勝連町へい獣処理施設	与勝	30	昭和 57(1982) 年	閉鎖

※建築年の太字は旧耐震基準の建物

◆現状と課題

建物状況

- 中部衛生施設組合し尿処理場は築 30 年以上経過しており、旧耐震基準の建物であるため、早急に耐震化と老朽化対策が必要となります。（白書本編 P37 参照）

利用状況

- 可燃ごみ処理を行う「中部北環境施設組合ごみ溶融施設」及び、不燃・資源ごみ処理を行う「中部北環境施設組合リサイクルプラザ」には、一日当たり平均 100 台/日のごみ運搬車両が搬入しています。（白書本編 P38 参照）
- し尿・浄化槽汚泥処理を行う「中部衛生施設組合し尿処理場」には、一日当たり平均 20 台/日の 2 トン車両が搬入しています。（白書本編 P38 参照）
- 浸出水処理施設は、旧具志川最終処分跡地から発生する浸出水を処理する施設となっています。（白書本編 P36 参照）

管理運営状況

- 中部北環境施設組合の 2 施設及び中部衛生施設組合の 1 施設は委託管理であり、浸出水処理施設は直営により環境課が管理しています。（白書本編 P38 参照）
- 年間管理運営経費の推移はほぼ横ばいで推移しています。（白書本編 P39 参照）

◆施設性能と有効活用度による施設の評価

※これら施設は市民生活に必要な不可欠な施設であり、施設性能と有効活用度で再編を検討することが相応しくない施設であることから、評価しないものとします。

◆再編の方向性

- 衛生施設は市民生活に必要な不可欠な施設であることから、今後も維持していくものとします。
- 閉鎖している施設は処分（解体）します。

縮減量：5 施設⇒4 施設（延床面積 16,870 ㎡⇒16,840 ㎡）

3-4. 体育施設

◆施設概要

施設名	中学校区	敷地面積 (㎡)	延床 面積 (㎡)	建築年	利用種目									
					体育館	武道場等	相撲場	プール	野球場	庭球場	多種目球技場	運動場	屋内運動場	
具志川 総合体育館	具志川東	5,470	5,470	昭和 56 (1981) 年	●	●								
具志川総合 グラウンド	具志川東	56,100	-	昭和 52 (1977) 年									●	
具志川庭球場	具志川東	9,424	-	平成 9 (1997) 年							●			
具志川野球場	具志川東	21,908	-	昭和 59 (1984) 年					●					
喜屋武マープ 公園庭球場	具志川	1,720	-	平成 6 (1994) 年							●			
具志川ドーム	具志川東	211,000	4,479	平成 21 (2009) 年			●							●
具志川多種目 球技場	具志川東	12,513	-	平成 20 (2008) 年								●		
具志川運動公園 管理事務所	具志川東	851	336	平成 20 (2008) 年										
石川体育館	石川	12,513	3,602	昭和 60 (1985) 年	●	●	●							
石川プール	石川	6,110	1,358	昭和 63 (1988) 年				●						
石川屋内運動場	石川	3,970	3,250	昭和 63 (1988) 年										●
石川庭球場	石川	3,250	-	平成元 (1989) 年							●			
石川野球場	石川	2,420	-	昭和 60 (1985) 年					●					
勝連総合 グラウンド	与勝	25,769	-	昭和 56 (1981) 年								●	●	
勝連B & G海洋 センター (アリーナ)	与勝	12,223	1,218	昭和 60 (1985) 年	●	●								
勝連B & G海洋 センター (プール)	与勝	875	-	昭和 60 (1985) 年				●						
与那城総合公園 陸上競技場	与勝	21,548	-	平成 5 (1993) 年										●
与那城総合公園 多目的広場	与勝	8,000	-	平成 8 (1996) 年								●		
与那城総合公園 庭球場	与勝	1,519	-	平成 9 (1997) 年							●			
与那城総合公園 多種目球技場	与勝	17,840	-	平成 15 (2003) 年								●	●	
合計施設数					3	3	2	2	2	4	4	4	4	2

◆現状と課題

建物状況

- 具志川総合体育館、具志川総合グラウンド、勝連総合グラウンドは整備後 30 年以上、具志川野球場、石川体育館、石川野球場、勝連B & G海洋センターは整備後 30 年近く経過しているため、これら施設の老朽化対策が今後必要となります。（白書本編P42 参照）
- 旧四市町で体育施設を整備してきたため、同様の体育施設が複数設置されています。

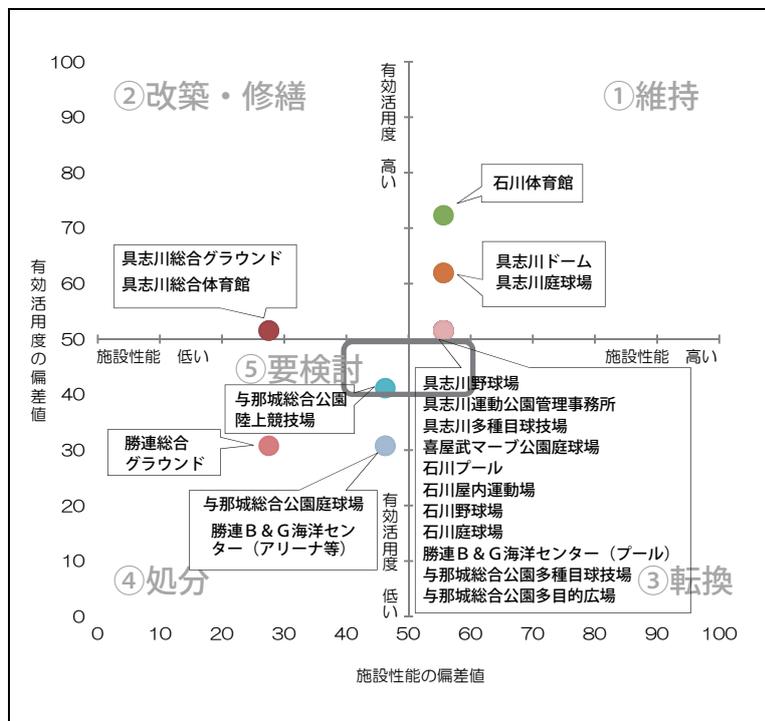
利用状況

- 年間利用者数の推移は、全体的に減少傾向にあるなかで、具志川ドームと石川庭球場、勝連B & G海洋センター（アリーナ等）が増加傾向となっています。（白書本編P44 参照）
- 利用種目別に年間利用者数をみると、体育館では具志川総合体育館と石川体育館、プールでは石川プール、庭球場では具志川庭球場、運動場では与那城総合公園陸上競技場での利用者が多く、施設によって利用者数に差が見られます。（白書本編P45 参照）

管理運営状況

- すべての施設は直営により生涯スポーツ課が管理しています。（白書本編P44 参照）
- 利用者一人当たりの年間管理運営経費は、勝連B & G海洋センター（アリーナ等）が平均の約3倍、勝連B & G海洋センター（プール）が平均の約4倍であるなど、施設によって大きな差が見られます。（白書本編P46 参照）
- 体育施設 20 施設の平成 23 年度の年間管理運営経費は 1 億 9,285 万円であるのに対し、使用料収入は 2,286 万円となっています。

◆施設性能と有効活用度による施設の評価



○多くの体育施設は、「①維持」する施設となります。

○具志川総合グラウンド、具志川総合体育館は、老朽化していることから、「②改築・修繕」を検討する施設となります。

○勝連総合グラウンド、与那城総合公園庭球場、勝連B & G海洋センター(アリーナ等)は、「④処分」を検討する施設となります。

○与那城総合公園陸上競技場は、「①維持」や「②改築・修繕」への移行に向けて「⑤検討を要する」施設となります。

◆市民などからの主な意見

《意見交換会より》

- 天候に左右されない施設や複合施設にすることが望ましい。
- 健康維持のため、トレーニングルームのような施設を市内に均等配置することが望ましい。
- 核になるようなグラウンドを1つ整備し、他は〇〇専用グラウンドというように性格づけることが望ましい。
- 勝連地区と与那城地区のグラウンドは1つに統合し、与勝地区として1つあれば良い。
- 冬場も利用できるプールが望ましい。
- 合併してスポーツ大会が減ってきているため、大会などを増やせば体育施設の利用が増えると思う。
- 体育施設は、土日の大会だけではなく平日も人が集まるような工夫が必要である。

《施設管理者調査より》

- 各施設の利用頻度は高い傾向にあるが、老朽化に伴い修繕費の増加が拡大していることから、一か所に主施設を拡大設置することや統廃合を検討する。

◆再編の方向性

- 体育施設は各地区にあり、体育館3施設、庭球場3施設、多種目球技場4施設のように同種または類似施設が多数みられ、その利用者数や利用者一人当たりの年間管理運営経費には大きな差があります。
- 各施設を有効に活用するためには、同じような施設とするのではなく、地区によって特徴が異なる施設や多機能に使える施設が望ましいことから、重複している機能の集約化や異なる機能の複合化を図ります。
- また、老朽化している施設は、学校施設の体育館やグラウンドとの共有化や民間施設の活用を図ることで施設の処分を検討します。
- 施設の管理運営にあたっては、管理運営経費に対する利用料金収入の割合が低いことから、利用料金を見直すとともに、指定管理者制度の活用など民間活力の積極的な導入を検討します。

施設名	施設毎の方向性	
	短期（概ね10年）	中長期
具志川総合体育館	改築・修繕	維持（運動公園として本市の総合的な運動拠点とする）
具志川総合グラウンド	改築・修繕	維持（運動公園として本市の総合的な運動拠点とする）
具志川庭球場	維持	維持（運動公園として本市の総合的な運動拠点とする）
具志川野球場	維持	維持（運動公園として本市の総合的な運動拠点とする）
喜屋武マープ公園庭球場	維持	維持
具志川ドーム	維持	維持（運動公園として本市の総合的な運動拠点とする）
具志川多種目球技場	維持	維持（運動公園として本市の総合的な運動拠点とする）
具志川運動公園管理事務所	維持	維持（運動公園として本市の総合的な運動拠点とする）
石川体育館	要検討（石川庁舎の跡利用と併せて有効活用方法の検討）	
石川プール	維持	民間施設の活用を図ることにより処分
石川屋内運動場	要検討（石川庁舎の跡利用と併せて有効活用方法の検討）	
石川庭球場	要検討（石川庁舎の跡利用と併せて有効活用方法の検討）	
石川野球場	要検討（石川庁舎の跡利用と併せて有効活用方法の検討）	
勝連総合グラウンド	維持（老朽化した付属施設の処分）（周辺公共施設等と一体的な活用方法を検討）	
勝連B&G海洋センター（アリーナ）	処分（周辺の学校体育館を共有化することにより廃止）	—
勝連B&G海洋センター（プール）	処分（「維持」の方向性ですが、アリーナと一体的に考え、民間施設の活用を図ることにより廃止）	—
与那城総合公園陸上競技場	要検討（与那城庁舎の跡利用と併せて有効活用方法の検討）	

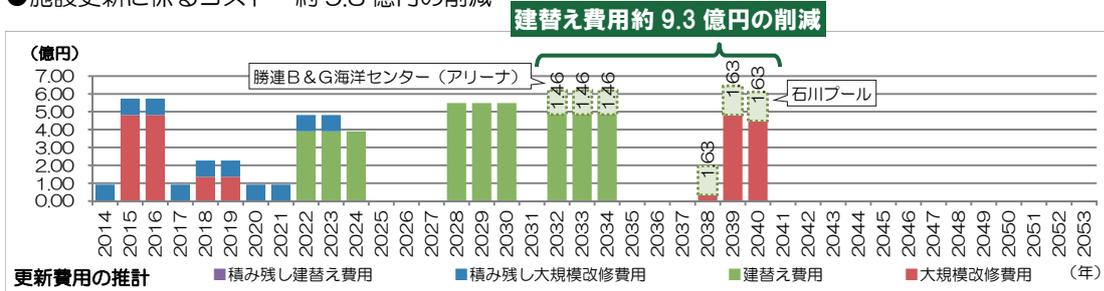
施設名	施設毎の方向性	
	短期（概ね 10 年）	中長期
与那城総合公園 多目的広場	要検討（与那城庁舎の跡利用と併せて有効活用方法の検討）	
与那城総合公園 庭球場	要検討（与那城庁舎の跡利用と併せて有効活用方法の検討）	
与那城総合公園 多種目球技場	要検討（与那城庁舎の跡利用と併せて有効活用方法の検討）	

40 年後の縮減量：20 施設⇒17 施設（延床面積 19,714 m²⇒17,137 m²）

【削減効果】

更新時（耐用年数に達した年度）に集約化や民間施設の活用による処分を実施し、総量を圧縮するとした場合の削減効果

●施設更新に係るコスト 約 9.3 億円の削減



●管理運営に係るコスト 年間約 2,570 万円の削減（平成 19 年度から平成 23 年度までの実績より平均を算出）

3-5. 社会教育施設

(1) 地区公民館

◆施設概要

施設名	中学校区	延床面積 (㎡)	建築年	備考
石川地区公民館	石川	1,866	平成 11 (1999) 年	
勝連地区公民館 (シビックセンター)	与勝	3,301	平成 11 (1999) 年	
与那城地区公民館	与勝	1,729	昭和 53 (1978) 年	

※建築年の太字は旧耐震基準の建物

◆現状と課題

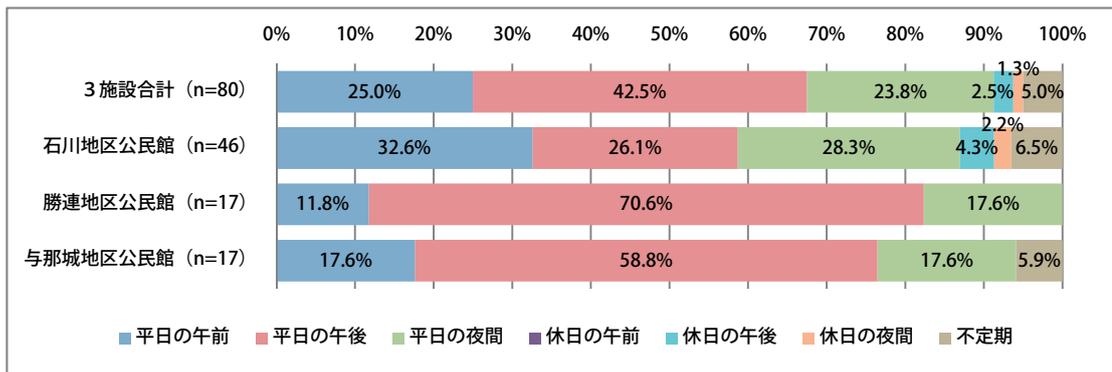
建物状況

- 与那城地区公民館は築 30 年以上経過しており、旧耐震基準の建物であるため、早急に耐震化と老朽化対策が必要となります。(白書本編P51、52 参照)

利用状況

- 各施設の年間利用者数の推移は、約 3 万人程度で推移していますが、勝連地区公民館（シビックセンター）では平成 23 年度に 2 倍以上急増しています。(白書本編P54 参照)
- 地区公民館の利用は平日が主であり、特に、勝連と与那城地区公民館では平日の午後の利用割合が多くなっています。一方、石川地区公民館では休日の利用もわずかですが見られます。

施設を利用する主な時間帯



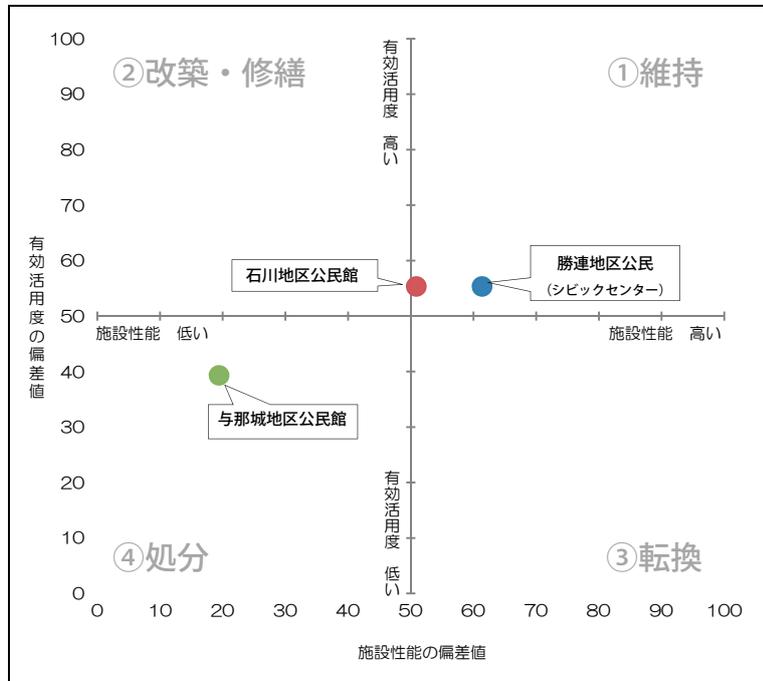
※公共施設等利用者アンケート調査（平成 24(2012)年 9 月実施）より

管理運営状況

- 地区公民館 3 施設は直営により生涯学習振興課が管理しています。(白書本編P53 参照)
- 年間管理運営経費の推移は 3 施設とも増加しており、特に勝連地区公民館（シビックセンター）で増加割合が高くなっています。(白書本編P55 参照)

- 地区公民館3施設の平成23年度の年間管理運営経費は7,841万円であり、そのうち、人件費が3,264万円と約42%を占めています。

◆施設性能と有効活用度による施設の評価



○石川、勝連地区公民館は、「①維持」する施設となります。

○与那城地区公民館は、耐震性が確保されておらず老朽化もしており、活用度も低いことから、「④処分」を検討する建物となります。

◆市民などからの主な意見

《意見交換会より》

- 中央公民館を中心とする仕組みが望ましい。
- 地区公民館はなくても良い。
- 与那城地区公民館は築年数が長く老朽化しているために2階部分が使えないことから、与那城庁舎への移転などが望ましい。

《施設管理者調査より》

- 老朽化している与那城地区公民館を閉鎖し、周辺公共施設への機能移転が望ましい。また、生涯学習センターの建設を推進する。
- うるま市においては、大学受験、就職試験受験者のための学習室不足問題が取り沙汰されている。現在、石川地区公民館、与那城地区公民館の研修室を学習室として提供しているが、うるま市人口の57%を有する具志川地区においては類似施設を含め学習室のない状態が長く続いている。学習室の設置が予定されている生涯学習センターの開館までは間があるため、この間の対応が急がれている。

◆再編の方向性

○地区公民館は利用時間帯に偏りがあることや、自治公民館と類似した施設であることから、自治公民館を地域コミュニティの拠点施設として強化し、複合施設として計画されている生涯学習センターをうるま市唯一の市立公民館として維持します。

○与那城地区公民館は、老朽化していることから、機能を周辺の公共施設へ移転することにより、建物は解体します。

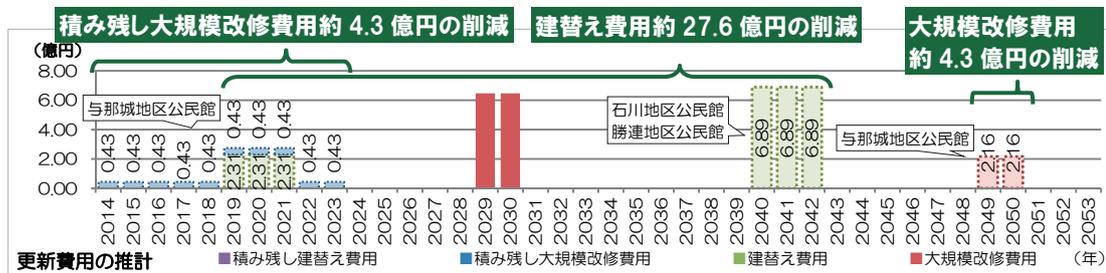
施設名	施設毎の方向性	
	短期（概ね10年）	中長期
石川地区公民館	維持	自治公民館の機能強化により処分
勝連地区公民館 （シビックセンター）	維持（周辺公共施設等と一体的な活用方法を検討）	自治公民館の機能強化により処分
与那城地区公民館	処分（周辺の公共施設へ機能移転し、解体）	—
生涯学習センター	複合施設として整備	維持

40年後の縮減量：3施設⇒1施設（延床面積 6,896㎡⇒3,200㎡）

【削減効果】

更新時（耐用年数に達した年度）に処分を実施し、総量を圧縮とした場合の削減効果

●施設更新に係るコスト 約36.2億円の削減



●管理運営に係るコスト 年間約4,408万円の削減（平成19年度から平成23年度までの実績より平均を算出）

（２）図書館

◆施設概要

施設名	中学校区	延床面積 (㎡)	建築年	蔵書冊数 (平成 24 年度末) 現在
中央図書館	具志川	3,284	平成 2 (1990) 年	257,361
石川図書館	石川	1,097	平成 4 (1992) 年	92,244
勝連図書館	与勝	616	平成 10 (1998) 年	52,814

◆現状と課題

建物状況

- 築 30 年以上経過している施設はなく、いずれも新耐震基準の建物であるため、特に耐震診断及び耐震補強の必要はありません。（白書本編P51、52 参照）
- 中央図書館は単独施設であり、石川図書館は歴史民俗資料館との複合施設、勝連図書館は地区公民館との複合施設となっています。

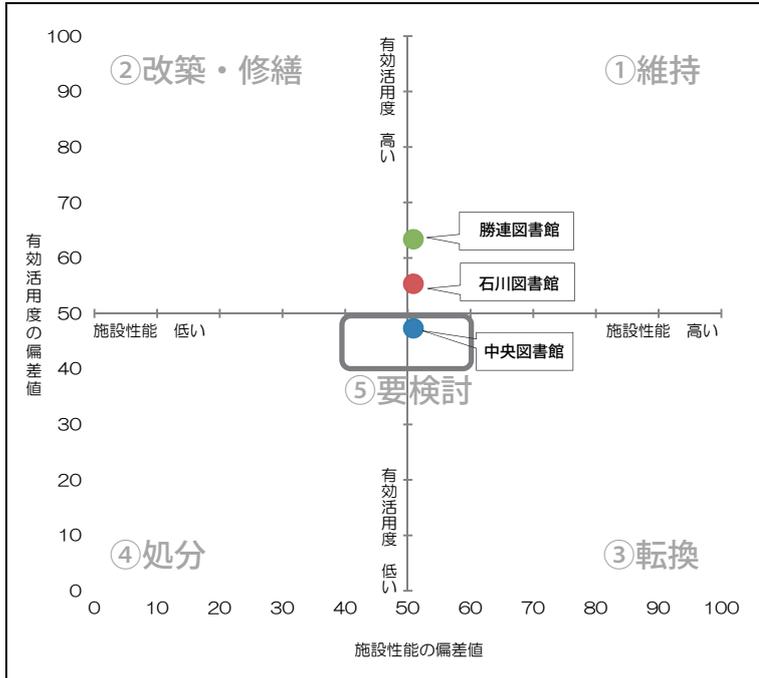
利用状況

- 年間利用者数の推移は、中央図書館と石川図書館で減少傾向であり、勝連図書館で横ばいとなっていました。平成 24 年度には3館とも増加傾向に転じています。（白書本編P54 参照）
- 平成 24 年度の年間利用者数は、中央図書館で 142,951 人、石川図書館で 24,090 人、勝連図書館で 15,196 人であり、施設によって利用者数に大きな差が見られます。
- 図書館の蔵書冊数は約 40 万 2 千冊であり、中央図書館で約 25 万 7 千冊（63%）、石川図書館で約 9 万 2 千冊（23%）、勝連図書館で約 5 万 3 千冊（13%）の蔵書となっています。

管理運営状況

- 図書館 3 施設は直営により図書館が管理しています。（白書本編P53 参照）
- 年間管理運営経費の推移は 3 施設とも減少傾向でしたが、平成 23 年度に増加しています。ただし、中央図書館の平成 23 年度の年間管理運営費については、当該年度に限った交付金（公有財産の取得、駐車場工事、資料購入費、計約 4100 万円）が含まれています。（白書本編P55 参照）
- 図書館 3 施設の平成 23 年度の年間管理運営経費は 1 億 4,308 万円であり、そのうち、事業運営費が 4,183 万円（約 29%）、建物の維持管理費が 4,013 万円（約 28%）となっています。

◆施設性能と有効活用度による施設の評価



○石川、勝連図書館は「①維持」する施設となります。

○中央図書館は、「①維持」や「②改築・修繕」への移行に向けて検討を要する施設となります。

※評価に用いた平成23年度の管理運営経費のうち、中央図書館については、当該年度に限った交付金（公有財産の取得、駐車場工事、資料購入費、計約4100万円）が含まれた数値となっています。

◆市民などからの主な意見

《意見交換会より》

- 図書館が近くにない地域のために、移動図書館の復活が望ましい。
- インターネットが普及しているため、図書館利用は減ってくると思う。
- 図書館などの既存施設を交流の場として活用することが考えられる。

《施設管理者調査より》

- 市内全域で等しく充実した図書館のサービスを受けることが出来る状態が望ましく、島しょ地域や図書館遠隔地の子どもや高齢者の利便性を確保するために、自動車図書館を運行する。

◆再編の方向性

○図書館は通常自治体単位でひとつの施設であることが多く、また、施設による利用者数に大きな差があることから、自動車図書館（移動図書館）の運行の検討や電子書籍の貸し出しの検討及び施設の集約化（同種または類似の機能を集め合わせて、ひとつの施設として整備）を図ります。

○なお、集約化の際には、図書館は多くの市民に利用されている施設であることから、単に本や資料の貸し借りだけでなく、地域の情報交換・コミュニティ活動等を行う地域の情報拠点として、周辺の公共施設との複合化を図ります。

○また、今後は、学校図書館からでも予約・貸出・返却が可能なネットワーク化を図ります。

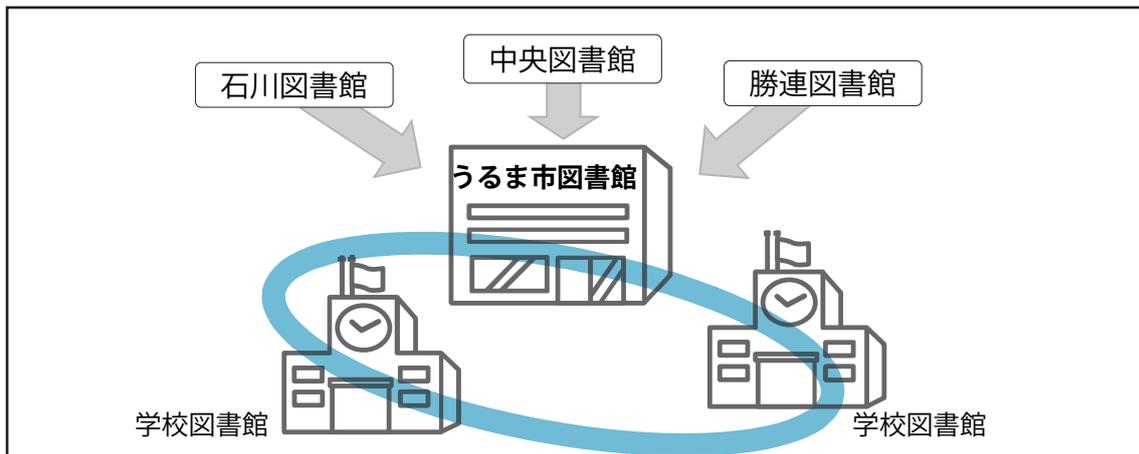
○施設の管理運営にあたっては、指定管理者制度や民間活力の導入に関する情報収集を積極的に行うとともに、調査研究を検討します。

施設名	施設毎の方向性	
	短期（概ね 10 年）	中長期
中央図書館	維持	建物の老朽化に応じ、集約化し、うるま市唯一の図書館として維持
石川図書館	維持	
勝連図書館	維持（周辺公共施設等と一体的な活用方法を検討）	

40 年後の縮減量：3 施設⇒1 施設（延床面積 4,997 m²⇒4,997 m²）

※施設の集約化により施設数は1つとなりますが、施設規模については今後の検討が必要なため、延床面積は既存施設の合計としています。

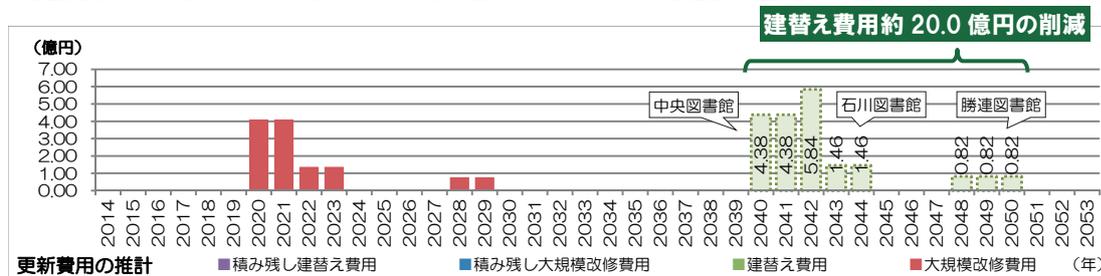
◆将来シナリオ（図書館の集約化と学校図書館とのネットワーク化）



【削減効果】

更新時（耐用年数に達した年度）に集約化による処分を実施し、総量を圧縮するとした場合の削減効果

●施設更新に係るコスト 約 20.0 億円の削減（ただし、集約施設の整備費は考慮しない）



●管理運営に係るコスト 年間約 1 億 1,476 万円の削減（平成 19 年度から平成 23 年度までの実績より平均を算出）

（3）劇場・ホール**◆施設概要**

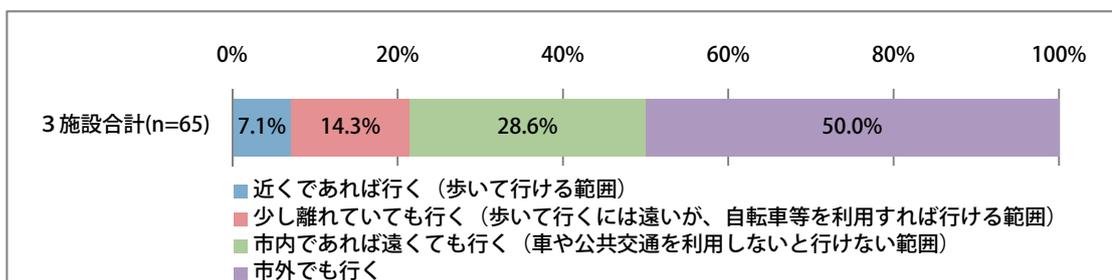
施設名	中学校区	延床面積 (㎡)	建築年	備考
市民芸術劇場	具志川	6,551	平成6(1994)年	
きむたかホール	与勝	5,603	平成13(2001)年	
石川会館	石川	3,858	平成元(1989)年	

◆現状と課題**建物状況**

- 築30年以上経過している施設はなく、いずれも新耐震基準の建物であるため、特に耐震診断及び耐震補強の必要はありません。（白書本編P51、52参照）
- 市民芸術劇場では、車いすの利用スペースが少なく、バリアフリーに対応したスロープの整備が求められています。
- きむたかホールは勝連庁舎敷地内に立地し、石川会館は石川庁舎と併設しています。

利用状況

- 年間利用者数の推移は、市民芸術劇場と石川会館で減少傾向であり、きむたかホールで横ばいとなっています。（白書本編P54参照）
- 平成22年度までは市民芸術劇場の年間利用者数が他の2施設の2倍以上と大きな差がありましたが、平成23年度の年間利用者数は、市民芸術劇場で45,347人（空調機の取替により1月から3月まで休館）、きむたかホールで35,465人、石川会館で31,087人であり、施設による利用者数の差が小さくなっています。（白書本編P54参照）
- 劇場・ホールの利用範囲は、「市外でも行く」と「市内であれば遠くても行く」を合わせると約8割の方が遠くても利用するとしています。

施設を利用する範囲

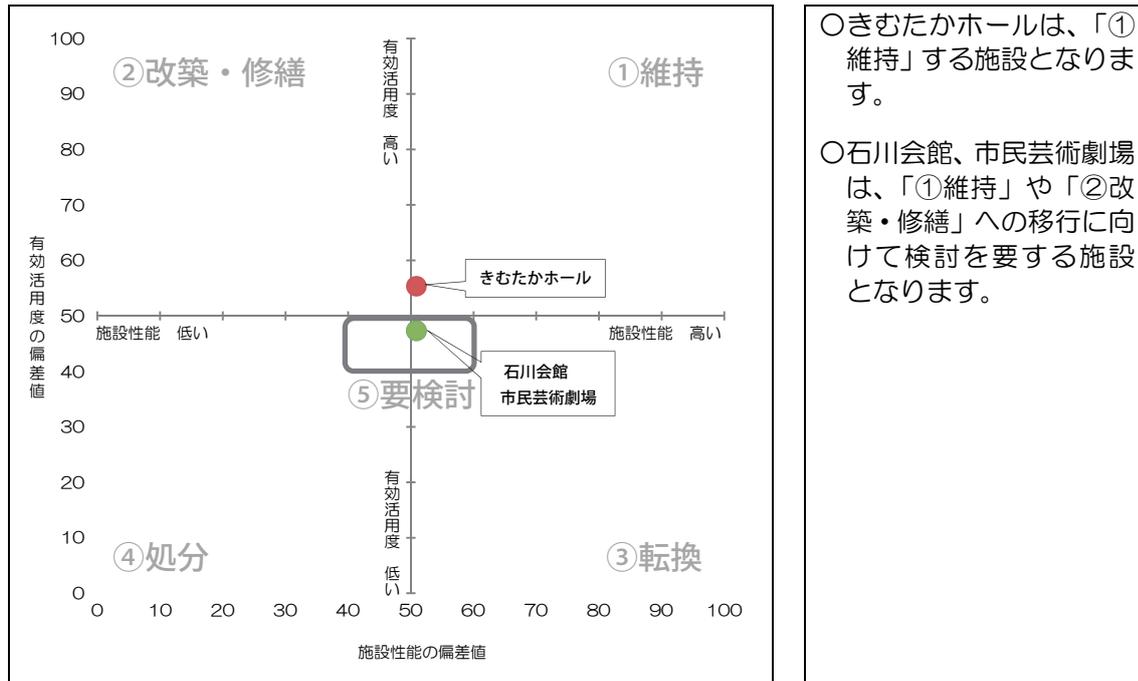
※公共施設等利用者アンケート調査（平成24(2012)年9月実施）より

管理運営状況

- 劇場・ホール3施設は直営により文化課が管理しています。（白書本編P53参照）

- 年間管理運営経費の推移は、市民芸術劇場と石川会館で横ばい、きむたかホールは平成 21～22 年度に 2 倍以上となっています。（白書本編 P55 参照）
- 劇場・ホール 3 施設の平成 23 年度の年間管理運営経費は 1 億 2,845 万円であり、そのうち、委託費が 6,376 万円と約 50% を占めています。

◆施設性能と有効活用度による施設の評価



○きむたかホールは、「①維持」する施設となります。

○石川会館、市民芸術劇場は、「①維持」や「②改築・修繕」への移行に向けて検討を要する施設となります。

※評価に用いた平成 23 年度の利用者のうち、市民芸術劇場については、空調機の取替による 3 ヶ月間の休館がありました。

◆市民などからの主な意見

《意見交換会より》

- 管理運営は、指定管理者制度の活用により、競わせることも一つの方法だと思う。

《施設管理者調査より》

- 地域の文化活動や地元文化団体の芸術活動の発表の場として、施設の充実に努めるとともに、質の高い文化交流を推進し、活動の活性化、地域文化の振興を図る。そのため、地域の歴史的特色及び個々の施設の特長を生かした事業の展開を行う。

◆再編の方向性

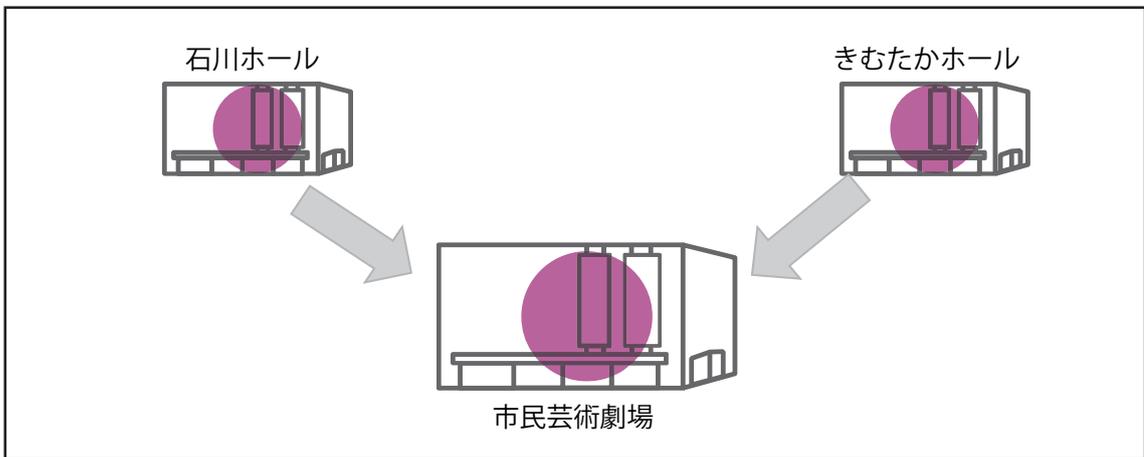
○劇場・ホールは通常自治体単位でひとつの施設であることが多く、また、利用者アンケートによると約 8 割が遠くても行くと回答しており、各地に配置されている必要性は低いことから、施設の集約化（同種または類似の機能を集め合わせて、ひとつの施設として整備）を図ります。

○施設の管理運営にあたっては、指定管理者制度の活用など民間活力の積極的な導入を検討します。

施設名	施設毎の方向性	
	短期（概ね10年）	中長期
市民芸術劇場	要検討（運営の見直しや有効活用方法の検討）	集約化により、うるま市唯一の劇場・ホールとして維持
きむたかホール	維持（周辺公共施設等と一体的な活用方法を検討）	建物の老朽化に応じ、集約化により処分
石川会館	要検討（石川庁舎の跡利用と併せて有効活用方法の検討）	建物の老朽化に応じ、集約化により処分

40年後の縮減量：3施設⇒1施設（延床面積 16,012 m²⇒6,551 m²）

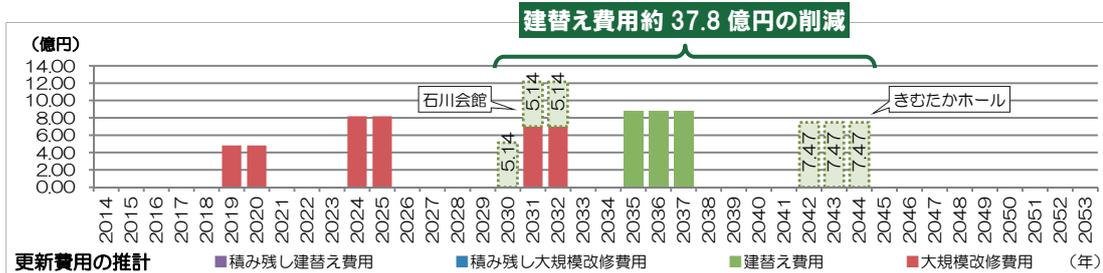
◆将来シナリオ（劇場・ホールの既存施設への集約化）



【削減効果】

更新時（耐用年数に達した年度）に集約化による処分を実施し、総量を圧縮するとした場合の削減効果

●施設更新に係るコスト 約37.8億円の削減



●管理運営に係るコスト 年間約3,132万円の削減（平成19年度から平成23年度までの実績より平均を算出）

（４）資料館

◆施設概要

施設名	中学校区	延床面積 (㎡)	建築年	備考
石川歴史民俗資料館	石川	3,324	平成 4（1992）年	
与那城歴史民俗資料館	与勝	820	平成 7（1995）年	
海の文化資料館 (あやはし館2階)	与勝	1,975	平成 15（2003）年	

◆現状と課題

建物状況

- 築 30 年以上経過している施設はなく、いずれも新耐震基準の建物であるため、特に耐震診断及び耐震補強の必要はありません。（白書本編P51、52 参照）
- 与那城歴史民俗資料館は他の2施設と比較すると、規模が小さく、資料の収蔵スペースが不足しています。
- 石川歴史民俗資料館は石川図書館との複合施設、与那城歴史民俗資料館は与那城庁舎と併設、海の文化資料館はあやはし館との複合施設となっています。

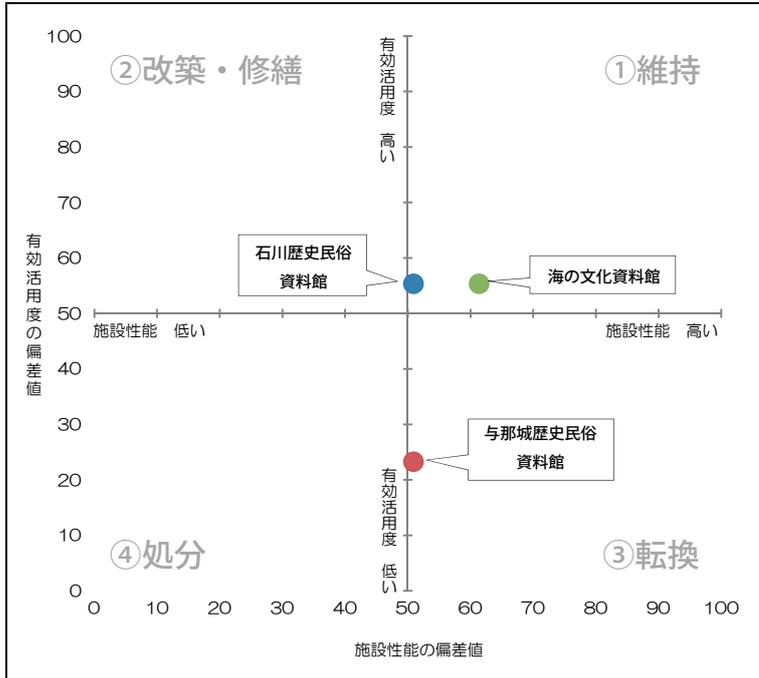
利用状況

- 年間利用者数の推移は、海の文化資料館（あやはし館2階）で増加傾向であり、他の2施設では横ばいとなっています。（白書本編P54 参照）
- 平成 23 年度の年間利用者数は、海の文化資料館（あやはし館2階）で 38,784 人、石川歴史民俗資料館で 3,699 人、与那城歴史民俗資料館で 287 人であり、施設によって利用者数に大きな差が見られます。（白書本編P54 参照）
- 与那城歴史民俗資料館はうるま市の埋蔵文化財と民具を展示しています。また、勝連城跡をはじめとする市内の遺跡より発掘された埋蔵文化財の資料を整理・保管する文化財資料室として使用しており、収蔵される資料は増加傾向にあります。企画展示スペースがなく常設展示スペースのみですが、文化財の資料を整理・保管する施設として有効活用されています。

管理運営状況

- 資料館3施設は直営により文化課が管理しています。施設が分散しているため、職員の配置が十分でない状況となっています。（白書本編P53 参照）
- 年間管理運営経費の推移は、海の文化資料館（あやはし館2階）で減少傾向、与那城歴史民俗資料館で横ばい、石川歴史民俗資料館は平成 21～22 年度に2倍以上となっています。（白書本編P55 参照）
- 資料館3施設の平成 23 年度の年間管理運営経費は 1,817 万円であり、そのうち、人件費が 855 万円と約 47%を占めています。

◆施設性能と有効活用度による施設の評価



○海の文化資料館、石川歴史民俗資料館は、「①維持」する施設となります。

○与那城歴史民俗資料館は、「③転換」により有効活用を検討していく施設となります。

◆市民などからの主な意見

《意見交換会より》

- 資料館は、見たい人が利用するため、統廃合によって遠くなくても利用すると思う。
- 利用者が多いところに集約した方が良く、勝連城跡や海の文化資料館に集約することが考えられる。
- 民俗資料館は統合して与勝地区に整備すると利用者は増えると思う。
- 資料館を見て、飲食をし、お土産を買う、というような一連の消費活動ができる仕組みが必要である。
- あやはし館は、資料館を1階にし、景色の良い2階を飲食店にするのが良いと思う。

《施設管理者調査より》

- うるま市の規模にふさわしい資料館（博物館）の設置が必要であり、勝連城跡周辺整備に伴い、施設規模を拡大した資料館（博物館）を設置する。

◆再編の方向性

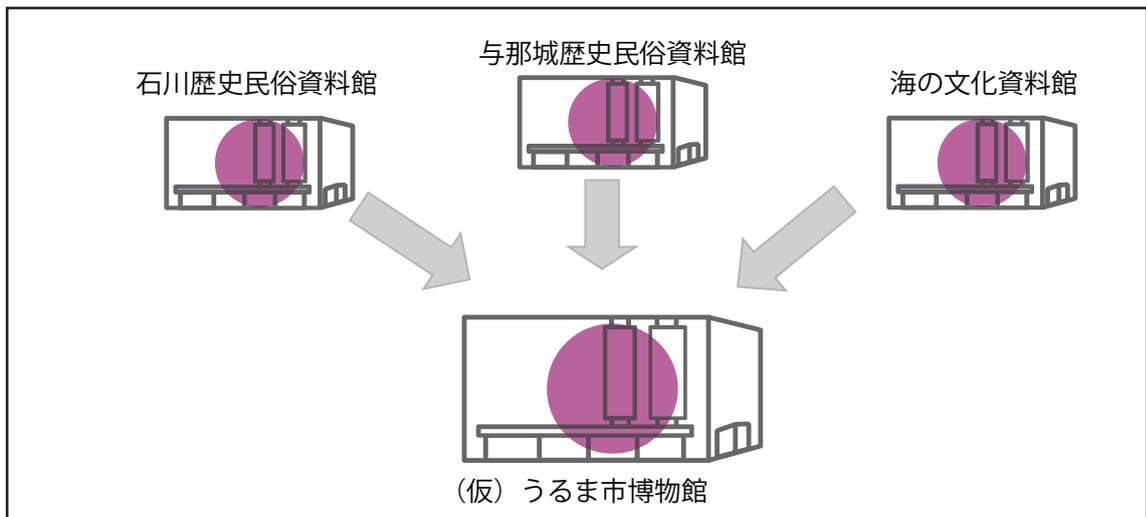
- 資料館は通常自治体単位でひとつの施設であることが多く、また、施設による利用者数に大きな差があることや、施設が分散しているため管理面での不十分さが見られます。管理運営の効率化により、施設（展示内容等）を充実させ、そこに行けばうるま市の歴史が分かる唯一の資料館とするため、施設の集約化（同種または類似の機能を集め合わせて、ひとつの施設として整備）を図ります。
- 施設の管理運営にあたっては、指定管理者制度の活用など民間活力の積極的な導入を検討します。

施設名	施設毎の方向性	
	短期（概ね10年）	中長期
石川歴史民俗資料館 与那城歴史民俗資料館 海の文化資料館 （あやはし館2階）	(仮)うるま市博物館及び(仮)勝連城跡商業施設の複合施設として集約化し、既存施設は処分	—

40年後の縮減量：3施設⇒1施設（延床面積6,119㎡⇒今後検討）

※勝連城跡周辺文化観光拠点整備事業において、新たにうるま市の博物館を建設する計画であり、商業施設との複合施設を計画しています。施設規模は整備事業の中で今後検討していきます。

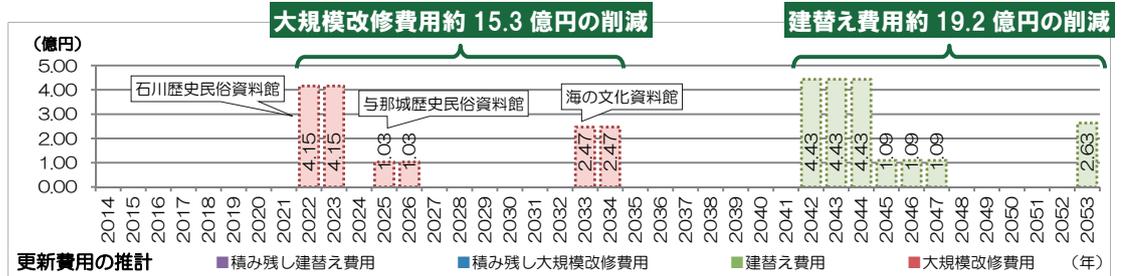
◆将来シナリオ（各資料館の集約化）



【削減効果】

集約化による処分を実施し、総量を圧縮とした場合の削減効果

●施設更新に係るコスト 約 34.5 億円の削減（ただし、集約施設の整備費は考慮しない）



●管理運営に係るコスト 年間約 2,496 万円の削減（平成 19 年度から平成 23 年度までの実績より平均を算出）

3-6. 学校施設

(1) 小学校

◆施設概要

施設名	中学校区	建築年 < > は改築年			児童一人当たりの延床面積 (㎡/人)	備考
		校舎	体育館	プール		
あげな小学校	あげな	1984年	2005年	1981年	18.5	
兼原小学校	具志川	1982年	2008年	1988年	12.1	
高江洲小学校	高江洲	1981年	1977年	1980年	9.7	
田場小学校	具志川東	1976年 <2012年>	2009年	1980年	10.4	
川崎小学校	あげな	2001年	1975年 <2012年>	1998年	14.5	
具志川小学校	具志川東	1980年	1995年	2006年	15.1	
天願小学校	あげな	1979年	1979年	1979年	9.4	
中原小学校	高江洲	2009年	2009年	2009年	12.3	
赤道小学校	具志川	1980年	1982年	1982年	9.7	
城前小学校	石川	1976年	1978年	1990年	12.6	
宮森小学校	石川	1976年	1994年	1992年	13.0	
伊波小学校	伊波	1977年 <2013年>	1976年	2005年	8.9	
南原小学校	与勝	1995年	1994年	1992年	20.0	
勝連小学校	与勝	1978年	2000年	1993年	12.6	
平敷屋小学校	与勝第二	1982年	2001年	1990年	19.3	
津堅小学校	津堅	1996年	1994年	1996年	108.7	
旧比嘉小学校	彩橋	1976年	1977年	-	82.7	廃校
与那城小学校	与勝	1979年	2011年	1981年	11.6	
彩橋小学校 (旧平安座小学校)	彩橋	1989年	1979年 <2012年>	1981年 <2012年>	33.0	
旧桃原小学校	彩橋	1972年	1977年	-	117.0	廃校
旧宮城小学校	彩橋	1979年	1978年	-	196.5	廃校
旧伊計小学校	彩橋	1998年	1976年	-	206.6	廃校

※建築年の太字は旧耐震基準の建物

◆現状と課題

建物状況

- 築30年以上経過し、旧耐震基準の建物が17施設あり、これら施設の早急な耐震化と老朽化対策が必要となります。(白書本編P62参照)
- 廃校となった4校は、それらの跡利用が求められています。

利用状況

- 児童数の推移は、高江洲小学校、中原小学校、城前小学校、南原小学校で増加傾向であり、川崎小学校、天願小学校、赤道小学校、宮森小学校、勝連小学校で減少傾向です。(白書本編P64参照)

- 児童一人当たりの延床面積（学校全体）は、津堅島を除くと最も広いのが彩橋小学校の 33.0 m²/人、最も狭いのが伊波小学校の 8.9 m²/人で、約 3.7 倍もの差が見られます。（白書本編P61 参照）

管理運営状況

- 小学校の平成 23 年度の年間管理運営経費は 13 億 8,445 万円であり、そのうち、建物の維持管理費が 9 億 3,502 万円と約 68%を占めています。

◆施設性能と有効活用度による施設の評価

※学校教育法に基づき整備しなければならない施設であり、施設性能と有効活用度で再編を検討することが相応しくない施設であることや、様々な判断のもとで検討がなされるべき施設であることから、評価しないものとします。

◆市民などからの主な意見

《意見交換会より》

- 学校施設は会合の場としての活用も考えられる。
- 廃校となった島しょ地域の学校施設は、観光施設や自然体験施設、競輪学校等としての活用が考えられる。
- 旧伊計小中学校について、跡地を更に県外にアピールして利用していただくことが良い。
- 旧比嘉小学校について、借地を買い上げするのか、長期賃貸の契約をするのかを早めに決めないと跡利用計画はうまくいかないと思う。
- 学校の跡利用については、インターネット等により、活用についてのアンケート調査の実施が望ましい。
- 学校の統廃合により、島しょ地域が失ったものの分析が必要だと思う。

◆再編の方向性

○学校の統廃合により廃校となった4校については、島しょ地域の振興と併せて検討していきます。

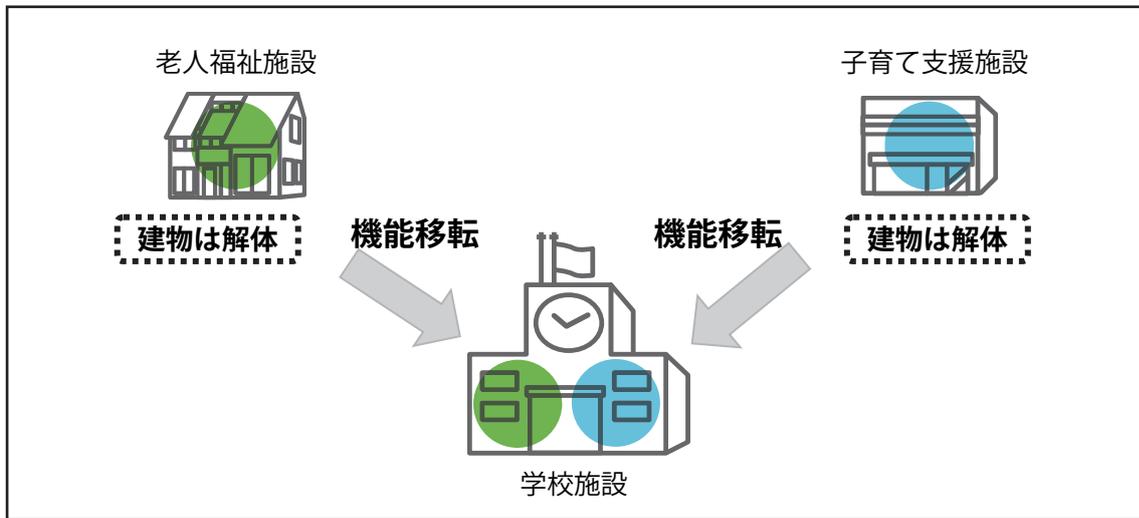
○学校施設は学校教育法に基づき整備しなければならない施設であり、かつ、災害時の避難所機能を備え、各地域に立地する市民に身近な施設であることから、今後は地域拠点施設として、学校敷地や余裕教室等を活用した老人福祉施設や子育て支援機能等の複合化、学校開放による体育館やグラウンド、図書館等の共有化について検討していきます。

施設名	施設毎の方向性	
	短期（概ね 10 年）	中長期
小学校 18 校	維持	施設の更新時に複合化について検討

40 年後の縮減量：18 小学校⇒18 小学校（延床面積 107,181 m²⇒107,181 m²）

※上記の延床面積は校舎、体育館、プールを含む学校全体

◆将来シナリオ（学校施設の複合化）



（2）中学校

◆施設概要

施設名	中学校区	建築年 < > は改築年					生徒一人 当たりの 延床面積 (㎡/人)	備考
		校舎	体育館	柔剣道場	プール	教員宿舎		
あげな中学校	あげな	1985年	2006年	1992年	1987年	-	11.7	
具志川中学校	具志川	2002年	1976年 <2012年>	1991年	1984年	-	12.2	
高江洲中学校	高江洲	1988年	1995年	1995年	1985年	-	16.5	
具志川東中学校	具志川東	1981年	1983年	1990年	1983年	-	16.5	
石川中学校	石川	1991年	1983年	-	1990年	-	18.0	
伊波中学校	伊波	1986年	1987年	1990年	1989年	-	17.5	
津堅中学校	津堅	2009年	1994年	-	1996年	1965年	174.9	
旧浜中学校	彩橋	1994年	1976年	-	-	-	161.8	廃校
彩橋中学校 (旧平安座中学校)	彩橋	1985年	1979年 <2012年>	-	1981年 <2012年>	-	68.0	
旧宮城中学校	彩橋	1972年	1976年	-	1982年	-	267.6	廃校
旧伊計中学校	彩橋	1998年	1976年	-	-	-	316.7	廃校
与勝中学校	与勝	2000年	1978年	1987年	1996年	-	15.3	
与勝第二中学校	与勝第二	1987年	1976年	-	1997年	-	25.8	

※建築年の太字は旧耐震基準の建物

◆現状と課題

建物状況

- 築30年以上経過し、旧耐震基準の建物が4施設あり、これら施設の早急な耐震化と老朽化対策が必要となります。（白書本編P70参照）
- 廃校となった3校は、それらの跡利用が求められています。

利用状況

- 生徒数の推移は、具志川中学校、石川中学校、伊波中学校、彩橋中学校で増加傾向であり、あげな中学校、高江洲中学校、具志川東中学校、与勝中学校、与勝第二中学校で減少傾向です。（白書本編P72参照）
- 生徒一人当たりの延床面積（学校全体）は、津堅島を除くと最も広いのが彩橋中学校の68.0㎡/人、最も狭いのがあげな中学校の11.7㎡/人で、約5.8倍もの差が見られます。（白書本編P70参照）

管理運営状況

- 中学校の平成23年度の年間管理運営経費は3億7,223万円であり、そのうち、建物の維持管理費が1億4,445万円と約39%を占めています。

◆施設性能と有効活用度による施設の評価

※学校教育法に基づき整備しなければならない施設であり、施設性能と有効活用度で再編を検討することが相応しくない施設であることや、様々な判断のもとで検討がなされるべき施設であることから、評価しないものとします。

◆市民などからの主な意見

《意見交換会より》

- 学校施設は会合の場としての活用も考えられる。
- 廃校となった島しょ地域の学校施設は、観光施設や自然体験施設、競輪学校等としての活用が考えられる。
- 旧伊計小中学校について、跡地を更に県外にアピールして利用していただくことが良い。
- 旧浜中学校について、1階部分は賑わい施設、2～3階は新たな施設としてリニューアルすることが考えられる。
- 学校の跡利用については、インターネット等により、活用についてのアンケート調査の実施が望ましい。
- 学校の統廃合により、島しょ地域が失ったものの分析が必要だと思う。

◆再編の方向性

○学校の統廃合により廃校となった3校については、島しょ地域の振興と併せて検討していきます。

○学校施設は学校教育法に基づき整備しなければならない施設であり、かつ、災害時の避難所機能を備え、各地域に立地する市民に身近な施設であることから、今後は地域拠点施設として、学校敷地や余裕教室等を活用した老人福祉施設や子育て支援機能等の複合化、学校開放による体育館やグラウンド、図書館等の共有化を検討していきます。

○津堅中学校の教員宿舎については、老朽化による危険性を考慮し、処分（解体）します。

施設名	施設毎の方向性	
	短期（概ね10年）	中長期
中学校10校	維持 （津堅中学校の教員宿舎は処分 （解体））	施設の更新時に複合化について検討

40年後の縮減量：10中学校⇒10中学校（延床面積 68,264 m²⇒68,224 m²）

※上記の延床面積は校舎、体育館、プール等含む学校全体

（3）幼稚園

◆施設概要

施設名	中学校区	建築年 〈 〉は改築年	園児一人当たり の延床面積 (㎡/人)	備考
あげな幼稚園	あげな	昭和 55 (1980) 年	9.9	
兼原幼稚園	具志川	昭和 56 (1981) 年	6.4	
高江洲幼稚園	高江洲	昭和 53 (1978) 年	7.5	
田場幼稚園	具志川東	平成 6 (1994) 年	5.3	
川崎幼稚園	あげな	平成元 (1989) 年	6.2	
具志川幼稚園	具志川東	平成 9 (1997) 年	8.9	
天願幼稚園	あげな	昭和 54 (1979) 年	6.2	
中原幼稚園	高江洲	昭和 55 (1980) 年	6.4	
赤道幼稚園	具志川	昭和 56 (1981) 年	6.8	
城前幼稚園	石川	昭和 46 (1971) 年	13.5	
宮森幼稚園	石川	平成 2 (1990) 年	15.9	
伊波幼稚園	伊波	昭和 48 (1973) 年 〈平成 25 (2013) 年〉	10.0	
南原幼稚園	与勝	平成 22 (2010) 年	16.5	
勝連幼稚園	与勝	昭和 52 (1977) 年	7.8	
平敷屋幼稚園	与勝第二	昭和 49 (1974) 年	13.6	
津堅幼稚園	津堅	昭和 57 (1982) 年	40.6	
旧比嘉幼稚園	彩橋	昭和 56 (1981) 年	101.5	廃園
与那城幼稚園	与勝	平成 13 (2001) 年	8.8	
旧宮城幼稚園	彩橋	昭和 61 (1986) 年		廃園

※建築年の太字は旧耐震基準の建物

◆現状と課題

建物状況

- 築 30 年以上経過し、旧耐震基準の建物が9施設あり、これら施設の早急な耐震化と老朽化対策が必要となります。（白書本編P77 参照）
- 廃校となった2園は、それらの跡利用が求められています。

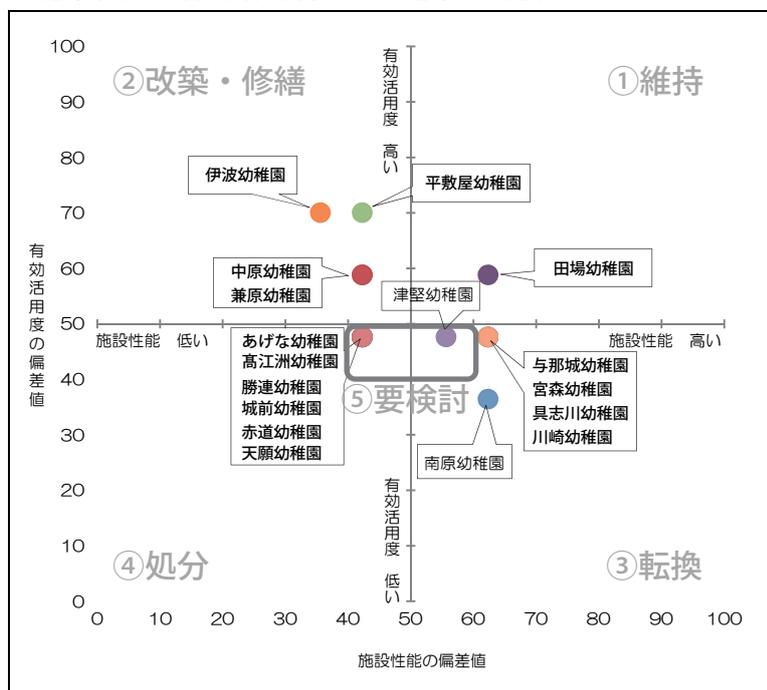
利用状況

- 園児数の推移は、兼原幼稚園、城前幼稚園で増加傾向であり、あげな幼稚園、田場幼稚園、具志川幼稚園、天願幼稚園、宮森幼稚園、南原幼稚園、平敷屋幼稚園、津堅幼稚園、与那城幼稚園で減少傾向です。（白書本編P79 参照）
- 園児一人当たりの延床面積は、津堅島を除くと最も広いのが南原幼稚園の 16.5 ㎡/人、最も狭いのが田場幼稚園の 5.3 ㎡/人で、約 3.1 倍もの差が見られます。（白書本編P77 参照）

管理運営状況

- 幼稚園の平成 23 年度の年間管理運営経費は 1 億 2,506 万円であり、そのうち、人件費が 6,699 万円と約 54%を占めています。

◆施設性能と有効活用度による施設の評価



- 田場幼稚園は、「①維持」する施設となります。
- 平敷屋、伊波、中原、兼原幼稚園は、「②改築・修繕」を検討する施設となります。
- 与那城、宮森、具志川、川崎、南原幼稚園は、「③転換」により有効活用を検討する施設となります。
- 津堅、あげな、高江洲、勝連、城前、赤道、天願幼稚園は、「①維持」や「②改築・修繕」への移行に向けて「⑤検討を要する」施設となります。

◆市民などからの主な意見

《意見交換会より》

- 幼稚園と保育園を統合できると良い。
- 過去にあった公民館幼稚園のあり方が望ましいと思う。（幼稚園を民営化し地域の公民館を活用する。）

◆再編の方向性

- 学校の統廃合により廃校となった2園（1園は合併前から休園）については、島しょ地域の振興と併せて検討していきます。
- 施設によっては園児数の減少がみられますが、幼児の教育のため必要な施設であることから、機能を低下させずに保有総量を縮減するためには、同敷地内に設置又は隣接している小学校への機能移転（小学校の複合化）や「子ども・子育て支援新制度」に基づく保育所との連携、または民営化（民間へ譲渡）を検討します。

施設名	施設毎の方向性	
	短期（概ね10年）	中長期
あげな幼稚園	要検討（「子ども・子育て支援新制度」に基づく保育所との連携の検討）	・民営化による処分の検討（民間へ譲渡）
兼原幼稚園	改築・修繕（施設の耐震化と老朽対策）	・公民館や小中学校の複合化による処分の検討 ・民営化による処分の検討（民間へ譲渡）

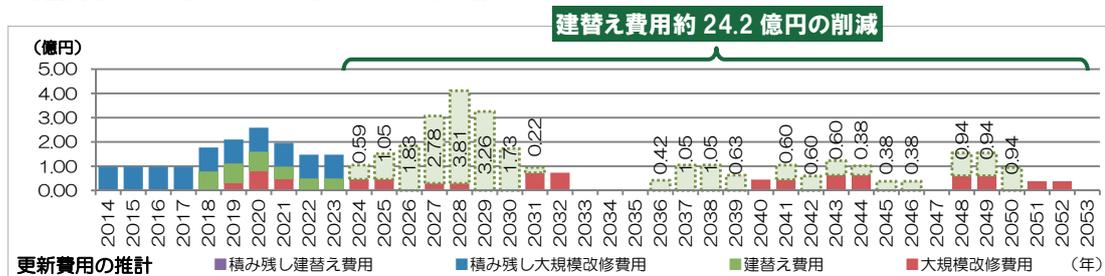
施設名	施設毎の方向性	
	短期（概ね10年）	中長期
高江洲幼稚園	要検討（「子ども・子育て支援新制度」に基づく保育所との連携の検討）	・民営化による処分の検討（民間へ譲渡）
田場幼稚園	維持	・公民館や小中学校の複合化による処分の検討 ・民営化による処分の検討（民間へ譲渡）
川崎幼稚園	転換（「子ども・子育て支援新制度」に基づく保育所との連携の検討）	・民営化による処分の検討（民間へ譲渡）
具志川幼稚園	転換（園児数増加に向けた取組み）	・公民館や小中学校の複合化による処分の検討 ・民営化による処分の検討（民間へ譲渡）
天願幼稚園	要検討（施設の耐震化と老朽化対策、園児数増加に向けた取組み）	・公民館や小中学校の複合化による処分の検討 ・民営化による処分の検討（民間へ譲渡）
中原幼稚園	改築・修繕（施設の耐震化と老朽化対策）	・公民館や小中学校の複合化による処分の検討 ・民営化による処分の検討（民間へ譲渡）
赤道幼稚園	要検討（施設の耐震化と老朽化対策、園児数増加に向けた取組み）	・公民館や小中学校の複合化による処分の検討 ・民営化による処分の検討（民間へ譲渡）
城前幼稚園	要検討（「子ども・子育て支援新制度」に基づく保育所との連携の検討）	・民営化による処分の検討（民間へ譲渡）
宮森幼稚園	転換（「子ども・子育て支援新制度」に基づく保育所との連携の検討）	・民営化による処分の検討（民間へ譲渡）
伊波幼稚園	維持（既に改修済）	・公民館や小中学校の複合化による処分の検討 ・民営化による処分の検討（民間へ譲渡）
南原幼稚園	転換（「子ども・子育て支援新制度」に基づく保育所との連携の検討）	・民営化による処分の検討（民間へ譲渡）
勝連幼稚園	要検討（施設の耐震化と老朽化対策、園児数増加に向けた取組み）	・公民館や小中学校の複合化による処分の検討 ・民営化による処分の検討（民間へ譲渡）
平敷屋幼稚園	改築・修繕（施設の耐震化と老朽化対策）	・公民館や小中学校の複合化による処分の検討 ・民営化による処分の検討（民間へ譲渡）
津堅幼稚園	維持	・公民館や小中学校の複合化による処分の検討 ・民営化による処分の検討（民間へ譲渡）
与那城幼稚園	転換（「子ども・子育て支援新制度」に基づく保育所との連携の検討）	・民営化による処分の検討（民間へ譲渡）

40年後の縮減量：17施設⇒0施設（延床面積 9,767 m²⇒0 m²）

【削減効果】

中長期において更新時（耐用年数に達した年度）に民営化による処分を実施し、総量を圧縮するとした場合の削減効果

●施設更新に係るコスト 約24.2億円の削減



●管理運営に係るコスト 年間約1億1,328万円の削減（平成19年度から平成23年度までの実績より平均を算出）

（４）調理場

◆施設概要

施設名	中学校区	建築年	延床面積 (㎡)	平成23年度 給食人員 延べ人数	備考
うるま市立学校給食センター第一調理場	具志川東	平成 16(2004)年	1,326	29,243	
うるま市立学校給食センター第二調理場	具志川東	昭和 59(1984)年	985	62,819	
調理場跡施設	具志川東	昭和 43(1968)年	523	—	事務所跡は文化財保管、調理場跡は調理機器等の保管庫として利用
うるま市立石川学校給食センター	石川	昭和 57(1982)年	908	31,011	
うるま市立勝連学校給食センター	与勝第二	平成 11(1999)年	496	13,130	
うるま市立与那城学校給食センター	与勝	昭和 61(1986)年	403	10,413	
うるま市立与勝学校給食センター	与勝	昭和 53(1978)年	350	8,914	
うるま市立津堅学校調理場	津堅	平成 20(2008)年	106	528	

※建築年の太字は旧耐震基準の建物

◆現状と課題

建物状況

- 与勝学校給食センター、石川学校給食センター、第二調理場、与那城学校給食センターは、老朽化施設であるため早急な対策が必要であり、また、「学校給食衛生管理基準」に基づくドライ運用を行っていますが、ドライシステムへの改築が望ましいため、施設の統合を含めた改築の検討が必要となります。
- 災害時の対応についても、学校給食センター施設の位置づけを関係機関と調整することが必要となります。
- 調理場跡施設は、倉庫としての利用のみを行っていることから、関係機関と調整のうえ早急な対処が必要となります。

利用状況

- 給食配食数は、第二調理場が最も多く突出しているため、今後の改築計画と併せて、各施設の給食人員数（調理場が受け持っている児童、生徒、教職員数）の平準化を図ることが必要となります。（白書本編P84 参照）

管理運営状況

- 調理場7施設は直営により学校給食センターが管理しています。（白書本編P84 参照）
- 利用者一人当たりの年間管理運営経費は、津堅学校調理場が10,036円/人と突出して高くなっておりませんが、市費での栄養士を配置していることに起因します。ま

た、全体的に施設によって差が見られますが、合併前の施設の設置であるため、受配校の数、児童生徒数、配送距離等による施設の再編計画が必要となります。（白書本編P85参照）

- 調理場7施設の平成23年度の年間管理運営経費は4億1,277万円であり、そのうち、人件費が3億177万円と約73%を占めています。

◆施設性能と有効活用度による施設の評価

※学校給食法に基づき整備しなければならない施設であり、施設性能と有効活用度で再編を検討することが相応しくない施設であることや、今後、受配校の数や児童生徒数、配送距離等による再編を検討していく施設であることから、評価しないものとします。

◆市民などからの主な意見

《意見交換会より》

- 給食センターは与勝地区に一つというように、ある程度まとめても良い。

《施設管理者調査より》

- 現況の第一調理場、与勝地区の3調理場の統合、石川学校給食センター、第二調理場の改築も含めて、市内に4つの調理場の設置が望ましい。また、設置場所についても旧四市町の地域にこだわらず検討する。

◆再編の方向性

○合併前に設置した施設であるため、受配校の数、児童生徒数、配送距離等による施設の再編が必要であり、平成26年度策定予定の「うるま市学校給食センター基本計画」にて、再配置も含めて、必要施設数、適正規模（給食人員、学校数）等を検討していきます。

○文化財保管及び調理機器保管倉庫として利用している調理場跡施設は、関係機関と調整し処分（解体）します。

施設名	施設毎の方向性	
	短期（概ね10年）	中長期
うるま市立学校給食センター第一調理場	再編の検討	必要施設数、適正規模に再編後、維持
うるま市立学校給食センター第二調理場		
うるま市立石川学校給食センター		
うるま市立勝連学校給食センター		
うるま市立与那城学校給食センター		
うるま市立与勝学校給食センター	維持	維持
うるま市立津堅学校調理場		
調理場跡施設	処分（解体）	—

40年後の縮減量：8施設⇒7施設（延床面積5,097㎡⇒4,574㎡）

※40年後の施設数と施設規模は、「うるま市学校給食センター基本計画」にて検討することから、既存の施設数と延床面積から調理場跡施設を除いたものとしています。

【削減効果】

調理場跡施設は保管庫としての利用であり、調理場としての施設更新及び管理運営にかかるコストはなし

（５）教育相談施設

◆施設概要

施設名	中学校区	延床面積 (㎡)	建築年	備考
教育研究所具志川地区相談室 さわやか学級	あげな	395	平成 12(2000)年	機能について与那城 庁舎4階へ移転済み

◆現状と課題

建物状況

- 新耐震基準の建物であるため、特に耐震診断及び耐震補強の必要はありません。（白書本編P87参照）

利用状況

- 教育相談施設としての機能は与那城庁舎へ移転済みのため現在は利用されていません。

管理運営状況

- 普通財産として管財課が管理しています。

◆施設性能と有効活用度による施設の評価

※施設性能と有効活用度で再編を検討することが相応しくない施設であることや、既に機能が移転していることから、評価しないものとします。

◆再編の方向性

○現在、建物は統合庁舎建設における現場事務所として使用していますが、統合庁舎建設後は処分（解体）します。

縮減量：1施設⇒0施設（延床面積 395㎡⇒0㎡（与那城庁舎内のため0㎡とみなす））

【削減効果】

既に閉鎖済みのため、施設更新及び管理運営にかかるコストはなし

3-7. 防災施設

(1) 消防施設

◆施設概要

施設名	中学校区	延床面積 (㎡)	建築年	備考
うるま市消防本部・具志川消防署	具志川東	1,708	平成 23(2011)年	
石川消防署	石川	2,237	平成 8(1996)年	
与勝消防署	与勝第二	1,061	昭和 55(1980)年	
平安座出張所	彩橋	361	平成 9(1997)年	

※建築年の太字は旧耐震基準の建物

◆現状と課題

建物状況

- 与勝消防署は築 30 年以上経過しており、旧耐震基準の建物であるため、早急に耐震化と老朽化対策が必要となります。(白書本編 P90 参照)

管理運営状況

- 消防施設 4 施設は直営により消防総務課が管理しています。(白書本編 P91 参照)
- 年間管理運営経費は年度によってばらつきがありますが、2,700 万円から 3,400 万円の間で推移しています。(白書本編 P91 参照)

◆施設性能と有効活用度による施設の評価

※施設性能と有効活用度で再編を検討することが相応しくない施設であることから、評価しないものとします。

◆再編の方向性

- 消防施設は、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災または地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うため必要な施設であり、今後も市有施設として維持していきます。
- なお、与勝消防署は経年劣化が著しく防災拠点としての機能が低下していることから建替えの検討が進められています。

縮減量：4 施設⇒4 施設（延床面積 5,367 ㎡⇒5,367 ㎡）

（２）防災センター

◆施設概要

施設名	中学校区	延床面積 (㎡)	建築年	備考
平安座地区コミュニティ防災センター	彩橋	840㎡	昭和 59(1984)年	
桃原地区コミュニティ防災センター	彩橋	298㎡	平成 22(2010)年	

◆現状と課題

建物状況

- いずれの施設も新耐震基準の建物であるため、特に耐震診断及び耐震補強の必要はありません。（白書本編P93参照）
- 平安座地区コミュニティ防災センターは築 30 年近いため、老朽化対策が今後必要となります。（白書本編P93参照）

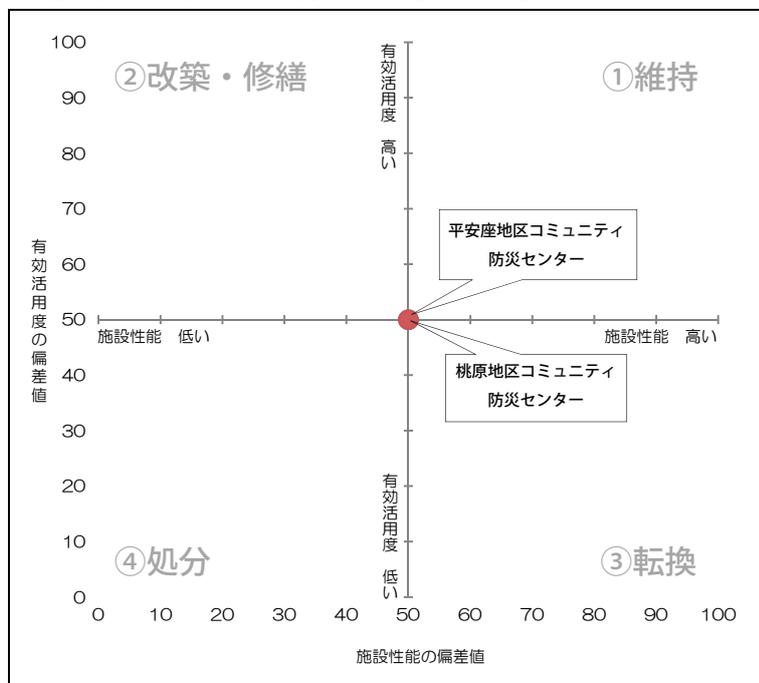
利用状況

- 地域の自治公民館として利活用されています。

管理運営状況

- 防災センター 2 施設は指定管理者（自治会）による管理運営が行われています。（白書本編P94参照）

◆施設性能と有効活用度による施設の評価



※ 2 施設は同じ評価点のため、施設性能、有効活用度の偏差値はともに 50 となります。

◆市民などからの主な意見

《意見交換会より》

- 備蓄倉庫の検討が必要である。
- 廃校により学校施設が避難所として使えなくなったことから、他の公共施設を防災施設として使うことを検討する必要がある。

《施設管理者調査より》

- 今後は、新たに防災センターを整備するのではなく、他の施設を整備する際に防災機能を有した施設整備を検討・推進する。

◆再編の方向性

- 地域の自治公民館として活用されており、コミュニティ活動の拠点として必要な施設であるため、今後も維持していきます。
- 老人福祉施設や研修・学習室、子育て支援機能等、他機能との複合化を検討します。

施設名	施設毎の方向性	
	短期（概ね10年）	中長期
平安座地区コミュニティ防災センター	維持（老朽化による修繕）	施設の更新時に複合化
桃原地区コミュニティ防災センター	維持	施設の更新時に複合化

40年後の縮減量：2施設⇒2施設（延床面積 1,138 m²⇒1,138 m²）

3-8. 市民施設

(1) 市民施設（自治公民館）

◆施設概要

施設名	中学校区	延床面積 (㎡)	建築年	耐震 基準	耐震診 断状況
喜仲学習等供用施設	具志川	401	昭和 49 (1974) 年	旧耐震	未実施
江洲学習等供用施設	高江洲	513	昭和 49 (1974) 年	旧耐震	不適合
天願区学習等供用施設	あげな	632	昭和 63(1988) 年	新耐震	—
西原区学習等供用施設	あげな	372	昭和 56 (1981) 年	旧耐震	適合
上平良川地区学習等供用施設	具志川	632	昭和 57(1982) 年	新耐震	—
赤道地区学習等供用施設	具志川	741	昭和 58(1983) 年	新耐震	—
川崎地区学習等供用施設	あげな	569	昭和 63(1988) 年	新耐震	—
前原集落総合管理施設	高江洲	279	平成 12(2000) 年	新耐震	—
宮城地区集落総合管理施設	彩橋	300	平成 18(2006) 年	新耐震	—
高江洲地区集落総合管理施設	高江洲	300	平成 18(2006) 年	新耐震	—
新赤道地区学習等供用施設	具志川	314	平成 16(2004) 年	新耐震	—
南栄区学習等供用施設	石川	144	平成元(1989) 年	新耐震	—
平安名地区学習等供用施設	与勝	813	昭和 52 (1977) 年	旧耐震	未実施
内間地区学習等供用施設	与勝	505	昭和 54 (1979) 年	旧耐震	未実施
平敷屋地区コミュニティ供用施設	与勝第二	2,573	平成 17(2005) 年	新耐震	—
浜地区学習等供用施設	彩橋	164	昭和 56 (1981) 年	旧耐震	未実施
津堅島離島振興総合センター	津堅	400	平成元(1989) 年	新耐震	—
具志川地区コミュニティ供用施設	具志川東	796	平成 16(2004) 年	新耐震	—
栄野比地区学習等供用施設	あげな	790	平成 17(2005) 年	新耐震	—
山城児童体育館	伊波	305	昭和 55 (1980) 年	旧耐震	未実施
伊波児童体育館	伊波	584	昭和 57(1982) 年	新耐震	—
東山区集会場（新開地団地集会所）	石川	100	昭和 56 (1981) 年	旧耐震	適合
港区赤崎集会場	石川	135	昭和 61(1986) 年	新耐震	
長田団地 集会所	具志川	126	昭和 55 (1980) 年	旧耐震	適合
金座団地 集会所	具志川東	37	平成 15(2003) 年	新耐震	
与勝団地 集会所	与勝第二	40	平成 24(2012) 年	新耐震	
東山団地 集会所	石川	100	平成 3(1991) 年	新耐震	
石川中央団地 集会所	石川	153	平成 15(2003) 年	新耐震	
南風原地区コミュニティ供用施設	与勝	704	平成 18(2006) 年	新耐震	—
石川前原地区学習等供用施設	伊波	353	平成 19(2007) 年	新耐震	—
美原地区学習等供用施設	伊波	134	平成 20(2008) 年	新耐震	—
山城地区学習等供用施設	伊波	319	平成 21(2009) 年	新耐震	—
平良川地区コミュニティ供用施設	具志川	330	平成 25(2013) 年	新耐震	—
昆布地区学習等供用施設	あげな	342	平成 25(2013) 年	新耐震	—

※建築年の太字は旧耐震基準の建物

◆現状と課題

建物状況

- 自治公民館のうち 12 施設は築 30 年以上経過しているため、老朽化対策が必要となります。（白書本編 P98、99 参照）

- また、旧耐震基準の建物のうち耐震基準に適合している西原区学習等供用施設、東山区集会場（新開地団地集会所）、長田団地集会所以外の6施設は、早急に耐震化も必要となります。（白書本編P99 参照）

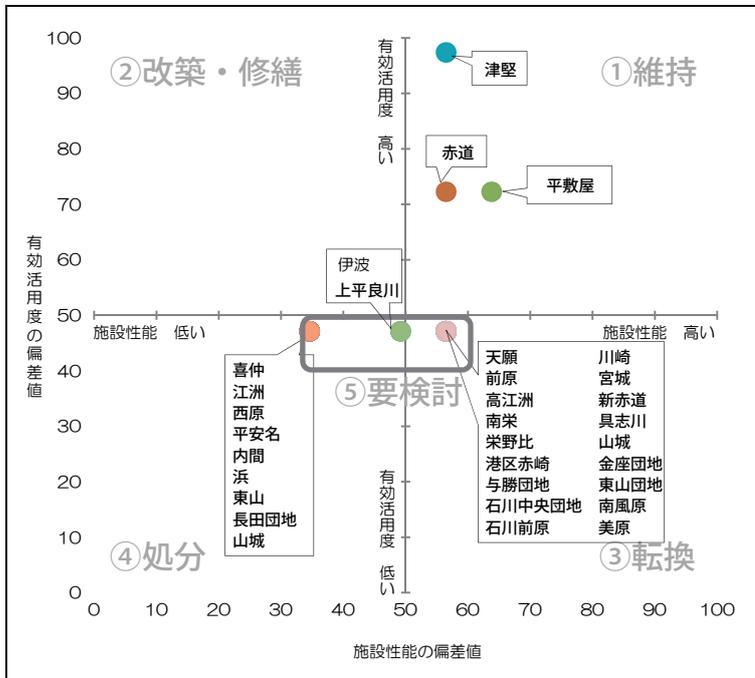
利用状況

- 地域活動の拠点として利用されています。

管理運営状況

- すべての自治公民館は指定管理者（自治会）による管理運営が行われています。（白書本編P100 参照）

◆施設性能と有効活用度による施設の評価



○津堅、平敷屋、赤道の自治公民館は、「①維持」する施設となります。

○他の自治公民館は、「①維持」や「②改築・修繕」への移行に向けて「⑤検討を要する」施設となります。

※平成 25 年建築の2施設については、利用者数や管理運営経費の実績がないため評価対象外となります。

◆市民などからの主な意見

《意見交換会より》

- 各庁舎窓口での証明書の発行などが公民館でできれば、公民館の利用が増えると思う。
- 公民館の利活用について真剣に考えるべきである。

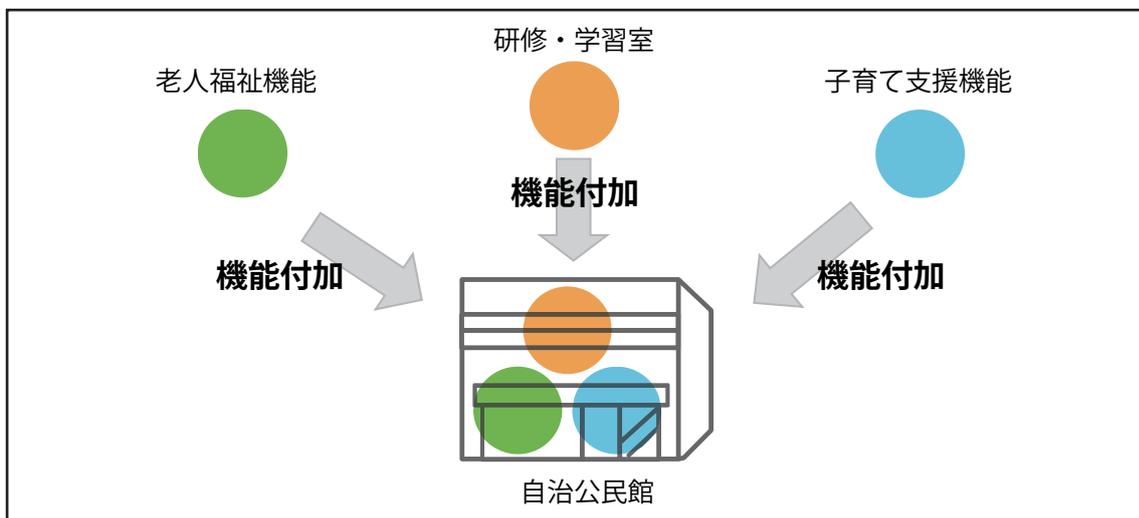
◆再編の方向性

- コミュニティ活動の拠点として必要な施設であるため、今後も維持していきます。
- 施設の更新時には、老人福祉施設や研修・学習室、子育て支援機能等、他機能との複合化を検討します。

施設名	施設毎の方向性	
	短期（概ね 10 年）	中長期
自治公民館 34 施設	維持	施設の更新時に複合化

40 年後の縮減量：34 施設⇒34 施設（延床面積 15,000 m²⇒15,000 m²）

◆将来シナリオ（公民館の複合化）



（2）地域交流センター**◆施設概要**

施設名	中学校区	延床面積 (㎡)	建築年	備考
うるま市地域交流センター	あげな	794	平成22(2010)年	

◆現状と課題**建物状況**

- 施設は築3年と新しく、新耐震基準の建物であるため、特に耐震診断及び耐震補強の必要はありません。(白書本編P98、99参照)

利用状況

- 年間利用者数は平成22年度の施設開館後増加しており、平成23年度で7,757人です。(白書本編P102参照)

管理運営状況

- 直営により区画整理課が管理しています。(白書本編P100参照)
- 年間管理運営経費は施設開館後増加し、平成23年度の年間管理運営経費は979万円であり、そのうち、委託費が468万円と約48%を占めています。
- 本施設の使用料収入は年間約47.8万円となっています。

◆施設性能と有効活用度による施設の評価

※施設の評価は同種施設（中分類）での相対評価となるため、同種施設がない場合は評価しないものとします。

◆市民などからの主な意見

《意見交換会より》

- *市がスタッフの配置や年間スケジュール作成など、有効活用を積極的に実施すべきだと思う。*

《施設管理者調査より》

- *市民の交流施設である為、周知度の向上を図る。(定期的なイベント等(主催・共催含む))*

◆再編の方向性

- 施設の周知度の向上、魅力的な施設のあり方の検討を行い、地域の交流の場として、使用してもらうよう努めます。
- また、建物の維持管理費用の見直しを毎年度行い、維持管理費用の縮減にも努めます。
- より効率的な管理運営のため、指定管理者制度の活用など民間活力の積極的な導入を検討します。

市民施設（地域交流センター）

施設名	施設毎の方向性	
	短期（概ね 10 年）	中長期
うるま市地域交流センター	維持 ・施設運営の外部化（指定管理者制度等） ・受益者負担の見直し	維持

40 年後の縮減量：1 施設⇒1 施設（延床面積 794 m²⇒794 m²）

3-9. 農林水産施設

(1) 農水施設

◆施設概要

施設名	中学校区	延床面積 (㎡)	建築年	備考
うるま市農家高齢者創作館	具志川	209	昭和 53(1978) 年	
うるま市農民研修施設	あげな	1,099	昭和 55(1980) 年	
石川荷捌施設・漁民研修施設	石川	400	平成 8(1996) 年	
水産物鮮度保持施設	具志川東	127	平成 9(1997) 年	

※建築年の太字は旧耐震基準の建物

◆現状と課題

建物状況

- うるま市農家高齢者創作館とうるま市農民研修施設は築 30 年以上経過しており、旧耐震基準の建物であるため、早急に耐震化と老朽化対策が必要となります。(白書本編P105 参照)
- 農民研修施設の建物のうち 1 階は J A おきなわが所有しており、2 階と 3 階が農民研修施設となっています。

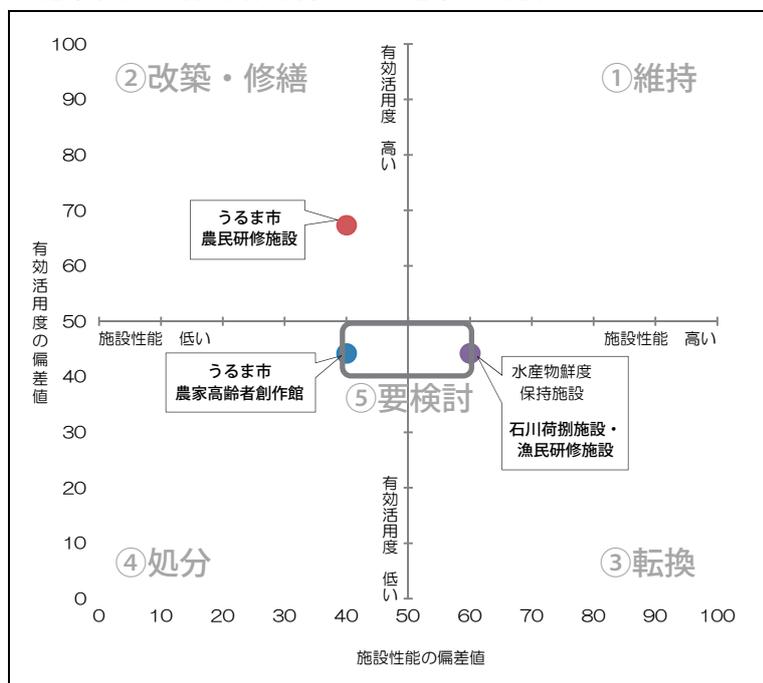
利用状況

- 農業関連 2 施設における平成 23 年度の年間利用者数は、うるま市農家高齢者創作館で 1,592 人、うるま市農民研修施設で 9,976 人であり、施設によって大きな差が見られます。(白書本編P106 参照)
- 漁業関連 2 施設は漁業活動に活用されています。(白書本編P108 参照)

管理運営状況

- 農業関連 2 施設は直営により農政課が管理しており、漁業関連 2 施設は指定管理者による管理運営が行われています。(白書本編P106、110 参照)
- 農業関連 2 施設の年間管理運営経費の推移は、うるま市農家高齢者創作館で減少傾向、うるま市農民研修施設で横ばいとなっています。(白書本編P107 参照)
- 利用者一人当たりの年間管理運営経費は、うるま市農家高齢者創作館で 872 円/人、うるま市農民研修施設で 80 円/人であり、施設によって大きな差が見られません。(白書本編P107 参照)

◆施設性能と有効活用度による施設の評価



○うるま市農民研修施設は、「②改築・修繕」を検討する施設となります。

○他の3施設は、「①維持」や「②改築・修繕」への移行に向けて「⑤検討を要する」施設となります。

◆市民などからの主な意見

≪施設管理者調査より≫

- うるま市農家高齢者創作館やうるま市農民研修施設のような同様の施設は市内に一つあれば良く、統合により施設規模を拡大して設置する。

◆再編の方向性

○農業関係の研修施設は、比較的近い位置に2施設が立地していることや機能が類似していること、また、施設によって利用者数や一人当たりの年間管理運営経費に大きな差があることを考慮し、2施設の集約化により施設の充実を図ります。

○漁業関係の施設は、漁業経営の安定に資する施設として必要であることから、今後も維持していきます。

施設名	施設毎の方向性	
	短期（概ね10年）	中長期
うるま市農家高齢者創作館	処分（うるま市農民研修施設に集約化し、建物は解体）	—
うるま市農民研修施設	処分（うるま市農家高齢者創作館との集約化を図り、建物はJAへ譲渡等の検討）	—
石川荷捌施設・漁民研修施設	維持	維持
水産物鮮度保持施設	維持	維持

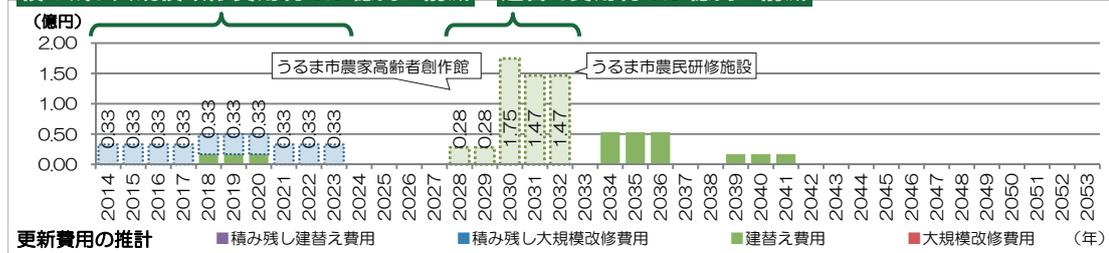
40年後の縮減量：4施設⇒2施設（延床面積 1,835 m²⇒527 m²）

【削減効果】

更新時（耐用年数に達した年度）に集約化と譲渡等による処分を実施し、総量を圧縮とした場合の削減効果

●施設更新に係るコスト 約 8.6 億円の削減

積み残し大規模改修費用約 3.3 億円の削減 建替え費用約 5.3 億円の削減



●管理運営に係るコスト 年間約 226 万円の削減（平成 19 年度から平成 23 年度までの実績より平均を算出）

（２）農林水産施設（自治公民館）

◆施設概要

施設名	中学校区	延床面積 (㎡)	建築年	自治公民館名称
うるま市勝連農村環境改善センター	彩橋	402	昭和 59(1984) 年	比嘉公民館
うるま市与那城農村環境改善センター	与勝第二	1,000	平成 7(1995) 年	饒辺公民館
うるま市農村婦人の家	与勝	380	昭和 56(1981) 年	照間公民館

※建築年の太字は旧耐震基準の建物

◆現状と課題

建物状況

- うるま市農村婦人の家は築 30 年以上経過しており、旧耐震基準の建物であるため、早急に耐震化と老朽化対策が必要となります。（白書本編P105 参照）
- うるま市勝連農村環境改善センターは築 30 年近いため、老朽化対策が今後必要になります。（白書本編P105 参照）

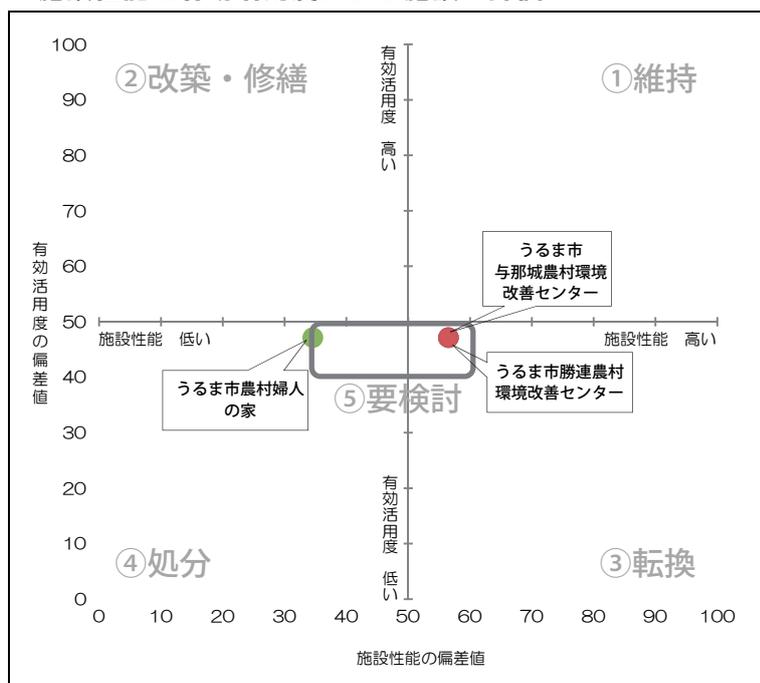
利用状況

- 地域の自治公民館として利活用されています。

管理運営状況

- 3施設は指定管理者（自治会）による管理が行われています。（白書本編P106 参照）

◆施設性能と有効活用度による施設の評価



○3施設は、「①維持」や「②改築・修繕」への移行に向けて「⑤検討を要する」施設となります。

◆市民などからの主な意見

《意見交換会より》

- 農林関係の助成金で整備を行ったため農林施設とするのではなく、機能面から公民館として考えるべきだと思う。

◆再編の方向性

- 地域の自治公民館として活用されており、コミュニティ活動の拠点として必要な施設であるため、今後も維持していきます。
- 老人福祉施設や研修・学習室、子育て支援機能等、他機能との複合化を検討します。

施設名	施設毎の方向性	
	短期（概ね10年）	中長期
うるま市勝連農村環境改善センター	維持	施設の更新時に複合化
うるま市与那城農村環境改善センター	維持	施設の更新時に複合化
うるま市農村婦人の家	維持	施設の更新時に複合化

40年後の縮減量：3施設⇒3施設（延床面積 1,782 m²⇒1,782 m²）

（3）集落排水処理施設

◆施設概要

施設名	中学校区	延床面積 (㎡)	建築年	備考
勝連津堅地区 農業集落排水処理場	津堅	224	平成 14(2002)年	

◆現状と課題

建物状況

- 新耐震基準の建物であるため、特に耐震診断及び耐震補強の必要はありません。（白書本編P109 参照）

利用状況

- 年間利用者数は微増し、平成 23 年度は 269 人となっています。（白書本編P110 参照）

管理運営状況

- 直営により農水産整備課が管理しています。（白書本編P110 参照）
- 年間管理運営経費の推移は増加傾向であり、平成 23 年度は 1,453 万円となっています。（白書本編P110 参照）

◆施設性能と有効活用度による施設の評価

※市民生活に必要不可欠な施設であり、施設性能と有効活用度で再編を検討することが相応しくない施設であることから、評価しないものとします。

◆再編の方向性

○津堅島の汚水処理施設として市民生活に必要不可欠な施設であることから、今後も維持するものとし、必要に応じて修繕を行います。

40 年後の縮減量：1 施設⇒1 施設（延床面積 224 ㎡⇒224 ㎡）

3-10. 商工・観光施設

(1) 商工・観光振興施設

◆施設概要

施設名	中学校区	延床面積 (㎡)	建築年	備考
あやはし館	与勝	1,975	平成 14 (2002) 年	
いちゅい具志川 じんぶん館	あげな	3,285	平成 11 (1999) 年	
石川地域活性化 センター舞天館	石川	1,111	平成 15 (2003) 年	
東照間商業等施設	与勝	1,929	平成 17 (2005) 年	
商工業研修施設 (具志川地区)	あげな	477	昭和 56 (1981) 年	解体済み
商工業研修施設 (石川地区)	石川	311	昭和 56 (1981) 年	
安慶名闘牛場	あげな	—	昭和 40 (1965) 年	
石川多目的ドーム	石川	2,410	平成 7 (1995) 年	
IT事業支援センター	石川	6,579	平成 17 (2005) 年	
世界遺産勝連城跡 休憩所	与勝	350	平成 17 (2005) 年	

※建築年の太字は旧耐震基準の建物

◆現状と課題

建物状況

- 商工業研修施設(石川地区)は築 30 年以上経過し、旧耐震基準の建物であるため、早急に耐震化と老朽化対策が必要となります。(白書本編P113、114 参照)
- 東照間商業等施設は、建築当初の工場から現在の商業施設としての利用となったため、浄化槽の容量等の附帯設備への対応が困難な状況となっています。

利用状況

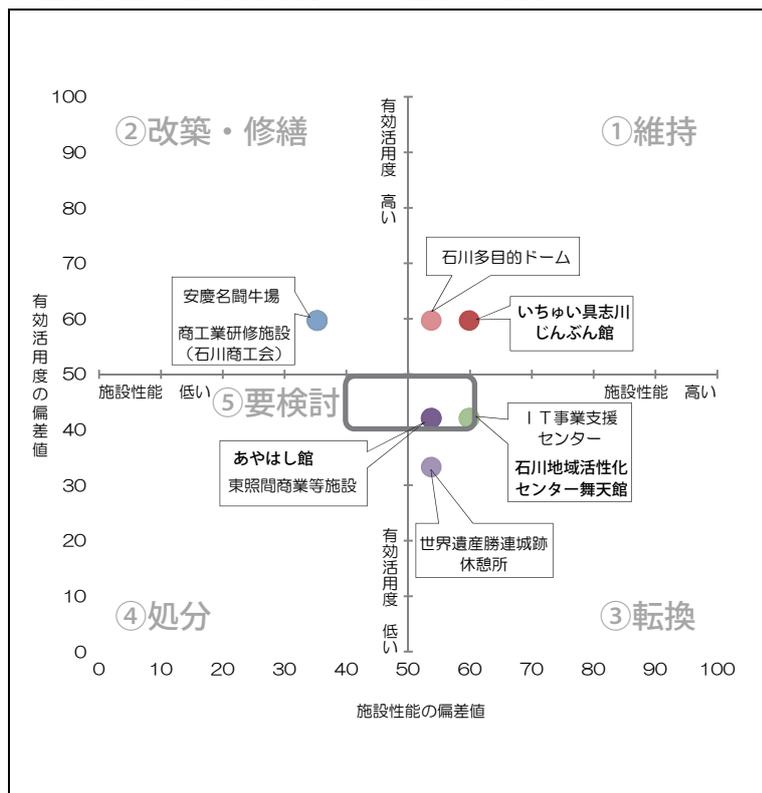
- いちゅい具志川じんぶん館、石川地域活性化センター舞天館、IT事業支援センターの事業者入居率は 100%となっています。
- 東照間商業施設は、飲食事業者が入居し、カフェやレストランとなっています。
- 石川多目的ドームは、主に闘牛で利用され、年間約 3 万人の利用者がいます。(白書本編P116 参照)
- 世界遺産勝連城跡休憩所の年間利用者数の推移は増加傾向であり、年間約 10 万人の利用者がいます。(白書本編P116 参照)

管理運営状況

- 東照間商業等施設、安慶名闘牛場、石川多目的ドーム、世界遺産勝連城跡休憩所は直営により商工観光課が管理しており、他の商工・観光施設は指定管理者による管理運営が行われています。(白書本編P115 参照)

- 年間管理運営経費の推移は、指定管理の施設で減少しており、東照間商業等施設を除く直営の施設は横ばいで推移しています。（白書本編P117参照）
- 商工・観光施設9施設の平成23年度の年間管理運営経費は7,906万円となっています。（商工業研修施設（具志川地区）を除く）

◆施設性能と有効活用度による施設の評価



○いちゆい具志川じんぶん館、石川多目的ドームは、「①維持」する施設となります。

○安慶名闘牛場、商工業研修施設（石川商工会）は、「②改築・修繕」を検討する施設となります。

○世界遺産勝連城跡休憩所は、「③転換」により有効活用を検討する施設となります。

○IT事業支援センター、石川地域活性化センター舞天館、あやはし館、東照間商業等施設は、「①維持」や「②改築・修繕」への移行に向けて「⑤検討を要する」施設となります。

◆市民などからの主な意見

《意見交換会より》

- あやはし館のうるま市観光物産協会は、地域交流センターに整備しても良かったと思う。あやはし館では観光に関する案内機能のみとし、そこからも観光客が流れるような仕組みをつくる。
- 商工・観光施設が多いが、それよりも社会教育のニーズの方が多いと思う。市民が使える施設にお金をかけるべきである。
- 6次産業による観光振興も考慮した施設の活用を考える必要がある。

《施設管理者調査より》

- 東照間商業等施設は活用方法を充実化させ、利用客数の増加を目指し、認知度向上のためのイベント等を、入居企業及び地域住民を中心に開催していく。現在は入居

企業主催により、「オンリーワンフェア」（ビーチクリーンや物産販売等）を毎年開催している。

- 石川多目的ドームは、闘牛大会以外のイベント等にも多く使用されることが望ましいため、闘牛以外にも利用できることをPRしていく。
- 世界遺産勝連城跡休憩所は、来訪者の要望を踏まえ、休憩しながら市産品の土産を購入できる施設に向けてマーケティングを実施している。また、施設維持管理費もかかるため、入場料を徴収できる仕組みを構築していくことが望ましい。

◆再編の方向性

○商工・観光施設は、商工業と観光の振興により地域活性化を図るための施設として、市内各地に設置され、特に、あやはし館や世界遺産勝連城跡休憩所は多くの観光客に利用されています。今後も商工業と観光振興に向けて各施設の有効活用を図ります。

○世界遺産勝連城跡休憩所について、今後の利用方法として、勝連城跡周辺文化・観光拠点整備事業の中で転換を図り、拠点整備において新たに建設する商業施設及び博物館を集約させた複合施設とあわせて、文化・観光振興に向け有効活用を図ります。

○現在、直営で管理している施設の管理運営にあたっては、指定管理者制度の活用など民間活力の積極的な導入を検討します。

施設名	施設毎の方向性	
	短期（概ね10年）	中長期
あやはし館	要検討（資料館の集約により空きスペースとなる2階部分も含めて、更なる有効活用の検討）	維持
いちゅい具志川じんぶん館	維持	維持
石川地域活性化センター舞天館	要検討（更なる有効活用の検討）	維持
東照間商業等施設	要検討（更なる有効活用の検討）	維持
商工業研修施設（具志川地区）	解体済み	—
商工業研修施設（石川地区）	改築・修繕	維持
安慶名闘牛場	改築・修繕	維持
石川多目的ドーム	維持（更なる有効活用の検討）	維持
IT事業支援センター	要検討（更なる有効活用の検討）	維持
世界遺産勝連城跡休憩所	転換（販売機能の充実・飲食機能の付加）	維持
(仮)勝連城跡商業施設	(仮)うるま市博物館及び(仮)勝連城跡商業施設の複合施設として集約化	維持

40年後の縮減量：10施設⇒10施設（延床面積 18,427㎡⇒17,950㎡）

※(仮)勝連城跡商業施設は(仮)うるま市博物館との複合施設であり、商業施設における規模は整備の際に検討していくものとして、縮減量には含めていません。

（２）その他（旅客待合所）

◆施設概要

施設名	中学校区	延床面積 (㎡)	建築年	備考
平敷屋地区旅客待合所	与勝第二	210	平成 7（1995）年	
金武湾港屋慶名地区 旅客待合所	与勝	216	平成 2（1990）年	既に閉鎖

◆現状と課題

建物状況

- いずれの施設も新耐震基準の建物であるため、特に耐震診断及び耐震補強の必要はありません。（白書本編P113、114参照）
- 平敷屋地区旅客待合所は、車椅子用のトイレが設置されていますが、その間口は狭く、また、待合室と通路との間に 10 cm以上の段差があるなどバリアフリー化が不十分となっています。

利用状況

- 年間利用者数の推移は、平敷屋地区旅客待合所で近年減少傾向であり、平成 23 年度は 75,443 人となっています。（白書本編P116参照）

管理運営状況

- 平敷屋地区旅客待合所は直営により管財課（商工観光課へ所管換を予定）が管理していますが、施設の一部を特定の事業者で使用許可を与えている状況であり、管理運営方法について検討する必要があります。
- 金武湾港屋慶名地区旅客待合所は土木課が管理していますが、現在閉鎖中であり、運営方法等について検討する必要があります。

◆施設性能と有効活用度による施設の評価

※施設の評価は同種施設（中分類）での相対評価となるため、同種施設がない場合は評価しないものとします。

◆市民などからの主な意見

《施設管理者調査より》

- 平敷屋地区旅客待合所について、市民生活の向上及び産業経済の活性化に資する課にて管理する事により、地域の拠点として活用出来る体制とすることが望ましい。
- 屋慶名地区旅客待合所について、屋慶名地区の活性化のために活用することが考えられる。

◆再編の方向性

○平敷屋地区旅客待合所は離島航路利用者の安全と利便の確保のために必要なことから基本的に維持していくものとしませんが、運営の見直しにより管理運営面での改善を図ります。

○金武湾港屋慶名地区旅客待合所は、転換により、東海岸開発基本計画に基づく屋慶名地区のための有効活用を検討します。

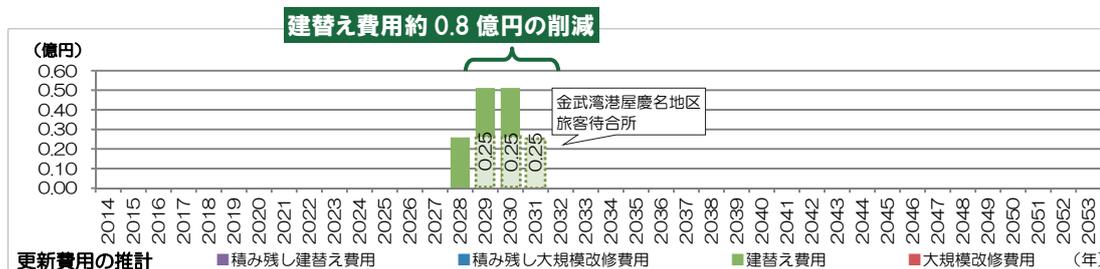
施設名	施設毎の方向性	
	短期（概ね10年）	中長期
平敷屋地区旅客待合所	維持（特定事業者との協議調整により管理運営方法を検討します。）	維持
金武湾港屋慶名地区旅客待合所	転換による有効活用	建物の老朽化に応じ、処分（解体）

40年後の縮減量：2施設⇒1施設（延床面積426㎡⇒210㎡）

【削減効果】

建物の老朽化に応じ処分を実施し、総量を圧縮するとした場合の削減効果

●施設更新に係るコスト 約0.8億円の削減



●管理運営に係るコスト 年間約173万円の削減（平成19年度から平成23年度までの実績より平均を算出）

（3）その他（観光トイレ）

◆施設概要

施設名	中学校区	延床面積 (㎡)	建築年	備考
観光トイレ（照間）	与勝	28	昭和 59(1984) 年	
観光トイレ（屋慶名）	与勝第二	25	平成 6(1994) 年	
観光トイレ（平安座）	彩橋	24	昭和 62(1987) 年	
観光トイレ（伊計・大泊）	彩橋	21	昭和 60(1985) 年	
観光トイレ（伊計ビーチ内）	彩橋	33	昭和 59(1984) 年頃	
観光トイレ（伊計・東浜）	彩橋	21	昭和 60(1985) 年	
観光トイレ（伊計・前の浜）	彩橋	28	昭和 59(1984) 年	

◆現状と課題

建物状況

- 観光トイレは築 30 年近く経過している施設が多く、老朽化対策が今後必要となります。（白書本編P113、114 参照）

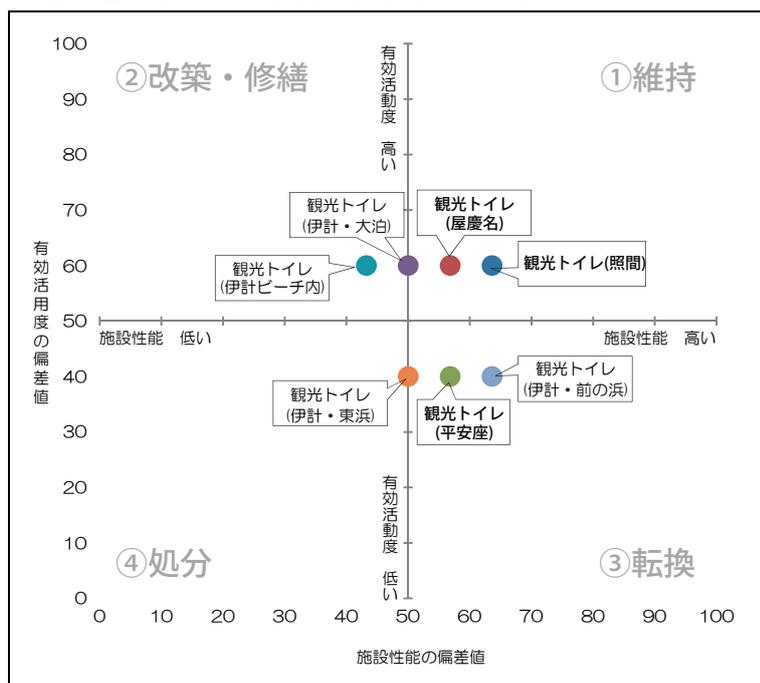
利用状況

- 年間利用者数は、平成 23 年度で各観光トイレ 500～1,000 人の利用があります。（白書本編 P116 参照）

管理運営状況

- すべての施設は商工観光課が管理しています。（白書本編P115 参照）
- 観光トイレは、各自治会等との清掃管理委託契約を締結していますが、一部の施設では委託契約がされておらず管理運営方法について検討する必要があります。

◆施設性能と有効活用度による施設の評価



○照間、屋慶名、伊計・大泊の観光トイレは、「①維持」していく施設となります。

○伊計ビーチ内の観光トイレは「②改築・修繕」を検討する施設となります。

○伊計・前の浜、平安座、伊計・東浜の観光トイレは「③転換」により有効活用を検討する施設となります。

◆市民などからの主な意見

《施設管理者調査より》

- 観光トイレは自治会等での管理運営が考えられる。

◆再編の方向性

○観光トイレは来訪者のために必要なことから、既存施設は基本的に維持していくものとしませんが、運営の見直しにより管理運営面での改善を図ります。

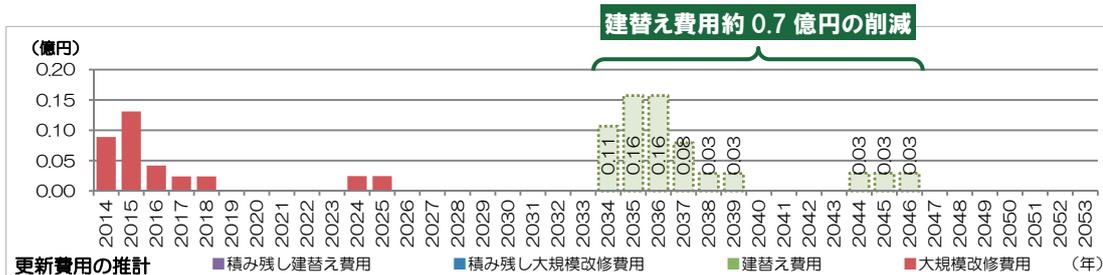
施設名	施設毎の方向性	
	短期（概ね10年）	中長期
観光トイレ（照間）	維持（清掃管理委託を見直し、より効率的な管理運営に努めます。）	老朽化に応じ、処分を検討
観光トイレ（屋慶名）	維持（清掃管理委託を見直し、より効率的な管理運営に努めます。）	老朽化に応じ、処分を検討
観光トイレ（平安座）	維持（清掃管理委託を見直し、より効率的な管理運営に努めます。）	老朽化に応じ、処分を検討
観光トイレ（伊計・大泊）	維持（駐車場管理者との協議調整により管理運営方法を検討します。）	老朽化に応じ、処分を検討
観光トイレ（伊計ビーチ内）	維持（清掃管理委託を見直し、より効率的な管理運営に努めます。）	処分（ビーチ管理業者と協議により、譲渡又は解体）
観光トイレ（伊計・東浜）	維持（清掃管理委託を見直し、より効率的な管理運営に努めます。）	老朽化に応じ、処分を検討
観光トイレ（伊計・前の浜）	維持（清掃管理委託を見直し、より効率的な管理運営に努めます。）	老朽化に応じ、処分を検討

40年後の縮減量：7施設⇒0施設（延床面積 147㎡⇒0㎡）

【削減効果】

中長期において更新時（耐用年数に達した年度）に民営化による処分を実施し、総量を圧縮するとした場合の削減効果

- 施設更新に係るコスト 約0.7億円の削減



- 管理運営に係るコスト 年間約2,925万円の削減（平成19年度から平成23年度までの実績より平均を算出）

3-11. 都市計画施設

(1) 公園

◆施設概要

施設名	中学校区	敷地面積 (㎡)	建築年	街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	都市緑地	風致公園
東山ふれあい公園	石川	4,000	昭和 62(1987)年	●						
東山第三公園	石川	2,937	平成 7(1995)年	●						
東山公園	石川	1,038	昭和 60(1985)年	●						
赤崎公園	石川	1,316	昭和 56(1981)年	●						
親田原公園	石川	1,500	平成 18(2006)年	●						
世栄津の森	石川	1,794	平成 12(2000)年	●						
世栄津の森公園	石川	2,466	平成 12(2000)年						●	
渡口公園	石川	483	昭和 55(1980)年	●						
石川公園	石川	101,745	昭和 56(1981)年			●				
あけぼの公園	石川	1,521	平成 10(1998)年						●	
富森公園	石川	1,212	昭和 59(1984)年	●						
長佐久公園	石川	1,196	昭和 60(1985)年	●						
さくらんぼ公園	伊波	1,505	平成 18(2006)年						●	
前原西公園	伊波	2,164	平成 10(1998)年						●	
前原公園	伊波	1,838	昭和 61(1986)年	●						
わかば公園	伊波	1,700	平成 12(2000)年	●						
東恩納公園	伊波	1,493	平成 7(1995)年	●						
市民の森公園	石川	75,330	平成 8(1996)年						●	
石川運動広場	石川	3,203	平成 19(2007)年	●						
伊波公園（一部供用開始）	伊波	12,145	平成 23(2011)年		●					
喜屋武マープ公園	具志川	64,326	昭和 61(1986)年			●				
安慶名中央公園（城跡）	あげな	44,000	昭和 60(1985)年			●				
野鳥の森自然公園	あげな	50,192	平成 6(1994)年							●
具志川運動公園	具志川東	207,995	昭和 61(1986)年					●		
市民広場	あげな	7,372	平成 6(1994)年	●						
田場児童公園	具志川東	8,737	昭和 60(1985)年	●						
西原第一公園	あげな	6,954	平成 5(1993)年	●						
安慶名第一公園	あげな	3,000	平成 14(2002)年	●						
宇堅児童公園	あげな	4,240	平成 8(1996)年	●						
さくら公園	あげな	3,868	平成 2(1990)年	●						
いーしぬめー公園	高江洲	2,500	平成 8(1996)年	●						
なかばる公園	高江洲	3,500	平成 9(1997)年	●						
江洲中央公園	高江洲	2,500	平成 10(1998)年	●						
ピーパー公園	あげな	2,772	平成 2(1990)年	●						
宮里児童公園	高江洲	2,604	昭和 62(1987)年	●						
赤道交通安全広場	具志川	2,001	昭和 51(1976)年	●						
希望の広場	具志川	1,247	平成 3(1991)年	●						
さんかく公園	高江洲	758	平成 3(1991)年	●						
げんき公園	高江洲	724	平成 3(1991)年	●						
がじゅまる公園	具志川	867	平成 6(1994)年	●						
ひまわり公園	具志川	1,044	平成 6(1994)年	●						
あだん公園	具志川	2,302	平成 6(1994)年	●						
みどり公園	あげな	3,127	平成 2(1990)年	●						
わんぱく公園	あげな	2,348	平成 2(1990)年	●						
のびのび公園	あげな	3,345	平成 2(1990)年	●						

施設名	中学校区	敷地面積 (㎡)	建築年	街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	都市緑地	風致公園
エンジェル公園	あげな	3,781	平成 2(1990)年	●						
太陽公園	あげな	3,243	平成 2(1990)年	●						
パンダ公園	あげな	2,644	平成 2(1990)年	●						
豊原農村公園	高江洲	3,167	平成 7(1995)年	●						
前原農村公園	高江洲	2,580	平成 14(2002)年	●						
具志川番所跡公園	具志川東	352	平成 16(2004)年	●						
喜仲児童公園	具志川	3,279	昭和 54(1979)年	●						
スポーツ広場	具志川	1,249	平成 3(1991)年	●						
川田公園	高江洲	2,042	平成 18(2006)年	●						
栄野比公園	あげな	6,065	平成 19(2007)年	●						
高江洲農村公園	高江洲	2,389	平成 19(2007)年	●						
上平良川公園	具志川	5,121	平成 20(2008)年	●						
昆布公園	あげな	14,490	平成 21(2009)年		●					
平安名公園	与勝	1,225	平成 56(1981)年	●						
平安名第二公園	与勝	1,659	昭和 57(1982)年	●						
内間公園	与勝	1,354	昭和 56(1981)年	●						
南風原公園	与勝	2,370	昭和 56(1981)年	●						
南風原第二公園	与勝	1,105	平成 2(1990)年	●						
平敷屋公園（タキノー）	与勝第二	5,337	昭和 61(1986)年		●					
津堅公園	津堅	938	平成 62(1987)年	●						
浜公園	彩橋	1,500	平成 2(1990)年	●						
比嘉公園	彩橋	1,530	平成 3(1991)年	●						
南風原ふれあいパーク	与勝	17,259	平成 11(1999)年		●					
シートピア勝連公園（1号）	与勝	1,415	平成 10(1998)年	●						
シートピア勝連公園（2号）	与勝	268	平成 10(1998)年	●						
平敷屋運動広場（ゲートボール場）	与勝第二	2,260	平成 10(1998)年	●						
浦ヶ浜公園	与勝第二	17,630	平成 12(2000)年		●					
浜漁港緑地公園	彩橋	8,968	平成 14(2002)年		●					
キャロット愛ランド	津堅	99,630	平成 10(1998)年		●					
与那城公園	与勝	4,204	昭和 54(1979)年	●						
屋慶名東公園	与勝	1,047	昭和 53(1978)年	●						
屋慶名西公園	与勝	1,122	昭和 56(1981)年	●						
平安座東公園	彩橋	1,523	昭和 56(1981)年	●						
平安座西公園	彩橋	9,848	昭和 63(1988)年		●					
西原公園	与勝	1,376	昭和 58(1983)年	●						
宮城中央公園	彩橋	10,568	平成元(1989)年		●					
与那城総合公園	与勝	124,000	平成 5(1993)年				●			

※上記は平成 23 年度末時点のデータとなります。

街区公園…もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で1箇所当たり面積 0.25ha を標準とする

近隣公園…主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離 500m の範囲内で1箇所当たり面積 2ha を標準とする

地区公園…主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1km の範囲内で1箇所当たり面積 4ha を標準とする

総合公園…都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 10～50ha を標準とする

運動公園…都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 15～75ha を標準とする

都市緑地…主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準とする

風致公園…主として風致（自然の風景などのおもむき、味わい）の享受の用に供することを目的とする公園で、樹林地、湖沼海岸等の良好な自然的環境を形成する土地を選定して配置する

◆現状と課題

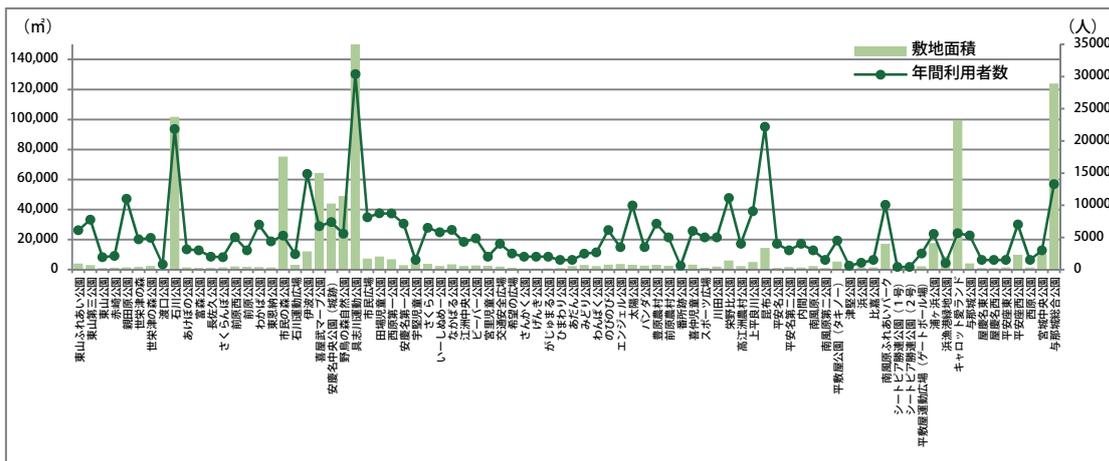
施設状況

- 住民一人当たりの公園面積は 8.4 m²（平成 25 年 11 月 1 日現在の人口 120,899 人、公園 82 施設の合計面積 1,021,447 m²）であり、「うるま市みどりの基本計画（平成 22 年 3 月 31 日策定）」では、平成 41 年度末目標を 13.9 m²（人口 129,000 人、都市公園 1,787,700 m²）としています。
- 築 30 年以上経過している施設が 14 施設あり、トイレや遊具等の老朽化対策が必要になります。（白書本編 P122 参照）

利用状況

- 年間利用者数は、敷地面積の大きい石川公園や具志川総合公園、与那城総合公園で多い傾向がありますが、近隣公園である伊波公園や昆布公園でも多くなっています。

都市公園の敷地面積と年間利用者数



管理運営状況

- 82 施設全てを直営により都市計画課が管理しています。（白書本編 P125 参照）
- 公園の除草やトイレの清掃は、大部分の公園がシルバー人材センターなど外部に委託していますが、自治会等（老人会やボランティアなど）の協力や里親制度を活用している公園もあります。中には自治会等のみで除草、清掃を行っている公園も数カ所あります。また、施設の修繕や樹木の伐採等は、現業職員でも対応していますが、主に専門の事業者に発注しています。
- 公園 82 施設合計の平成 23 年度の年間管理運営経費は 1 億 870 万円であり、そのうち、委託費が 6,078 万円と約 56%を占めています。

◆施設性能と有効活用度による施設の評価

※公園は誰もが自由に入出りできる施設であり利用者数の把握が難しく（白書本編では使用許可申請人数及び推定人数の合計としています）、また、いわゆるハコモノではないため、施設性能と有効活用度による評価には適さないことから評価しないものとします。

◆市民などからの主な意見

《施設管理者調査より》

- 街区公園に対する里親制度の推進などにより、地域住民や子ども達が、いつでも安全・安心で憩える場であることが望ましい。

◆再編の方向性

- 「うるま市みどりの基本計画」で定められた住民一人当たりの目標には達しておらず、また、都市計画法及び都市公園法に基づき決定された施設であり、今後とも市有施設として維持していきます。
- ただし、公園等を新設する場合は、市の財政状況を踏まえ、かつ、ライフサイクルコストを考慮した費用対効果の検証を行う等、本計画に基づき検討します。
- 長寿命化計画等の施設の維持・更新に関する計画を策定し、計画的な施設の管理運営を行います。
- 街区公園の管理運営にあたっては、里親制度を推進します。

施設名	施設毎の方向性	
	短期（概ね10年）	中長期
公園 82 施設	維持（長寿命化計画の策定、街区公園における里親制度の推進）	維持
石川緑地広場	平成 25 年度より供用開始	維持
ヌーリ川公園	平成 23 年度より事業実施中	維持
江洲第5公園	平成 24 年度より事業実施中	維持
江洲第2公園 米原公園 平良川公園 江洲第6公園 上江洲パンタ公園 港原海浜公園	都市計画決定済みであり、公園整備プログラムにおいて検討	都市計画決定済みであり、公園整備プログラムにおいて検討

40年後の縮減量：82施設⇒今後検討

※うるま市みどりの基本計画における平成41年度末の目標値としては施設数105施設及び敷地面積1,787,700㎡となっています。

※平成26年度に公園整備プログラムを策定予定であり、その中で、公園の整備方針を決定していきます。

（２）公営住宅・改良住宅・改良店舗**◆施設概要**

施設名	中学校区	延床面積	建築年	戸数			
				1 D K	2 D K	2 L D K	3 L D K
金座団地（２棟）	具志川東	3,876 m ² (80.8 m ² /戸)	平成 15(2003)年	6	6		36
長田団地（６棟）	具志川	3,545 m ² (59.1 m ² /戸)	昭和 49(1974)年				60
豊原団地	高江洲	934 m ² (77.8 m ² /戸)	昭和 61(1986)年				12
塩屋団地（３棟）	高江洲	2,802 m ² (77.8 m ² /戸)	平成 2(1990)年				36
石川前原団地	伊波	3,845 m ² (106.8 m ² /戸)	平成 13(2001)年		14		22
新開地団地	石川	736 m ² (61.3 m ² /戸)	昭和 56(1981)年				12
赤崎団地（２棟）	石川	1,806 m ² (75.3 m ² /戸)	昭和 57(1982)年				24
東山団地（１２棟）	石川	11,075 m ² (73.8 m ² /戸)	昭和 60(1985)年				150
東山第２団地	石川	1,158 m ² (96.5 m ² /戸)	平成 9(1997)年				12
平安座団地（３棟）	彩橋	831 m ² (69.3 m ² /戸)	平成 2(1990)年				12
伊計団地	彩橋	295 m ² (73.8 m ² /戸)	平成 11(1999)年				4
与勝団地（２棟）	与勝第二	3,510 m ² (- m ² /世帯)	平成 24(2012)年	6	12		30
安慶名団地（４棟）	あげな	9,953 m ² (82.9 m ² /戸)	平成 16(2004)年		31	54	35
石川中央団地	石川	2,977 m ² (74.4 m ² /戸)	平成 15(2003)年			19	21
石川中央改良店舗（２棟）	石川	1,614 m ² (161.4 m ² /店舗)	平成 15(2003)年	10 店舗			
安慶名改良店舗	あげな	578 m ² (57.8 m ² /店舗)	平成 19(2007)年	10 店舗			

※建築年の太字は旧耐震基準の建物

◆現状と課題**建物状況**

- 長田団地（６棟）と新開地団地は旧耐震基準の建物ですが、耐震診断の結果、耐震性に問題はないため耐震補強は不要となります。（白書本編P131 参照）
- 築 30 年以上または築 30 年近い施設である、長田団地（６棟）、豊原団地（１棟）、塩屋団地（３棟）、赤崎団地（２棟）、東山団地（１２棟）では既に一部小規模な改修工事が実施されています。（白書本編P130、131 参照）

- 新開地団地は築30年以上経過しているため、老朽化対策が今後必要となります。
（白書本編P130参照）

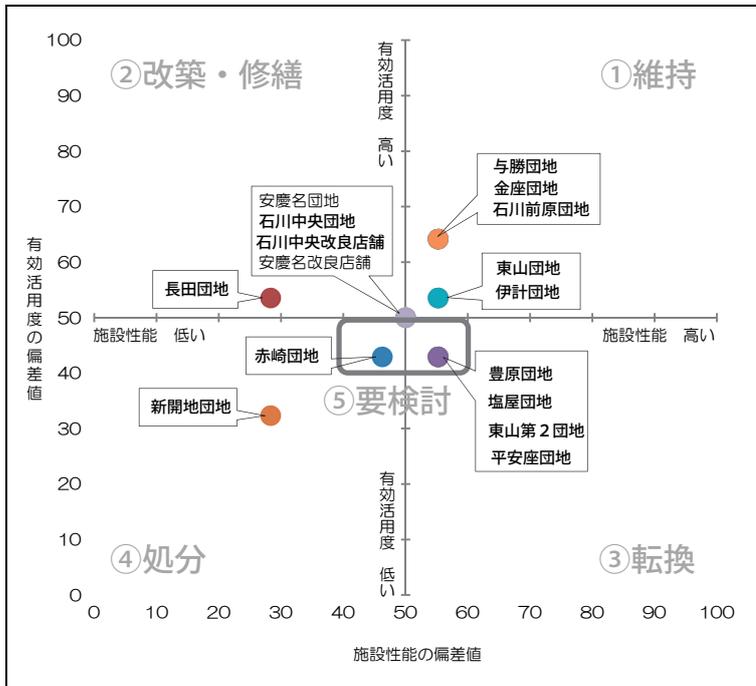
利用状況

- 平成23年度の入居世帯数は合計586世帯であり、入居率は100%となっています。（白書本編P132参照）

管理運営状況

- すべての施設は指定管理者による管理運営が行われています。（白書本編P132参照）
- 年間管理運営経費の推移は、すべての施設で増加傾向です。（白書本編P132参照）
- 公営住宅・改良住宅・改良店舗16施設合計の平成23年度の年間管理運営経費は6,440万円であり、そのうち、委託費が6,010万円と約93%を占めています。

◆施設性能と有効活用度による施設の評価



○与勝、金座、石川前原、東山、伊計団地は、「①維持」する施設となります。

○長田団地は、一戸当たりの延床面積が他の団地と比較すると狭く、「②改築・修繕」を検討する施設となります。

○新開地団地は、「④処分」を検討する施設となります。

○他の団地は、「①維持」や「②改築・修繕」への移行に向けて「⑤検討を要する」施設となります。

◆再編の方向性

○公営住宅・改良住宅・改良店舗は、本市における公共施設等のうち約 12%の延床面積を占めており、今後の市の財政状況を踏まえると、民間賃貸住宅を借り上げる方式や家賃補助方式などへの転換について検討していく必要があります。

○入居率が 100%であることを踏まえて、施設の評価によらず、当面は改修等により施設を維持していくものとしますが、今後、耐用年限を経過した施設は、建替え又は処分を検討します。

施設名	施設毎の方向性	
	短期（概ね 10 年）	中長期
金座団地（2棟）	維持（必要に応じて改修）	耐用年限が経過した時点で改築又は廃止を検討します。 廃止にあたっては、民間賃貸住宅を借り上げる方式や家賃補助方式などへの転換について検討します。
長田団地（6棟）	改築	
豊原団地	維持（必要に応じて改修）	
塩屋団地（3棟）	維持（必要に応じて改修）	
石川前原団地	維持（必要に応じて改修）	
新開地団地	維持（必要に応じて改修）	
赤崎団地（2棟）	維持（必要に応じて改修）	
東山団地（12棟）	維持（必要に応じて改修）	
東山第2団地	維持（必要に応じて改修）	
平安座団地（3棟）	維持（必要に応じて改修）	
伊計団地	維持（必要に応じて改修）	
与勝団地（2棟）	維持（必要に応じて改修）	
安慶名団地（4棟）	維持（必要に応じて改修）	
石川中央団地	維持（必要に応じて改修）	
石川中央改良店舗（2棟）	維持（必要に応じて改修）	
安慶名改良店舗	維持（必要に応じて改修）	

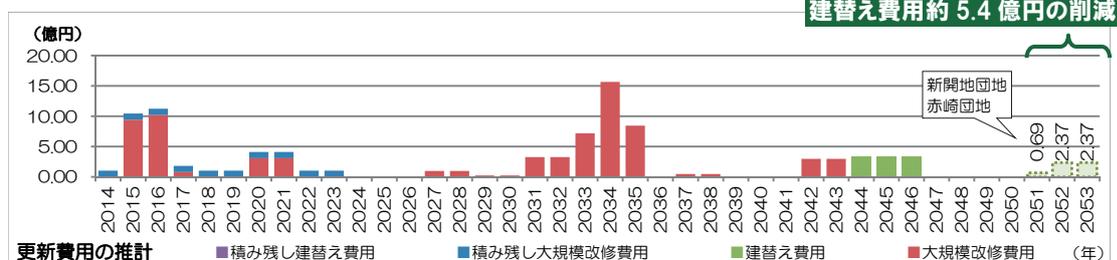
40 年後の縮減量(仮に、耐用年限が経過した時点で、処分した場合)：16 施設⇒14 施設
 (延床面積 49,535 m²⇒46,993 m²)

※今後 40 年間のうちに耐用年限に達する新開地団地と赤崎団地を処分した場合の縮減量となります。

【削減効果】

耐用年数が経過した時点で処分を実施し、総量を圧縮するとした場合の削減効果

●施設更新に係るコスト 約 5.4 億円の削減



●管理運営に係るコスト 年間約 312 万円の削減（平成 19 年度から平成 23 年度までの実績より平均を算出）

3-12. 上下水道処理施設

(1) 水道施設

◆施設概要

施設名	中学校区	延床面積 (㎡)	建築年	備考
具志川配水池	具志川東	314	昭和 63(1988)年	
志林川配水池	具志川	201	平成元(1989)年	
昆布配水池	あげな	359	平成 2(1990)年	
高原ポンプ場	伊波	30	昭和 60(1985)年	
警察前ポンプ場	石川	20	平成 4(1992)年	
東恩納ポンプ室	伊波	179	平成 15(2003)年	
第2配水池	石川	54	昭和 49(1974)年	
第1配水池	伊波	64	昭和 54(1979)年	
南配水池	伊波	227	昭和 57(1982)年	
高原配水池	伊波	79	昭和 60(1985)年	
警察学校前配水池	石川	117	平成 4(1992)年	
東恩納配水池	伊波	179	平成 15(2003)年	
内間・平安名ポンプ室	与勝	23	平成 7(1995)年	
平敷屋ポンプ室	与勝第二	14	平成 11(1999)年	
浜・比嘉ポンプ室	彩橋	13	平成 11(1999)年	
南風原ポンプ室	与勝	22	平成 23(2011)年	
津堅配水池	津堅	58	平成元(1989)年	
平安名配水池	与勝	75	平成 7(1995)年	
平敷屋配水池	与勝第二	133	平成 10(1998)年	
浜・比嘉第2配水池	彩橋	62	平成 11(1999)年	
南風原第2配水池	与勝	80	平成 13(2001)年	
桃原中継ポンプ場	彩橋	17	昭和 51(1976)年	
西原ポンプ場	与勝	14	昭和 61(1986)年	
平安座配水池	彩橋	75	昭和 50(1975)年	
桃原配水池	彩橋	27	昭和 51(1976)年	
西原配水池	与勝	120	昭和 54(1979)年	
上原第2配水池	彩橋	100	平成 11(1999)年	
南風原第1配水池	与勝	93	平成元(1989)年	今後廃止予定

※建築年の太字は旧耐震基準の建物

◆現状と課題

建物状況

- 昆布配水池については耐震診断を行い、浜・比嘉第2配水池及び上原第2配水池の2施設については、現行の基準で再度構造計算を行ったところ、耐震性を有することが確認されています。(白書本編P137参照)
- 上記3施設及び今後廃止予定の南風原第1配水池を除く24施設については、現在策定中の「うるま市水道施設耐震化計画」で簡易調査及び優先度の設定を行い、順次詳細診断を実施する予定で、その結果により耐震補強を行っていきます。(白書本編P137参照)

管理運営状況

- すべての施設は直営により水道局が管理しています。（白書本編P138 参照）
- 年間管理運営経費の推移は減少傾向であり、平成 23 年度は 1,821 万円となっています。

◆施設性能と有効活用度による施設の評価

※これら施設は市民生活に必要な施設であり、施設性能と有効活用度で再編を検討することが相応しくない施設であることから、評価しないものとします。

◆再編の方向性

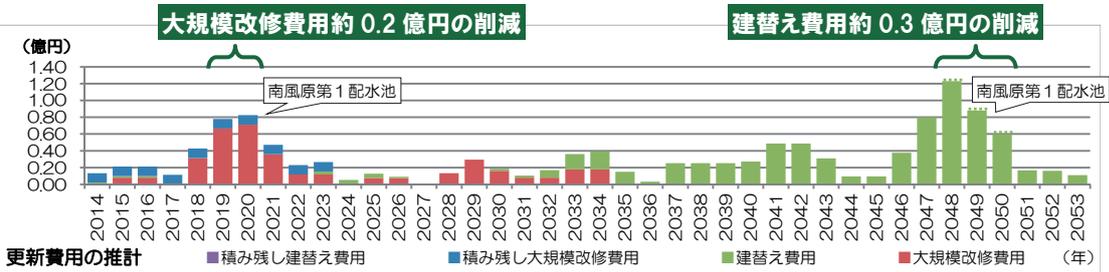
- 市民生活に必要な不可欠な施設であることから、今後も維持するものとし、必要に応じて修繕を行います。
- なお、南風原第 1 配水池は今後廃止予定となっています。

40 年後の縮減量：28 施設⇒27 施設（延床面積 2,749 m²⇒2,656 m²）

【削減効果】

今後廃止予定の施設について処分を実施し、総量を圧縮とした場合の削減効果

- 施設更新に係るコスト 約 0.5 億円の削減



- 管理運営に係るコスト 年間約 37 万円の削減（平成 19 年度から平成 23 年度までの実績より平均を算出）

（2）下水道施設

◆施設概要

施設名	中学校区	延床面積 (㎡)	建築年	備考
石川終末処理場	石川	3,246	昭和 45(1970)年	
石川第1中継ポンプ場	石川	401	平成 4(1992)年	
赤崎中継ポンプ場	石川	210	昭和 54(1979)年	
伊波中継ポンプ場	伊波	116	昭和 57(1982)年	
嘉手苅中継ポンプ場	伊波	225	平成 6(1994)年	
美原中継ポンプ場	伊波	53	昭和 60(1985)年	
東山中継ポンプ場	石川	111	昭和 61(1986)年	
山城中継ポンプ場	伊波	100	昭和 63(1988)年	
前原第3中継ポンプ場	呉志川	498	昭和 63(1988)年	
前原第4中継ポンプ場	高江洲	510	平成 3(1991)年	
赤野中継ポンプ場	あげな	281	平成 9(1997)年	
屋慶名中継ポンプ場	与勝	783	平成 9(1997)年	

※建築年の太字は旧耐震基準の建物

◆現状と課題

建物状況

- 石川終末処理場では平成 13(2001)年から設備の更新を随時行い、平成 20(2008)年には耐震性能を持つ水処理施設の増改築が実施されています。(白書本編P142 参照)
- 赤崎中継ポンプ場と伊波中継ポンプ場は耐震診断を行い、平成 18年に耐震補強済みとなっています(白書本編P142 参照)

管理運営状況

- すべての施設は直営により下水道課が管理しています。(白書本編P143 参照)
- 年間管理運営経費の推移は減少傾向であり、平成 23年度は1億 3,851万円となっています。(白書本編P143 参照)

◆施設性能と有効活用度による施設の評価

※これら施設は市民生活に必要な不可欠な施設であり、施設性能と有効活用度で再編を検討することが相応しくない施設であることから、評価しないものとします。

◆再編の方向性

○市民生活に必要な不可欠な施設であることから、今後も維持するものとし、必要に応じて修繕を行います。

40年後の縮減量：12 施設⇒12 施設（延床面積 6,534 ㎡⇒6,534 ㎡）

3-13. その他施設

◆施設概要

施設名	中学校区	延床面積 (㎡)	建築年	備考
地域活動支援センター あやはし	与勝	700	昭和 55 (1980) 年	閉鎖済み
地域活動支援センター きむたか	与勝	不明	不明	閉鎖済み
青少年センター 青空学習支援教室	与勝	120	昭和 55 (1980) 年	閉鎖済み

※建築年の太字は旧耐震基準の建物

◆現状と課題

建物状況

- 地域活動支援センターあやはしは旧与那城町の保健センター跡を、地域活動支援センターきむたかと障害福祉サービス事業所あいとぴあは旧与那城町の保育所跡をそれぞれ利用していましたが、閉鎖のため移転しています。
- なお、それぞれの建物は旧耐震基準であり、老朽化も進んでいます。(白書本編P146参照)

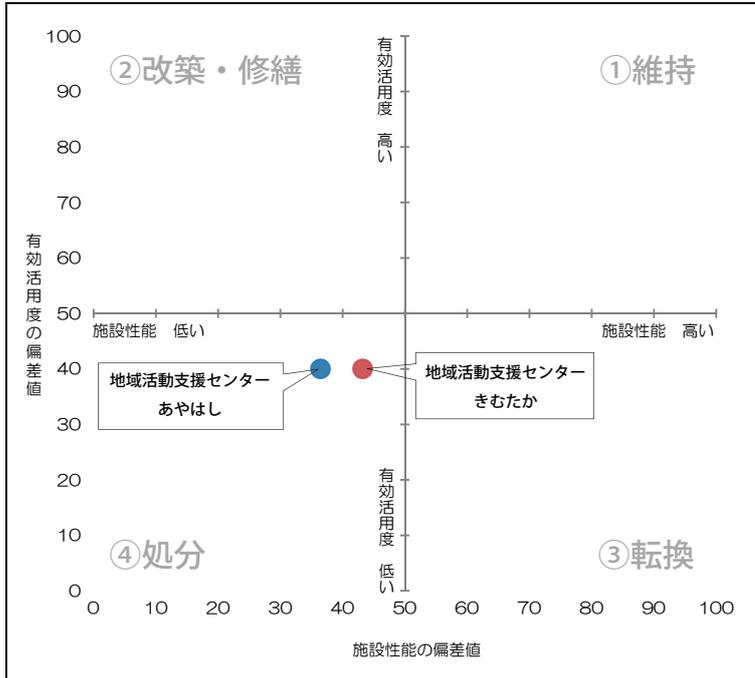
利用状況

- 旧与那城町の保健センター跡地と保育所跡地には、地域活動支援センター及び障害福祉サービス事業所が入居し、地域生活支援事業や就労継続支援（B型）などが行われていました。
- 年間利用者数の推移は、2施設とも減少傾向であり、平成23年度の一日当たりの利用者数は、地域活動支援センターあやはしが5人/日、地域活動支援センターきむたかが6人/日となっています。(白書本編P147参照)

管理運営状況

- 作業所2施設は、障がい福祉課が地域活動支援センター業務、管理運営も含めて委託していました。
- 利用者一人当たりの年間管理運営経費は、地域活動支援センターあやはしが2,589円/人、地域活動支援センターきむたかが2,012円/人です。

◆施設性能と有効活用度による施設の評価



○地域活動支援センターあやはしと地域活動支援センターきむたかは、耐震性が確保されておらず老朽化もしており、活用度も低いことから、「④処分」を検討する建物となります。

◆再編の方向性

○施設はすでに閉鎖しており、建物は旧耐震基準であり老朽化も進んでいることから、建物は解体します。

施設名	施設毎の方向性	
	短期（概ね10年）	中長期
地域活動支援センターあやはし	建物は老朽化しているため解体	—
地域活動支援センターきむたか	建物は老朽化しているため解体	—
青少年センター 青空学習支援教室	建物は老朽化しているため解体	—

40年後の縮減量：3施設⇒0施設（延床面積 820㎡⇒0㎡）

【削減効果】

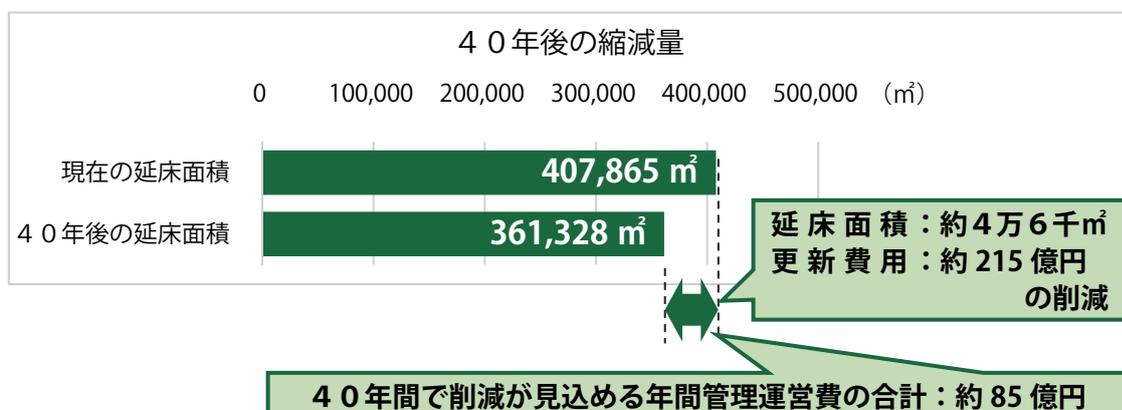
既に閉鎖済みのため、施設更新及び管理運営にかかるコストはなし

3-14. まとめ

本計画にて提示した施設毎の方向性に従い、再編を進めると、40年後には、現在の延床面積から46,537㎡（11.4%）の縮減が見込めます。また、施設更新に係るコストとしては約215億円の削減効果が見込めます。管理運営に係るコストは、再編された時点から削減されると試算した場合、40年間で約85億円の削減効果が見込めます。

しかし、更新費用に係る財源不足の解消には達していないため、維持する施設における長寿命化等による更新費用の縮減や、改築・修繕及び転換の際には民間活力の導入、処分する施設の売却・貸付などを検討し、施設総量の見直し以外の積極的な取り組みが必要となります。

40年後の縮減量			削減効果	
大分類	延床面積 (㎡)		削減される更新費用 (億円)	再編された時点から削減される年間管理運営費の合計 (億円)
	現在	40年後		
庁舎	24,066	22,190	12.20	7.96
社会福祉施設	15,816	9,366	25.10	11.38
保健衛生施設	18,763	18,733	—	—
体育施設	19,714	17,137	9.30	5.04
社会教育施設	34,024	14,748	128.50	29.24
学校施設	190,704	179,979	24.20	25.05
防災施設	6,505	6,505	—	—
市民施設	15,794	15,794	—	—
農林水産施設	3,841	2,533	8.60	0.55
商工・観光施設	19,000	18,160	1.45	5.36
都市計画施設	49,535	46,993	5.40	0.04
上下水道処理施設	9,283	9,190	0.50	0.02
その他施設	820	0	—	—
合計	407,865	361,328	215.3	84.63
縮減量		46,537		
		11.4%		



4

庁舎跡利用計画

第4章 庁舎跡利用計画

4-1. 庁舎跡利用計画について

(1) はじめに

本市では、平成17年4月の合併以来、旧市町の庁舎を活用し、分庁方式で事務事業を行ってきましたが、市民の利便性をはじめとする行政サービスの向上を図る必要性から、平成23年3月に「うるま市統合庁舎基本構想」を策定し、統合庁舎建設を進めています。

統合庁舎の完成に伴い、これまでの分庁方式を見直し、石川庁舎、勝連庁舎、与那城庁舎の跡利用を検討する必要があります。なお、うるま市統合庁舎建設委員会からの「うるま市統合庁舎建設に関する答申」(平成23年3月)では既存の庁舎の跡利用について、“市民サービスの低下を招くことがないよう、自動交付機の設置等について対応を行うこと”や“民間団体・企業への貸与等も含め、地域の活性化に資するような活用策の具体的な検討を行って頂きたい”としていることから、各地区における市民サービス窓口の設置等についても検討する必要があります。

以上を踏まえ、本章では、市民及び庁内の意向から各庁舎跡の有効活用について望ましい方向性を整理し、民間活力の活用による跡利用の促進を図ります。

(2) 対象とする庁舎

本章では、行政機能が移転する石川庁舎、与那城庁舎、勝連庁舎を対象とします。

◆各庁舎位置図



(3) 市の関連計画における位置づけ

各庁舎及び周辺の位置づけを関連計画から整理します。

①うるま市都市計画マスタープラン（平成22年3月）

うるま市の将来都市像を「人・自然・歴史文化の調和する、活力のある都市」と掲げ、将来的な都市機能の基本的な骨格を示す将来都市構造が示されています。また、地域別方針として、中学校区を基礎単位にまちづくりの方針がまとめられています。

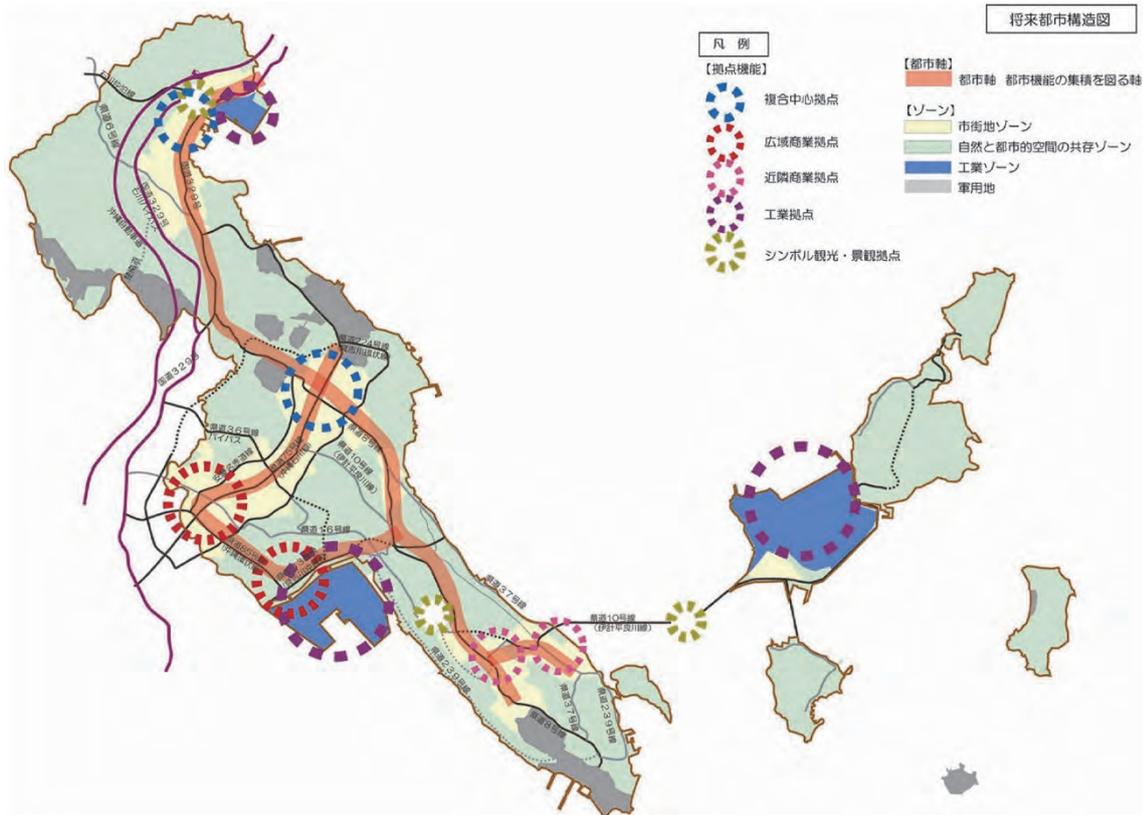
◆将来都市構造

複合中心拠点（石川庁舎周辺）

- ・交通結節点として位置付けるとともに、交通結節点のポテンシャルを活用した商業施設や業務施設が複合的に集積し、多様な都市的活動や交流が行われる活力と賑わいのある中心拠点として位置付けています。

近隣商業拠点（与那城庁舎周辺）

- ・近隣住宅地における日常生活に必要な商業施設を集積する拠点として位置付けています。



◆地域別のまちづくり方針

石川中学校区（石川庁舎周辺）

- ・海や山や川などの豊かな自然が身近にありつつも、旧来からの市街地を中心として都市的機能が充実し、交通利便性の高い住み良いまちを形成していきます。また、教育や芸能、福祉などの分野で最先端の情報を発信する文化のまちを目指します。

与勝中学校区（勝連庁舎周辺）

- ・農地や斜面緑地、樹林地などの豊かな緑を守り、勝連城跡に代表されるような歴史伝統文化を地域で引き継いでいきます。また、来訪者や居住者が交流し活気があふれるまちを形成していきます。

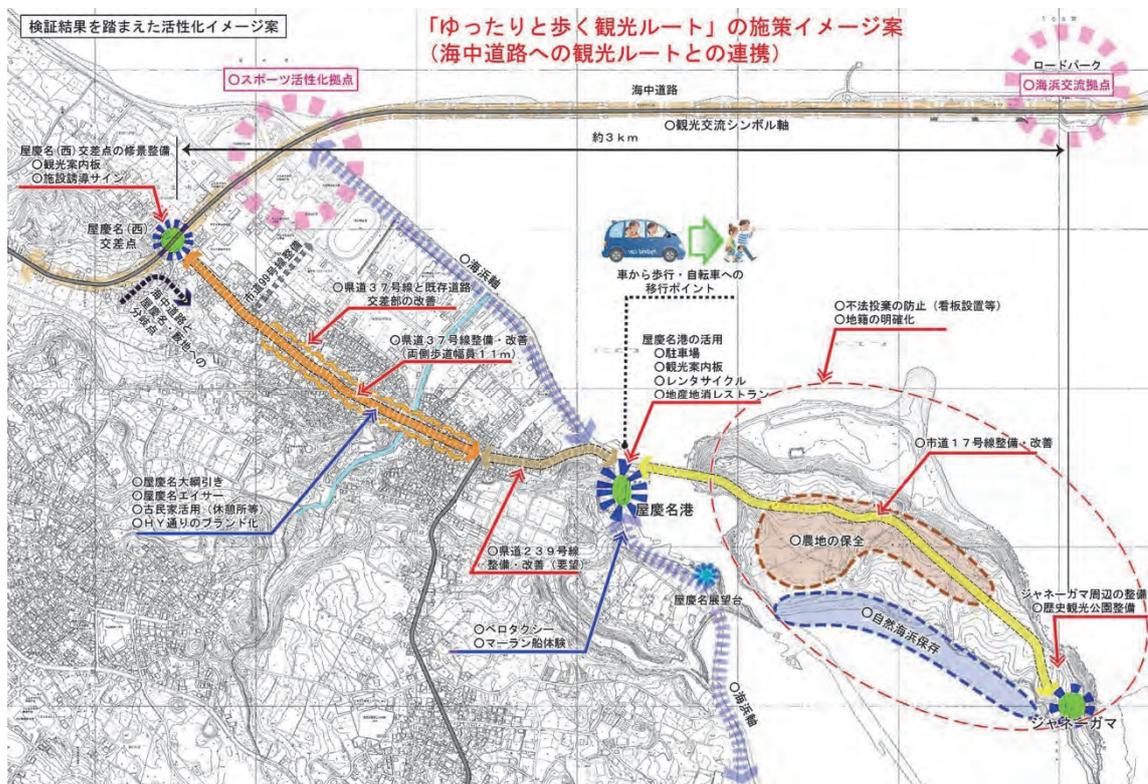
②東海岸開発基本計画（平成 23 年 3 月）

平成 14 年度に策定された「与那城町東海岸開発構想策定事業調査報告書」を基本とし、藪地島、屋慶名地域を中心とした開発・活性化構想から具現化可能なものを中心に、改めて検討し基本計画として策定しています。

◆基本計画における開発構想の検証内容

スポーツ活性化拠点

“総合公園及びその周辺は「スポーツ活性化拠点」として、プロスポーツチームの誘致を図り、与勝地域及び周辺の若者たちのスポーツ向上の場として有効活用を図る”との開発構想の内容に対し、すでに整備、活用がなされており、さらなる有効活用が期待できるとしています。



(4) 検討経緯

庁舎跡利用の方向性や期待する施設又は機能について、市民の意向及び庁内の意向を調査しました。

＜市民の意向＞

①地域意見交換会（平成 25 年 4 月 15 日～4 月 25 日実施）

『地域における公共施設等の現状や今後』について、自治会長を中心に中学校区単位で意見交換会を実施しました。

②地区意見交換会（平成 25 年 6 月 22 日～7 月 7 日実施）

『公共施設等のあり方』及び『庁舎の有効活用の方法』について、旧市町単位で意見交換会を実施し、78 名の市民が参加しました。

③庁舎の跡利用に関する市民アンケート調査（平成 25 年 6 月 10 日～7 月 15 日実施）

18 歳以上の 2,000 人の市民を対象に、郵送方式によるアンケート調査を実施し、405 人から回答を得ました。

④市民ワークショップ（平成 25 年 8 月 27 日～8 月 29 日実施）

各庁舎跡の有効活用の方向性と必要な機能を検討する場として、庁舎ごとにワークショップを実施し、計 51 名の市民が参加しました。

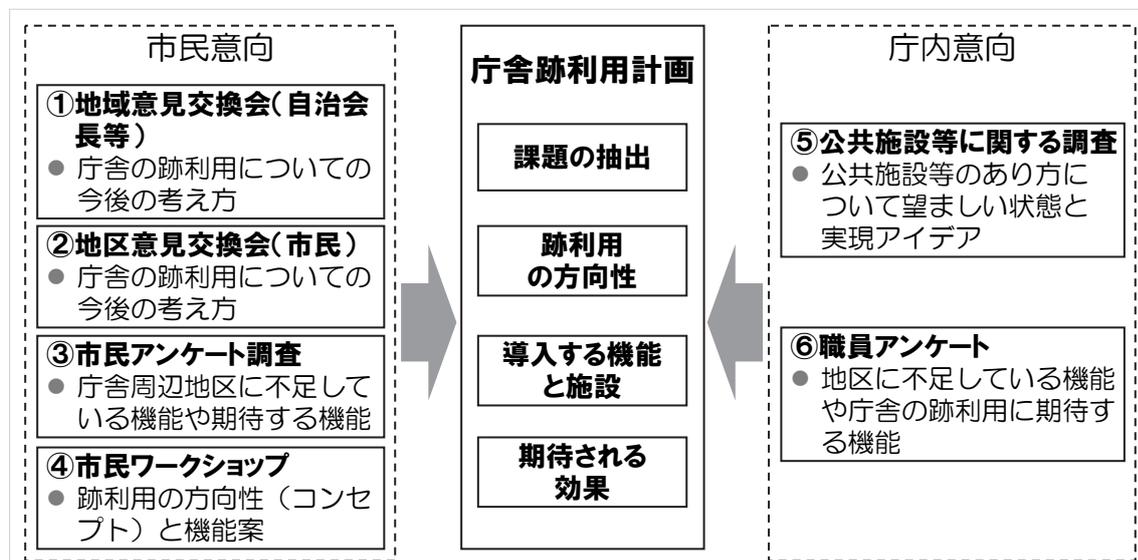
＜庁内の意向＞

⑤公共施設に関する調査（施設管理者対象）（平成 25 年 4 月 15 日～4 月 26 日実施）

施設管理者を対象に、調査シート記入方式による調査を実施しました。

⑥職員アンケート（平成 25 年 6 月 6 日～6 月 21 日実施）

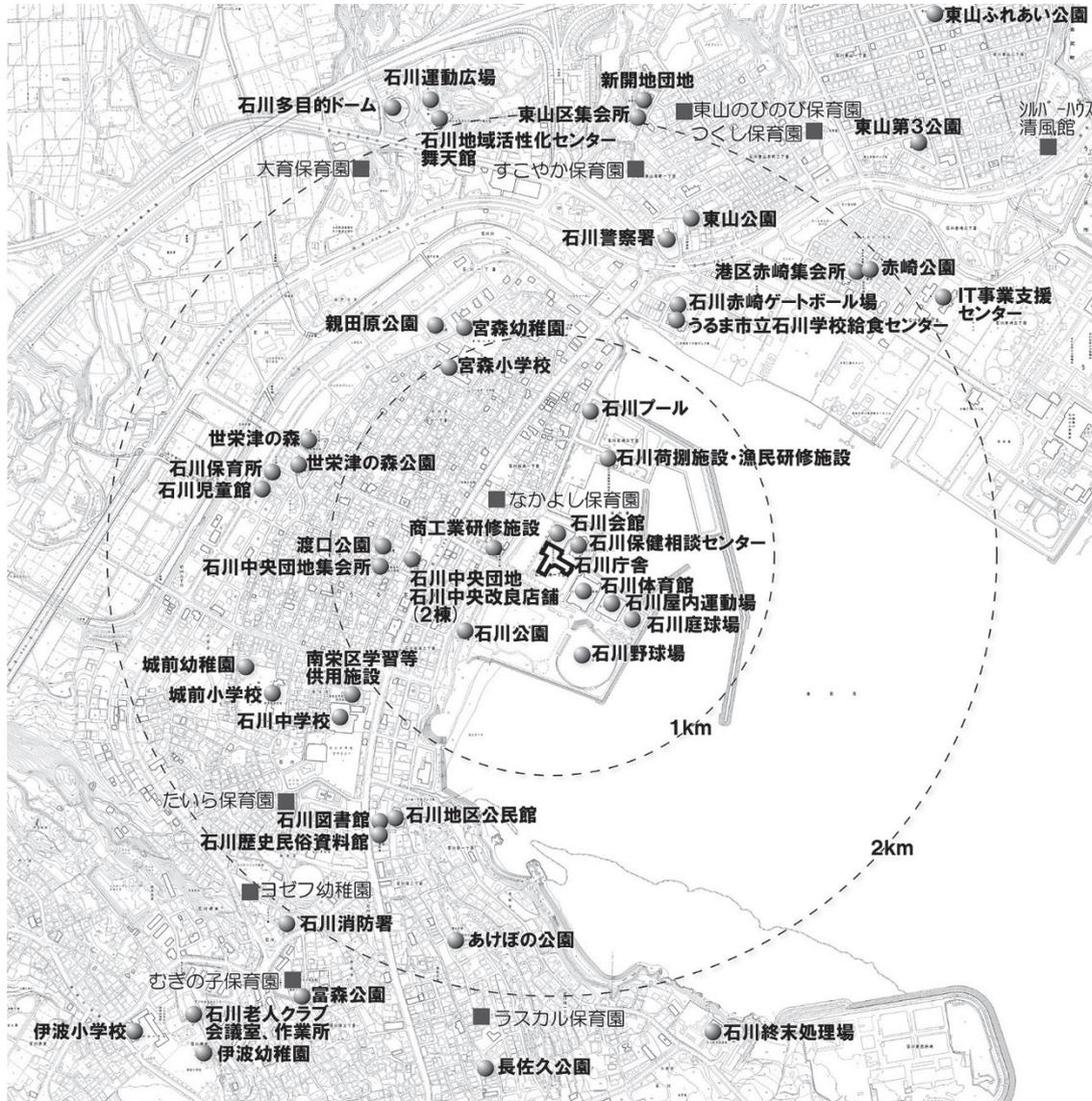
全職員を対象に、アンケート調査を実施し、259 人から回答を得ました。



4-2. 庁舎跡利用基本構想

(1) 石川庁舎

① 周辺状況



- 沖縄自動車道石川インターチェンジに近く、那覇や名護など南北地域からの交通利便性に優れています。
- 野球場や体育館、プールなどの体育施設、図書館や資料館などの文化施設、舞天館やIT事業支援センターなどの商工・観光施設、多くの行政関連施設が周辺に立地しています。
- 国道329号線沿いには旧来から市街地が形成されており、近くにはショッピングセンターなど、生活利便施設が周辺に立地しています。

②建物・敷地の状況



建築年	昭和 61(1986)年
建物規模	地上3階、地下1階
建物構造	鉄筋コンクリート造
耐用年限	50年
敷地面積	12,406 m ²
延床面積	6,097 m ²
建ぺい率	60%
容積率	200%



- 駐車場が広く、大型バスの乗入も可能です。
- 劇場、保健相談センター、体育施設が隣接しており、一体的な利用が可能です。
- 海拔1 mの場所に立地することから、津波等の防災性に不安があります。
- 現在は、1・2階は行政機能、3階は沖縄県後期高齢者医療広域連合が使用しています。

③市民などからの主な意見

《意見交換会より》

- 今以上の雇用創出や経済効果
- 市外からも人を呼べる施設
(飲食店/商業施設/宿泊施設/娯楽施設/資料館/大学や専門学校)
- 市民が集まり活動できる施設
(公民館/学習室/子どもと高齢者の交流施設/老人福祉施設)
- 駐車場の活用
- 民間事業者への売却や賃貸

《市民アンケートより》

- 地元の雇用を生む場や市民の暮らしを便利にする場
- 道の駅などの観光客向けの施設を期待する一方で、市民サービス機能や娯楽機能といった市民向け施設への期待も高い

《職員アンケートより》

- 観光施設や防災関連施設が不足していると感じている
- オフィスなどの業務施設や市民サービス機能への期待が高い

《市民ワークショップより》

- 経済効果、雇用効果を生む場所
- 人材育成や文化の発展により、地域が活性化する
- コンパクトな行政サービス機能を残す
- 戦後の歴史を伝える資料館で市内外から人を呼び込む
- 大型駐車場の完備、大規模レストランの併設
- 地域の人が集える場所

④周辺公共施設等の再編の方向性

施設名	施設毎の方向性	
	短期（概ね10年）	中長期
石川保健相談センター	転換（地域福祉活動の拠点としての活用又は石川庁舎跡利用との一体的な活用を検討）	転換後、維持
石川体育館	要検討（石川庁舎の跡利用と併せて有効活用方法の検討）	
石川プール	維持	民間施設の活用を図ることにより処分
石川屋内運動場	要検討（石川庁舎の跡利用と併せて有効活用方法の検討）	
石川庭球場	要検討（石川庁舎の跡利用と併せて有効活用方法の検討）	
石川野球場	要検討（石川庁舎の跡利用と併せて有効活用方法の検討）	
石川会館	要検討（石川庁舎の跡利用と併せて有効活用方法の検討）	建物の老朽化に応じ、集約化により処分

⑤課題の抽出

石川庁舎周辺は、沖縄自動車道の石川インターチェンジに近く、市外からの交通アクセス性に優れるとともに、国道 329 号線に沿って新しい商業施設や昔ながらの店舗が建ち並び、生活利便性の高い場所となっています。

うるま市都市計画マスタープランでは、交通結節点として位置付けるとともに、交通結節点のポテンシャルを活用した商業施設や業務施設が複合的に集積し、多様な都市的活動や交流が行われる活力と賑わいのある中心拠点(複合中心拠点)として位置付けています。

一方、市民からは、行政機能の移転により活気が失われることが懸念されており、庁舎跡利用には今以上の経済効果や雇用の創出が期待されています。

以上より、石川庁舎周辺が複合中心拠点として、また、今以上の経済効果と雇用を生む場となるためには、交通アクセス性を最大限に活かした市内外からの集客や、経済活動の核となる場が必要となります。

⑥跡利用の方向性（コンセプト）

『“リトル沖縄うるま市”の玄関口』

自然・文化・歴史・まつりなど沖縄のあらゆる要素が凝縮された“リトル沖縄うるま市”。その玄関口として、市内外から多くのヒト・モノ・情報が集まり、ヒト・モノ・情報が交流することで新たな活動が生まれ、イベントなどで賑わい、経済効果や雇用創出につながるような場を目指します。

⑦導入する機能と施設

上記の場とするために、多くのヒト・モノ・情報を集めるための「集客機能」、うるまのいろいろなコトが分かる「情報発信機能」、ヒト・モノ・情報が交流する「交流空間」を導入します。

○集客機能 例

- うるま産品を使った料理のほか、沖縄料理を味わうことができ、大人数でも利用可能な飲食施設
- 大型観光バスが駐車でき、周辺施設への来訪者も終日利用可能な駐車場

施設イメージ



飲食施設

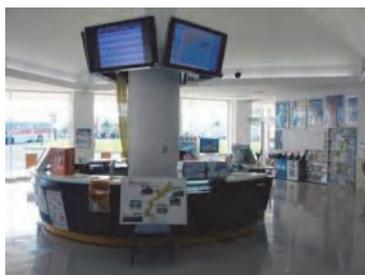


終日利用可能な駐車場

○情報発信機能 例

- まちの案内人が常駐し、観光情報や行政情報などを発信する情報センター

施設イメージ



情報センター

○交流空間 例

- 多くの人々が交流し賑わいを生み出すための様々なイベント開催が可能な広場
- ステージ、大型スクリーン、音響設備など、多彩なイベントや活動を可能とする屋根つきイベント空間（石川会館を活用）

施設イメージ



広場



イベント空間

⑧跡利用により期待される効果

跡利用により期待される効果としては、以下のとおり、「石川地区の活性化」「うるま市のPR」「生活利便性の向上」が挙げられます。

○石川地区の活性化

- 集客機能の導入により多くの人が市内外から訪れるようになり、賑わいが生まれます。
- 交流空間にてイベントが行われることで更なる賑わいが生まれるとともに、多くの人と人が交わる機会が増え、幅広い世代や市内外との交流促進につながります。
- また、飲食施設で働く人、イベントの開催に必要な人員など、地域の雇用拡大にもつながります。
- さらには、跡利用施設から地区へと人が流れる仕組みを整備することで、賑わいが周辺に波及し、地区内での消費拡大を促し、地区の活性化が期待されます。

○うるま市のPR

- まちの案内人が常駐することで、来訪者に対して、うるまの魅力を常に伝えることができます。
- そして、うるまの魅力を体感するために具志川地区や与勝地区へと観光する流れが生まれ、更なるうるま市のPRにつながります。

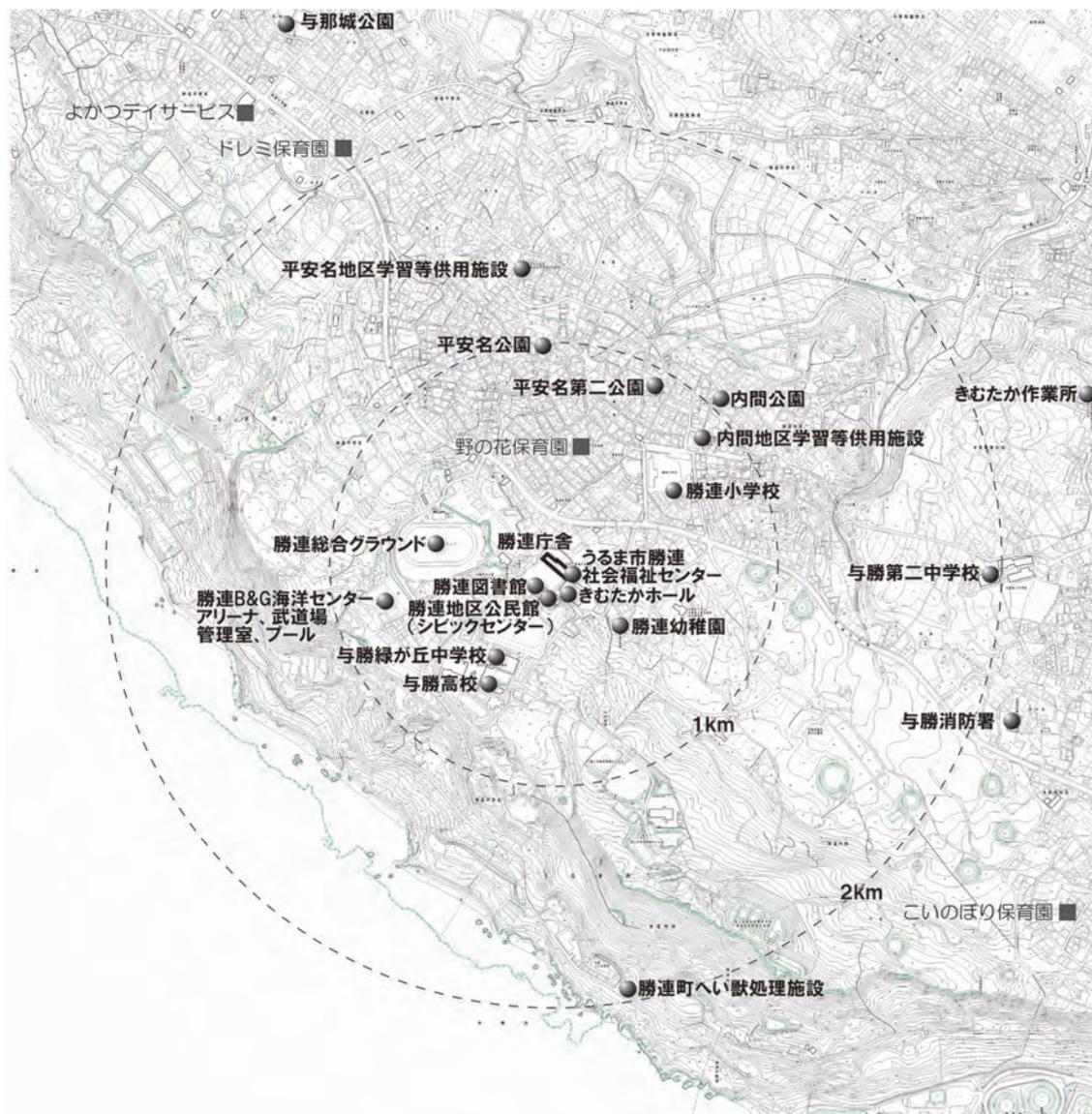
○生活利便性の向上

- 行政情報の提供や飲食施設での食事の場の提供、周辺施設利用者も終日利用できる駐車場は、日常生活における利便性の向上につながります。

(2) 勝連庁舎

勝連庁舎は建物の老朽化による危険性を考慮し、処分（解体）する方向性のため、処分後における庁舎周辺の望ましい方向性を示しています。

①周辺状況



- 県道8号線がメインのアクセスルートとなりますが、少し奥まったところに立地しています。
- グラウンドやアリーナ、プールなどの体育施設、図書館やホールなどの文化施設、小学校や中学校などの教育施設が周辺に立地しています。
- 世界遺産の勝連城跡が近くにあり、集客力や知名度があります。

②建物・敷地の状況



建築年	昭和 55(1980)年
建物規模	地上3階
建物構造	鉄筋コンクリート造
耐用年限	50年
敷地面積	4,354 m ²
延床面積	1,876 m ²
建ぺい率	60%
容積率	150%



- 地区公民館や図書館、ホールが隣接しており、一体的な利用が可能です。
- 高台に立地していることから津波避難場所に適しているなど防災性に優れています。
- 敷地は約69%が私有地であり、借地であることから将来的な土地活用（返還、買上げ等）の方向性を検討する必要があります。

③市民などからの主な意見

《意見交換会より》

- 文化を発信する施設（博物館など）
- 観光、歴史、文化の拠点
- 与那城庁舎との統合
- 葬祭場
- 民間企業の誘致
- 保育機能

《市民アンケートより》

- 地元の雇用を生む場や市民の暮らしを便利にする場、文化を育む場
- 飲食店や生活用品を購入できる商業、保育所・児童館、市民サービス機能といった市民向け施設を期待している。また、観光施設も期待している

《職員アンケートより》

- 子ども関連施設や防災関連施設、公園や広場、市営住宅が不足していると感じている
- 防災機能や市民サービス機能、子ども関連施設への期待が高い

《市民ワークショップより》

- 子どもたちが体験・学習できる情報発信拠点
- 人材育成拠点
- 肝高（きむたか）文化の継承・発展
- 誰でも来られる場所
- うるまの歴史文化の拠点 ～学習機能や地域活動の場としての機能を併設～

④周辺公共施設等の再編の方向性

施設名	施設毎の方向性	
	短期（概ね10年）	中長期
うるま市勝連社会福祉センター	処分（与那城社会福祉センターへ集約し、庁舎機能移転後に解体）	—
勝連総合グラウンド	維持（老朽化した附属施設の処分）（周辺公共施設等と一体的な活用方法を検討）	
勝連B&G海洋センター（アリーナ）	処分（周辺の学校体育館を共有化することにより廃止）	—
勝連B&G海洋センター（プール）	処分（「維持」の方向性ですが、アリーナと一体的に考え、民間施設の活用を図ることにより廃止）	—
勝連地区公民館（シビックセンター）	維持（周辺公共施設等と一体的な活用方法を検討）	自治公民館の機能強化により処分
勝連図書館	維持（周辺公共施設等と一体的な活	建物の老朽化に応じ、集約化により

施設名	施設毎の方向性	
	短期（概ね 10 年）	中長期
	用方法を検討)	処分
きむたかホール	維持（周辺公共施設等と一体的な活用方法を検討)	建物の老朽化に応じ、集約化により処分

⑤課題の抽出

勝連庁舎周辺は、世界遺産勝連城跡に近く、隣接する地区公民館や図書館などの文化施設との一体的な利用が可能な場所となっています。また、周辺には体育施設や教育施設が立地しています。

うるま市都市計画マスタープランでは、与勝中学校区のまちづくり方針にて、豊かな緑を守り、勝連城跡に代表されるような歴史伝統文化を地域で引き継ぎ、また、来訪者や居住者が交流し活気があふれるまちを形成していくとしています。

市民からは、うるまの歴史文化を継承・発展する拠点や子どもたちの体験・学習の場としての活用が期待されています。

以上より、勝連庁舎周辺は近接する世界遺産勝連城跡の歴史性を活かし、次世代のための場とする必要があります。

勝連庁舎の建物は旧耐震基準であり、かつ、附帯設備についても老朽化が進行していることから、安全面を考慮し、処分（解体）する方向性のため、隣接する勝連地区公民館、勝連図書館、きむたかホール等における一体的な活用を検討します。

⑥跡利用の方向性（コンセプト）

『うるまの歴史文化を継承する場』

うるまの伝統文化に触れ、体感し、交流できる機会を提供すると同時に、歴史文化活動を行う各種団体・個人活動の交流が生まれ、うるまの歴史文化を継承する場となることを目指します。

⑦導入する機能と施設

上記の場とするために、歴史文化活動を行うための「活動空間」、伝統文化を学ぶための「体験学習機能」、子どもからお年寄りまでが触れ合う「多世代間交流機能」を導入します。

○活動空間 例

- 会議室、調理室、視聴覚室などの活動スペース
- ステージ、大型スクリーン、音響設備など、うるまの歴史伝統文化の表現が行われるホール（きむたかホールを活用）

施設イメージ



活動スペース



ホール

○体験学習機能 例

- うるまのエイサーや伝統工芸が体験できる施設
- うるまの自然や環境などの体験や学習ができる施設

施設イメージ



体験学習

○多世代間交流機能 例

- 子どもからお年寄りまでの多世代が集う交流スペース

施設イメージ



交流スペース

⑧跡利用により期待される効果

跡利用により期待される効果としては、以下のとおり、「うるま市の歴史文化の継承と担い手の育成」「次代を担う子どもの育成促進」が挙げられます。

○うるま市の歴史文化の継承と担い手の育成

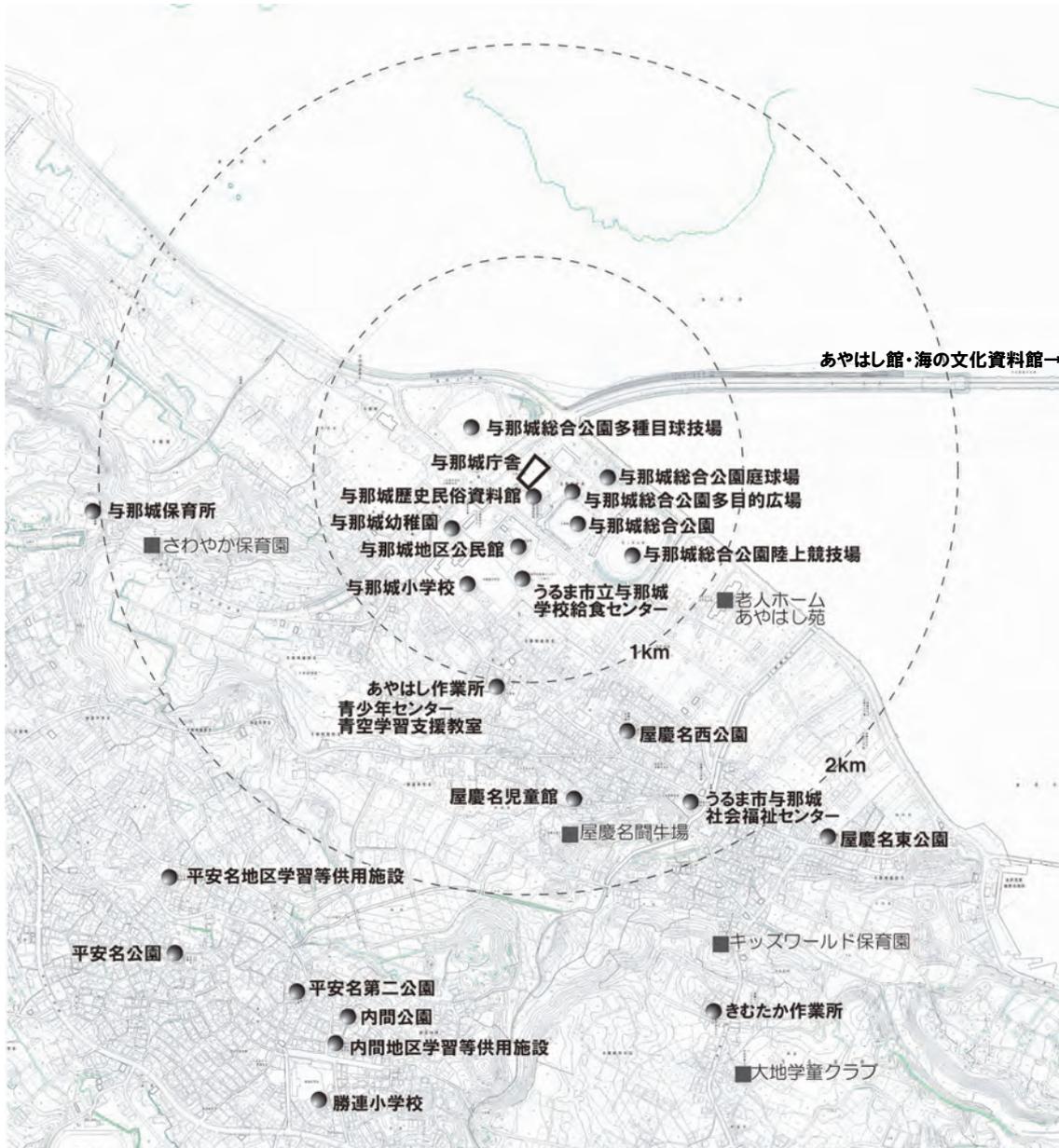
- 活動の場を提供することで、いつでも歴史文化活動が容易にできるようになり、うるまの歴史文化が育まれます。
- 歴史文化を見るだけでなく体感することにより、市民がうるまの歴史文化に魅力を感じ、将来の担い手として育てていくことで、歴史文化がいつまでも継承されていきます。

○次代を担う子どもの育成

- 子どもからお年寄りまでの多世代間が交流できる空間を提供することで、世代を超えた出会いや触れ合いを通じて、次代を担う子どもの育成が促進されます。

(3) 与那城庁舎

①周辺状況



- 海中道路の入口部で、多くの観光客が通る位置に立地しています。
- 海岸部であることからロケーションに優れています。
- 保育所や児童館などの社会福祉施設や、幼稚園や小学校などの学校施設が周辺に立地しています。
- 生活利便施設や宿泊施設は周辺にほとんど立地していません。

②建物・敷地の現状



建築年	平成 6(1994)年
建物規模	地上 4階
建物構造	鉄筋コンクリート造
耐用年限	50 年
敷地面積	13,955 ㎡
延床面積	5,603 ㎡
建ぺい率	60%
容積率	200%



- 平成6年の建築であり、比較的新しい建物となります。
- 総合公園（球技場や陸上競技場など）が隣接しており、一体的な利用が可能です。
- 庁舎には歴史民俗資料館が併設しており、地区公民館が隣接しています。
- 海拔3mの場所に立地することから、津波等の防災性に不安があります。
- 現在は、4階の一部をうるま市立教育研究所「さわやか学級」が利用しています。

③市民などからの主な意見

《意見交換会より》

- ロケーションを活かしたリゾート施設（複合的施設、宿泊施設、ヨットハーバー）
- 人が集まる施設（商業施設、観光関連施設、健康増進施設）
- 市民が集まり活動できる施設（若い世代と高齢者の交流）
- 伝統芸能を披露できるスペース
- ファーマーズマーケット、公設市場、食堂、消防署
- 病院
- 企業への貸出
- 与那城庁舎と勝連庁舎との統合

《市民アンケートより》

- 地元の雇用を生む場や多くの人が集まり賑わいを生む場、便利で豊かな場所
- 道の駅などの観光施設、飲食店や生活用品を購入できる商業、市民サービス機能を期待している

《職員アンケートより》

- 防災関連施設や子ども関連施設、観光施設が不足していると感じている
- 市民サービス機能や観光施設、ホテルなどの宿泊機能への期待が高い

《市民ワークショップより》

- 住民と観光客が利用できる複合施設
- 与那半島全体で文化を中心とした観光施設
- 障害者、高齢者、若者が働ける地域産業の場
- 健康と観光を結ぶ場

④周辺公共施設等の再編の方向性

施設名	施設毎の方向性	
	短期（概ね10年）	中・長期
屋慶名児童館	維持（利用者増への取組み）	児童館機能を備える自治公民館として転換
与那城総合公園 陸上競技場	要検討（与那城庁舎の跡利用と併せて有効活用方法の検討）	
与那城総合公園 多目的広場	要検討（与那城庁舎の跡利用と併せて有効活用方法の検討）	
与那城総合公園 庭球場	要検討（与那城庁舎の跡利用と併せて有効活用方法の検討）	
与那城総合公園 多種目球技場	要検討（与那城庁舎の跡利用と併せて有効活用方法の検討）	
与那城地区公民館	処分（周辺の公共施設へ機能移転し、解体）	—
与那城歴史民俗資料館	(仮)うるま市博物館及び(仮)勝連城跡商業施設の複合施設として集約化し、既存施設は処分	

⑤課題の抽出

与那城庁舎周辺は、多くの観光客が訪れる海中道路の入口部に位置し、美ら海を一望できるロケーションにあります。周辺に生活利便施設はあまり見られない場所となっています。

うるま市都市計画マスタープランでは、与那城庁舎周辺を近隣住宅地における日常生活に必要な商業施設を集積する拠点（近隣商業拠点）として位置付けています。また、東海岸開発基本計画では、スポーツ活性化拠点として、プロスポーツチームの誘致を図り、与勝地域及び周辺の若者たちのスポーツ向上の場として更なる有効活用を図るとしています。

市民からは、優れたロケーションを活かした観光関連施設としての活用を望む一方で、地域住民の生活を豊かにする施設としての活用も望まれています。

以上より、与那城庁舎周辺地区は、優れたロケーションやマリンスポーツが盛んに行われている点などを活かしつつ、地域の利便性にも配慮し、観光客及び地域住民の相互が利用できる場とする必要があります。

⑥跡利用の方向性（コンセプト）

『地域の自然資源を活かした健康・福祉・スポーツ観光の場』

優れたロケーションと自然豊かな環境の中で、心身ともに癒され、健康を回復・増進・保持する、スポーツ・レジャー型のウェルネスツーリズム（心身の健康維持・増進を図る観光）を通して、住民も観光客も健康になれる場を目指します。

⑦導入する機能と施設

上記の場とするために、心身を癒し健康を回復・増進・保持するための「健康増進機能」や「スポーツ・レジャー機能」、通過型観光から滞在型観光へ転換していくための「滞在機能」を導入します。また、周辺公共施設等の再編を踏まえ、地域住民の「活動の場」や暮らしを便利にする「生活利便機能」も備えます。

○健康増進機能 例

- エステ、スパ、マッサージ
- 健康療法、温泉療法、タラソセラピー（海洋療法）

施設イメージ



エステサロン



砂風呂

○スポーツ・レジャー機能 例

- ジョギング、マラソン、サイクリングコース
- パラセーリング、ウインドサーフィンなどのマリンスポーツ利用者のためのレンタル施設や貸倉庫
- 利用者のための更衣室やシャワー室

施設イメージ



レンタル施設



更衣室、シャワー室

○滞在機能 例

- 簡易宿泊施設
- 一時的な滞在が可能な休憩所、仮眠室

施設イメージ



簡易宿泊施設



休憩所、仮眠室

○活動の場及び生活利便機能 例

- 会議室、調理室、学習室など、地域住民の生涯学習の場所となる空間
- 生鮮食品や日用品を扱う店舗や飲食施設

施設イメージ



会議室、調理室

店舗

⑧跡利用により期待される効果

跡利用により期待される効果としては、以下のとおり、「通過型から滞在型観光への転換」及び「健康促進及び生活利便性の向上」が挙げられます。

○通過型から滞在型観光への転換

- エステやスパ、スポーツ・レジャーを気軽に楽しめる場と機会を観光客に提供することで、短時間から中長時間の滞在が期待されます。
- 滞在時間を延ばすことは、買い物や食事などの消費機会を増やすことにもつながり、与勝地区における経済効果も期待されます。

○地域住民の健康促進及び生活利便性の向上

- 健康増進機能による癒しのほか、適度な運動や生涯学習の機会を提供することにより、生活に生きがいと潤いを与え、地域住民の健康促進につながります。
- 生鮮食品や日用品を購入できる場や食事の場の提供は、日常生活における利便性の向上につながります。

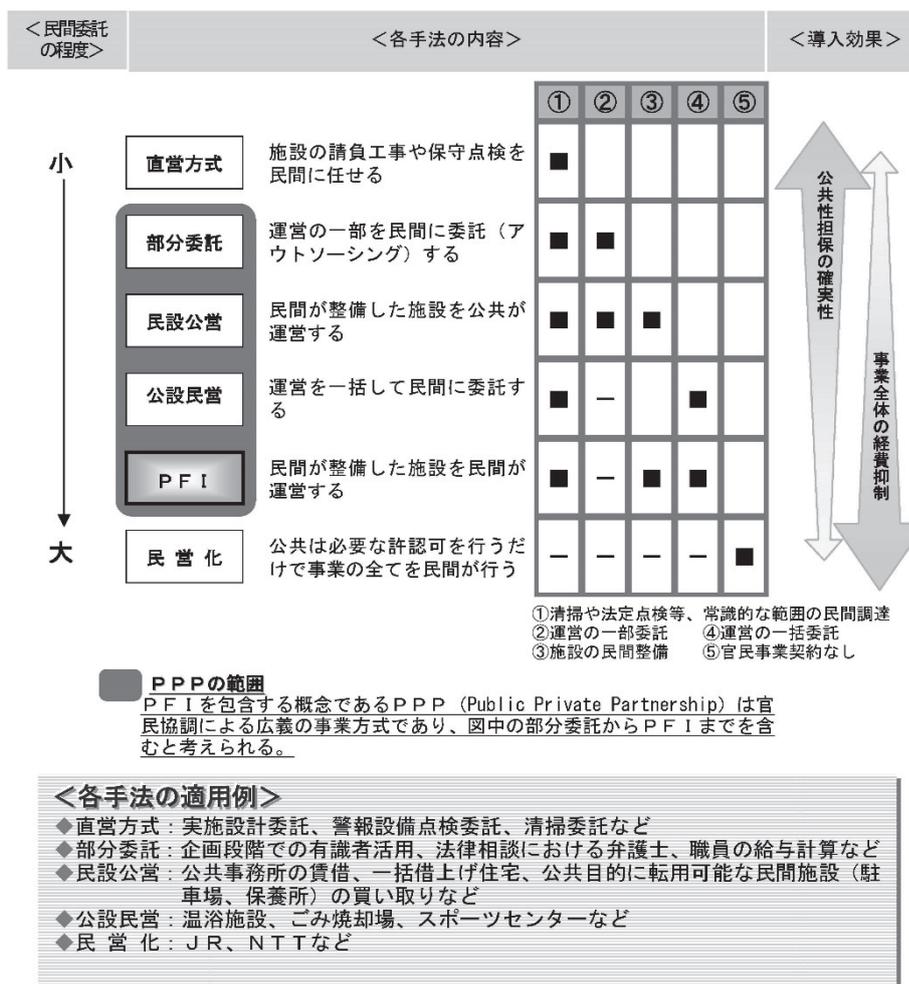
4-3. 実現に向けて

(1) 今後の進め方

今後は、構想の実現化に向けて、整備計画や管理運営計画の策定等が必要となりますが、厳しい財政状況の中、事業の実施にあたっては、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用していく必要があります。

民間活力の活用手法には、事業全体のうち民間に任せる部分が占める割合・程度の大小に応じて様々な手法があります。

民間の活力を活用した事業方式

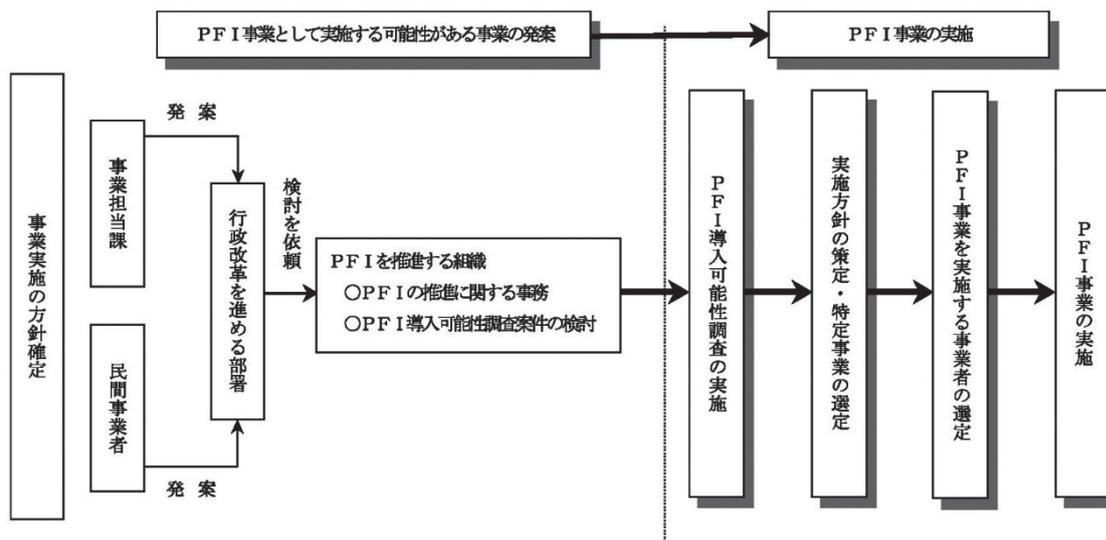


※「地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き（内閣府民間資金等活用事業推進室）」より

中でもPFI事業は、民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力を活用できるとともに、事業全体のリスク管理が効率的に行われることや、設計・建設・維持管理・運営の全部又は一部を一体的に扱うことによる事業コストの削減が期待できることから、低廉かつ良質な公共サービスの提供が期待できます。

以上より、庁舎跡利用はPFI事業で実施することを想定し、以下に進める流れを整理します。

PFI事業を進める流れ



※「地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き（内閣府民間資金等活用事業推進室）」より

PFI事業の実施にあたっては、PFI導入可能性調査の実施、実施方針の策定・特定事業の選定、PFI事業を実施する事業者の選定、PFI事業の実施、の手順で実施されます。

PFI導入可能性調査は、PFI事業として実施することが可能かどうかを検討する調査であり、主に諸条件の整理（既存法制度等）、事業の枠組みの検討、VFMの算定、民間事業者の市場調査等を行うことになります。

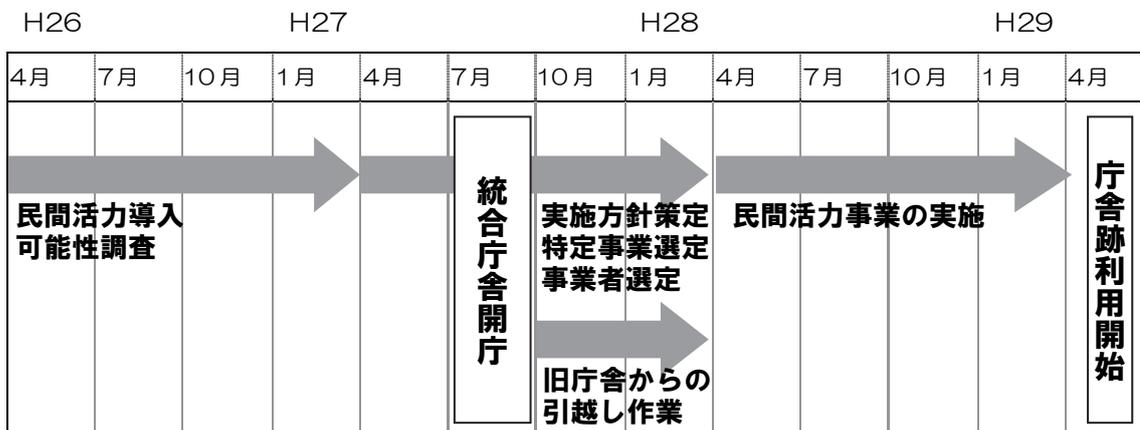
調査の結果、PFI事業の実現可能性が高いと判断された場合、具体的な事業内容や事業の実施スケジュールを実施方針として策定するとともに、各種検討結果、市場調査結果、VFM等を勘案し、対象事業にPFIを導入する際には特定事業の選定として公表します。

そして、PFI事業を実施する事業者を選定し、事業の実施となります。

(2) 事業スケジュール

統合庁舎の開庁に合わせて、事業スケジュールは概ね以下を予定します。

庁舎跡利用開始までのスケジュール案



※スケジュールは現時点での案であり、変更の可能性があります。

5

マネジメントの体制と手順

第5章 マネジメントの体制と手順

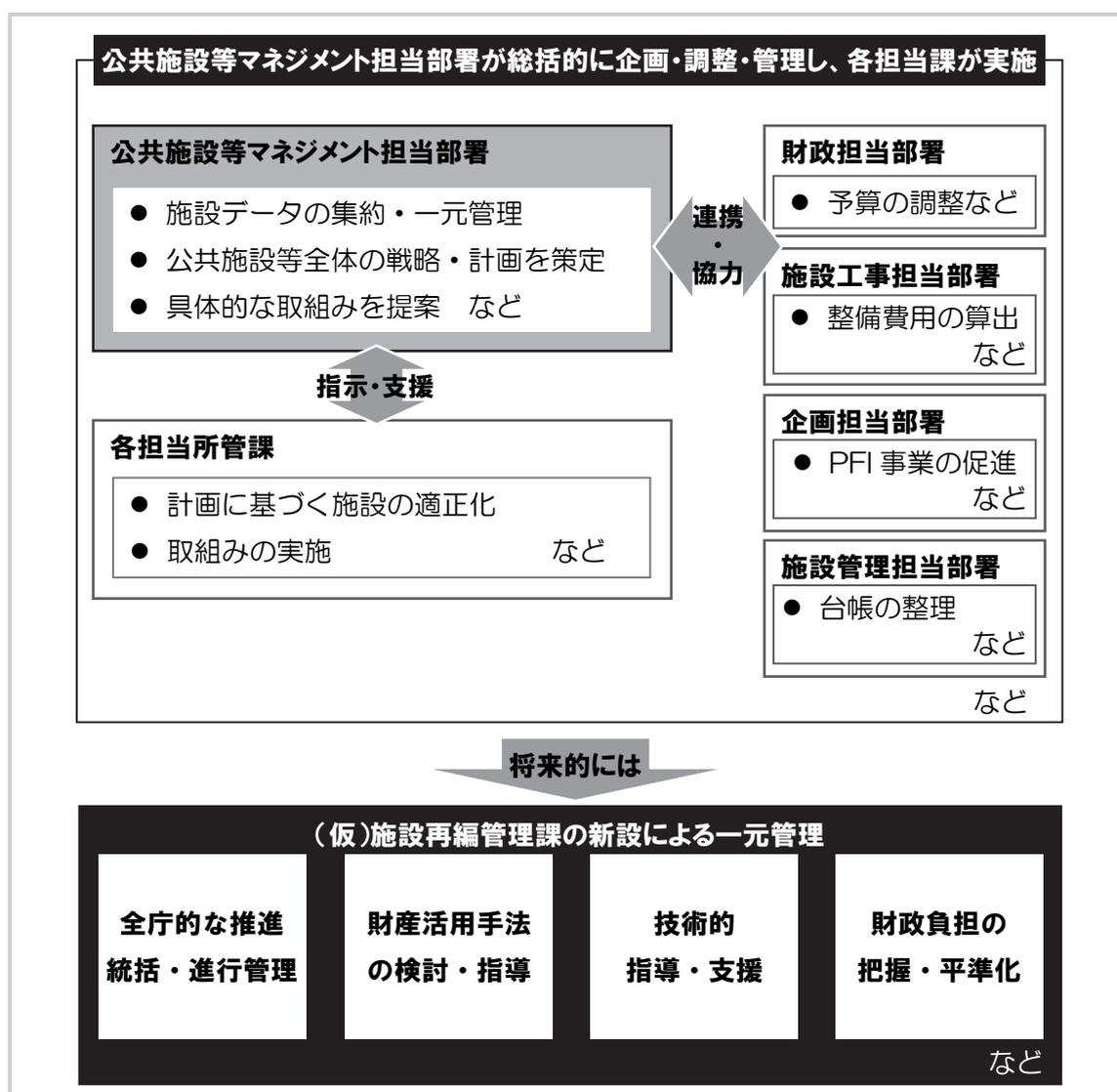
5-1. 推進体制

本計画で示す公共施設等マネジメントの推進にあたり、公共施設等マネジメントをけん引する役割を担う「公共施設等マネジメント担当部署」を設置します。

「公共施設等マネジメント担当部署」は、財政担当部署や施設工事担当部署、企画担当部署、施設管理担当部署などとの連携・協力のもと、公共施設等の再編について総括的な企画・調整・管理を行い、個別の施設管理をする各担当所管課に対して指示や支援を行います。

さらに将来的には、公共施設等の総括的なマネジメントから管理までを行う課等を新設し、そこが施設を一元管理する体制を目指します。

今後のマネジメント推進体制



5-2. マネジメントの手順

(1) マネジメントサイクル

資産の有効活用を図るため公共施設等を再編し、最適な状態で管理運営し続けるため、①施設状況の調査（更新）→②施設の評価→③方向性の判定（シナリオ設定）→④将来シナリオに基づく取組みの実施→⑤施設状況の点検というマネジメントサイクルのもとで取り組みます。

①施設状況の調査（更新）

平成 24（2012）年度には公共施設等の配置状況や利用状況等を「うるま市公共施設等白書」としてまとめ、施設の「見える化」を行いました。施設データは、毎年度更新していくものとしています。

②施設の評価

①で整理した施設データを基に、「施設性能」と「有効活用度」の2つの観点から各施設の評価を行います。（評価基準については、「第2章 2-3. 再編の方向性を判定する考え方」（P26～28）を参照）

③方向性の判定（シナリオ設定）

上記の評価や市民および庁内の意向を踏まえ、施設分類毎に再編の方向性を設定するとともに、施設毎の方向性（維持、改築・修繕、転換、処分、要検討）と方向性における主な将来シナリオを設定します。

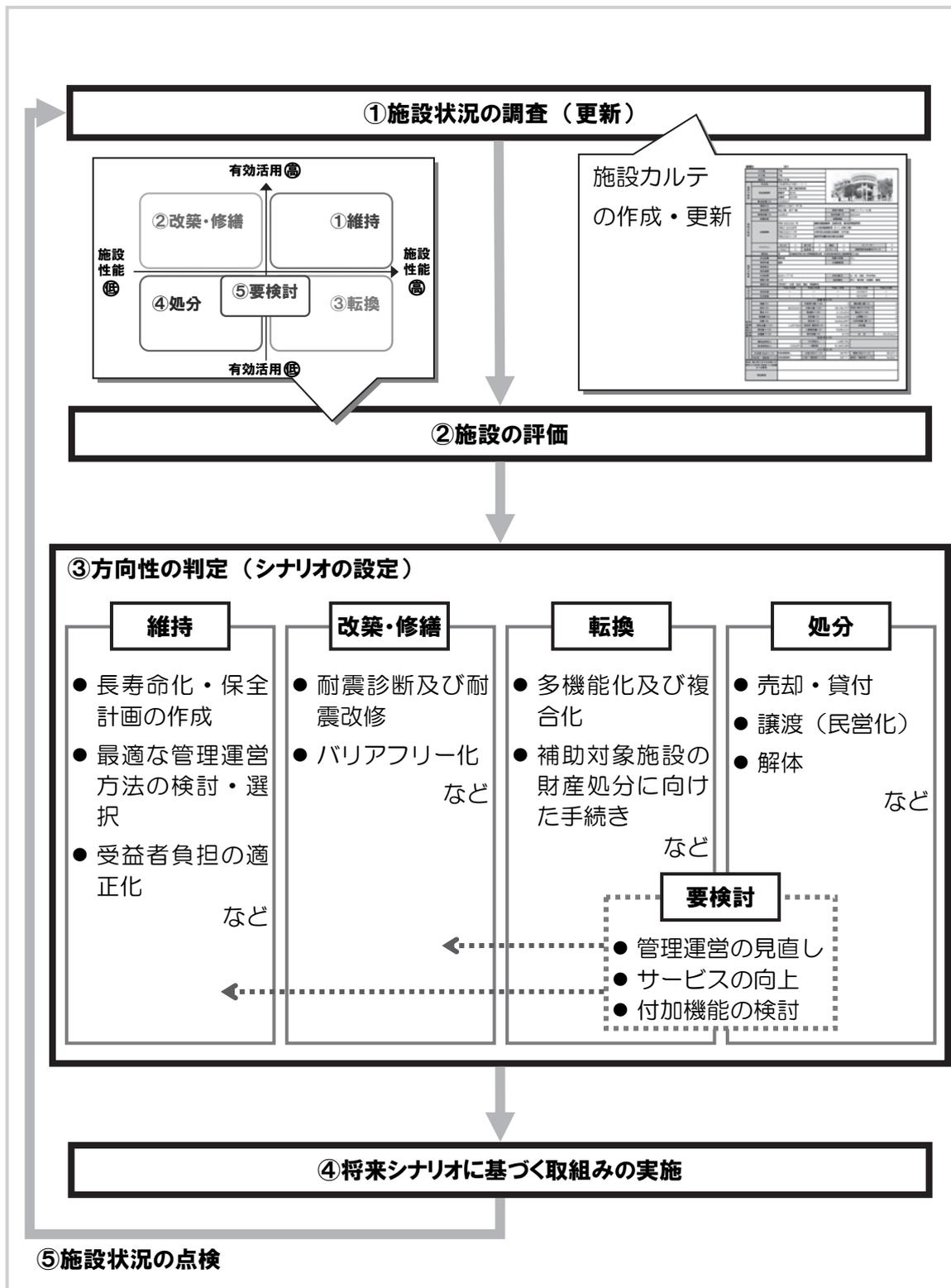
④将来シナリオに基づく取組みの実施

上記で設定した方向性や将来シナリオに従い、再編の取組みを実施します。（取組みの概要等については、次項以降で示します。）

⑤施設状況の点検

定期的に施設状況を点検し、配置状況や利用状況等を点検します。

マネジメントの手順



(2) 再編の方向性に基づく取組み概要

本計画では、施設分類別の「再編の方向性」に基づき、「施設毎の方向性」を提示しており、今後は、方向性の実現に向けて具体的に取り組む段階になります。ここでは、具体的な取組みを実施する際の参考として、再編の方向性毎に取組み概要を整理します。

①「維持」する場合の取組み概要

「維持」していく施設については、更新費用の縮減の視点から「長寿命化・保全計画の策定」や更なるサービスの向上に向けた「最適な管理運営方法の検討・選択」、市民間の公平性の確保から「受益者負担の適正化」などの取組みが考えられます。

■長寿命化・保全計画の策定

- 適切な補修・大規模改修を行うことにより、建て替えの周期を延ばし、公共施設等の更新費用を縮減します。
- 計画的な施設の改修・更新のため、施設分類別の中長期的な改修・更新計画を策定します。その際、トータルコストを縮減するだけでなく、特定の時期に改修・更新にかかる財政支出が過度に集中しないように平準化を図ります。

事例：公共施設保全計画の策定（立川市）

背景

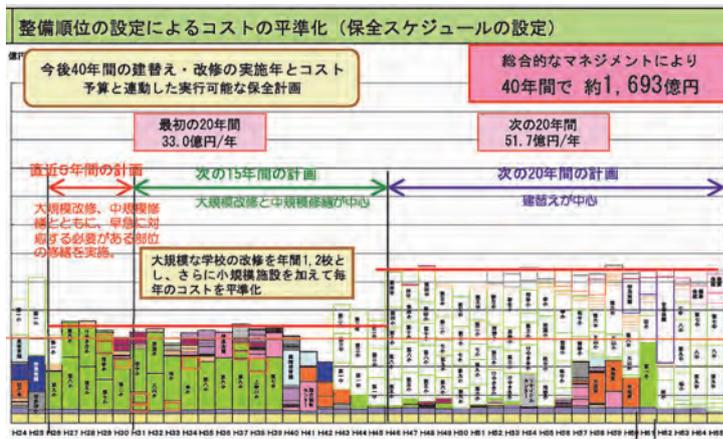
- 市が保有又は管理・運営する公共施設の設置目的や配置状況、利用者数、稼働状況、維持管理費、老朽度合いなどについて実態把握を行う「公共施設白書」を平成23年に作成しています。
- 白書を踏まえ、今後の公共施設の保全管理のあり方を、各公共施設の実態に即した適切で効果的・効率的な保全を進めていくことを基本に、総コストの削減を図りながら、公共施設をいかに安全・良好な状態で市民に提供できるかを「公共施設保全計画」としてまとめています。

特徴

- 計画では、現状施設の実態を類型化し、用途別の整備レベル・維持管理状況の課題を抽出し、改善策を総合的に検討・整理しています。環境対応・バリアフリーなど時代の要請に応え、効率的な維持管理と長寿命化を図るため、用途別に整備レベルを設定し、建物の維持・更新を総合的かつ実効性の高い計画としています。

概要

- 一度に多くの建物を整備することは、財政的、執行体制上も困難であることから、保全優先度に従い、大規模な学校の改修は年間1、2校とし、これにその他の施設を加えて、毎年のコストの平準化を図るとしています。



■最適な管理運営方法の検討・選択

- 公共施設等の管理運営にあたっては、最適な形態・手法を検討・選択していくことが求められるとともに、その形態・手法を用いて実際に当該事業を担うことになる主体を選定することも必要となります。
- ここでは、公共施設等の管理運営方法について、公共施設等を「建設」する主体と「管理運営」する主体との組み合わせにより、「公設公営(直営)」、「公設民営」、「民設公営」、「民設民営」の4つに整理します。

管理運営方法の分類

		管理運営	
		行政	民間
建設	行政	公設公営 (直営)	公設民営
	民間	民設公営	民設民営

公設公営(直営)

- 公共施設等の「建設」、「管理運営」とともに行政が担うものであり、一部の業務(警備、清掃など)を民間に委託する「業務委託」という形態が用いられることが多くなっています。
- また、単一の業務を委託するにとどまらず、複数の同種業務を束ね「包括化」する形で民間に委託する「包括委託」もあります。

公設民営

- 公共施設等の「建設」を行政が担う一方、「管理運営」は民間に委ねるものであり、これにより民間のノウハウや創意工夫を活かした管理運営の効率化や質の向上が期待されます。代表的なものとして「指定管理者制度」、「管理運営委託」、「貸付」などがあります。

民設公営

- 公共施設等の「建設」を民間が行い、行政が施設を取得あるいは借用して「管理運営」を担うものであり、既存施設においては「セール・アンド・リースバック」という手法があります。
- 「セール・アンド・リースバック」とは、行政が所有し活用している施設を一旦民間に売却し所有権を移転すると同時に、当該施設を借り戻し、従前どおりに行政が管理運営を行う形態のことです。
- 施設の必要部分のみリースバックを受けることで、財政負担(=民間に支払う賃借料)を軽減することが可能になり、リースバックしない空きスペース部分の活用に関して、求める機能を備えることを条件づけることによる有効活用も可能となります。

民設民営

- 公共施設等の「建設」、「管理運営」とともに、行政が一定の関与をしつつ民間に委ねるものであり、この方法には「PFI」や「行政関与型民営化」等の事業形態があります。

■受益者負担の適正化

- 受益者負担とは、特定の利用者に限ってサービスの提供を受ける場合には、利用者と利用しない人との負担の公平の観点から、その利用者に費用負担を求めるという考え方となります。
- 受益者負担の適正化を図るためには、サービスの提供に要する経費を把握・精査し、妥当と思われる公費負担の割合を設定したうえで、市民の理解が得られる受益者負担額を設定する必要があります。以下に一般的な取組み事項を整理します。

受益者負担の適正化へ向けた取組み事項の例

①コスト対象範囲と算定方法の明確化

- ・ 公共施設等の管理運営にかかるコストを改めて精査し、受益者負担の対象とすべき施設コストの範囲を明確にするとともに、その算定方法を明確にします。

②市費と受益者のコスト負担割合の明確化

- ・ サービスが及ぶ範囲や程度、行政関与の度合い（行政にしかできないものなのか、民間にも類似のサービスが存在するのか等）を考慮し、負担割合を設定します。

③減免取扱いの適正化

- ・ 減免取扱いについては、政策的・特例的な措置という観点から真にやむを得ないものに限定することとし、適正化を図ります。

④無料施設の有料化

- ・ 利用する人と利用しない人との負担の公平を図るという考え方に沿って、現行無料の施設であっても、有料化の是非を検討し、必要な施設にあっては有料化を行います。

⑤施設使用料・手数料改定等

- ・ コスト算定方法に従い算出した受益者負担コストを基に、現行の使用料や手数料が適切かを検証し、類似施設や民間サービス及び他市等との比較を行い、受益者が本来負担すべき料金を算定します。

②「改築・修繕」する場合の取組み概要

「改築・修繕」していく施設のうち、旧耐震基準の建物については、「耐震診断及び耐震改修」を早急に進める必要があります。また、公共施設等をあらゆる市民が安心・安全に利用できるよう、施設の改築・修繕の際には「バリアフリー化」を進める必要があります。

■耐震診断及び耐震改修

- 「うるま市耐震改修促進計画」（平成22年3月）に基づき、うるま市有公共施設のうち特定建築物及びその他重要な建築物については平成27年度までの耐震化率の目標を100%とし、被災後の復旧活動の拠点となる施設等で耐震診断の必要性が高い建築物から順次、耐震診断及び耐震改修を進めていくものとします。

■バリアフリー化

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）により、誰もが日常利用する建築物や老人ホームなどをつくろうとする際には、バリアフリー化する必要があり、これら既存建築物に対しても、バリアフリー化するよう努めなければなりません。また、多くの方々が利用する建築物をつくろうとする際には、バリアフリー化するよう努めなければなりません。
- 今後、公共施設等の改築・修繕の際には「建築物移動等円滑化基準」への適合を図ることを基本とします。

建築物移動等円滑化基準、建築物移動等円滑化誘導基準の例

出入口			廊下等			傾斜路		
○主な基準			○主な基準			○主な基準		
	義務基準	誘導基準		義務基準	誘導基準		義務基準	誘導基準
出入口の幅	80cm以上※1	90cm以上※2	廊下の幅	120cm以上※1	180cm以上※2	手すり	片側設置※1	両側設置※1
<small>※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準 ※2 直接地上に通じる出入口は120cm以上</small>			<small>※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準 ※2 廊下の状況により緩和・適用除外あり</small>			<small>※1 低位部分は適用除外 ※2 傾斜路の状況により緩和・適用除外あり</small>		

エレベーター及びその乗降ロビー			便所		
○主な基準			○主な基準		
	義務基準	誘導基準		義務基準	誘導基準
出入口の幅	80cm以上※1	90cm以上※3	車いす使用者用便所の数	建物に1以上	各階に原則2%以上
かごの幅	140cm以上※1・2	160cm以上※3	オストメイト対応水洗面具を設けた便所の数	建物に1以上	各階に1以上
乗降ロビーの広さ	150cm角以上※1・2	180cm角以上※3	<small>※その他以下の施設に係る基準がある。 ・階段 ・ホテル又は旅館の客室 ・敷地内の通路 ・駐車場 ・標識 ・案内設備 ・浴室等</small>		
<small>※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準(適用除外あり) ※2 2000㎡以上の建築物における不特定多数者が利用するものに限る ※3 不特定多数者が利用するもので必要階に停止する1以上のものに限る</small>					

※出典：国土交通省「建築物のバリアフリー化に係る制度の概要」

■補助対象施設の転換

- 使用目的変更に伴う補助金等適正化法との関係について整理します。

<使用目的変更に伴う補助金等適正化法との関係について>

- 補助金等適正化法は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする国の補助金等の手続きの規定です。
- 法第 22 条では、「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」と規定されています。
- 従来、財産処分の承認の際には、国庫納付を求められたり、転用・譲渡などの用途・相手先に制限されたり、各府省の承認基準や手続きにばらつきがあるという問題点がありました。
- しかし、有効活用されずにいる施設等を本来の用途以外にも使えるようにすることは、地域の創意工夫や既存ストックの効率的な活用を促すこととなり、地域の活性化にとって重要な役割を果たすと考えられることから、「補助対象財産の転用等の弾力化」が図られており、平成 20 年度に各府省の承認基準が整備されました。弾力化のポイントは以下のとおりとなっています。

補助対象施設の転用等についてのさらなる弾力化のポイント

- 1) 10 年経過した地方公共団体所有の補助対象財産については、原則、報告等で国の承認があったものとみなし、用途・譲渡先を問わず、国庫納付も求められません。
- 2) 10 年経過前でも、市町村合併や地域再生等の施策に伴う場合、1) と同様の扱いに。

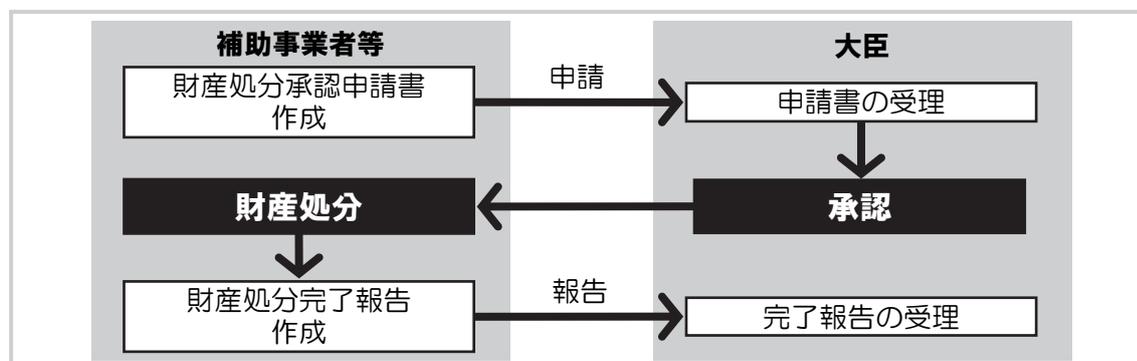
注 1) 有償の譲渡・貸し付けの場合は、国庫納付を求められることがあります。

注 2) 第 3 セクターなど地方公共団体以外の者の補助対象財産についても、趣旨を踏まえ、適切に対処することとなっています。

→なお、詳しい承認基準等は、当該施設を所管する各省庁の通知等でご確認ください。

※出典：内閣府「補助対象施設の転用等の弾力化」に関するリーフレット

財産処分手続きの流れ



④「処分」の場合の取組み概要

「売却・貸付」や「譲渡」について整理します。

■売却・貸付

- 売却・貸付では、土地と建物を「売却・貸付」する場合と、建物を取り壊した後にその跡地を「売却・貸付」する場合（売却・貸付先による建物取り壊しを前提に土地と建物を「売却・貸付」する場合も含む）に分けられます。
- いずれの場合においても、本市として実現したい機能を特にもたない場合には、「一般競争入札」により最も高い価格を提示した主体に「売却・貸付」を行います。
- 一方、本市として実現したい機能をもつ場合には、その機能を備えることを条件に、民間主体から提案を募り、よりよい提案（より高い価格で、より当該機能を実現できる提案）をした主体に「売却・貸付」を行います。この場合は、行政が関与しつつ、民間主体の創意工夫等を活かして土地と建物の活用を図るものであり、PPPの一形態として位置付けられます。

事例：旧議場の有償貸付による有効活用（南魚沼市）

背景

- 市町村合併に伴い、旧塩沢町の中心的施設に勤務する職員が激減していたため施設の有効活用が課題とされていました。
- 一方、コールセンターを設置した民間企業は、その取扱量の増加に伴い、東京都内の顧客対応が追いつかなくなっており、顧客からの申し込みに対応するコールセンターを急遽開設する必要がありました。そこで、同社は「従来と比べ低コストでの開設、運営が可能」「県・市による助成制度の充実」「優秀な人材を安定的に確保できる」などの点から、旧塩沢町議会議場への進出を決定しました。
- 元々が貸し出すことを想定して建築した施設ではなかったため、企業と行政交互の情報や財産に対するセキュリティを確立することが難しかったが、継続して協議を重ねることで解決されています。

効果

- 空き家となっていた議場を再利用することができ、また、コールセンターという職種柄から、地元からの大きな雇用創出につながっています。さらに、物流業界のトップ企業の進出は、市のステータス向上にも寄与しています。
- 大規模改修は行わず、そのままの建物の状態で活用できたことから、貸付にかかる費用負担の削減にもなっています。



■譲渡（民営化）

- 民間で実施した方が市民サービスの向上につながる施設について、経費の削減や雇用創出の効果など総合的な判断により検討します。

事例：障害者福祉施設の民営化（秦野市）

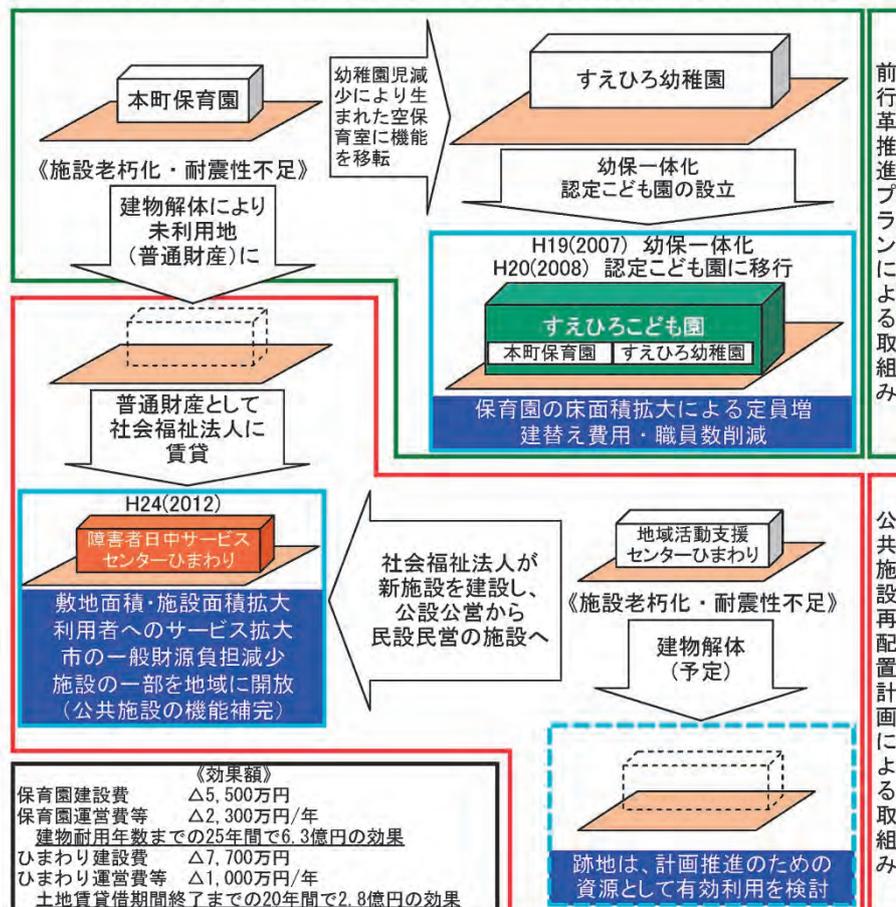
背景

- 障害者福祉施設の建て替え計画からスタートした事業であり、築 54 年の古い木造だった既存施設の建て替え費用は約 5000 万円であり、市に財政的余裕はありませんでした。
- そこで活路を求めたのが、施設の建設や運営を民間の社会福祉法人に任せる方法であり、市が保有する土地に 20 年間の定期借地権を設定し、その法人が借地して新たな建物が建設されました。

効果

- 施設の運営を民間に任せたことで、市の財政負担は年間で 1,000 万円減少し、定期借地権の収入も合わせると、20 年間で約 3 億円の効果が見込まれています。

《障害者日中サービスセンター「ひまわり」開設までの取組み》



※出典：秦野市ホームページ

(3) 施設整備における事前協議

①趣旨・目的

本計画の「6つの柱」において、「保有総量の抑制・圧縮」を掲げており、「公共施設等の新設は、現在、すでに整備に向け計画的な取組みが進められているものを除き、原則、行わない」としています。ただし、新設が必要な場合は、同種・類似施設の既存施設の廃止を徹底するとともに、ライフサイクルコストを考慮した費用対効果を検証して行うこととしています。また、整備にあたっては「多機能化及び複合化」を推進するとしています。

これら施設整備に関して、本計画の考え方に即して実施されるものであるかをチェックし、コントロールしていくことが計画の実効性を担保する上で重要となります。そこで、更新を含む施設の整備を行う案件については、事前の計画段階において、公共施設等マネジメント担当部署と協議を行うこととします。

②協議の対象

協議の対象とする施設は、公共施設等において、建物の新築又は増築、建替え、取得、用途変更、大規模改修を行う施設とします。

③協議の方法・内容

公共施設等マネジメント計画との整合性を検証する「施設整備チェック項目」に基づき、施設の担当所管課と公共施設等マネジメント担当部署との間で協議を行います。

施設整備チェック項目（例）

必要性・配置の視点
（施設は必要か、どこにどれだけ必要か）

- 国における位置づけ（法律上の設置義務等）
- 市における位置づけ（条例や総合計画の位置づけ等）
- 設置水準
- 施設のニーズ・充足状況 等

規模・機能の視点
（施設の規模や機能は適切か）

- 規模の妥当性
- 機能の妥当性 等

コスト・事業性の視点
（効率的な事業内容となっているか）

- ライフサイクルコスト
- 費用対効果
- 管理運営 等
- 経済波及効果

公共施設等マネジメント計画との整合性の視点

- 基本方針との整合性
- 施設分類別の再編の方向性との整合性 等

事例：事前協議制度（さいたま市）

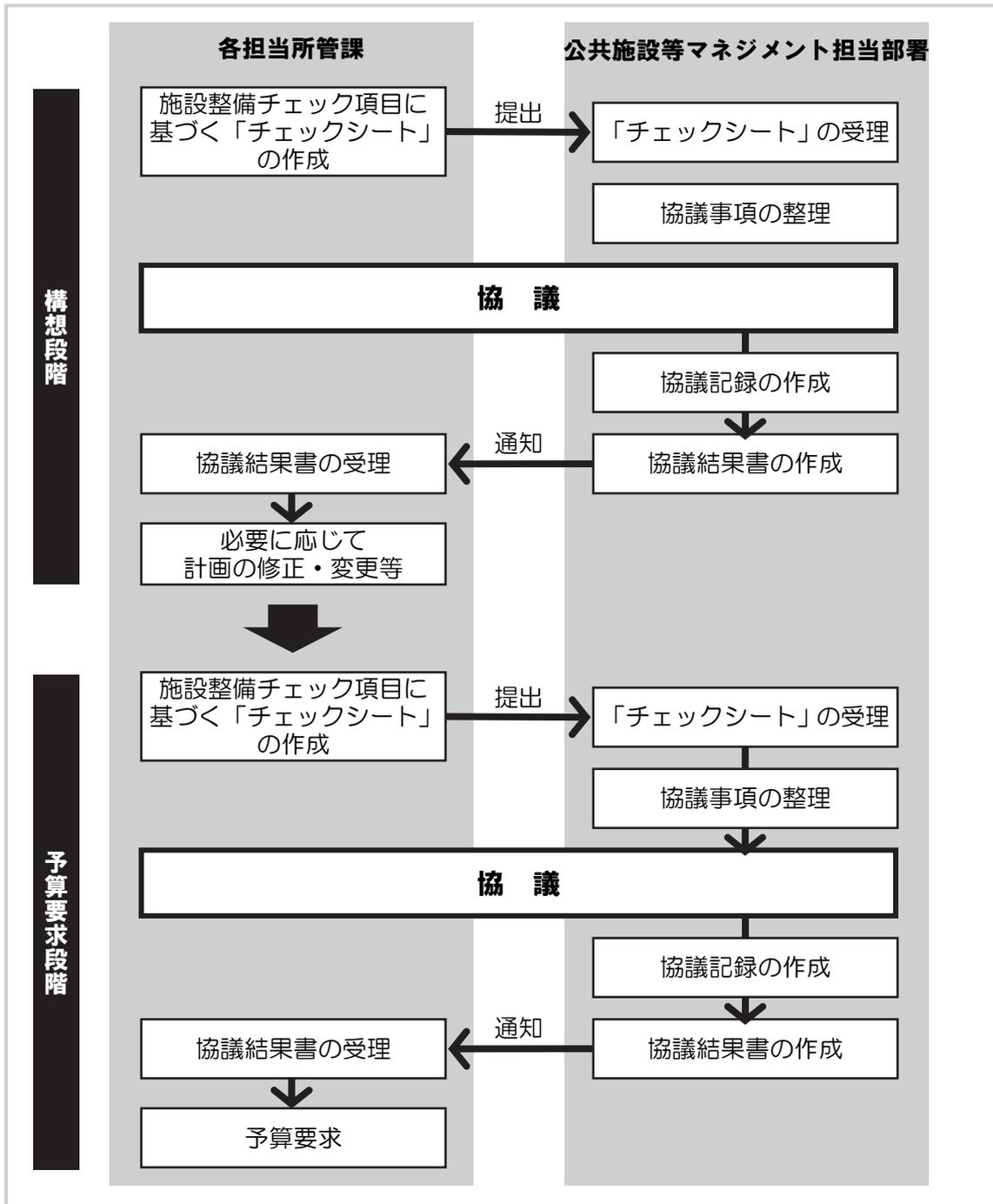
- さいたま市では、計画段階において、マネジメントの観点で検証し、整備内容の最適化を図ることを目的に事前協議制度を導入しています。

事業名・計画名			
事業・計画の概要			
チェックシートの対象施設			
■ 総括（行財政改革推進本部の見解）			
マネジメント計画との整合性の視点	整合が図られている	整合を図る余地がある	整合が図られていない
行財政改革推進本部意見	（上記見解に基づいての、記述による意見）		
関係の見解の種別と視点	・（関係者等による箇条書き）		
（※例：3つの視点における検討結果）			
1 必要性・配置の視点	必要性を認める	慎重な検討を要する	必要性を認めない
2 規模・機能の視点	適正である	効率化の余地がある	過剰である
3 コスト・事業性の視点	費用対効果を認める	効率化の余地がある	費用対効果を認めない
1 必要性・配置の視点	所管局における自己チェック		行革見解
国における位置付け	<input type="checkbox"/> 国に設置義務がある。 <input type="checkbox"/> 国に設置義務はないが、法律上何らかの位置付けがある。 <input type="checkbox"/> 国に設置義務はないが、国の施策において位置付けがある。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
市における位置付け	<input type="checkbox"/> 条例上の位置付けがある。 <input type="checkbox"/> 総合計画・計画上の位置付けがある。 <input type="checkbox"/> それ以外の計画に位置付けがある。（計画名：） <input type="checkbox"/> 構想としてオープンイズされている。（内容：）		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
建設のあるべき姿	<input type="checkbox"/> 国、県が設置すべき施設ではなく、市が設置すべき施設である。 <input type="checkbox"/> 民間が設置すべき施設ではなく、市が設置すべき施設である。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

④事前協議の流れ

事前協議は、施設整備の構想段階と予算要求段階で行うこととし、以下の流れを基本に実施します。

事前協議の基本的な流れ



5-3. 事業手法や資産活用手法の整理

(1) 事業手法

公共施設等の再編を実現するための主な事業形態・手法について、公民連携による土地や建物等の有効活用の手法を中心に整理します。

① 定期借地（民間施設整備）

概要

- 土地は行政が所有したままで、一定期間、民間の企業や団体、個人がその土地を賃借し、自由に施設等を整備・利用する手法です。
- 一般に、定期借地権は次の3つのタイプに分類することができます。

分類	借地期間の要件	利用目的	存続期間満了時の対応
一般定期借地権	50年以上	限定なし	期間満了時に借地人は建物を収去して土地を明け渡す。借地人は建物買取請求ができない。
建物譲渡特約付借地権	30年以上	限定なし	建物所有権は地主に移転。借地人に相当の対価を支払う。借地人等は、請求により譲渡した建物の借家人になることができる。
事業用借地権	10年以上 20年以下	事業用建物に限る	期間満了時に借地人は建物を収去して土地を明け渡す。借地人は建物買取請求ができない。

特徴

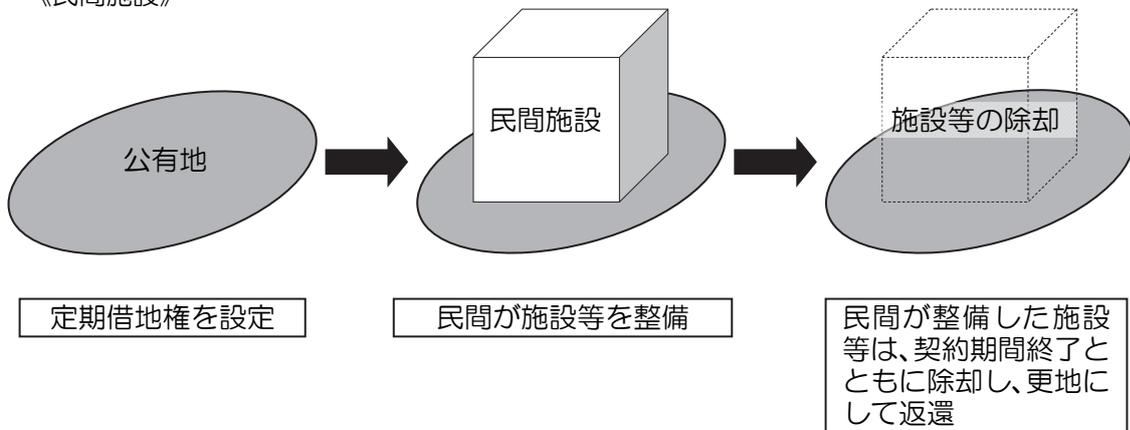
- 行政への財政負担はなく、事業期間を通じて借地料を得ることができます。通常、地代は月ごと・年ごとに分けて受け取りますが、定期借地権設定時に一括して受け取ることも可能であり、まとまった資金が確保できます。
- 事業者の選定において、建物用途等の条件設定した公募を行うこともできるため、ある程度の政策的誘導が可能です。
- 土地を賃借する者は、賃貸借の契約条件及び地域地区や地区計画等の制限の範囲内で自由に施設を整備したり、土地利用を行うことができます。
- 契約は原則として中途解約ができないため、契約期間中は用途の転換ができず、周辺状況や社会情勢の変化等への対応が難しい点もあります。

事業手法導入に適した状況

- 行政の短・中期的な利用目的が喪失しており、適切な用途転換を図りたい場合や一定期間安定した収入を得たい場合に適しています。

事業例

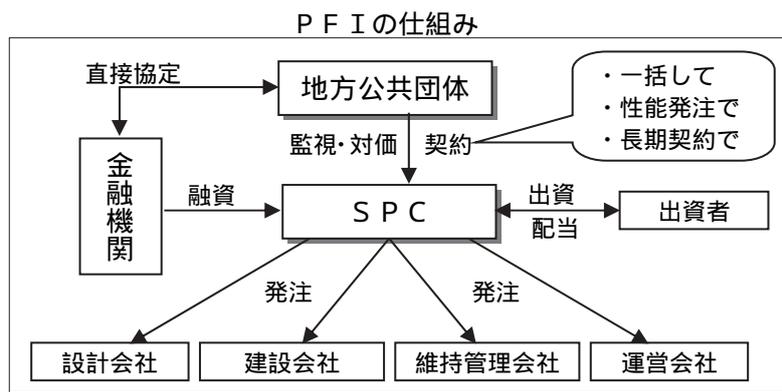
《民間施設》



② P F I（公共施設整備）

概要

- 土地は行政が所有したままで、一定期間、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。
- P F IではSPC（特別目的会社）を設立し、SPCが業務を遂行します。地方公共団体はSPCの監視役となってSPCの業務状況を把握し、管理・指導を行います。
- 従来、公共事業の資金調達は、一般に公的資金で対応してきたが、この場合は、建設資金、維持管理費用等をSPCが提供するサービスの対価として、SPCへ支払います。



特徴

- 効率的なリスクの管理、良好な競争環境の構築などが期待でき、これらによって民間のノウハウを幅広く活かすことができることから、安くて質の良い公共サービスが提供されます。
- 施設の建設や維持管理等、現場での業務を委ねることにより、行政は自ら専ら担う必要性の高い分野へと選択的に人的資源を集中することができることとなり、公共部門全体における効率性の向上が期待されます。
- これまで行政が行ってきた業務へ民間が幅広く参加することになるため、民間にとっては新たな事業機会が創出され、経済活性化に貢献できます。
- SPCが金融機関から資金を借り入れることにより、行政は施設整備時の多額の資金支出の必要がなくなり、財政負担の平準化を図ることができます。
- 民間に委託する業務範囲や事業者選定等、効率的な事業の推進のために幅広い検討、評価をしなければならないため、事前の手続きや検討等に要する業務・時間が増します。
- 民間に幅広い業務を任せるので、公共サービスの品質維持向上のために行政がこれまで以上に業務状況を把握し、管理・指導しなければならない点もあります。

事業手法導入に適した状況

- 必要性・具体性・実現性のある公共施設をできるだけ安く整備・運営し、優れた公共サービスを提供したい場合に適しています。以下に、具体的にどのような事業への導入が適しているかを示します。

- プロジェクトの領域が明確なもの（道路、鉄道、庁舎など）
- 運営収入が見込める事業であるもの（鉄道、水道、駐車場など）
- 業績（アウトプット）の計測が容易なもの（鉄道、水道など）
- 建設段階よりも運営段階の比重が高いもの（文化会館、廃棄物処理施設など）
- 設計段階から民間事業者の創意工夫が可能なもの（庁舎、公営住宅、教育文化施設など）
- 民間事業者が資産を取得した場合、他の用途に転用可能なもの（（宿舎、公営住宅などPFI事業以外へ転用可能なもの））
- 民間事業者が実施に当たり、適切にリスクをコントロール可能なもの（（文化会館、観光施設など商業ベースで対応が可能なもの））
- 事業環境の変動が激しいもの（（文化施設など運営面の比重が高く利用者のニーズの変動要素が高いもの））
- 県が直接実施した場合に、財政上の負担が大きいもの（（鉄道などのように事業規模が大きいもの））

「神奈川県におけるPFIの活用指針」より

③定期借地+ P F I（民間+公共）

概要

- 土地は行政が所有したままで、定期借地で民間が整備する施設に、一部の公共施設の附帯を条件付ける手法です。民間の資金とノウハウを活用する「P F I手法」に「定期借地権」の活用を取り入れ、双方の利点を活かして公共施設等の整備を最小コストで効率的に行うこの手法は、一般に「定借P F I」といわれています。

特徴

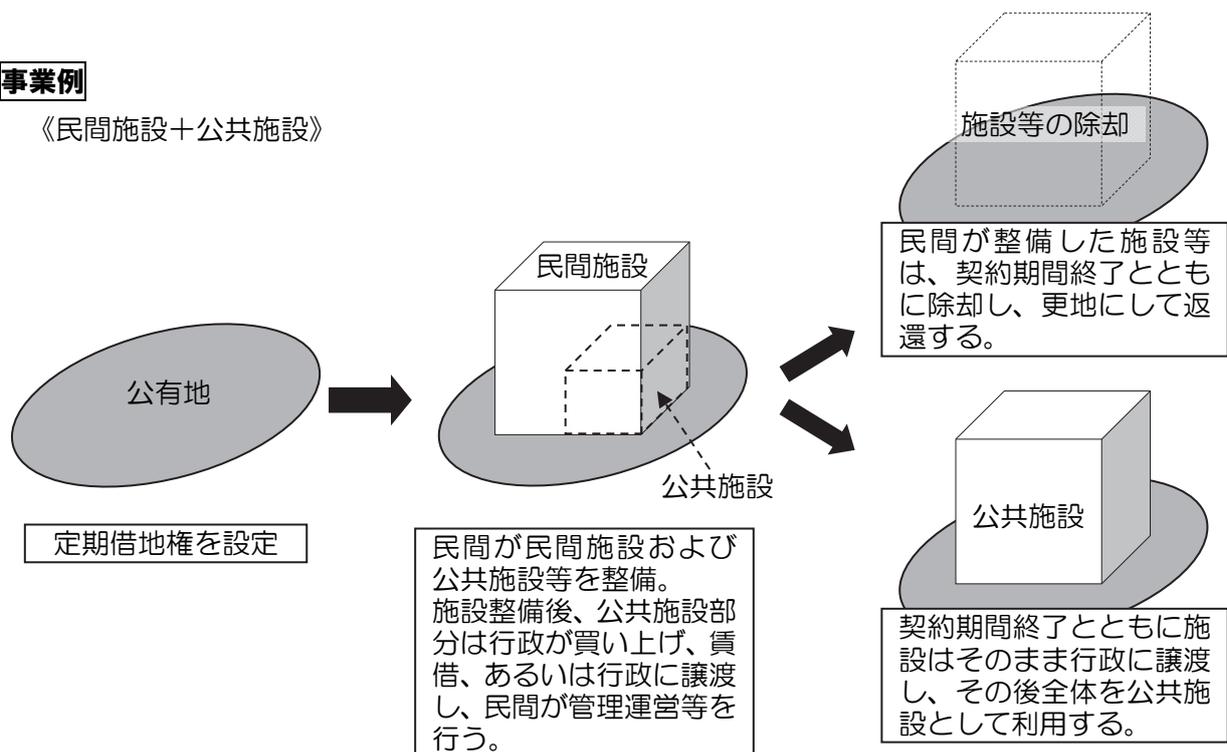
- 基本的には「P F I」と「定期借地権」の双方の利点を活かした手法であり、主な特徴としてもこれらの特徴をあわせ持ちます。
- さらに両手法をあわせただうまされる相乗効果としては次のようなものが考えられます。
 - 民間施設と公共施設の一体的な整備が可能です。
 - コスト面における行政負担が最も少なく済みます。
 - 公共施設部分について賃貸借契約を結ぶ場合には、民間施設側は契約期間中、最も信頼性の高い「行政」をテナントとして抱えることができ、安定した賃料を確保できます。

事業手法導入に適した状況

- 行政サービス施設の整備が求められており、民間施設と相乗効果が見込める場合に適しています。

事業例

《民間施設+公共施設》



④既存ストックの利活用

概要

- 既存の施設を除却せずに再利用する手法です。利活用を考える上では、施設の安全性や耐用年数等を確認した上で事業を進め、利活用の方法によっては改修工事等を行う必要があります。

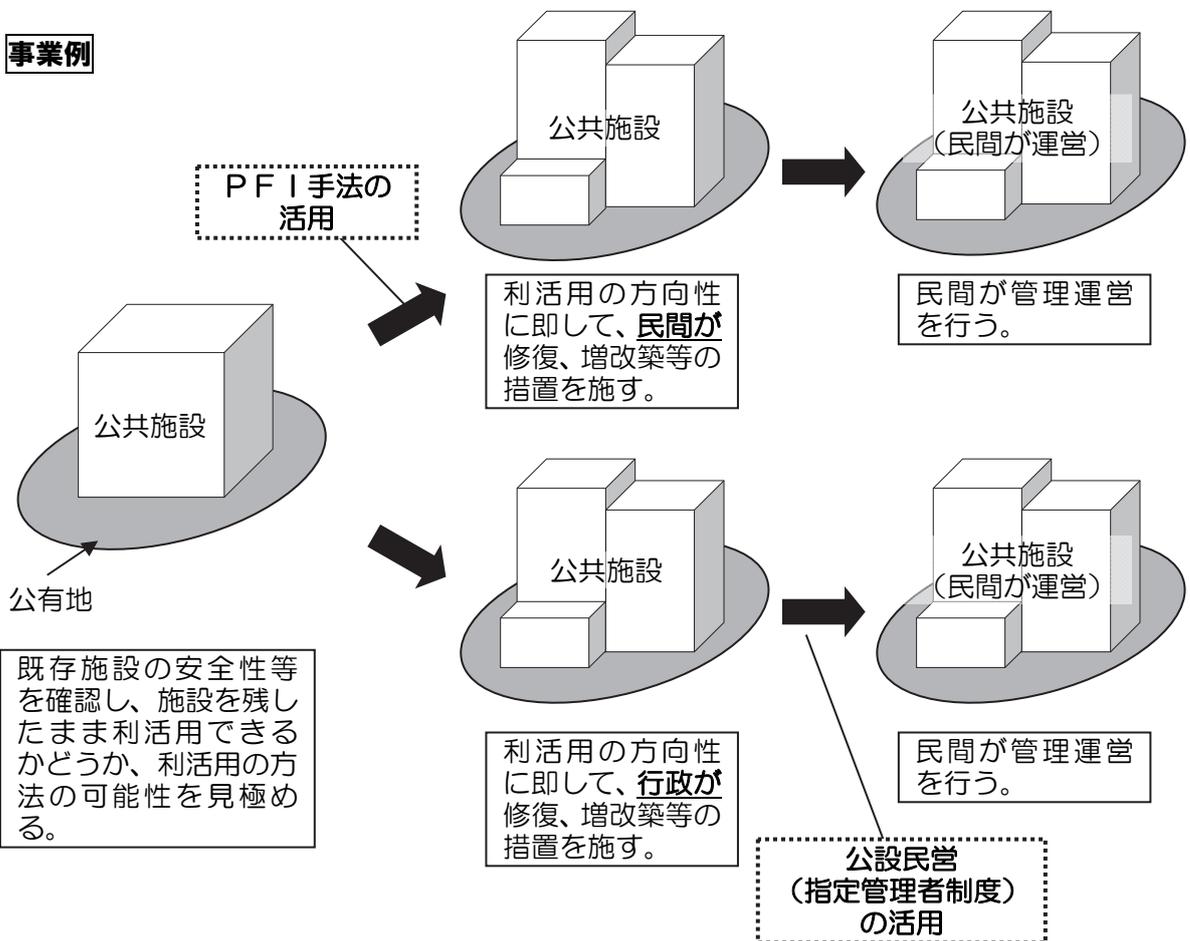
特徴

- 他の事業手法と併せて考えることができ、また、行政・民間に関わらず考えることができます。
- 既存施設が、地域の歴史や文化の形成に寄与してきたものや地域住民のシンボリックな存在、又は施設そのものが何らかの普遍的な価値を有するものである場合に、その施設を残したまま、事業を進めることができ、地域の歴史・文化の継承に貢献できます。
- 施設整備に係る時間の短縮、コストの軽減を図ることができます。

事業手法導入に適した状況

- 行政又は民間に利用目的があり、用途転換のための費用が高くない場合、建物そのものを保存保全したい場合に適しています。

事業例



⑤公設民営（指定管理者制度等）

概要

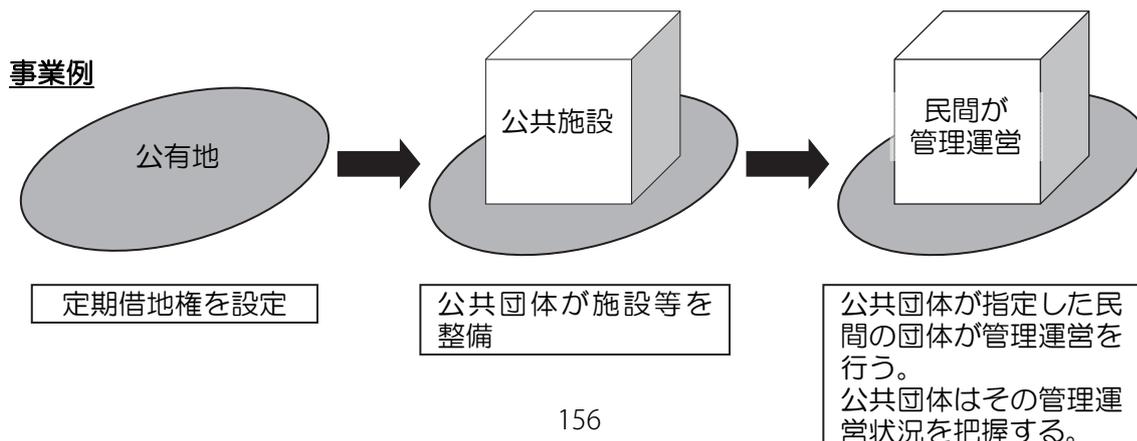
- 公共団体が施設等を建設し、第三セクターを含む民間事業者がその施設の管理運営を行う公共・民間の共同事業方式の一つです。
- 「指定管理者制度」が導入され、民間企業やNPO法人、法人格を持たない民間団体等でも「公の施設」の管理運営ができることとなりました。また、従来までの業務の「委託」ではなく、施設全体の維持管理や利用料金の設定など、自治体が行っていた業務を「代行」という形態となりました。
- 「公有民営」の対象とできる施設等は「公の施設（住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供する施設）」に限られています。

特徴

- 民間のノウハウを幅広く活かすことができるため、質の良い公共サービスが提供されます。
- これまで行政が行ってきた業務へ民間が幅広く参加することになるため、民間にとっては新たな事業機会が創出され、経済活性化に貢献できます。
- 施設の所有に伴う償却費、税、金利等の資本費負担を回避できるため、行政の財政負担が軽減されます。
- 行政は管理者の選出及び管理運営状況の監視、指導に注意を払う必要があります。

事業手法導入に適した状況

- 事業主体が施設の所有に係る維持管理等が財政的に厳しい場合の公共支援の方式として、また、公共サービスの充実とそれによる事業収入の効率的・安定的な確保を目指す場合に適しています。導入施設としては次のような例があげられます。
 - コンベンション、ホール、アリーナ
 - 野球場、サッカー場、陸上競技場、体育館等のスポーツ施設
 - 公園
 - 廃棄物処理施設
 - 高校や大学等の教育施設
 - 病院、保育園等の医療・福祉施設



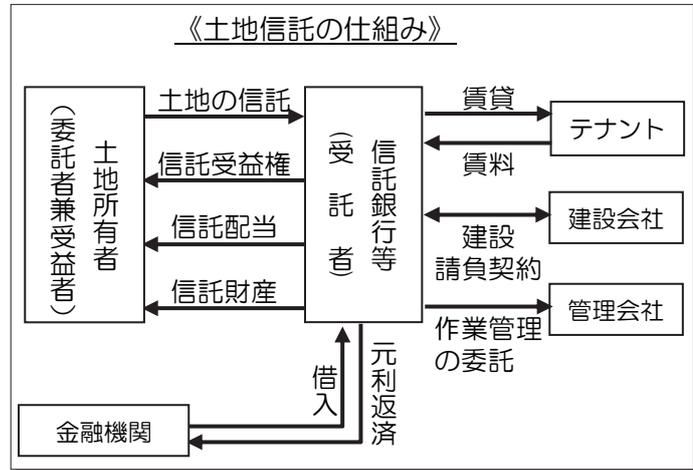
⑥土地信託方式

概要

- 土地の有効活用を目的として信託銀行等に土地を信託する制度です。信託銀行は土地所有者に代わって土地活用についての企画立案、資金調達、施設整備、管理運営等を行います。
- 受託者は収入から施設管理費や借入金の返済等を差し引いて、信託配当として受益者である土地所有者に納付します。
- 所有権は形式的に信託銀行等に移転します。

特徴

- 土地所有者は活用におけるリスクや煩雑な事務作業等がなく、信託銀行等が有する豊富なノウハウを活用できます。
- 信託期間中、土地所有権は形式的に受託者に移転しますが、期間満了時には土地、建物の所有権は受益者にすべて返還されます。



(2) 資産活用

公共施設等の更新費用に係る財源不足が見込まれる中、保有する土地や建物等を不動産の「資産」と捉え、これらを十分に活用しなければ機会損失が発生するため、最大限の有効活用により、新たな財源確保を図っていくことも必要となります。ここでは、資産活用の主な方法について整理します。

①ネーミングライツ

公共施設等の名称に、スポンサー企業の社名や商品ブランド名を付与する権利のことであり、「命名権」あるいは「施設命名権」とも呼ばれ、施設の建設・運営資金調達のための手法として定着しています。ネーミングライツのメリットとしては次のようなことがあげられます。

「公」にとってのメリット

- 施設の維持・運営費を賄うための新たな財源確保
- スポンサー企業との協働による地域活性化への寄与
- スポンサー企業による社会貢献事業実施の可能性
- スポンサー企業の社員の利用による施設稼働率アップの可能性

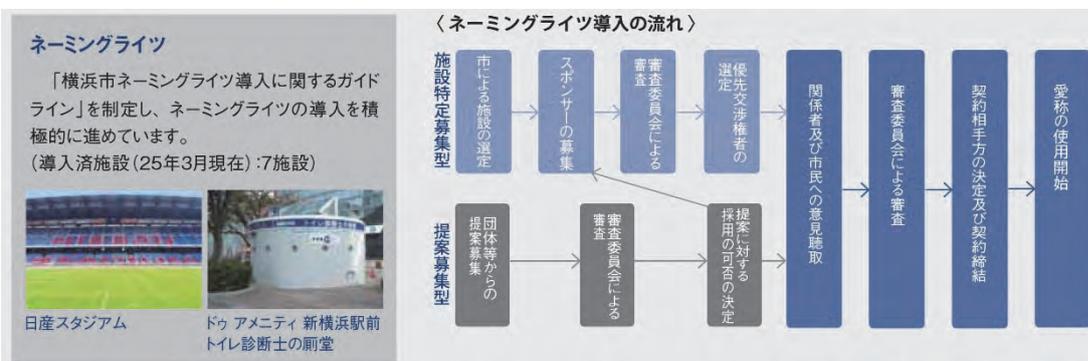
「民」にとってのメリット

- 施設来場者への告知、PR
- 企業・商品の認知度向上、ブランドイメージの向上
- 地域住民の好感度向上
- スポーツや文化振興等の自治体施策に協力しているというイメージの形成
- 地域に貢献するという企業姿勢の明示（CSR活動※、メセナ活動※）

※CSR活動…企業が社会に対して責任を果たし、社会とともに発展していくための活動

※メセナ活動…企業が行う文化活動あるいは文化支援活動

事例：ネーミングライツの導入（横浜市）



※出典：共創アーカイブ Vol.02

事例：ネーミングライツの導入（那覇市、沖縄市）

- ・県内では那覇市と沖縄市の体育施設においてネーミングライツが導入されています。
- ・那覇市では、那覇市営奥武山野球場、及び屋内運動場について、沖縄セルラー電話株式会社をネーミングライツスポンサーに決定し、愛称を「沖縄セルラースタジアム那覇」及び「沖縄セルラーパーク那覇」としています。
- ・沖縄市では、沖縄市野球場について、コザ信用金庫をネーミングライツスポンサーに決定し、新野球場の愛称を「コザしんきんスタジアム」としています。

所在地	対象施設	施設愛称	ネーミングライツスポンサー	契約条件
那覇市	那覇市営奥武山野球場	沖縄セルラースタジアム那覇	沖縄セルラー電話株式会社	5年契約 年間2,000万円
	那覇市営屋内運動場	沖縄セルラーパーク那覇		
沖縄市	沖縄市野球場	コザしんきんスタジアム	コザ信用金庫	5年契約 年間650万円

※出典：那覇市ホームページ、沖縄市ホームページ

②資産活用方針の検討

本計画では、公共施設等として主に建物を対象とし再編の方向性を示していますが、今後は、本市が保有する土地についても資産と捉え、その有効活用を図っていくことも重要となります。

また、公共施設等マネジメントを進めるうえでの財政的基盤の整備として、「公共施設等マネジメント基金」の設置を検討します。本計画に従って公共施設等の再編を進めるために必要な費用を基金で賄える仕組みとして、処分する施設の売却や貸付による収益を基金に積立て、その後、施設の再整備（多機能化及び複合化）や跡利用のための改修費とします。

事例：横浜市資産活用基本方針（横浜市）

- ・横浜市では、保有する土地の活用・縮減に関する計画や方針を整理統合し、新たな資産経営の視点からの取り組みを補強して、資産の有効活用を総合的に推進するための基本的な考え方・方向性等を整理し、「横浜市資産活用基本方針」としてまとめています。

※出典：横浜市ホームページ

③民間との対話による資産活用

公民連携による資産の有効活用を図るにあたっては、活用の検討段階から民間事業者と直接対話する場を設け、資産の市場性や活用アイデアの把握のほか、民間事業者が参入しやすい条件設定を行うとともに、地域課題や配慮事項を事前に伝え、より優れた事業提案を促すことも考えられます。

事例：民間との対話で進める保有資産の有効活用（横浜市）

横浜市では、厳しい財政状況の中、保有する土地や建物等の不動産を『資産』と捉え、公民連携によりその有効活用を図るために、民間事業者が参画・提案しやすい環境づくりを進めています。

全国初、独自に開発した2つの対話手法

これまで行政では、保有資産の活用方法や公募条件を、内部検討のみで設定してきました。横浜市では、活用検討の段階や事業者公募前の段階で民間事業者と直接対話する場を設け、活用アイデアの把握や、民間事業者が参入しやすい公募条件の設定を行うため、「サウンディング型市場調査」と「課題解決型公募」の2つの対話手法を開発し、実施しています。

公民の歩み寄りが促進

民間事業者との対話を取り入れたことで、事業成立の確実性を高めるとともに、行政課題の解決に向けた提案をいただくことができている。参加事業者の方からは、「対話の機会があったことで、公募の際に効率よく的確な提案書を作成することができた」という声をいただいています。

①サウンディング型市場調査

保有資産活用検討の早い段階で、活用方法について民間事業者から広く意見・提案を求め、対話を通して、市場性の有無や活用アイデアを把握する調査です。

【調査の効果】

●市場性の有無や活用アイデアを、活用検討の早い段階で調査することで、その後の庁内検討が効率的に、かつ幅広く進められます。

●地域の状況や行政課題を提示して対話することで、課題解決に向けて、民間事業者のアイデアやノウハウを生かした活用案の検討が可能になります。

【取組事例】

- ・ひかりが丘小学校跡地活用検討(H23)
- ・旧関東財務局建物活用検討(H24)
- ・福祉保健研修センター用途廃止床活用検討(H24)

②課題解決型公募

公募要項の作成前に、民間事業者との対話により、不動産市場や民間事業者の意向等を的確に把握し、あらかじめ条件設定した上で実施する事業者公募手法です。

【調査の効果】

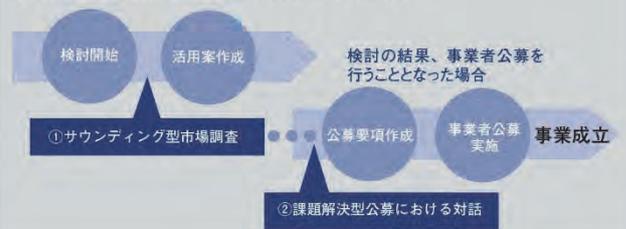
●行政側の考えや要望に対しての意見を求め、民間事業者と対話することで、不動産市場や民間事業者の意向が的確に把握でき、事業成立の確実性が向上します。また、民間事業者の参加意欲も促進されます。

●行政側から解決したい課題を提示して対話することで、公募の段階で、より良い課題解決の事業提案が集まりやすくなります。

【取組事例】

- ・戸塚区吉田町土地活用事業(H23)
- ・西区浅間町土地活用事業(H24)

<保有資産の活用検討から事業者公募までの流れ>



戸塚区吉田町土地活用事業の例

市有地(約4,290㎡、工業地域・第5種高度地区)の処分にあたって、地域課題の解決に向けた保育所等の子育て支援施設、公益性のある民間施設及び地域交流スペースの導入や、隣接小学校の児童数増加への配慮を必要としました。これらを踏まえた、より実現性の高い公募を行うため、「課題解決型公募」を実施しました。

- 対話の実施：平成23年1月〔18グループ参加〕
- 結果の公表：平成23年8月
- 事業者公募：平成23年9月
- 事業者決定：平成24年1月



採用された三菱地所レジデンス株式会社の提案：分譲集合住宅を基本とした中に、認可保育所や学童保育スペース、コミュニティスペースなどが配置されています。

※出典：共創アーカイブ Vol.02

5-4. 公共施設等マネジメントの推進にあたって

(1) モデル事業による推進

公共施設等マネジメントを推進するにあたっては、多機能化及び複合化の効果、施設整備にあたっての民間活用の効果などについての検証と、その手法の有効性を確認するためにモデル事業を設定し、実施していきます。

モデル事業の設定については、建物の老朽化や機能の重複、過不足等の状況を踏まえ、緊急性や必要性を要しており、可能な限り早急な対応策を講じることが望ましいものという考え方で、今後検討していきます。

(2) 新地方公会計制度との関連について

新地方公会計制度とは、「現金主義・単式簿記」によるこれまでの地方自治体の会計制度に「発生主義・複式簿記」といった企業会計的要素を取り込むことにより、資産・負債などのストック情報や、現金主義の会計制度では見えにくいコストを把握し、自治体の財政状況等をわかりやすく開示するとともに、資産・債務の適正管理や有効活用といった、中・長期的な視点に立った財政運営に資するものです。

「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」の中間とりまとめ（平成25年8月）では、地方公会計制度の意義を、①住民や議会などへの説明責任の履行、②財務マネジメントへの活用による財政の効率化・適正化を図ることである、と位置付けた上で、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を柱とした今後の方向性が示されています。

一方、公共施設等マネジメントは、少子高齢化や人口減少社会の進行等による厳しい財政見直しにおける更新費用問題への対応であり、将来の財政計画と連動した実現性の高い計画とすることが重要となります。

本計画の策定にあたっては、平成24年度に公共施設等の設置状況や利用状況、管理運営経費を調査しましたが、管理運営経費について、施設分類によっては施設ごとの実績積み上げによるものではなく、歳出決算額から施設面積等を基準に按分計算するなどして算定されたものもあります。

今後、新地方公会計による固定資産台帳の整備と複式簿記の導入によって、施設ごとの管理運営費をより詳細に把握することが可能となれば、それらのデータと本計画策定にあたって調査した施設に関するデータを合わせて整理し、一元管理することで、保有する財産を総合的に把握し、財政運営と連動させながら管理・運用する仕組みが期待できます。

なお、本計画策定にあたって調査した施設データにおいては、固定資産台帳とのリンクを見据えた資産番号を付しておくことが考えられます。

（３）公共施設等再編に係る国の動向について

総務省では、人口減少や老朽化で不要になった公共施設の統廃合を進めるよう全国の地方自治体に要請することを決め、2014年度予算において、「公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の推進」のための予算を措置しています。

同取組みでは、解体する施設や補修など長寿命化を図るケースを整理した管理計画づくりを促進し、策定費の2分の1を平成26（2014）年度から特別交付税で支援するとしています。また、計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設するとしています。

本市においても、国の支援制度等を活用し、本計画に基づいた再編を積極的に実施する必要があります。

「公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の推進」の内容

1. 公共施設等総合管理計画

地方公共団体に対し、以下の内容等を定めた計画の作成を要請

- ・公共施設等の現況及び将来の見通し
（例）公共施設等の状況（数、延べ床面積等）財政状況、人口動態など
- ・公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
（例）統合・更新・長寿命化等に関する基本的な考え方総量等に関する数値目標など

2. 計画の策定に係る支援

- ・各地方公共団体において、人口動向や財政・施設の状況等の地域の実情を踏まえ、かつ、全施設類型にわたる横串の計画を作成することができるよう、留意事項等を助言
- ・計画作成に要する経費について特別交付税措置 措置率1/2

3. 計画に基づく公共施設等の除却についての地方債の特例措置

- ・計画に基づく公共施設等（公営企業に係るものを除く）の除却について、地方債の特例措置を創設（地方財政法を改正）
- ・特例期間 平成26年度以後の当分の間
- ・地方債の充当率 75%（資金手当）
- ・地方債計画計上額 300億円（一般単独事業（一般）の内数）

資料編

資料編

資-1. うるま市公共施設等のあり方検討委員会

検討経過

会議名	年月日	内容
委嘱状交付式及び 第1回会議	平成24年 9月10日	<ul style="list-style-type: none"> ● 委嘱状交付 ● うるま市公共施設等マネジメント計画について ● 策定スケジュール ● 施設視察調査①
第2回会議	平成24年10月24日	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者アンケートについて ● 施設視察調査②
第3回会議	平成24年12月10日	<ul style="list-style-type: none"> ● うるま市公共施設等白書の構成(案)及びまとめ方について
第4回会議	平成25年 1月30日	<ul style="list-style-type: none"> ● うるま市公共施設等白書(案)について
第5回会議	平成25年 3月14日	<ul style="list-style-type: none"> ● うるま市公共施設等白書(案)について(最終決定) ● 「うるま市中長期財政計画」について
県外視察	平成25年 5月23日 ～5月25日	<ul style="list-style-type: none"> ● 立川市 ○旧庁舎跡利用事例 ○公共施設保全計画の策定事例 ● 秦野市 ○公共施設再配置計画の策定事例 ○再配置の事例
第6回会議	平成25年 6月17日	<ul style="list-style-type: none"> ● 県外視察のまとめ ● 平成25年度の進め方とマネジメント計画の構成について ● マネジメント方針について ● (報告) 地区意見交換会の開催案内
市内視察	平成25年 7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ● 島しょ地域学校跡地・跡施設の現地視察
第7回会議	平成26年 2月 5日	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本方針素案 ● 将来計画素案 ● 庁舎跡利用計画素案 ● スケジュールについて ● (報告) 市民説明会の開催 ● (報告) パブリックコメントの実施
第8回会議	平成26年 3月11日	<ul style="list-style-type: none"> ● うるま市公共施設等マネジメント計画(最終案)について ● パブリックコメントの結果について ● 答申について



会議の様子



施設視察調査の様子



県外視察にて

(趣旨)

第 1 条 この規則は、うるま市附属機関設置条例(平成 17 年うるま市条例第 19 号)第 3 条の規定に基づき、うるま市公共施設等のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「公共施設等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市の公の施設
- (2) 市の庁舎、事務所等
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市が所有し、又は借り上げている不動産(所掌事務)

第 3 条 委員会は、市長の諮問に応じて、うるま市の公共施設等の効率的かつ効果的なあり方について調査審議の上、その意見を答申するものとする。

(委員)

第 4 条 委員会の委員は、15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市民
- (3) その他市長が認める者

3 委員の任期は、2 年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、総務部行政改革推進室において処理する。

(補則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

委員名簿

区分	氏名	役職等
委員長	瀬口 浩一	琉球大学准教授
副委員長	伊波 洋	石川曙区自治会長
	宮城 常秀	みどり町一・二丁目自治会長(元)
	金城 幸輝	勝連内間自治会長
	登川 俊光	池味自治会長
	福原 徹	行政改革推進委員
	親泊 正吉	行政改革推進委員
	天願 克也	スポーツ推進委員
	山口 ますみ	スポーツ推進委員
	町田 宗淳	スポーツ推進委員
	上地 宣雄	スポーツ推進委員
	石川 真吾	不動産業 一級建築士
	池根 孝	不動産・建築関係者
	山城 康代	NPO法人代表
	又吉 ゆきの	保育園・学童クラブ 園長

資-2. 市民意向

(1) 地域意見交換会

実施概要

「地域における公共施設等の現状や今後」について、自治会長を中心に中学校区単位で意見交換会を実施しました。

年月日	中学校区	場所
平成 25 年 4 月 15 日	与勝第二、津堅中学校区	平敷屋公民館
平成 25 年 4 月 16 日	石川中学校区	曙公民館
平成 25 年 4 月 17 日	具志川中学校区	水道局会議室
平成 25 年 4 月 18 日	高江洲中学校区	高江洲公民館
平成 25 年 4 月 19 日	彩橋中学校区	平安座公民館
平成 25 年 4 月 19 日	与勝中学校区	与那城西原公民館
平成 25 年 4 月 24 日	具志川東中学校区	大田公民館
平成 25 年 4 月 25 日	あげな中学校区	みどり町3・4丁目公民館
平成 25 年 4 月 25 日	伊波中学校区	伊波公民館



与勝第二、津堅中学校区



石川中学校区



具志川中学校区



高江洲中学校区



彩橋中学校区



与勝中学校区



具志川東中学校区



あげな中学校区



伊波中学校区

与勝第二、津堅中学校区での意見

【地区について】

現在の公共施設等について

- 良いところ
- 《自治公民館について》
- 平敷屋公民館は部屋の予約が取れないほど、色々な団体が活用している。(年間3万人を超えている)
- 《その他》
- 津堅島内の施設は全て必要である。
- 良くないところ
- 《自治公民館(農水施設)について》
- 与那城農村環境改善センターは、色々な機具が充実しているが、青年会の物置となっている。農村の活性化になっていない。

《公園について》

- 津堅島のキャロット公園は、遊歩道が陥没している箇所が多く、危険なため整備が必要である。
- 津堅公園の遊具は老朽化のため撤去されたため、遊具で遊ぶ場所がない。
- 《集落排水処理施設について》
- 津堅島の農業排水施設の利用が少ない。
- 《その他》
- 津堅住民は船の時間帯等の問題で、うるま市内の公共施設はほぼ利用出来ていない。
- 津堅島に駐在所がないため困っている。
- ごみの集積場が北側に偏っているため、区民清掃後にごみを捨てに行く場所がなくて困っている。現在は旧ゲートボール場に置いており、業者が回収に来るため費用を要している。
- 指定管理について、大きな修繕は市が行うが、軽微な修繕は自分たちで行うためお金がかかり苦慮している。

今後、公共施設等はどうあるべきだと思うかについて

- 《体育施設について》
- 津堅島にはスポーツ施設が少ないため、グラウンドゴルフ等楽しめる施設が必要である。
- 《防災施設について》
- 避難施設としての活用も考えていく必要がある。
- 《図書館について》
- 移動図書館を検討しているとの話がある。(平敷屋)

《公園について》

- 農村公園の隣に空地があり、その場所を拡大してはどうかという声がある。(饒辺)
- 遊具が老朽化して危険なため、維持管理についても考える必要がある。(饒辺)
- 浦ヶ浜公園は地元の人が使いたい時、他の地域の人の予約が入っており使えない時があるため、指定管理者制度の活用による管理を考えたい。
- 《その他》
- 津堅島は生活のための施設を考えていく必要がある。

【うるま市全体について】

現在の公共施設等について

- 良くないところ
- 《文化施設について》
- 劇場、資料館が多い。
- 《体育施設について》
- 勝連B & G海洋センターは利用者が減ってきているため、役割を終えていると思う。

《公園について》

- 公園の利用料はグラウンドに比べて安いので、野球で利用されることが多く、地域の方が利用できない。
- 《その他》
- 公共施設は市の北側に集中しているため、市の中間部には少ない。

今後、公共施設等はどうあるべきだと思うかについて

- 《自治公民館について》
- 各庁舎窓口での証明書の発行などが公民館でできれば、公民館の利用が増えると思う。
- 《体育施設について》
- 合併してスポーツ大会が減ってきているため、大会などを増やせば体育施設の利用が増えると思う。
- 《資料館について》
- 資料館を一ヶ所に集めることで、見に行く人も増えるのではないかと。勝連城跡にまとめるのも良い。

《児童館、福祉施設について》

- 沖縄市のように、児童館と福祉施設を統合するのも良い。
- 《幼稚園、保育園について》
- 幼稚園と保育園を統合できると良い。
- 《学校、庁舎の跡利用について》
- 統廃合された学校や庁舎の跡利用を考えるべきである。
- 《その他》
- たて割ではなく、公共施設を一括で管理することが良いと思う。
- 市全体をみると、同じような施設が多くあるが、地域にとってはそれぞれ必要な施設である。

【その他】

- 津堅島から船で来ても公共交通が充実していないため困る。
- 平敷屋は高齢化が進んでおり、もうすぐ20%を超える予定である。
- 平敷屋に児童館を予定している。

石川中学校区での意見

【地区について】

現在の公共施設等について

●良いところ

《体育施設について》

- 多目的広場は多く使用されている。
- 《自治公民館について》
- 地区公民館は多く使用されている。

●良くないところ

《公園について》

- 市民の森は活用されていない。

《舞天館について》

- 舞天館は指定管理による管理であるが、利用者が少ない。

《体育施設について》

- 石川野球場は少年野球が占有しており使用できないため、自由に使える場所が必要である。

《福祉施設について》

- 既存の福祉施設は料金がいため使えない。

《その他》

- 全体的に施設の駐車場が少ない。

今後、公共施設等はどうあるべきだと思うかについて

《石川庁舎の跡利用について》

- 使用できる福祉施設が少ないので、石川庁舎跡を老人クラブとして利用できると良い。また、保育園や介護施設でも良い。
- 石川庁舎の2階は、民俗資料館や宮森 630 の資料館としての利用も良い。
- 100人以上（修学旅行生等）が食事できる場所がないため、庁舎の駐車スペースを整備し飲食店をつくるのも良い。（ラーメンハウス等）
- あしびなーのような商業施設が良い。
- 1つの業者が一括して利用してくれることが望ましいが、それが無理であるならば、複数の業者による多機能な利用でも良い。
- 高速道路のインターチェンジが近く、立地条件が良いため、人を呼べる施設が良い。
- 石川庁舎跡は専門学校や警察学校として使用することも良いと思う。

《公園について》

- 市民の森は遊具もないため整備し直してほしい。
- 《石川ドームについて》
- 石川ドーム、市民の森、少年自然の家を一体的に整備することが良いと思う。
- 石川ドームは多目的施設であるが、闘牛のみの使用となっている。音響の整備をすることで、音楽イベント等も出来るようになると思う。
- 《体育施設について》
- 石川野球場をプロ野球が呼べるようなグラウンドに整備してほしい。

【うるま市全体について】

現在の公共施設等について

●良いところ

《体育施設について》

- グラウンドは充実している。

《公園について》

- 伊波公園は人が入れないほど（駐車場が足りない）利用されている。

●良くないところ

《社会福祉施設について》

- 社会福祉協議会の建物は老朽化して立ち入り禁止になっており使用できない。（健康福祉センターうるままで行かないといけないう状況である。）
- 老人クラブの建物は陶芸のみの利用となっている。
- 合併して様々なものが具志川地区に集中したため、石川地区は不便になった。
- 他の地域にどのような施設があるか分からない。（石川地区に住んでいる人は勝連地区にあるB&Gセンターについての認知度は低いと思う。）

今後、公共施設等はどうあるべきだと思うかについて

《学校の跡利用について》

- 観光施設として、島しょ地域の学校施設を活用する。
- 《資料館について》
- 闘牛ミュージアム（資料館）をつくるという話も出た。

《その他》

- 地域に根ざした施設のため、庁舎以外は統合しないでほしい。統合すると利用が減ると思う。
- 指定管理者制度の活用により、競わせることも一つの方法だと思う。（劇場等）

【その他】

- 合併後、うるま市の祭りは具志川地区で開催しているが、各地区の輪番制にしてほしい。
- 伊計島から宜野座村に橋を架けて一周道路をつくったら良いと思う。
- 石川公園をなくし、すぐビーチに行けるよう整備し、石川ビーチから白浜ビーチを一体的に利用できれば良いと思う。（ハワイのようなイメージ）
- 金武湾を活用し、金武湾から島しょ地域に行けるような遊覧船も考えられる。
- 保健所跡（県）は壊すのにお金がかかるため、そのまま残っている。そこを社会福祉協議会の活動の場として使用することが考えられる。
- 法務局跡（県）は駐車場も広いので老人クラブとして利用することが良いと思う。
- 県の浄水場の上に多目的広場が出来る予定である。

具志川中学校区での意見

【地区について】

現在の公共施設等について

●良いところ

《文化施設について》

- ・劇場や中央図書館があるのは良い。

《公園について》

- ・上平良川公園は利用者が多い。最近、防犯カメラを設置し自主管理をしている。

●良くないところ

《庁舎について》

- ・水道局までのアクセスが不便である。

《公園について》

- ・喜仲児童公園は草刈機で刈れないほど、すぐ草が伸びて困っている。2週間に1回の草刈が必要である。
- ・上平良川公園では、滑り台の中で火を使って遊んでいた子どもがいたので、市としても管理を考えるべきである。

- ・喜屋武マープ公園は具志川中学校のテニス部が利用しているが、夜は暗くて危ない。

- ・宮里児童公園には遊具がない。

《その他》

- ・具志川中学校区は公共施設が少ない。

今後、公共施設等はどうあるべきだと思うかについて

《喜屋武マープ公園について》

- ・立地条件が良く利用者は多いが、魅力が少ないため、魅力向上につながる整備をすべきである。

- ・桜並木をしたい。

- ・避難場所としての利用も考えるべきである。

- ・遊具が古いため、新しいものにするべきである。

《公園について》

- ・宮里児童公園の隣の空き地にグラウンドゴルフ場をつくる計画があったので、進めてほしい。

- ・公園の管理を自治会でしなければいけないのであれば、新しい公園はいらぬ。

《中央公民館の跡地利用について》

- ・中央公民館跡地を児童館とすることも考えられる。

《子どもが集まる施設について》

- ・中央公民館と復帰記念会館の間に子どもが集まれる場所があったが、今はなくなってしまったので、子どもが集まれる機能を持った施設が必要である。

《その他》

- ・人口規模に応じた公共施設の整備が必要である。

【うるま市全体について】

現在の公共施設等について

●良いところ

《病院について》

- ・県立病院（中部病院）が近場であって良いと思う。

《学校施設について》

- ・看護学校ができた。

●良くないところ

《地域交流センターについて》

- ・地域交流センターでイベントを実施した際、夜8時までしか利用できなかったため、イベントの時は時間を長くするべきである。

《文化施設について》

- ・石川会館は1000人収容できるが、一つ一つの席が狭い。

- ・市民芸術劇場は赤字と聞いたが、使用料の値上げではなく、他の対策を考えるべきである。

《体育施設について》

- ・勝連B&Gセンターのプールは夏限定であり、冬に利用できるプール施設が少ない。

《その他》

- ・健康福祉センターうるまの立地場所は、商業地であることから、スーパーなどの集客ができる施設が望ましかった。

今後、公共施設等はどうあるべきだと思うかについて

《商工・観光施設について》

- ・あやはし館のうるま市観光物産協会は、地域交流センターに整備しても良かったと思う。あやはし館では観光に関する案内機能のみとし、そこからも観光客が流れるような仕組みをつくる。

《文化施設について》

- ・図書館が近くにない地域のために、移動図書館の復活が望ましい。

- ・勝連城跡に資料館を集約する。石川資料館は周知されていない。あやはし館の資料館は必要性が低いと思う。

- ・資料館を見て、ご飯を食べ、お土産を買うような一連の消費活動ができる仕組みが必要である。

《庁舎の跡地利用について》

- ・与那城庁舎は立地場所が良いため、企業に貸したりホテルにしたり、公設市場や食堂にしても良いと思う。

- ・メンテナンスのことも考え、コスト削減ができるようにする。

- ・階ごとに違うことで使用することも考えられる。

- ・庁舎は中途半端な大きさのため、使い道がないと思う。

- ・勝連城跡の近くである勝連庁舎を博物館としても良いと思う。

- ・跡地は有料で売却しても良いと思う。

《保育所について》

- ・認可保育園と待機児童の数を把握する必要がある。今後、市の保育園をなくし認可保育園に移行するのであれば認可保育園を要望したい。

《児童館について》

- ・合併時に中学校区ごとに児童館を整備するという話もあった。

《学校施設について》

- ・福祉大学が必要である。

《勝連城跡について》

- ・勝連城跡の上から下までのロープウェイをつくることも良いと思う。

- ・入場やガイド等を有料にしても良いと思う。

- ・勝連城跡周辺整備については、座喜味城跡周辺が参考になると思う。

《その他》

- ・具志川地区内の施設は全部必要な施設である。

- ・宿泊する場所がないためホテルが必要である。

- ・サーフィンができる場所や環境を整備すると良いと思う。

- ・公民館はデータで示されている数よりもっと利用されている。

【その他】

- ・州崎は大型船が入港できるように整備したら観光にもつながると思う。

- ・主要な公共施設間における公共交通網を整備してほしい。オンデマンドタクシー（乗り合いタクシー）も考えられる。

- ・観光振興のためには、ソフト面での商品開発が必要である。

- ・観光ルートの確立が必要である。

- ・観光船の運航も考えられる。

- ・他都市との比較対象や、校区ごとの施設利用者数を載せてほしい。

高江洲中学校区での意見

【地区について】

現在の公共施設等について

●良いところ

《自治公民館について》

- 高江洲公民館は、学校の先生たちの懇親会や学生の放課後の活動の場、タクシー運転手のトイレなどでも利用されている。

《児童館について》

- なかさす児童センターは有効活用されている。
- 児童館に農村公園が隣接されているのは良い。

《公園について》

- グラウンドゴルフなどは各自治会の公園で実施している。

●良くないところ

《自治公民館について》

- 高江洲公民館はトイレを借りに来る人が多く、トイレットペーパーの消費が大変である。

《公園について》

- 江洲には、公園が隣接している施設がない。

《福祉施設について》

- 活動の場所がないため、老人会、婦人会の団体が少ない。

今後、公共施設等はどうあるべきだと思うかについて

《老人福祉施設について》

- 健康福祉センターうるみまで行くのは遠いため、地域に高齢者が交流できる施設が必要である。

《児童館について》

- 中原小学校と赤道小学校の校区は人口が多いため児童館が必要である。
- 児童館は小学校区ごとに必要である。

《学校施設について》

- 新しく整備せずに、学校のグラウンドを拡大し、みんなが利用できる場所をつくとコスト削減にもつながると思う。

《自治公民館について》

- 自治公民館を新設する際は、児童館も併設するなど、多くの年代が利用できるよう考える。しかし、少子化の時代なので必要なかという意見もある。

《公園について》

- 塩屋に公園がほしい。(自治公民館の隣に区費で建設予定)

《その他》

- 施設は隣接してつくりたくないという管理もしにくい。
- 他の区民とも交流できる施設があると良い。
- 行政の支援等により、民間施設で遊休化している施設を有効活用することも考えられる。

【うるま市全体について】

現在の公共施設等について

●良いところ

《具志川ドームについて》

- 具志川ドームは天候に関係なく利用できるためとても良い。
- 具志川ドームは2ヶ月先まで予約がいっぱいであり、とても利用されている。

《資料館について》

- 石川歴史民俗資料館は内容が充実してとても良い。

●良くないところ

《健康福祉センターうるみについて》

- 予約が必要なため、簡単には使用できない。

- PR不足のため認知度が低い。

- 駐車場は職員の車が多すぎる。

《いちゅい具志川じんぶん館について》

- 悪臭がひどい。

《地域交流センターについて》

- 地域交流センターはあまり必要性を感じない。

《闘牛場について》

- 安慶名闘牛場はほとんど利用されていない。

《その他》

- 公共施設を利用したいが、車のない人にとっては交通の便が悪く利用しづらい。

- 合併前の旧市町にある施設は何があるのか分からない。

今後、公共施設等はどうあるべきだと思うかについて

《地域交流センターについて》

- 地域交流センターは、市がスタッフの配置や年間スケジュール作成などまで実施すべきだと思う。

《体育施設について》

- 天候に左右されない施設にする必要がある。(ドームなど)
- パークゴルフ場の建設予定があったと聞いている。

《文化施設について》

- インターネットが普及しているため、図書館利用は減ってくると思う。
- 資料館はひとつにまとめた方が内容も充実されて良いと思う。

【その他】

- 農協のセリ市場と協力するのも良いと思う。(駐車場として利用)
- 公共施設の巡回バスがあった方が良いので、実証実験により利用状況を把握し、検討を進めることも良いと思う。
- 施設の必要、不要を考えるプロジェクトをつくった方が良いと思う。

《庁舎の跡利用について》

- 老人保健施設として活用が良い。
- 与那城庁舎はホテルとして活用する。
- 石川庁舎は民間に売却するなど処分した方が良い。
- 地域の意見を優先し、活用内容は任せるべきだと思う。

《その他》

- 公共施設を整備する場合は、駐車場の確保が必要である。
- 統合庁舎ができるのであれば、住民票が取れるような出張所的なサービス窓口が必要である。(庁舎跡のみではなく、他の施設にも必要である)

彩橋中学校区での意見

【地区について】

現在の公共施設等について

- 良いところ
《公園について》
 - 平安座西公園はグラウンドゴルフなどの利用者が多い。
- 良くないところ
《児童館について》
 - 宮城児童館は自治公民館としての役割も果たしているため、目的と現状が違うことを把握しなければならない。

- 《公園について》
 - 平安座東公園は利用が少ない。
 - 浜公園は山の中にあり、あまり利用されていない。
- 《トイレについて》
 - 公衆トイレが少ないため、上原公民館にトイレを借りに来る人が多い。
 - 宮城には観光トイレが少ないため、個人宅のトイレを借りにくる。
 - 大泊ビーチのトイレは、入場料を払わなければ使用できない。
 - 比嘉公園は観光客や参拝者の方の利用が多く、維持管理が大変である。観光トイレとして市で維持管理できるようにしてほしい。
 - 伊計島の東浜トイレはあまり利用されていない。

今後、公共施設等はどうあるべきだと思うかについて

- 《公園について》
 - 老朽化により遊具が撤去され、遊具施設が設置されている公園が少ないため、遊具が整備されると利用が増えると思う。
 - 桃原には公園がないため、公園が必要である。
 - 公園機能をもったコミュニティ施設が良い。公園とコミュニティ施設を別々に整備するのではなく、併設することで管理もしやすくなると思う。
- 《学校の跡利用について》
 - 地域の人に任せのではなく、行政としてどうしたいのかを示してほしい。
 - 津波時の避難場所が学校しかなかったため、避難場所の検討が必要である。

- 良くないところ
《自治公民館について》
 - 与那城地区公民館は施設規模が大きい、無駄な場所が多い。
- 《地域交流センターについて》
 - 地域交流センターはあまり利用されていないため、必要ないと思う。
- 《福祉施設について》
 - 石川老人クラブの作業所はあまり利用されていないため、必要ないと思う。
- 《その他》
 - 宿泊施設がない。

【うるま市全体について】

現在の公共施設等について

- 良いところ
《体育施設について》
 - 石川体育館は立地条件が良い。
- 《市営住宅について》
 - 現在の公営住宅は一戸建てのようなつくりになっている。与勝団地も一戸建てのようなつくりになっているため素晴らしい。

- 良くないところ
《自治公民館について》
 - 与那城地区公民館は施設規模が大きい、無駄な場所が多い。
- 《地域交流センターについて》
 - 地域交流センターはあまり利用されていないため、必要ないと思う。
- 《福祉施設について》
 - 石川老人クラブの作業所はあまり利用されていないため、必要ないと思う。
- 《その他》
 - 宿泊施設がない。

今後、公共施設等はどうあるべきだと思うかについて

- 《保育園について》
 - 待機児童の解消を考えるべきである。
- 《自治公民館について》
 - 地区公民館が中央公民館の役割をしているため、中央公民館を軸とし、その下に地区公民館があるようなピラミッド型の仕組みにした方がよい。
 - 与那城地区公民館の2階は老朽化して使えないため、与那城庁舎に移すべきである。
 - 地区公民館はなくてもよい。
 - 地区公民館は石川に1つ、中央に1つ、与勝に1つの3つで連携したほうがよい。
 - 平敷屋公民館は上の階と下の階では機能が使うため、1つの施設として考えると人数把握が現状と違ってくることもある。
- 《中央公民館について》
 - 新しい中央公民館に自治会の人が集まる専用の会議室をつかってほしいという要望を出している。
 - 中央公民館は市民芸術劇場と併せて建設した方がよいと提案した。別々に建てると、建設費が高くなる。
- 《文化施設について》
 - 民俗資料館はまとめる。
- 《体育施設について》
 - 健康維持のため、トレーニングルームのような施設を市内に均等配置した方がよい。
 - 体育施設は〇〇専用グラウンドというように性格づけし、核になるようなグラウンドを1つ整備する。
 - 勝連地区と与那城地区のグラウンドは1つに統合し、与勝地区として1つあればよい。
- 《社会福祉施設について》
 - 社会福祉施設は南側にまとめ、〇〇の機能を持つ施設は北側

- にまとめるなど、施設の機能ごとに地域に配置するのも考えられる。
- 《トイレについて》
 - 県の施設、市の施設と分けるのではなく、トイレならトイレ全体としての在り方を考えるべきである。
 - 観光トイレのみではなく、公園のトイレなど、一般の人が使えるトイレについても現況を整理した方がよい。
- 《給食センターについて》
 - 給食センターは与勝地区に1つというように、ある程度まとめてもよい。
- 《防災施設について》
 - 防災センターが2つしかないため、各地域に整備することが望ましい。
- 《庁舎の跡利用について》
 - 与那城庁舎はロケーションを活かした複合的施設が望ましい。
 - 自治会長全員が集まれるようなスペースを与那城庁舎に設ける。
 - 与那城庁舎は民間に売却も可能であると思う。
 - 勝連庁舎は旧耐震基準で建設された施設なので、安全上、何かに利用するのは厳しいと思う。
 - 石川庁舎と石川会館は駐車場が広い、民間に売却して商業施設としての活用が良い。
- 《その他》
 - 具志川地区に施設を集中させるのではなく、施設の少ないところに整備し、人が行くような場所にするべきである。
 - 与那城地区と勝連地区の施設は、与勝地区として1つにまとめる。

【その他】

- 消防施設は利用者数ではなく、防炎件数や出動件数などを考慮すべきだと思う。
- 施設のあり方について、単純に数字だけで判断するのではなく、地域における必要性を考慮する必要がある。

与勝中学校区での意見

【地区について】

現在の公共施設等について

- 良いところ
- 《体育施設について》
- ・勝連総合グラウンドは野球や高齢者のグラウンドゴルフ等でよく利用されている。
- 《公園について》
- ・与那城児童公園は平安座や屋慶名などからも人が来て利用されている。
- 《その他》
- ・地区内の施設は全て必要である。

- 良くないところ
- 《防災施設について》
- ・防災センターは少ないと思う。屋慶名にも防災センターが必要である。
- 《体育施設について》
- ・勝連B & G海洋センターの利用時間が短い。
- 《公園について》
- ・与勝中学校には自治公民館の隣に公園が少ない。
- ・建物が密集しており、公園をつくる場所がない。
- 《老人福祉施設について》
- ・老人福祉施設がない。

今後、公共施設等はどうあるべきだと思うかについて

- 《公園について》
- ・西原公園の維持管理を自治会に任せてほしい。
- ・照間の農村公園は利用者が多い。定期的な草刈りが必要である。
- 《体育施設について》
- ・勝連総合グラウンドでパークゴルフができれば良い。
- 《社会福祉協議会について》
- ・社会福祉協議会を与那城庁舎に移し、跡地は駐車場などに整備することにより行事が実施しやすくなる。
- 《自治公民館について》
- ・与那城の地区公民館は老朽化しているため、与那城庁舎跡に移すべきである。
- 《庁舎の跡利用について》
- ・与那城庁舎跡をホテルとして活用するのはあまり適切でないように思う。
- ・勝連庁舎周辺は細い坂がありバスでは不便なため、観光には向いていない。
- 《防災施設について》
- ・与那城児童公園の隣の敷地に防災施設を整備することが考えられる。

- 《児童館、公民館、公園について》
- ・児童館、公民館、公園がセットになった施設があると良い。
- 《文化施設について》
- ・与那城資料館は、あやし館の資料館に移すなど、統合した方が良い。
- ・観光客が勝連城跡から伊計島に行って帰るだけでなく、屋慶名や平敷屋にも寄れるポイント（博物館など）を整備することも考えられる。
- 《老人福祉施設について》
- ・高齢者が利用できる老人福祉施設がないため必要だと思う。
- 《その他》
- ・類似施設は一つにまとめて充実させた方が良い。
- ・海中道路の手前に宿泊施設があると良い。
- ・プロスポーツの誘致のため、宿泊施設などがあっても良いと思う。
- ・健康福祉センターうるみんは、シャトルバスを運行している。与勝地区においても同様の方法を人々を呼べるような施設がほしい。

【うるま市全体について】

現在の公共施設等について

- 良いところ
- 《公園について》
- ・具志川地区のような、公民館の隣に公園があるのは良い。
- 《庁舎、福祉施設について》
- ・健康福祉センターうるみんや本庁舎はよく利用されている。

- 良くないところ
- 《中央公民館について》
- ・具志川地区に建設する中央公民館は必要ないと思う。新たに建物をつくる必要はなかったと思う。
- 《いちゅい具志川じんぶん館について》
- ・いちゅい具志川じんぶん館はどのようなことに利用されているのか分からない。
- 《その他》
- ・具志川地区に施設が集中しているように思う。

今後、公共施設等はどうあるべきだと思うかについて

- 《その他》
- ・勝連城跡の休憩所をもっと充実させる。
- ・人を集められる機能をもった施設が必要である。
- ・公共施設を整備する場合は、駐車場の確保が必要である。

- ・統合庁舎ができるのであれば、住民票が取れるような出張所的なサービス窓口が必要である。（庁舎跡のみではなく、他の施設にも必要である）

【その他】

- ・与勝中学校区は、アパートが少なく住む場所がないため人も減り、高齢者が多くなっていると思う。
- ・来訪者が消費する仕組みを考える必要がある。
- ・県立劇場は市が費用を負担し新しく建設する必要はないと思う。
- ・屋慶名から平安名までの道が防災道路になれば良い。
- ・各施設の利用者数のデータに“推定”と記載した方が良い。

具志川東中学校区での意見

【地区について】

現在の公共施設等について

●良いところ

- 《体育施設》
- 体育施設は充実している。

●良くないところ

- 《具志川野球場について》
- 1つのチーム専用となっている。
- 少年野球で使用できない。
- 毎月1日に予約開始となるが、すぐにうまってしまい予約がとれない。

今後、公共施設等はどうあるべきだと思うかについて

《トイレについて》

- 具志川東中学校区には観光トイレ（公衆トイレ）がないため必要である。

《公園について》

- 健康増進の為にウォーキングが出来る公園が望ましい。
- 防災公園、ヘリポート、備蓄倉庫を上江洲、大田に整備する。警察署も消防署も近くにあるため物資が運べる。
- 多目的に活用できる公園が必要である。

《体育施設について》

- 野球場と体育館の更新が望まれる。

《体育施設について》

- 多目的広場の反対側は安心してウォーキングができない。
- 《児童館について》
- 児童館がない。
- 《公園について》
- 上江洲、大田には児童公園がない。
- 都市計画決定されているが手つかずのまま整備されておらず、地主も何もできない状況である。

【うるま市全体について】

現在の公共施設等について

●良くないところ

- 《商工・観光施設について》
- 舞天館は利用状況が悪い。
- 石川ドームが出来たことによって、安慶名闘牛場が活用されなくなった。

今後、公共施設等はどうあるべきだと思うかについて

《自治公民館について》

- 農林関係の助成金で整備を行ったため農林施設とするのではなく、機能面から公民館として考えるべきだと思う。
- 地域の行政サービス窓口は公民館に付加すると良いと思う。公民館の利活用について真剣に考えるべきである。

《資料館について》

- あやはし館は、資料館を1階にし、景色が良いので飲食店は2階が良いと思う。
- 資料館は、利用者が多いところに集約した方が良い。
- 与那城資料館は、あやはし館と統合するのが良い。
- 民俗資料館は統合して、与勝地区に整備すると利用者は増えると思う。

《うるま市3階の跡利用について》

- うるま市自治連絡協議会をする場所がないため、うるま市の3階を活用したい。
- 老人会、婦人会、青年会の事務所として、うるま市の3階を活用するのが良い。

《学校施設について》

- 過去にあった公民館幼稚園のあり方が望ましいと思う。（幼稚園を民営化し地域の公民館を活用する。）

《商工・観光施設について》

- 商工会の活動の場は、経済の中心地となっている具志川地区としたほうが良い。

《学校施設について》

- 具志川小学校は低地にあるため、古くなっている松原団地の跡に移転し、マンモス校になっている田場小学校の生徒も通学できるようにするという考えもある。
- 具志川東中学校の校舎と体育館は建替えにより防災機能を有するという話があった。
- 具志川小学校の校舎は建替えをするという話があった。
- 《自治公民館について》
- 上江洲には自治公民館がないため必要である。
- 《児童館について》
- 児童館をつくるのではなく、公民館にその機能を付加させる。
- 《その他》
- 地域活性化ができるような施設が必要である。

《体育施設について》

- 石川体育館は雨もりする。
- 《その他》
- 耐震化されていない公共施設があることが問題だと思う。

《庁舎の跡利用について》

- ファーマーズマーケットをイオンの隣に整備しようとしているが、与那城庁舎跡に糸満市のファーマーズマーケットのような施設をつくるのが良いと思う。勝連漁港も与那城漁港もあるため、魚屋やJAなどによる利用が考えられる。
- 平安座の消防署を無くし、与那城庁舎跡に整備した方が良い。
- 与那城庁舎跡はリゾートホテルにし、プロ野球を誘致する。
- 石川庁舎は、売るか貸すかを検討し、人を増やすのであれば専門学校にしたほうが良い。
- 石川庁舎は、民間の病院に活用してもらいたい。

《本庁舎について》

- 本庁舎はどのような位置づけなのか。うるま市全体を1つの生活圏として位置づけをしているのであれば、弱者対策をどのように考えるかが重要だと思う。

《その他》

- 一人当たりの年間管理運営経費が顕著に高いところは、真剣に統廃合を考えた方が良い。（石川作業所、勝連B&G海洋センターなど）
- 地域が活性化するように行政も応援してほしい。
- ひとつの市なのに警察署が2つに分かれていることは疑問である。
- 今後残していく庁舎や公共施設等に関しては、ESCO事業を導入していった方が良いと思う。
- 県の石川保健所跡を活用し、リゾートホテルにしても良い。

【その他】

- 県の松原団地はそろそろ建替えを考えるべきだと思う。
- ヒアリングの意見はどこに反映されるのか。きちんと反映されるのか心配である。
- まちづくりの話をするのは行政改革推進室ではないと思う。企画課や都市計画課も一緒になって議論すべきである。
- 施設のデータをまとめた資料だけを提示されると、古い建物や利用が少ない施設は廃止されるように感じてしまう。
- 具体的な施設についての意見を聞いた方が良いと思う。
- 防犯灯について、行政が設置するが、その後の維持管理費は各地域が負担をしている状況である。設置したらその維持管理も必要であることを認識すべきである。

あげな中学校区での意見

【地区について】

現在の公共施設等について

●良いところ

《体育施設、庁舎、福祉施設について》

- ・総合グラウンド、体育館、本庁舎、うるみんは評判もよく、利用されている。

《学校施設について》

- ・小、中学校も良いと思う。

《自治公民館について》

- ・自治公民館は利用されている。
- ・公民館は、交流のために県外から来た方々の宿泊場所としても利用されている。

《公園について》

- ・栄野比公園、昆布公園、ピーパー公園、西原公園は利用されている。
- ・安慶名第一公園は高齢者のグラウンドゴルフで利用されている。

今後、公共施設等はどうあるべきだと思うかについて

《公園について》

- ・エンジェル公園について、子どもが転んでも大丈夫なように石畳を芝生にする。木を低くして見通しがよくなるようにしてほしい。
- ・安慶名中央公園は、遊べるような公園ではなく、子どもをあまり行かせたくないような公園であるため、環境整備が必要である。(パトロール重要地域)
- ・安慶名中央公園の環境整備を整えれば、ウォーキングコースとしては良い場所だと思う。
- ・安慶名第一公園のトイレは、デザインに凝りすぎて目の届かない場所になっており、中高生のたまり場となってしまっていることから、シンプルなものにするべきである。

●良くないところ

《地域交流センターについて》

- ・地域交流センターは利用されていない。

《商工・観光施設について》

- ・石川ドームは雨天時でも使えるが、安慶名闘牛場は使えない。
- ・じんぶん館は敷居が高いというイメージもあり、公共施設という周知ができていない。

《ゴミ処理場について》

- ・リサイクルプラザでは、昔リサイクル販売を実施していたが、最近は実施していないと思われるためもったいない。

【うるま市全体について】

現在の公共施設等について

●良いところ

《商工・観光施設について》

- ・石川ドームは雨天時でもイベントができてよい。

●良くないところ

《商工・観光施設について》

- ・東照間商業施設のロケーションは良いが、あまり利用されていない。

今後、公共施設等はどうあるべきだと思うかについて

《商工・観光施設について》

- ・商工・観光施設が多いが、それよりも社会教育のニーズが多いと思う。市民が使える施設にお金をかけるべきである。

《資料館について》

- ・資料館は市として1つにまとめるべきである。
- ・資料館を統廃合し、その跡利用には団地として利用することが良いと思う。

《学校の跡利用について》

- ・伊計の小中学校跡地を更に県外にアピールし、利用していただくことが良い。

《庁舎の跡利用について》

- ・沖縄の学力アップにつなげるために、子どもが学習できる場所をつくる。
- ・与那城庁舎は宿泊施設、ヨットハーバーなどにしてリゾート化する。

- ・与那城庁舎に平敷屋エイサーなど伝統芸能を披露できるスペースをつくるのも良い。
- ・石川庁舎はアクセスが良いため企業向けだと思う。
- ・大学院大学と提携して石川庁舎を研究所にする。
- ・公共団地が不足していると思われるため、庁舎跡を団地として活用することが良いと思う。
- ・ Condominium や Mansury 住宅の整備も良いと思う。
- ・与那城、勝連庁舎は観光関連施設にした方が良い。
- ・老人会、婦人会などの事務所を庁舎跡につくり、活動の拠点となれば、市と連携もしやすいと思う。

《その他》

- ・公共施設を観光と結びつけ、冬場は寒い地域の方々が利用できる場にするなどで活用することも考えられる。

【その他】

- ・あげな小学校の街路樹の根が伸びて道路舗装が盛り上がってきている。
- ・統合した場合、交通機関をしっかりとるべきである。

伊波中学校区での意見

【地区について】

現在の公共施設等について

●良いところ

- 《地区公民館について》
 - 地区公民館は充実しており利用度が高い。
- 《資料館について》
 - 石川民俗資料館は数値データとして示されている数よりも利用されていると思う。
- 《公園について》
 - 伊波公園は交通の面も良く利用者が多い。
- 《庁舎、体育施設について》
 - 石川庁舎、体育施設は非常に利用されている。

●良くないところ

- 《公園について》
 - 伊波公園は駐車場が少ない。
 - 地域で公園の遊具点検をしているが、行政からの支援はない。
- 《地区公民館について》
 - 石川地区公民館は、合併前は石川地区の人だけが使っていたが、合併後は他の地区の人でも使えるようになり、石川地区の

人が思うように使えない状況である。

- 石川地区公民館はサークル活動で常に使用しているため、老人会での使用ができない。
- 《庁舎について》
 - 庁舎が統合されると、今まで利用していた人が利用できなくなりそうなので不安である。
- 《福祉施設について》
 - 社会福祉センターは、合併前には利用者が多かったが、老朽化で閉鎖になったため、今まで集まっていた組織が崩れてしまっている。また、早く壊さないと非行青年等のたまり場になっている。
 - 石川地区には福祉センターなどの高齢者が集まる場所がない。
- 《児童館について》
 - 小学生が集まれるような児童館がない。
- 《体育施設について》
 - 石川多目的広場の西側のバックヤードが芝生化しているため野球ができない。
- 《その他》
 - 閉鎖している県の施設が多い。

今後、公共施設等はどうあるべきだと思うかについて

- 《公園について》
 - 伊波公園の駐車場を増やすことで、より利用者は増えると思う。
 - 歴史が守られている地区であるため、公園などに案内板を設置して充実することが望ましい。

- 《福祉施設について》
 - うるみんまで行かずに、近くで健康管理ができる施設が必要である。
- 《児童館について》
 - 社会福祉センターを壊して児童館をつくるほうが良い。
- 《その他》
 - 高齢者と子どもと一緒に遊べる施設が必要である。

【うるま市全体について】

現在の公共施設等について

●良いところ

- 《消防施設について》
 - 消防施設の配置は偏っていないため素晴らしい。
- 《公園について》
 - 昆布公園は多くの人に利用されている。
- 《図書館について》
 - 勝連図書館については、親子で本が読めるスペースがある、子どもが届く位置に本があることが、石川図書館と違って良い。
 - 中央図書館は利用者が多い。
 - 石川図書館は、昔は多くの人に利用されていた。
- 《体育施設について》
 - 体育施設は充実している。

●良くないところ

- 《図書館について》
 - 石川図書館の蔵書が減ってきている。
- 《体育施設について》
 - 石川プールは夏しか利用できない。温水プールのあるうるみんまでは車がある人しか行かない。
 - 石川プールは消毒槽がなくなっており、水質も汚い。
- 《ゴミ処理場について》
 - リサイクルプラザは、自転車などの粗大ゴミをリサイクルして市民に販売するという予定でつくられたのに、そのような稼働がされていない。
- 《その他》
 - 主要な施設が具志川地区に集中しすぎている。

今後、公共施設等はどうあるべきだと思うかについて

- 《体育施設について》
 - 石川プールを冬場も利用できるようにすることも考えられる。
 - 中部北環境施設組合のごみ熔融施設に、処理から出る熱を利用して温水プールの併設が考えられないかと思う。
- 《文化施設について》
 - 3つある図書館はそれぞれを充実させて、レベルが同じようなものにしたら遠くまで行かなくても利用できると思う。
 - 資料館は見たい人が利用するため、統廃合により遠くになっても利用すると思う。
- 《学校施設について》
 - 旧石川市の時、伊波小学校がマンモス化しているということで東側に1つ小学校をつくるという話があった。
- 《児童館について》
 - 児童館は必要だと思うが、公民館を開放するのは子どもの指導や管理面で大変だと思う。
- 《市民施設、福祉施設について》
 - 与勝地域はサークル活動が活発なので、活動できる空間が必要である。

- サークル活動のスペースは、遠くまで借りに行くのではなく、それぞれの地区に必要である。
- 社会福祉センターは社会福祉協議会が管理していると思うが、市でも管理を考えるべきである。
- 福祉施設などの身近に必要な施設はまとめるのではなく、各地に配置すべきだと思う。
- 《防災施設について》
 - 石川方面にも避難施設が必要である。
 - 備蓄倉庫の検討が必要である。
- 《庁舎の跡利用について》
 - 石川庁舎は社会福祉施設や老人施設として活用した方が良い。
 - 石川庁舎に公民館としての機能を付加することも良いと思う。
 - 石川庁舎跡を飲食店として活用しても、周りに集客施設等がないと人は集まらないと思う。
- 《その他》
 - 新しいものをつくるのではなく、既存のものを充実させる。
 - 高齢者が歩いていけるような施設が必要である。

【その他】

- 地域の人に管理を任せると人件費は削減できると思うが、サービスを充実させないと意味がない。
- 祭りは具志川地区での実施が中心となったが、各地区における青年会の祭りは人が多い。
- 人を呼びよせるイベントが必要である。

(2) 地区意見交換会

実施概要

「公共施設等のあり方」及び「庁舎の有効活用の方法」について、旧四市町単位で意見交換会を実施し、78名の市民が参加しました。

年月日	地区	場所	参加人数
平成25年 6月22日	石川地区	石川保健相談センター 2階	19名
平成25年 6月29日	具志川地区	健康福祉センター「うるみん」3階 大ホール	19名
平成25年 7月 6日	勝連地区	勝連シビックセンター2階 研修室	11名
平成25年 7月 7日	与那城地区	与那城地区公民館ホール	29名

石川地区での意見

【公共施設等のあり方について】

《図書館について》

- ・図書館は、地域に最低限必要な施設である。
- ・図書館などの既存施設を交流の場として活用することが考えられる。

《社会福祉施設について》

- ・高齢者が元気に活動していけるための公共施設のあり方や子どもたちが郷土愛を育むことができるように学校外で利用できる学習施設等のあり方なども検討の視点として考えられる。

《施設の維持管理について》

- ・指定管理者は、公募により選定することが望ましい。

《再編の考え方について》

- ・重複する機能や施設については、地域特性を活かしながら保全又は再編することが考えられる。
- ・利用状況が悪いということや管理運営経費が高いということから単純に統廃合をするのではなく、高齢化の進行や子どもたちの将来を見据えながら検討することが考えられる。
- ・再編を検討する際には、公平な判断のもとで検討されたことをしっかりと示すことが重要であり、検討にあたっては可能な限り市民の意見を伺うことが望ましい。
- ・ソフト面（導入される機能）を考慮しながらハード面の整備を考えるべきである。
- ・石川地区には、体育館や運動場、野球場、保健相談センター、教育施設などがまとまって配置されていることから、施設単体としてではなく全体として捉える必要がある。

【庁舎跡地用について】

《跡利用の考え方》

- ・庁舎の建替えには費用を要することから、耐用年限までの利用が望ましい。
- ・維持管理面についても考える必要がある。

《石川庁舎の跡利用》

- ・インターチェンジに近いという交通の利便性を活かし、市外から人を呼べるような施設が考えられる。
- ・検討にあたっては防災面を第一に考えたい。
- ・様々な人が集まれる施設と駐車場としての利用が考えられる。
- ・子どもと高齢者が交流できる施設が考えられる。
- ・プロ野球のキャンプ誘致の推進にあわせ、選手や関係者のための施設が考えられる。
- ・現在庁舎が創出している雇用や経済効果を維持、あるいはそれ以上の効果が期待できる機能の導入が望ましい。
- ・周辺にある体育施設、文化施設を活かした機能が考えられる。
- ・地域の方が集まり活動できる場としての機能も考えられる。
- ・交通利便性やロケーションの良さを活かし、ヤンバルと中南部の結節点となる施設が考えられ、ヤンバルで採れた農作物の販売や海洋スポーツができるレクリエーション機能など、親子が遊びに来られる場が考えられる。また、周辺にある体育施設を活かし、スポーツ合宿等が可能な宿泊機能も有するなど、複合的な活用も考えられる。

- ・メタボ予防や足腰の弱い高齢者の介護予防などの対策として、プール運動が効果的であることから、プールなどの施設が集約している利点も活用していくことが考えられる。
- ・現在の行政サービス機能は残しながら、周辺施設の活用により地域活性化を考えたい。
- ・宮森小学校の米軍機墜落事故の展示を活用し、子どもの学習に役立つだけでなく、来訪者が戦中戦後を知ることのできる石川地区の資料館としての活用が考えられる。2階は、修学旅行生や観光客など、100人以上が食事できる場所としての活用が考えられる。
- ・周辺の商店街の利用客は無料で駐車できるなど、夜間も利用できる駐車場としての活用が考えられる。

《勝連庁舎、与那城庁舎の跡利用》

- ・勝連庁舎は築後年数が経っていることや利用状況を見ると処分することも考えられ、比較的新しい与那城庁舎を勝連地区の施設として活用することも考えられる。



具志川地区での意見

【公共施設等のあり方について】

《社会福祉施設について》

- ・高齢者と子どもが交流できるような環境が望ましい。
- ・耳の不自由な人への要約筆記や手話にも力を入れ、活用していくことも大事だと思う。

《文化施設について》

- ・公民館で住民票が取れることが望ましい。
- ・県立劇場が誘致できるとよい。

《施設利用について》

- ・市民が施設を借りやすい環境とすることが望ましい。
- ・ケアカウンセリングを徹底するべきである。
- ・自ら行きたくなくなるような心から満足できるような場所づくりが必要だと思う。

《観光振興について》

- ・6次産業による観光振興も考慮した施設の活用を考える必要がある。

【庁舎跡地用について】

《跡利用の考え方》

- ・障がい者が自由に利用できる場所が必要だと思う。
- ・一つの施設のことだけを考えるのではなく、石川、与那城、勝連庁舎を総合的に考え、例えば、高齢者でも作業が可能な水耕栽培の施設をつくることも考えられる。
- ・観光客をどのようにしてうるま市に呼ぶのかということも踏まえた上で、跡利用の問題を考えることが望ましい。
- ・うるま市に人を集めるのであれば、中心である具志川地区に人が集まるような施設をつくるべきだと思う。
- ・子どもたちを保護するような施設や、DV等から守るための女性の駆け込み寺のような場所をうるま市につくるのが望ましい。
- ・空く可能性のある施設に関して、起業をしたい若者にうるま市がバックアップするかたちで安い家賃で2、3年を目途に貸すことも考えられる。
- ・第3者機関による検討も必要である。

《石川庁舎の跡利用》

- ・高齢者、保育園児、児童が集まれる施設をつくり、さらに病院を入れることにより、すぐに対応できるような環境をつくるのが望ましい。
- ・保育施設の中に病児保育等の施設をつくれば、親も働きやすくなると思う。
- ・交通が便利であり、自然に触れることもできるので、素晴らしいサービスができればよいと思う。
- ・市民芸術劇場のようなイベントとして活用できる施設も考えられる。
- ・高速道路のインターチェンジから近いので、野球やサッカーの球団がキャンプできるような施設が望ましい。なお、できるだけ市の予算の負担にならない方向で考えた方が望ましい。
- ・全国の学校から、宮森 630 について見学したいとの声があることから、石川庁舎は宮森 630 を勉強できる場として活用することも考えられる。

《与那城庁舎の跡利用》

- ・商業施設やみんなが集まりやすい環境をつくりながら、駐車場や夕日が見えるという立地を活かしてホテルとすることが望ましい。
- ・高齢者と農業体験をメインとしながら民泊を行う環境をつくり、庁舎跡に宿泊施設を設けて高齢者が若い子たちと携わることによって元気になるような活用が望ましい。
- ・ホテルとして利用する場合は、企業と協力して取り組むべきである。
- ・海岸を利用してシーサイドホテルのような施設をつくれれば、観光客は集まると思う。
- ・与那城庁舎をホテルにするというのは、もう少し検討が必要だと思う。
- ・海が近いことから、リゾート関係のホテル事業者と連携して取り組むことが望ましい。

《勝連庁舎の跡利用》

- ・現状維持とするか、新しい事業があれば活用してもよいと思う。
- ・シビックホール等の使い方も併せて検討することが望ましい。

《学校の跡利用》

- ・会合がもてる施設としての利用が考えられる。
- ・統廃合された学校の跡地を競輪選手が通う学校としての利用が考えられる。



勝連地区での意見

【公共施設等のあり方について】

《文化施設について》

- ・与那城民俗資料館の利用者が少ないのは、PR 不足が原因のひとつだと思う。

《体育施設について》

- ・サッカースタジアムをつくる場合は、複合施設として検討することが望ましい。
- ・体育施設は、土日の大会だけではなく平日も人が集まるような工夫が必要である。

《防災施設について》

- ・学校が廃校になり、避難所として使えなくなったことから、公共施設を防災施設として使うことを検討する必要がある。

《福祉施設について》

- ・与勝地区には保健センターがないので、福祉関係の施設が必要だと思う。

《再編の考え方について》

- ・うるま市にはIT関連施設が点在していることから、集約した方が機能的にも優れてくると思う。
- ・同じ機能の施設が多いので大きくゾーン分けをして、与勝地区はスポーツ文化ゾーン、石川地区は福祉、健康ゾーン、民俗芸能ゾーンとして整理することが望ましい。

《施設の維持管理について》

- ・公共施設の管理を一元化することで維持コストは変わってくると思う。

《その他》

- ・与勝地域は非常に公共施設が少ない。
- ・学校の統廃合や統合庁舎についても、住民の意見がほとんど活かされていない。
- ・公共施設のあり方を考える上で、コミュニティバスについても検討する必要があると思う。

【庁舎跡地用について】

《跡利用の考え方》

- ・各公民館で住民票が取れるような仕組みを設けることがよい。サービスを低下させないかたちで残すべきである。

《石川庁舎の跡利用》

- ・体育館が近くにあることから、専門学校や短大等の学校施設として活用することが考えられる。

《与那城庁舎の跡利用》

- ・ホテルとしての立地条件は良いと思うが、周辺施設とのすみ分けをしっかりとしなければならない。
- ・島しょ地域からは病院が遠いので、病院の誘致がよいと思う。

《勝連庁舎の跡利用》

- ・耐用年数が17年残っていることから、住民の様々な意見を聞き、観光・歴史・文化の拠点となる施設が考えられる。
- ・民間企業を誘致することで税収が上がり、住民の雇用にもつながると思う。
- ・図書館や中庭があるので、保育機能として活用することが考えられる。
- ・文化施設として活用し、ここから様々な文化を発信させるという位置づけも検討することが望ましい。

《学校の跡利用》

- ・島しょ地域でしかできないような自然体験施設等を検討することが望ましい。
- ・旧比嘉小学校について、借地は、早めに、買い上げをするのか、長期賃貸の契約をするか決めないと跡利用計画はうまくいかないと思う。



与那城地区での意見

【公共施設等のあり方について】

《学校施設について》

- 施設を統合したら経費が抑えられるという面もあると思うが、給食センターについては単独調理場が望ましい。

《市民施設》

- 地区公民館や作業所は築年数が長いので新築することが望ましい。

《市営住宅について》

- 住宅密集地に市営団地を整備するのではなく、島しょ地域の活性化のために、新たな市営団地を与那城地区に整備することが望ましい。

《地域の活性化につながる施設について》

- 若者が戻って来られるような施設の整備が望ましい。
- 海中道路から藪地橋までの間の内側の海は陸地にして、人が集まるような場所とすることが考えられる。
- 皆と知恵を絞りあって、若者が増えて活性化につながるようなまちづくりが望ましい。
- 地域の住民が安心できるような施設をつくるべきである。
- 与那城庁舎周辺のグラウンド、エイサー大会、あやはし海中ロードレース大会等と結びつけた大きなプロジェクトができる施設の活用が望ましい。

《その他》

- 行政と市民が一体となって明日のうるま市をつくるということが住民参画のまちづくりだと思う。
- 合併特例債が与那城、勝連、具志川、石川に均等に配布されているのか疑問に思う。
- まだ調査されていない文化財について、どのくらい進んでいるのかみえない。

【庁舎跡地用について】

《跡利用の考え方》

- 公共交通が充実するまでは分庁方式で行政サービスが受けられるようするべきである。
- 分庁舎がなくなることによっての問題点を分析する必要があると思う。
- 地域特性を活かした産業や施設の検討が望ましい。
- 合併したことで生じた与勝方面の負担を解消できるように、バス会社と連携し、公共施設を誰でも安く利用できるように検討することが望ましい。

《与那城庁舎の跡利用》

- 宿泊施設、健康増進施設等の人が集まる施設をつくることで、屋慶名地区に誘客効果が生まれると考えられる。
- 民間が参入できるような施設とすることが望ましい。
- あやはし海中ロードレース大会には様々な人が集まることから、伝統芸能を披露できるような施設とすることも考えられる。
- 宿泊施設やレストラン、ホールにすることも考えられる。
- 大学とすることも考えられる。

《勝連庁舎》

- 葬祭場として活用することも考えられる。

《学校の跡利用について》

- 学校の跡利用については、インターネット等で活用についてのアンケート調査の実施が望ましい。
- 浜中学校の3階建の建物について、1階部分は賑わい施設にし、2～3階は新たな施設としてリニューアルできないかという意見もある。
- 学校の統廃合によって、島しょ地域が失ったものの分析が必要だと思う。



(3) 庁舎の跡利用に関する市民アンケート調査

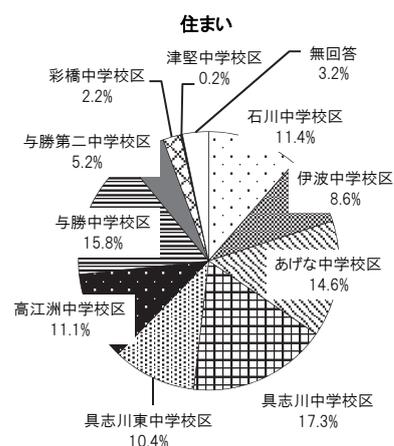
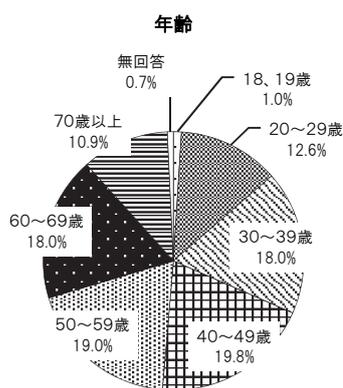
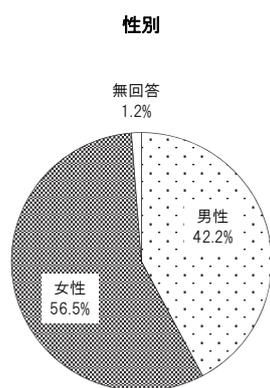
実施概要

- 目的：庁舎の跡利用について、市民の意見や要望を把握することを目的に実施
- 実施期間：平成25年6月10日(月)～7月15日(月)
- 対象者：18歳以上の市民2,000名(無作為抽出)
- 実施方法：郵送での配布・回収による無記名アンケート形式
- 回収数：405通

意見概要

- 石川庁舎周辺、勝連庁舎周辺、与那城庁舎周辺のいずれについても「働く場所」や「買い物する場所」が不足していると感じている。
- 跡利用としては、いずれの庁舎においても「市の産業を育み、地元で働く人を増やすような場所」や「市民の暮らしを便利に豊かにするような場所」が求められている。また、与那城庁舎については、「市の内外から多くの人を訪れ、賑わいを生み出すような場所」も求められている。
- 跡利用として期待する機能では、いずれの庁舎でも「道の駅などの観光施設(主に観光客向け)」や「証明書発行や各種手続きなどの市民サービス機能」が期待されており、その他の機能としては、石川庁舎で「娯楽施設」、勝連庁舎で「商業施設」や「子ども関連施設」、与那城庁舎で「商業施設」が期待されている。
- 自由意見をみると、石川庁舎では「娯楽施設」としての活用に関する意見が多く、主に“交通の利便性が高いことを活かして、多くの人が集まり滞在できる場所”を望む意見が挙げられている。
- 勝連庁舎では「文化施設」としての活用に関する意見が多く、主に“世界遺産である勝連城跡が近接していることから文化的活用”を望む意見が挙げられている。
- 与那城庁舎では「観光・商業施設」としての活用に関する意見が多く、主に“海が見える立地条件を活かして、観光客が訪れ活動する場所”を望む意見が挙げられている。一方で、図書館が周辺にないことから、学習施設としての図書館も望まれている。
- 庁舎全般としては、“市民サービス機能を各地域に保持すること”を望む意見や“雇用の創出につながる施設としての活用”“市民のためになる施設としての活用”に関する意見が多い。
- また、跡利用の検討については、急がずに時間をかけ、住民とともに検討することが望ましいとの意見が挙げられている。

ご回答者について

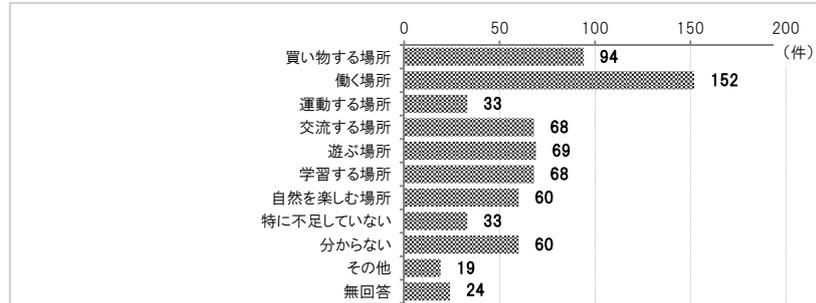


集計結果

①石川庁舎についてお伺いします。

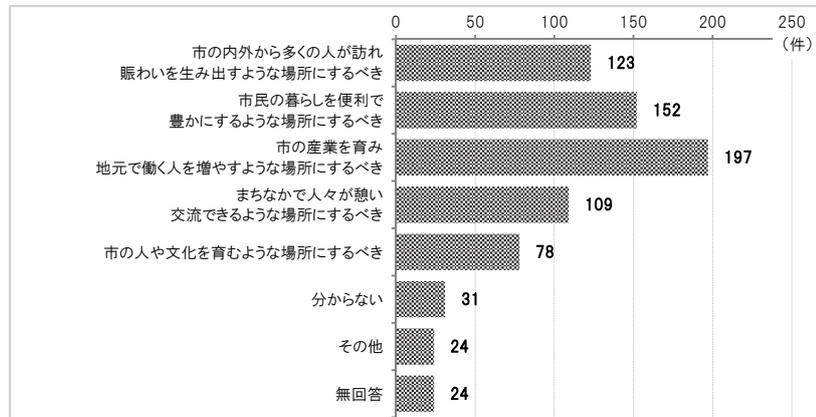
問1. 現在の石川庁舎周辺地区について、何が不足していると思いますか。あてはまるもの2つに○をつけてください。

石川庁舎周辺において不足していることは、「働く場所」との回答が最も多く、次いで「買い物する場所」となっている。一方、「運動する場所」が不足しているとの回答は少ない。



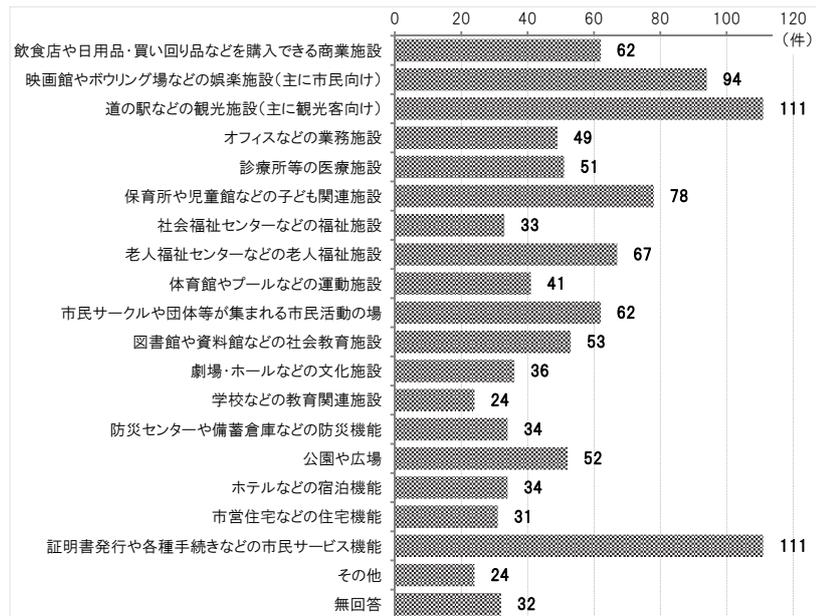
問2. 石川庁舎の跡は、今後どのような場所にした方が良いとお考えですか。あてはまるもの2つに○をつけてください。

石川庁舎の跡は、「市の産業を育み、地元で働く人を増やすような場所にするべき」との回答が最も多く、次いで「市民の暮らしを便利で豊かにするような場所にするべき」となっている。一方、「市の人や文化を育むような場所にするべき」との回答は少ない。



問3. 石川庁舎の跡利用として、どのような機能を期待しますか。あてはまるもの3つに○をつけてください。

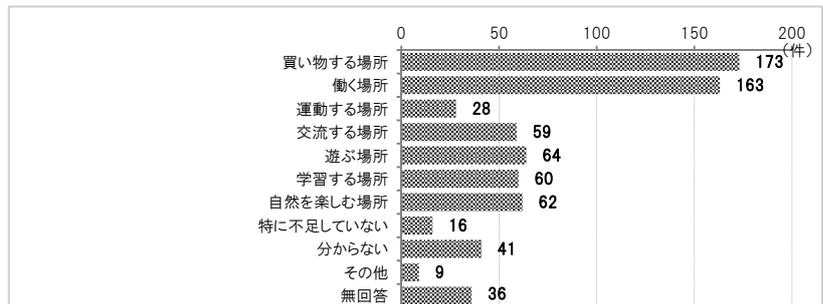
石川庁舎の跡利用として期待する機能は、「道の駅などの観光施設（主に観光客向け）」と「証明書発行や各種手続きなどの市民サービス機能」が最も多く、次いで「映画館やボウリング場などの娯楽施設（主に市民向け）」となっている。一方、「学校などの教育関連施設」や「市営住宅などの住宅機能」、「社会福祉センターなどの福祉機能」への期待は低い。



②勝連庁舎についてお伺いします。

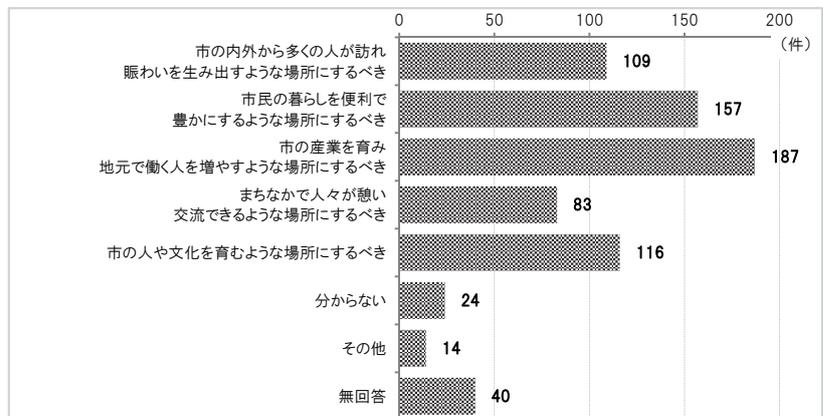
問4. 現在の勝連庁舎周辺地区について、何が不足していると思いますか。あてはまるもの2つに○をつけてください。

勝連庁舎周辺において不足していることは、「買い物する場所」との回答が最も多く、次いで「働く場所」となっている。一方、「運動する場所」が不足しているとの回答は少ない。



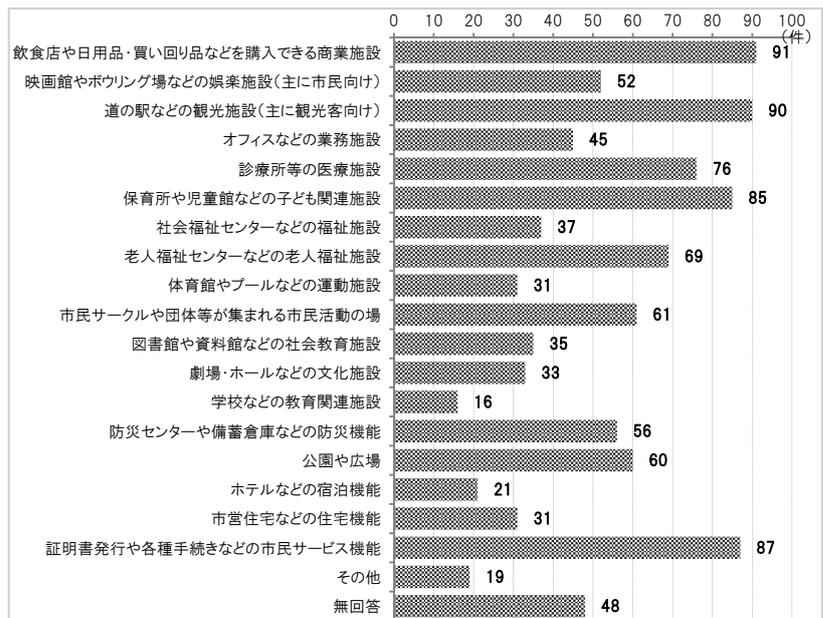
問5. 勝連庁舎の跡は、今後どのような場所にしたいとお考えですか。あてはまるもの2つに○をつけてください。

勝連庁舎の跡は、「市の産業を育み、地元で働く人を増やすような場所にするべき」との回答が最も多く、次いで「市民の暮らしを便利で豊かにする場所にするべき」となっている。一方、「まちなかで人々が憩い、交流できるような場所にするべき」との回答は少ない。



問6. 勝連庁舎の跡利用として、どのような機能を期待しますか。あてはまるもの3つに○をつけてください。

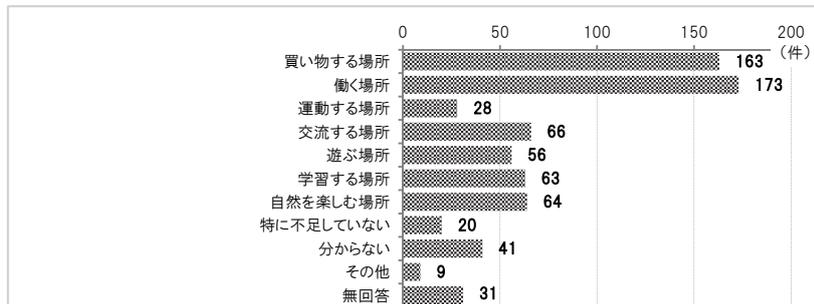
勝連庁舎の跡利用として期待する機能は、「飲食店や日用品・買い回り品などを購入できる商業施設」や「道の駅などの観光施設（主に観光客向け）」、「証明書発行や各種手続きなどの市民サービス機能」、「保育所や児童館などの子ども関連施設」が多くなっている。一方、「学校などの教育関連施設」や「ホテルなどの宿泊機能」への期待は低い。



③与那城庁舎についてお伺いします。

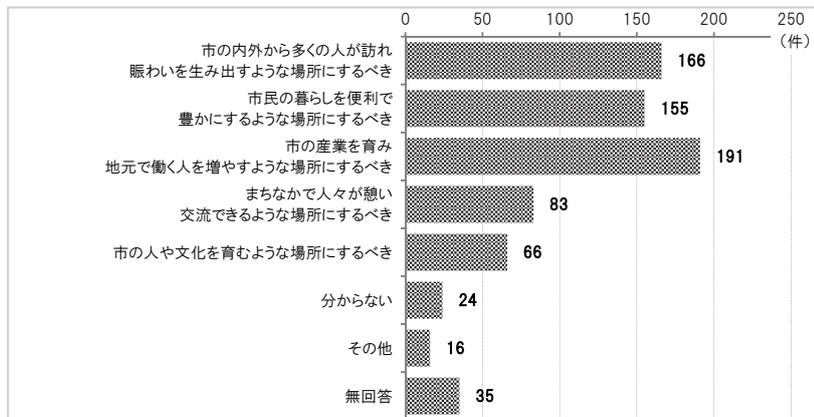
問7. 現在の与那城庁舎周辺地区について、何が不足していると思いますか。あてはまるもの2つに○をつけてください。

与那城庁舎周辺において不足していることは、「働く場所」との回答が最も多く、次いで「買い物する場所」となっている。一方、「運動する場所」が不足しているとの回答は少ない。



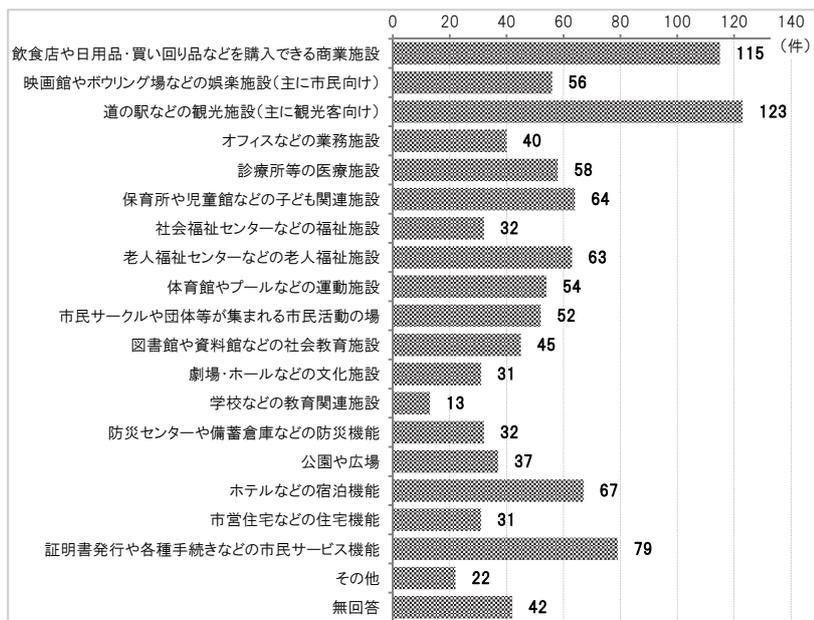
問8. 与那城庁舎の跡は、今後どのような場所にした方が良いとお考えですか。あてはまるもの2つに○をつけてください。

与那城庁舎の跡は、「市の産業を育み、地元で働く人を増やすような場所にするべき」との回答が最も多く、次いで「市の内外から多くの人を訪れ、賑わいを生み出すような場所にするべき」、「市の内外から多くの人を訪れ、賑わいを生み出すような場所にするべき」、「市民の暮らしを便利で豊かにするよ



問9. 与那城庁舎の跡利用として、どのような機能を期待しますか。あてはまるもの3つに○をつけてください。

与那城庁舎の跡利用として期待する機能は、「道の駅などの観光施設（主に観光客向け）」が最も多く、次いで「飲食店や日用品・買い回り品などを購入できる商業施設」となっている。一方、「学校などの教育関連施設」や「劇場・ホールなどの文化機能」、「市営住宅などの住宅機能」への期待は低い。



(4) 市民ワークショップ

実施概要

各庁舎跡の有効活用の方向性と必要な機能を検討する場として、庁舎ごとにワークショップを実施し、計 51 名の市民が参加しました。

年月日	庁舎	場所	参加人数
平成 25 年 8 月 27 日	石川庁舎	石川保健相談センター 2 階ホール	17 名 (事前見学会参加 2 名)
平成 25 年 8 月 28 日	勝連庁舎	勝連シビックセンター 2 階研修室	13 名 (事前見学会参加 0 名)
平成 25 年 8 月 29 日	与那城庁舎	与那城庁舎 3 階第二会議室	21 名 (事前見学会参加 1 名)



石川庁舎について



勝連庁舎について



与那城庁舎について



ワークショップでの成果

石川庁舎の跡利用案

日時：平成25年8月27日(火) 19:00~
 場所：石川保健相談センター 2階ホール
 参加人数：17名(事前見学会参加2名)

青 チーム

現状分析と課題の抽出

- 駐車場が広い(大型バスが乗り入れ可能)
- 敷地との一体的な利用が可能
- 宮森330の展示
- 中心部は使いやすい(大学の敷地として最適)
- [川]に近く市内外からの交通アクセス抜群
- 歴史施設や文化施設が周辺に立地
- 産業施設や沖縄科学技術大学院大学が周辺に立地
- 高齢者の活動の場が不足している(高齢者対策が必要となる)
- 働く場所が不足している
- 大人数で食事ができる場所がない
- 宮森330と隣接する歴史施設に多くの修学旅行生が訪れる

強み

弱み

- 使いやすい平面構成
- 保つてきた中核施設の歴史をコンセプトの茶化が心配
- 生活利便施設は周辺になど通り掛けている
- 幅狭1mであり、防犯性に欠ける(対策が必要ではない)
- 複合庁舎の建設に伴い、行政機能はなくなる
- 子どもの数が減っている

求められていること

- 地域意見交換会及び地区意見交換会
- 今以上の活用創出や維持が望ましい
- 市外からも人を呼べる施設(飲食店/商業施設/宿泊施設/職業訓練/資料館/大学や専門学校)
- 市民が暮らし活動で使う施設(公民館/学習室/子どもと高齢者の交流施設/老人福祉施設)
- 駐車場の活用
- 民間事業者への売却や賃貸
- 庁舎の跡利用に関する市民アンケート
- 地元での雇用を生かす場や市民の暮らしを便利にする場
- 周辺の駅などの歴史空間を軸とした施設を創出する一方で、市民サービス機能や職業訓練といった市民向け施設への期待も高い
- 職員アンケート
- 歴史施設や防衛関連施設が不足していると感じているが、オフィスなどの業務施設や市民サービス機能への期待が高い

- 人口増加や地域活性化につながる教育施設
- 飲食店、賃貸住宅の増加
- 学術交流による集客
- 周辺の体育施設を活用した医療・福祉の場
- 四世代交流の場
- 修学旅行生の受け入れ
- 宮森330と隣接する歴史施設
- 行政機能を支所として残す
- 復元した歴史施設として活用

跡利用の方向性(コンセプト)と跡利用計画案(ゾーニング)

- ◆経済効果、雇用効果を生む場所
- ◆人材育成や文化の発展により、地域が活性化される

発表する場



- ・大学による多目的利用(例)市民講座、学術会議、講演会
- ・沖縄市の昔市場のようなコミュニティイベントで活用し、市内外から集客
- ・宮森330の展示(歴史民俗資料館との併設も考慮)
- ・修学旅行生の受け入れ

教育の場所



- ・医療福祉教育の場(大学)
- ・ハイテク教育の場(IT、ipad)
- ・全国から訪れる修学旅行生の平和学習の場として活用
- ・人材育成、雇用対策、地域との交流にも活用
- ・3000人の学生を集めることで地域に消費者が増加し、地域活性化に寄与
- ・学校ワリニック、学術交流施設も備える

高齢者の活動の場所



市民の交流



保育機能



飲食機能



PR機能



市民サービス機能



石川庁舎の跡利用案

日時：平成25年8月27日(火) 19:00~
 場所：石川保健相談センター 2階ホール
 参加人数：17名(事前見学会参加2名)

赤 チーム

現状分析と課題の抽出

- 駐車場が広い
- 敷地との一体的な利用が可能
- 宮森330の展示
- 大きなロビー、広いロビースペース
- 平地に寄り高齢者が使いやすい
- 風光明媚、自然が多い
- 緑地が多い
- [川]に近く市内外からの交通アクセス抜群
- 歴史施設や文化施設(国書館、資料館)が周辺に立地
- 産業施設や沖縄科学技術大学院大学が周辺に立地
- 高齢者の活動の場が不足している
- 働く場所が不足している
- 大人数で食事ができる場所がない
- 戦後時代の歴史が残っている
- 沖縄本島の中心に石川が位置している

強み

弱み

- 使いやすい平面構成
- 保つてきた中核施設の歴史をコンセプトの茶化が心配
- 生活利便施設は周辺になど通り掛けている
- 幅狭1mであり、防犯性に欠ける
- 複合庁舎の建設に伴い、行政機能はなくなる
- 子どもの数が減っている

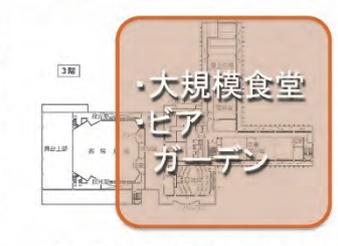
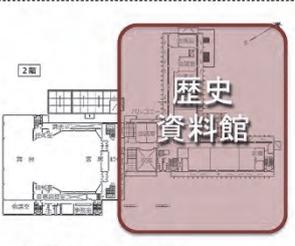
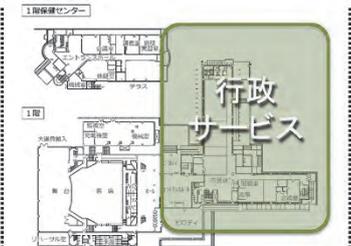
求められていること

- 地域意見交換会及び地区意見交換会
- 今以上の活用創出や維持が望ましい
- 市外からも人を呼べる施設(飲食店/商業施設/宿泊施設/職業訓練/資料館/大学や専門学校)
- 市民が暮らし活動で使う施設(公民館/学習室/子どもと高齢者の交流施設/老人福祉施設)
- 駐車場の活用
- 民間事業者への売却や賃貸
- 庁舎の跡利用に関する市民アンケート
- 地元での雇用を生かす場や市民の暮らしを便利にする場
- 周辺の駅などの歴史空間を軸とした施設を創出する一方で、市民サービス機能や職業訓練といった市民向け施設への期待も高い
- 職員アンケート
- 歴史施設や防衛関連施設が不足していると感じているが、オフィスなどの業務施設や市民サービス機能への期待が高い

- 行政サービスは支所として残すことが必要
- 戦後の歴史を伝える資料館が利用しにくい
- 地域活性化、自治会を中心
- 利用者の高い施設
- 地元の人が集い利用できる場所
- 商店街を活性化し、観光客を集める施設
- 交通アクセスを活用し、市外の人を呼び寄せ
- 戦中戦後の歴史を伝える資料館
- イベント会場
- 活用創出、地域経済の発展につながる

跡利用の方向性(コンセプト)と跡利用計画案(ゾーニング)

- ◆コンパクトな行政サービス機能を残す
- ◆戦後の歴史を伝える資料館で市内外から人を呼ぶ
- ◆大型駐車場の完備、大規模レストランの併設
- ◆地域の人が集える場所



勝連 庁舎の跡利用案

日時：平成25年8月28日（水）19：00～
場所：勝連シビックセンター 2階研修室
参加人数：13名（事前見学会参加0名）

桃 チーム

現状分析と課題の抽出

- 高台にあることから津波避難場所となる
- ホールや図書館との一体的な利用も可能
- 中庭も利用できる
- 海、自然が素晴らしい
- 新旧・多目的の面が見える

強み

弱み

- 世界遺産勝連城跡というテーマバリュー
- 教育施設や体育施設、文化施設が近接
- うるま市としての歴史文化の拠点が未確立
- 自然条件が良い（花畑がない、海が近い）
- 歴史施設が充実
- 跡地が広い（災害力がある）

チャンスとなる要因

障害や困難となる要因

- 旧商業基調の建物である
- 跡地用途は多様な用途ではない
- 規模が大きすぎない
- バリアフリーへの対応が不十分

- メイン道路から離れたところにあるためアクセスしにくい（観光には向いていない）
- 近年交通が不便、島しょ地域からの移動は不便である
- 勝連城跡跡以外に行く場所がない
- 予算が高い
- 沖縄の学生は目的を持って動いてくれる人が少ない

求められていること

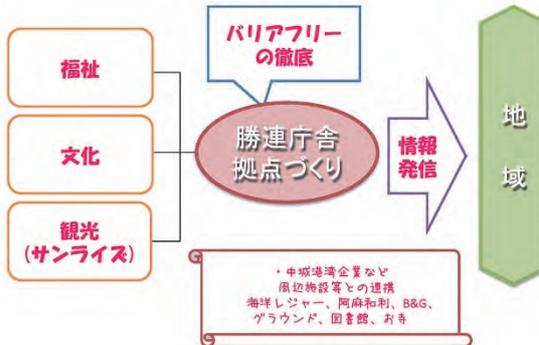
- 《地域意見交換会及び地区意見交換会》
- 文化を発信する施設（博物館など）
- 観光、歴史、文化の拠点
- 勝連城跡としての統合
- 市民企業との誘致
- 市民企業の誘致
- 保養機能

- 多目的機能の活用
- 毎朝勝連庁舎との統合
- 旧庁舎に多目的機能を確保する
- 多層階が必須で、旧庁舎の土が利用価値が高い

- 過ごしやすい環境を活かす
- 県外から人を呼ぶ
- 子どもたちのための体験学習拠点
・授業に付随する小規模な体験学習（そのほかなど）
・中継地帯企業との連携
- 勝連地区から沖縄の人材を育成する
- 防災拠点としての活用
- 17年後も利用できるような機能
・建て替えも含めて考える

跡利用の方向性（コンセプト）と跡利用計画案（ゾーニング）

- ◆子どもたちが体験・学習できる情報発信拠点
- ◆人材育成拠点
- ◆肝高（きむたか）文化の継承・発展
- ◆誰でも来れる場所



- ・うるまの良さを体験できる
- ・うるまの情報を発信
- ・誰でも利用できる場所（庁舎2階を活用）
- ・健康増進
- ・人材育成の拠点
- ・サトウキビの収穫・加工の体験学習
- ・情報収集と職業体験が一緒にできる
- ・共通通貨を伴った職業体験
- ・昔里支所のようなコンパクトな事務所機能

勝連 庁舎の跡利用案

日時：平成25年8月28日（水）19：00～
場所：勝連シビックセンター 2階研修室
参加人数：13名（事前見学会参加0名）

緑 チーム

現状分析と課題の抽出

- 高台にあることから津波避難場所となる
- ホールや図書館との一体的な利用も可能
- 中庭も利用できる
- 高台に高い、眺望がよい眺望施設と連携
- 海に近く、マリンスポーツ・レジャーに連なる
- 勝連地区、勝連半島の中心に立地
- 肝高の阿麻和利ホールとの連携が可能

強み

弱み

- 世界遺産勝連城跡というテーマバリュー
- 教育施設や体育施設、文化施設が近接
- うるま市としての歴史文化の拠点が未確立
- 周辺に歴史的資源がある
- 阿麻和利の歴史文化ゆりばちへの教育
- エイターの集客地である

チャンスとなる要因

障害や困難となる要因

- 旧商業基調の建物である
- 跡地用途は多様な用途ではない
- 規模が大きすぎない
- バリアフリーへの対応が不十分
- 勝連城跡として不向き
- うるま市内にビジネスホテルがない

- メイン道路から離れたところにあるためアクセスしにくい（観光には向いていない）

求められていること

- 《地域意見交換会及び地区意見交換会》
- 文化を発信する施設（博物館など）
- 観光、歴史、文化の拠点
- 勝連城跡としての統合
- 市民企業との誘致
- 市民企業との誘致
- 保養機能

- 多目的機能の活用
- 毎朝勝連庁舎との統合
- 旧庁舎に多目的機能を確保する
- 多層階が必須で、旧庁舎の土が利用価値が高い

- 歴史文化の拠点
- 観光、歴史、文化の拠点
- 勝連城跡としての統合
- 市民企業との誘致
- 市民企業との誘致
- 保養機能

跡利用の方向性（コンセプト）と跡利用計画案（ゾーニング）

- ◆うるまの歴史文化の拠点
～学習機能や地域活動の場としての機能を併設～

庁舎周辺

- ・高齢者が利用しやすい交流施設を幼稚園の跡地に建てる
- ・勝連城跡近くに資料館をつくる
- ・歴史文化のルートを一緒につくる
- ・行政サービスを公民館で行う

地域活動の場

- ・風土あふれる文化を盛り上げる
- ・中庭でエイサー
- ・阿麻和利の公演⇒歴史文化拠点
- ・金多可ホールで阿麻和利の臨時公演

人々が集う場

- ・眺望を活かしたレストラン・カフェ
- ・子どもたちが集える場所

文化を育てる機能

- ・会館施設
- ・更衣室
- ・音楽系のけいこ場
- ・カルチャーセンター
- ・三棒などのエイサーの幕方の練習

学習機能

- ・研修室
- ・PC室
- ・子育て
- ・歴史文化教育

歴史文化の拠点

与那城庁舎の跡利用案

日時：平成25年8月29日（木）19：00～
 場所：与那城庁舎 3階第二会議室
 参加人数：21名（事前見学会参加1名）

黄 チーム

現状分析と課題の抽出

- 強み**
- 島しょ地域への入口として位置している
 - ロケーションに優れている
 - 平成6年の建設で水引、築年数が短い
 - ハードの耐えが強い
 - 経路豊富な高齢者が多い
 - 敷地が広い
- チャンスとなる要因**
- 海中遊歩道を目的に多くの観光客が訪れている
 - スポーツ大会の開催、マリンスポーツが盛ん
 - 市民が頻りに活動している（高齢、高齢が主体）
 - 周辺施設が多い（公園、商店街など）
 - 周辺施設が多くの文化的施設が密集、憩いの空間がある
 - 海、干潟（ラグーン）が美観を損ねず美しい
 - 交通網が多種多様である
 - 東洋海軍歴史資料館や周辺施設が整備されている
 - マリンセンターの再整備計画
 - エリア開発やリゾートエリアなど整備計画が策定されている
 - 周辺には海産物があること、メガソーラー建設計画が打ち出された
 - メガワットの高度地

- 弱み**
- 建物不足
 - 維持費が高いと見られる単価になっている
 - 敷地が狭い
- 障害や困難となる要因**
- 観光客の多くは通過するのみ
 - 海抜が高いので、防災性に欠ける
 - 周辺施設が周辺に少ない
 - 高齢者に多い
 - 周辺施設が少ない
 - 島しょ地域にはレストランなど食事をする場所が少ない

求められていること

- ◆地域意見交換会及び地区意見交換会
 - ロケーションを活かしたリゾート施設（複合施設、宿泊施設、コトラーバー）
 - 人が集まる施設（商業施設、観光関連施設、健康増進施設）
 - 市民が頻りに活動できる施設（若い世代と高齢者の交流）
 - 伝統的建築を堪能できるスペース
 - ファーストマーケット、公設市場、食堂、消防署
 - 病院 ■企業等の貸出 ■与那城庁舎と隣接庁舎との統合
- ◆庁舎の跡利用に関する市民アンケート
 - 観光の雇用を生み出す場や多くの人が楽しみ続けられる場、便利で豊かな場所
 - 周辺の観光施設、飲食店や生活用品を購入できる商業、市民サービス機能を期待している
- ◆職員アンケート
 - 防災関連施設や子ども関連施設、観光施設が不足していると感じており、市民サービス機能や観光施設、ホテルなどの宿泊機能への期待が高い

- ◆人材育成
 - ・ジュニアスポーツアスリート育成の拠点施設・機能
 - ・観光工場の機能
- ◆遊歩道が広まる
 - ・東洋海軍歴史資料館とロビカルリゾート連携
 - ・周辺施設周辺整備事業
 - ・QOL（健康産業）企業
- ◆活動施設
 - ・期間の異なるイベントの連携
 - ・モゾウの加工、飲食
- ◆行政のバックアップ
 - ◆公民館機能

跡利用の方向性（コンセプト）と跡利用計画案（ゾーニング）

◆住民と観光客が利用できる複合施設

- ・複合型観光商業施設
- ・島しょ地域の防災機能
- ・東洋海軍歴史資料館の具現化
- ・ロードレース参加者の交流の場
- ・一般の人も参加できるアウトリング
- ・マリンスポーツ施設（レンタルなど）
- ・地域で活動する各種団体の活動の場
- ・多機能研修室
- ・小規模会議室
- ・子供会、女性会、青年会、老人会などが利用
- ・国、県、市町村の出入り機関をまとめた物産館、観光産業協会などをまとめる
- ・不ルを活用
- ・保養所、児童館など子ども関連施設の充実
- ・優れた自然環境を子どもたちに伝える
- ・島しょ地域へのアクセス拠点
- ・バス路線の再検討
- ・モノレールやLRTの導入
- ・庁舎関連施設バスの連携
- ・スポーツ会館のできるホテル施設
- ・外着者の入口機能、案内所
- ・高齢者の健康増進のためのプール
- ・高齢者の交流広場
- ・行政サービス窓口（委託でも良い）
- ・総合病院の誘致
- ・総合リハビリ施設
- ・福祉事業
- ・専門学校
- ・法律相談室
- ・健康相談室

与那城庁舎の跡利用案

日時：平成25年8月29日（木）19：00～
 場所：与那城庁舎 3階第二会議室
 参加人数：21名（事前見学会参加1名）

茶 チーム

現状分析と課題の抽出

- 強み**
- 島しょ地域への入口として位置している
 - ロケーションに優れている
 - 平成6年の建設で水引、築年数が短い
 - 観光客として日本中から注目されている
 - 島内各地の拠点となっている
- チャンスとなる要因**
- 海中遊歩道を目的に多くの観光客が訪れている
 - スポーツ大会の開催、マリンスポーツが盛ん
 - 市民が頻りに活動している
 - 周辺施設が多い（公園、商店街など）
 - 周辺施設が多くの文化的施設が密集、憩いの空間があること
 - 海を利用した地域産業の活用ができる
 - 道路化地域対策を国が補助
 - 地域産業の拠点である
 - 東洋海軍歴史資料館が整備されていることから、新築計画の進捗に遅れている

- 弱み**
- 跡利用設備を整えなければいけない
 - 1階部分が高い
 - 延べ面積が広いため、大きな事業など導入する必要がある
 - 周辺施設との連携が難しい
- 障害や困難となる要因**
- 観光客の多くは通過するのみ
 - 海抜が高いので、防災性に欠ける
 - 周辺施設が周辺に少ない
 - 公共料金、アウェイが高い
 - 高齢者の地域参加が難しい
 - 行政機能が低下している
 - 地域産業が少ない、働く場が少ない
 - お茶はしやホテルが近くにありません、保養所の取組事業が少ない

求められていること

- ◆地域意見交換会及び地区意見交換会
 - ロケーションを活かしたリゾート施設（複合施設、宿泊施設、コトラーバー）
 - 人が集まる施設（商業施設、観光関連施設、健康増進施設）
 - 市民が頻りに活動できる施設（若い世代と高齢者の交流）
 - 伝統的建築を堪能できるスペース
 - ファーストマーケット、公設市場、食堂、消防署
 - 病院 ■企業等の貸出 ■与那城庁舎と隣接庁舎との統合
- ◆庁舎の跡利用に関する市民アンケート
 - 観光の雇用を生み出す場や多くの人が楽しみ続けられる場、便利で豊かな場所
 - 周辺の観光施設、飲食店や生活用品を購入できる商業、市民サービス機能を期待している
- ◆職員アンケート
 - 防災関連施設や子ども関連施設、観光施設が不足していると感じており、市民サービス機能や観光施設、ホテルなどの宿泊機能への期待が高い

- ◆人を集める拠点施設
 - ・お茶のふるさと館など集まる場
 - ・津波など災害時の避難できる場所
- ◆ビジネス的活用
 - ・海洋産業の拠点
 - ・見る、食べる、触れる、買う、楽しむをコンセプトとした第1次産業から第4次産業をつくる
 - ・地域企業と連携
- ◆観光施設として活用
 - ・安く宿泊できる場所
 - ・海の生き物と触れあえる癒しの場
- ◆医療福祉大学
 - ・産業などの地域資源を活かす
 - ・予防医療、健康長寿の教育研究を促進する
- ◆与那勝上公園計画の復活

跡利用の方向性（コンセプト）と跡利用計画案（ゾーニング）

◆与那勝島全体で文化を中心とした観光施設 ◆障害者、高齢者、若者が働ける地域産業の場 ◆健康と観光を結ぶ場

- 1階**
 - ◆第6次産業の可能性を持った産業（活魚センター）
 - ・ビジネス集客
 - ・インキュベーション施設
 - ・ヘルスケアの工場誘致⇒住民の雇用創出
- 2階**
 - ◆レストラン
 - ◆ショッピングセンター
 - ◆マリンスポーツ関連施設
- 3階**
 - ◆滞在型宿泊施設
 - ・安く宿泊できる施設
 - ・周辺施設と一体となった与那勝上公園の整備
- 4階、5階**
 - ◆地域防災センター
 - ・5階を増設し、地域防災センターとして活用
 - ・保養所
 - ・遊歩センター
- その他**
 - ・大学の教室
 - ・ラウンジ、ICT設備室
 - ・ピアガーデン

(5) パブリックコメント

実施概要

- 意見募集期間：平成26年2月6日（木）～平成26年3月5日（水）
- 意見募集方法：市ホームページ及び各庁舎の閲覧場所にある意見記入用紙による郵送、FAX、Eメール、回収ボックスへの投函、本庁舎3階行政改革推進室窓口まで直接持参のいずれか
- 意見の件数：27件

意見概要とそれに対する回答

この度は、本計画（案）に対するパブリックコメントにご協力いただき誠に感謝申し上げます。

本計画は、うるま市が抱える公共施設等の【現状と課題】から公共施設のあり方を今一度見直す必要があり、すべての公共施設を今後維持していくことが困難であるという試算結果を踏まえ、将来的な方向性としてまとめた計画であります。

また、旧庁舎の跡利用につきましては、関連計画における位置づけや周辺状況、建物・敷地の状況、市民及び庁内の意向等を踏まえ、各庁舎跡の有効活用について望ましい方向性として整理しております。

本計画に基づき取り組む際には、実施に向けた更なる検証が必要になると考えます。

今回いただいたご意見には、各庁舎及び各施設の活用方法等に対するご要望が多くありましたが、回答は下記のとおり示しております。

市民の皆様には、本計画の趣旨をご理解いただき、今後とも、まちづくりへのご参画をいただくようお願いいたします。

うるま市公共施設等のあり方検討委員会

委員長 瀬口 浩一

意見	意見に対する回答
旧庁舎に求められていることについて（P14） <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮称「市営オフィス館」として生まれ変わる。石川庁舎は、あのだだっぴろいフロアを細かく間仕切りして、「市営オフィスフロア」として民間に賃貸したらどうでしょう。リフォームに多少、投資が必要になりますが、将来、長い目でみたらきっと良い収入源になると思います。 ・ 管理は、第三セクターを立ち上げ、そちらに管理・運営をすべてまかせて、うるま市は使用料として収入を得る、というのが望ましいと思います。 ・ また、数件の店舗があってもいいでしょう。例えばコンビニとか、理髪店とか、花屋とか、アンテナショップなんかもいいですね。使用料は民間より安くして公募によって入居します。 	旧庁舎の跡利用については、関連計画における位置づけや周辺状況、建物・敷地の状況、市民及び庁内の意向等を踏まえ、各庁舎跡の有効活用について望ましい方向性として整理しており、民間活力の活用による跡利用の促進を図るよう示しております。 いただきましたご意見は、跡利用の促進を図る際の参考となるものと考えております。
水道局庁舎について（P29） <ul style="list-style-type: none"> ・ 統合庁舎に統合してワンストップサービスの中に入れこむべきと考える。 	本計画においては、水道局庁舎は、現状のとおり維持の方向性となっております。 なお、現在水道局庁舎で行っております行政サービスについては、総合窓口（ワンストップ）開設に向けた取り組みの中で検討していくものと伺っております。
庁舎における土地の状況について（P29） <ul style="list-style-type: none"> ・ 勝連庁舎の敷地の69%が借地になっているが、借地料は、何件の地権者に年間いくら支払っているでしょうか。また、返還・買上げ等の方向性の検討が必要であるとのこと。 	勝連庁舎の敷地は将来的な土地活用（返還、買上げ等）を検討する必要があると示しております。
庁舎における市民などからの主な意見について（P30） <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の意見を優先し、活用内容は地域に任せるべきだと思う。 ・ 庁舎の建て替えには、費用を要することから、耐用年限までの利用が望ましい。 ・ 本庁舎について、うるま市全体を1つの生活圏として位置付けているのであれば、弱者対策をどのように考えるかが重要だと思う。 	旧庁舎の跡利用については、関連計画における位置づけや周辺状況、建物・敷地の状況、市民及び庁内の意向等を踏まえ、各庁舎跡の有効活用について望ましい方向性として整理しており、民間活力の活用による跡利用の促進を図るよう示しております。 いただきましたご意見は、跡利用の促進を図る際の参考となるものと考えております。

意見	意見に対する回答
<p>庁舎における再編の方向性について（P31）</p> <ul style="list-style-type: none"> 勝連庁舎の跡利用については、市民からの意見がありますように弱者対策の一環として大変重要な場所でありますのでNPO法人及び社会福祉法人等に有効活用させていただきますようお願い申し上げます。 	<p>旧庁舎の跡利用については、関連計画における位置づけや周辺状況、建物・敷地の状況、市民及び庁内の意向等を踏まえ、各庁舎跡の有効活用について望ましい方向性として整理しており、民間活力の活用による跡利用の促進を図るよう示しております。</p> <p>いただきましたご意見は、跡利用の促進を図る際の参考となるものと考えております。</p>
<p>福祉施設における再編の方向性について（P40）</p> <ul style="list-style-type: none"> 与那城社会福祉センターは、駐車スペースの確保は難しいと思う。 県道37号線工事で建物も改修工事になりますので与那城福祉と勝連福祉が集約化するなら、与那城庁舎を利用すべき。周辺には施設が立地して福祉活動に適している。 	<p>現在の施設は、駐車スペースが少なく、利用に際して不便をきたしていることから、建物の更新時に駐車スペースの確保を検討する必要があると認識しています。</p> <p>旧庁舎の跡利用については、関連計画における位置づけや周辺状況、建物・敷地の状況、市民及び庁内の意向等を踏まえ、各庁舎跡の有効活用について望ましい方向性として整理しており、民間活力の活用による跡利用の促進を図るよう示しております。</p> <p>いただきましたご意見は、跡利用の促進を図る際の参考となるものと考えております。</p>
<p>体育施設における再編の方向性について（P51）</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在石川体育館の会議室でサークルのダンス練習を行っています。多くの市民の生活の活性化を目的に立ち上げられたサークルですが、うるま市内には公共施設においてダンスやフィットネスの練習を行う場所がありません。古い公共施設を利用してフィットネスルームを民間の機関に委託運営する事によって、利用が可能になると思います。 現在施設利用に関して厳しい条件がありますので、もう少し市民が利用できるように改善をお願いしたいと思います。 	<p>施設の管理運営にあたりましては、サービス向上に向けて、指定管理者制度の活用など民間活力の積極的な導入の検討が必要であると示しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 与那城陸上競技場は競技場としての機能強化をはかる。具志川陸上競技場は検討施設にしてほしい。 	<p>本計画においては、与那城陸上競技場は、与那城庁舎との一体的な利用が可能であることから、旧庁舎の跡利用と併せて有効活用方法を検討していく施設としています。</p> <p>また、具志川総合体育館、具志川総合グラウンド、具志川庭球場、具志川野球場、具志川ドーム、具志川多種目球技場は、本市の総合的な運動拠点として維持の方向性であり、指定管理者制度の活用など民間活力の積極的な導入の検討が必要であると示しております。</p>
<p>与那城地区公民館について（P55）</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の集約や再編の際に住宅の立ち退きや、私有地の買い上げ等もあるのですか。 老朽施設の処分のあと地はどうなるのですか。 	<p>本計画は、将来の公共施設等の望ましいあり方を示した計画であり、再編に係る土地の買い上げ等や処分後の跡地利用については、再編する際に、社会情勢や周辺状況を踏まえながら検討していく必要があると考えます。</p> <p>なお、地区公民館につきましては、既に建設が予定されており生涯学習センターをうるま市唯一の市立公民館として維持する方向性としております。</p> <p>また、処分後の跡地の活用につきましては、土地活用の視点から社会情勢や周辺状況を踏まえ検討していく必要があると考えます。</p>
<p>図書館について（P56）</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域毎に社会人・学生の学習の場として配置することでうるま市全体の人間力のアップにつながる。 	<p>図書館は、通常自治体単位でひとつの施設であることが多く、また、施設による利用者数に大きな差があります。このような状況を踏まえるとともに、公共施設等マネジメントの考え方である、「保有総量の抑制・圧縮」や「多機能化及び複合化の推進」に従い、「集約化」を望ましい方向性としています。</p> <p>なお、市民に最も身近な公共施設である自治公民館や小学校を地域拠点として設定し、施設の更新時には、老人福祉施設や研修・学習室、子育て支援機能等との複合化の検討が必要であると示しております。</p>

意見	意見に対する回答
<p>海の文化資料館について (P64)</p> <ul style="list-style-type: none"> • (仮)うるま市博物館、(仮)勝連城跡商業施設の複合施設として集約化し、既存施設は処分としているが、海の文化資料館は、海に特化した施設であり、上記2つとの集約化は無理があるのではないか。(逆に単独として活用すべき) 	<p>資料館は、通常自治体単位でひとつの施設であることが多く、また、施設による利用者数に大きな差があることや、施設が分散しているため管理面での不十分さが見られます。公共施設等マネジメントの考え方である、「保有総量の抑制・圧縮」や「多機能化及び複合化の推進」に従い、「集約化」を望ましい方向性として示しています。</p>
<p>幼稚園について (P73)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 全て「子ども・子育て支援新制度」に基づく保育所との連携検討としているのが、ほぼ決定しているのか。 • 民営化による処分は全国で、沖縄で決定しているのか。 • いつから新制度に移行する計画か。 	<p>公共施設等マネジメントの考え方である、「保有総量の抑制・圧縮」に従い、保有総量を減らさなければならない中で機能を低下させないため、小学校への機能移転や保育所との連携、民営化の検討を望ましい方向性として示しています。また、「子ども・子育て支援新制度」への移行については、所管部署において進めていくものと認識しております。</p>
<p>学校給食センター (P75)</p> <ul style="list-style-type: none"> • H26 年度策定予定の「うるま市学校給食センター基本計画」にて検討するとしているが、H26 年度(単年度)で方向性を検討・決定する予定なのか。 	<p>お見込のとおりです。</p>
<p>金武湾港屋慶名地区旅客待合所 (P95)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 短期(10 年)では転換による有効活用としている。是非、実現して中・長期でも建替など検討して欲しい。 • 屋慶名港湾待合所は東海岸開発構想でいってくる建物にしてほしい。(新築) 	<p>東海岸開発基本計画に基づき、屋慶名地区のための有効活用の検討が必要であると示しておりますが、公共施設等マネジメントの考え方である「保有総量の圧縮」に従い、中・長期では建物の老朽化による処分を望ましい方向性としています。</p>
<p>観光トイレ (P97)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 短期(10 年)では委託を見直し、効率的な管理運営としており、中・長期的には処分を検討しているが、島しょ地域の市施設として、継続使用する事を検討して欲しい。(7 施設から 0 施設になるのは寂しい限りである。) 	<p>公共施設等マネジメントの考え方である「保有総量の圧縮」と「公民連携の推進」に従い、中・長期では民営化による処分を望ましい方向性としています。</p>
<p>勝連庁舎の跡利用について (P121~126)</p> <ul style="list-style-type: none"> • (1)市庁舎跡を「福祉センター」にして、障がい者・高齢者の福祉をつかさどるセンターに役立てる。 • (2)肝高文化の継承・発展→あまわり館・あまわりの里 • (3)保育など児童・学童の交流拠点にする。 <p>「うるまの歴史文化を継承する場」という位置づけは、抽象的である。</p> <p>現在、アイトピア・キムタカ作業所・あやはしプラザ、そして私たち NPO 法人でいだと勝も、適当な施設がなく、また、高額な家賃で困っている。これでは、「今何が必要か？」がとらえられていない。</p> <p>従って、少なくとも勝連庁舎の一角は、「福祉センター」的なものに改修・補修して、地域の障がい者・高齢者が安心して住める拠点にしてほしい。</p> <p>その他は、「市民交流センター」として、スポーツ・レジャー、文化交流に役立てる。</p>	<p>本計画においては、勝連庁舎は建物の老朽化による危険性を考慮し、処分する方向性のため、処分後における庁舎周辺の望ましい方向性を示しています。</p> <p>いただきましたご意見は、庁舎周辺における公共施設の方向性と併せて検討する際の参考となるものと考えております。</p> <p>本計画においては、勝連庁舎は建物の老朽化による危険性を考慮し、処分する方向性のため、処分後における庁舎周辺の望ましい方向性を示しています。</p> <p>いただきましたご意見は、庁舎周辺における公共施設の方向性と併せて検討する際の参考となるものと考えております。</p>
<p>与那城庁舎の跡利用について (P127~132)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「うるま市都市計画マスタープラン」での近隣商業拠点、「東海岸開発基本計画」でのスポーツ活性化拠点等、実施に向けて欲しい。 <p>東海岸開発にふまえ、跡地利用を工夫してほしい。</p>	<p>旧庁舎の跡利用については、関連計画における位置づけや周辺状況、建物・敷地の状況、市民及び庁内の意向等を踏まえ、各庁舎跡の有効活用について望ましい方向性として整理しており、民間活力の活用による跡利用の促進を図るよう示しております。</p> <p>いただきましたご意見は、跡利用の促進を図る際の参考となるものと考えております。</p> <p>旧庁舎の跡利用については、関連計画における位置づけや周辺状況、建物・敷地の状況、市民及び庁内の意向等を踏まえ、各庁舎跡の有効活用について望ましい方向性として整理して</p>

意見	意見に対する回答
	<p>おり、民間活力の活用による跡利用の促進を図るよう示しております。</p> <p>いただきましたご意見は、跡利用の促進を図る際の参考となるものと考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 職員アンケートにある「観光施設、ホテルなどの宿泊機能への期待」とある。具体化に向かって欲しい。 	<p>いただきましたご意見は、跡利用の促進を図る際の参考となるものと考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 島しょ地域(平安座島・宮城島・伊計島・浜比嘉島)は少子高齢化が進み、生活環境が著しく、特に福祉医療の面で立遅れていると言わざるを得ない。 高齢化率は、うるま市で 17.18%、島しょ地域では 33.18%である。島しょ地域の救急対応(救急車出動)は、平成 24 年 1 月～12 月で 330 回である。救急対応はほとんどが中部病院であり、伊計島から 35 分～40 分かかる。この状態では、助かる命が助からない。 そのためにも、与那城庁舎は救急対応の病院(センター)にするべきではないかと思う。 これからの観光客の増加が考えられるので、安全・安心な地域にするためにも救急センターが是非必要と言わざるを得ない。 今回のマネジメントで考慮されたのか。 福祉都市・観光都市・文化都市の拠点として与勝地域を考えてほしい。 	<p>旧庁舎の跡利用については、関連計画における位置づけや周辺状況、建物・敷地の状況、市民及び庁内の意向等を踏まえ、各庁舎跡の有効活用について望ましい方向性として整理しており、民間活力の活用による跡利用の促進を図るよう示しております。</p> <p>いただきましたご意見は、跡利用の促進を図る際の参考となるものと考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 与勝の公共施設が統合される中でいけば、交通結節点(島しょ地域、半島地域)としての良好の場にある。この施設を地域の市民サービスの拠点としてほしい。 	<p>旧庁舎の跡利用については、関連計画における位置づけや周辺状況、建物・敷地の状況、市民及び庁内の意向等を踏まえ、各庁舎跡の有効活用について望ましい方向性として整理しており、民間活力の活用による跡利用の促進を図るよう示しております。</p> <p>いただきましたご意見は、跡利用の促進を図る際の参考となるものと考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 与那城庁舎の利用については、行政・人材育成・マリン・福祉であれば、地域・他地域の方々が研修する拠点になればきてくる。 宿泊施設であれば学校跡地を利用することにより学校跡地周辺の地域が活気になる一つだと思う。宿泊施設は、伊計、浜比嘉ホテルと連携するようになれば、改善できると思う。 	<p>旧庁舎の跡利用については、関連計画における位置づけや周辺状況、建物・敷地の状況、市民及び庁内の意向等を踏まえ、各庁舎跡の有効活用について望ましい方向性として整理しており、民間活力の活用による跡利用の促進を図るよう示しております。</p> <p>いただきましたご意見は、跡利用の促進を図る際の参考となるものと考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> マリンスポーツ(ウインドサーフィン)の貸倉庫及びレンタル機材保管庫として利用させて頂きたい。 	<p>旧庁舎の跡利用については、関連計画における位置づけや周辺状況、建物・敷地の状況、市民及び庁内の意向等を踏まえ、各庁舎跡の有効活用について望ましい方向性として整理しており、民間活力の活用による跡利用の促進を図るよう示しております。</p> <p>いただきましたご意見は、跡利用の促進を図る際の参考となるものと考えております。</p>
実現に向けて (P133~135)	
<ul style="list-style-type: none"> (1)今後の進め方、(2)事業スケジュールなどについては理解できますが、一般市民が今後どのように関わっていくかのスケジュールはありますか。例えば、説明会・Web による告知等々。 「市民は、今後どのように跡地利用等の件に関わっていくのか」のスケジュール(案でもよい)も、同時進行で公開してほしい。 	<p>民間活力による跡利用を促進する中で、具体的な進め方やスケジュールについて更なる検討が必要であると考えます。</p> <p>なお、跡利用を促進する中では、市民の意向を聞けるよう十分な配慮が必要であると考えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 庁舎跡利用開始まで 3 年しかない。総合計画後期計画(H24～H29)の中のH26・H27・H28の実施計画で具体化しているのか。それに期待している。 (色々な計画による施設活用案が出ているが、実施計画(H26・27・28)で充分詰めて欲しい。) 	<p>本計画における跡利用に向けたスケジュールは、現段階の案として示しております。</p> <p>今後、民間活力による跡利用を促進する中で、具体的な進め方やスケジュールについて更なる検討が必要であると考えます。</p>

(6) 市民説明会

実施概要

うるま市公共施設等マネジメント計画（案）についての説明会を開催しました。

年月日	地区	場所	参加人数
平成26年2月24日	具志川地区	健康福祉センター「うるみん」3階 視聴覚室 A	9名
平成26年2月25日	勝連地区	勝連シビックセンターホール	11名
平成26年2月26日	与那城地区	与那城地区公民館ホール	28名
平成26年2月27日	石川地区	石川保健相談センター2階 ホール	27名



具志川地区



勝連地区



与那城地区



石川地区

資-3. 庁内意向

(1) 公共施設等に関する調査

実施概要

公共施設等のあり方における望ましい状態と実現アイデアについて、施設管理者を対象に、調査シート記入方式による調査を実施しました。

主な意見

施設分類または施設名	望ましい状態	実現のためのアイデア
勝連庁舎	取り壊しが望ましい。	<ul style="list-style-type: none"> 代替施設として、シビックセンター側での一部行政機能の確保と各種団体等の活動施設とする。
石川庁舎 与那城庁舎	民間へ売却又は賃貸し、収入を得る方がよい。	<ul style="list-style-type: none"> 統合庁舎へ集約する。
保育所	実情に沿った施設数及び施設規模 ただし、待機児童解消が前提	<ul style="list-style-type: none"> 公立保育所の民営化 幼稚園における3年保育実施及びそれに伴う公立保育所における入所児童年齢の特化（0～2歳児まで等）
児童館	空き公共施設がある場合には、子育て支援のため、学童クラブ室等（児童館的な役割）の設置が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> 市内に複数ある施設を統合し、公共施設の有効活用。 商工会等（各種団体）の所有する施設についても調査を行い、市として有効活用のため協議を行う。（売買等）
福祉施設	旧4地区（具志川・石川・勝連・与那城）への設置。	<ul style="list-style-type: none"> 石川・勝連・与那城の各庁舎の跡利用として、有効に活用することができないか。
体育施設	一か所に主施設を拡大設置する。	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の利用頻度は高い傾向にあるが、老朽化に伴い修繕費の増加が拡大しており、検討委員会等を設置して施設の拡大、統廃合を検討する。
公民館	10万人に1館との財務関係基準もあるが、本市は35キロに及ぶ市域に市民が散在しており、現状の半径5キロ圏内に1館という現状が望ましい。全国平均の通学距離も平均1.3キロとなっている。	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習センターの建設 与那城地区公民館の閉鎖（老朽化により）
図書館	市内全域で等しく充実した図書館のサービスを受けることが出来る。	<ul style="list-style-type: none"> 島しょ地域や図書館遠隔地の子どもや高齢者の利便性を確保するために、自動車図書館を運行する。
資料館	うるま市の規模にふさわしい資料館（博物館）の設置が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> 勝連城跡周辺整備に伴い、施設規模を拡大した資料館（博物館）を設置する。 既存資料館については、基本的に統合するが、その特色を活かし、一部展示を継続する。
小学校施設	新しく小学校建設する際に、学童クラブ室等の専用室設置を協議する。	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会で、小学校新設又は改修を行う際に、建設検討委員会等を設置し、児童家庭課も委員として参加し、協議を行う。
調理場	市内に同規模4施設	<ul style="list-style-type: none"> 与勝地区の3調理場統合。 石川調理場の旧具志川市よりへの建築
防災センター	防災センターの管理に要する経費は、受益者負担（地元）としており、現状維持でもかまわない。当該施設は、地域の自治会館として利活用されているので、施設管理にかかる所管を統合しても問題ないと考えている。	<ul style="list-style-type: none"> 今後は、新たに防災センターを整備するのではなく、他の施設を整備する際に防災機能を有した施設整備を検討・推進する。
農家高齢者創作館、うるま市農民研修施設	同様の施設は市内に一つあればよい。	<ul style="list-style-type: none"> 市内に複数ある施設を統合する。 施設規模を拡大し、〇〇地区に設置する。 給食センターの跡地利用等
屋慶名待合所	屋慶名地区の活性化の為に利用	<ul style="list-style-type: none"> 土木課から別の課へ所管を移し有効利用。
観光トイレ	自治会等での管理運営。	<ul style="list-style-type: none"> 地域子供たちによるトイレ壁面へのペイント

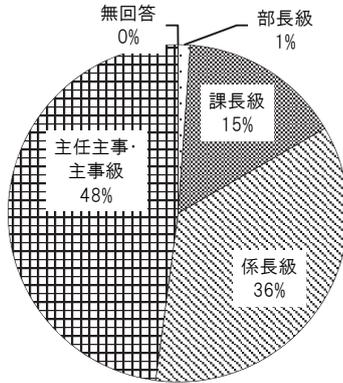
(2) 職員アンケート

実施概要

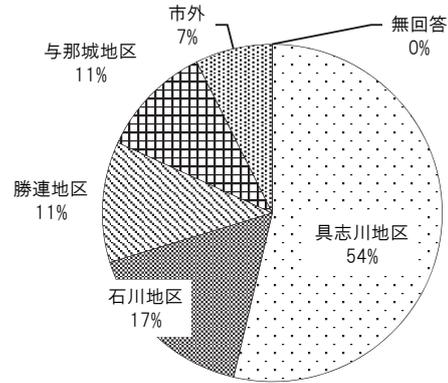
全職員を対象に、アンケート調査を実施し、259人から回答を得ました。

ご回答者について

Q1：役職をお選びください（1つ選択）

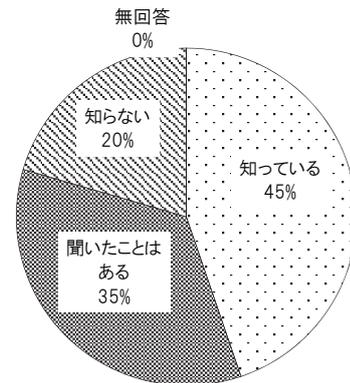


Q2：出身地区をお選びください（1つ選択）

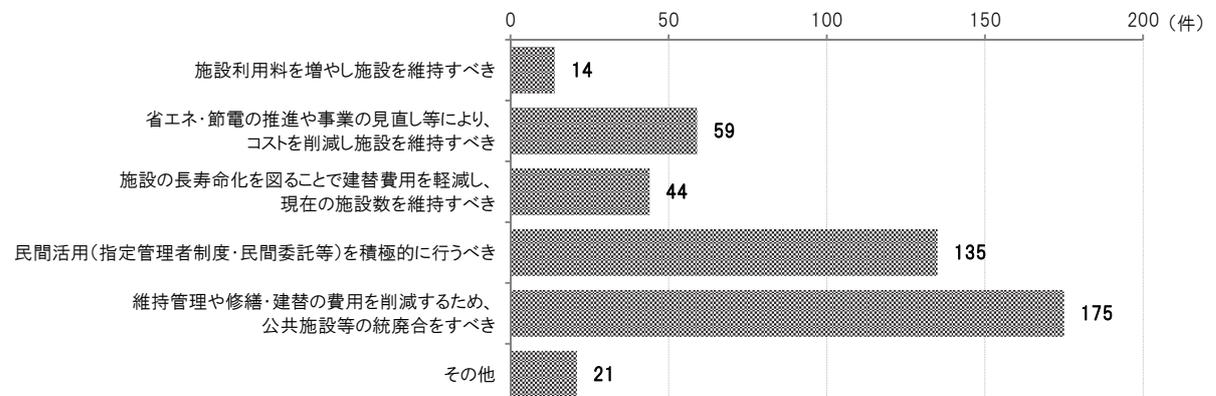


公共施設について

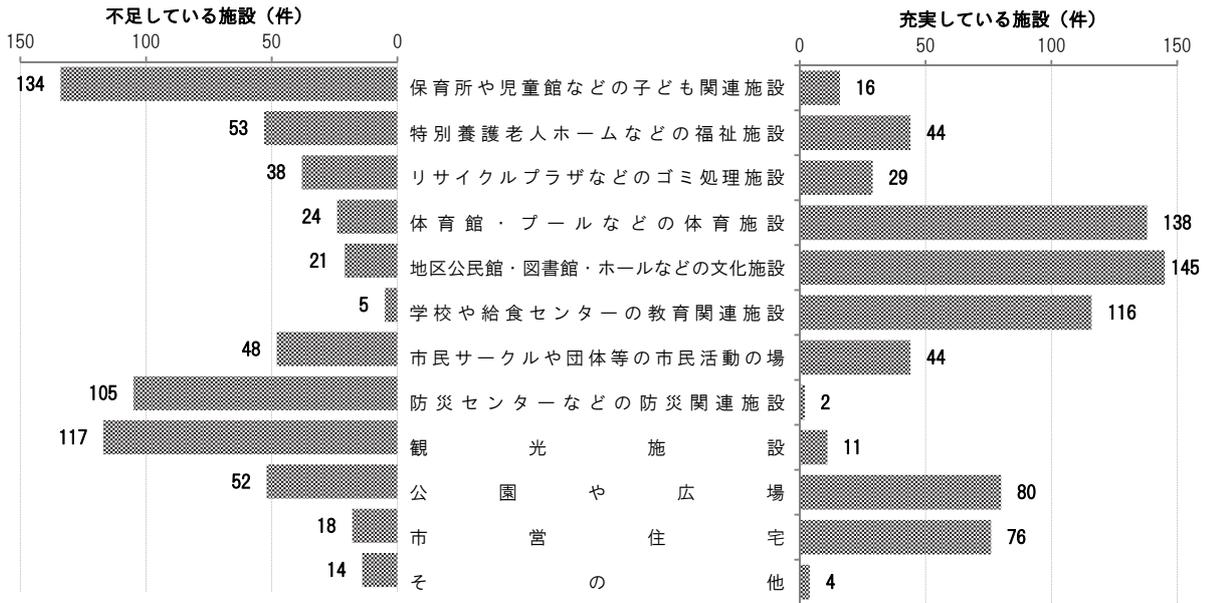
Q3：日本では、昭和40年代から50年代にかけて、高度経済成長や都市化の進展に伴い、道路や橋を含めた公共施設を一齐に整備しました。現在これらの公共施設は、一齐に老朽化しつつあり、また、近い将来、一齐に作り直さなければいけない時期を迎えますが、住民の高齢化と人口減少が進む中で財政状況は悪化し、すべての公共施設を維持することが難しくなります。このことを、「公共施設の更新問題（老朽化問題）」と言われていますが、あなたは、このことをご存知でしたか。（1つ選択）



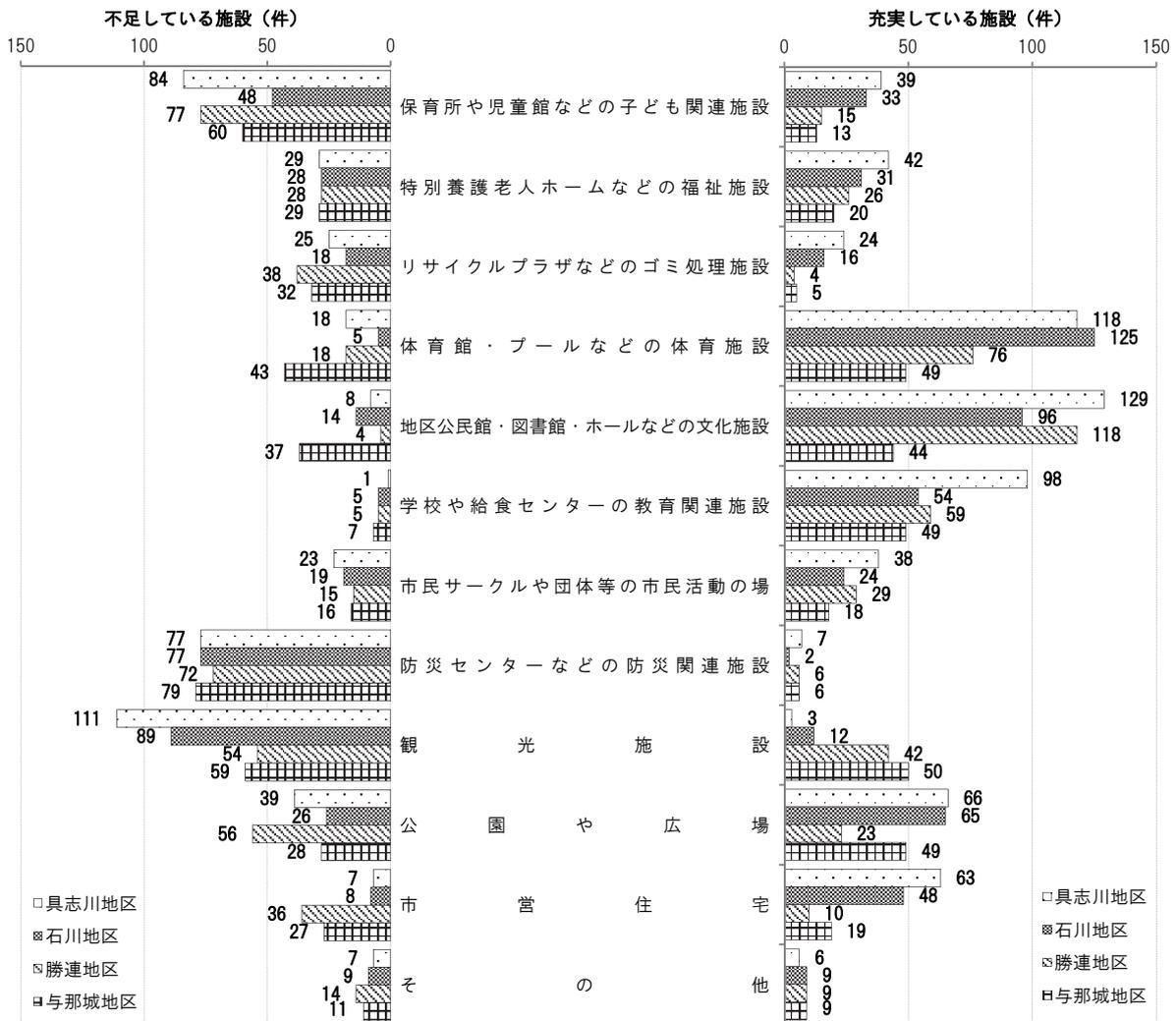
Q4：公共施設のあり方について、どのように考えますか。（2つ選択）



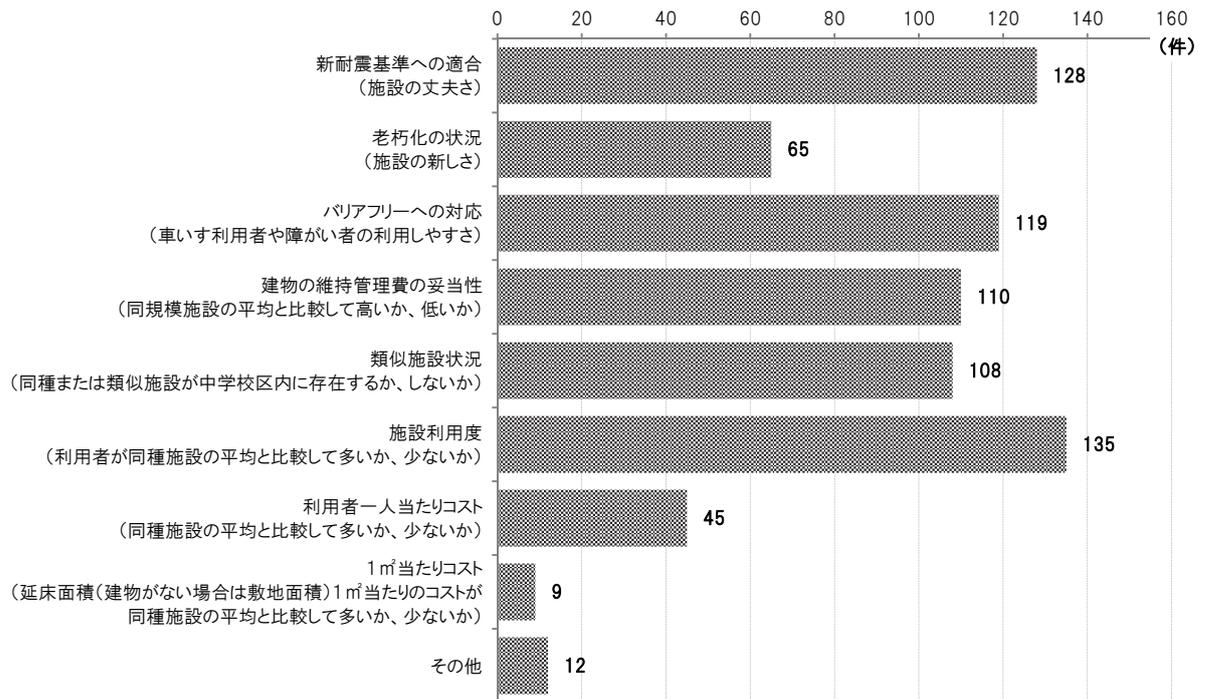
Q5：うるま市全体で、公共施設として充実している施設、また不足している施設をそれぞれ選んでください。(いくつでも可)



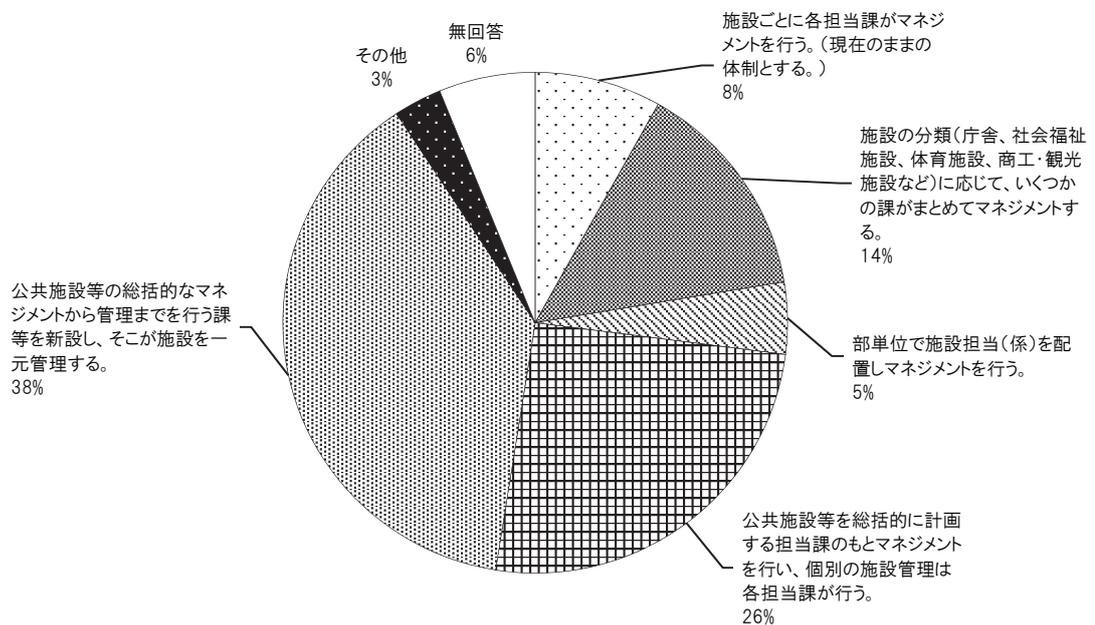
Q6：各地区（具志川・石川・勝連・与那城）で、公共施設として充実している施設、また不足している施設をそれぞれ選んでください。(いくつでも可)



Q7：公共施設等のあり方を考える上で、特に重視すべき点を選んでください。またその理由をお書きください。（3つ選択）

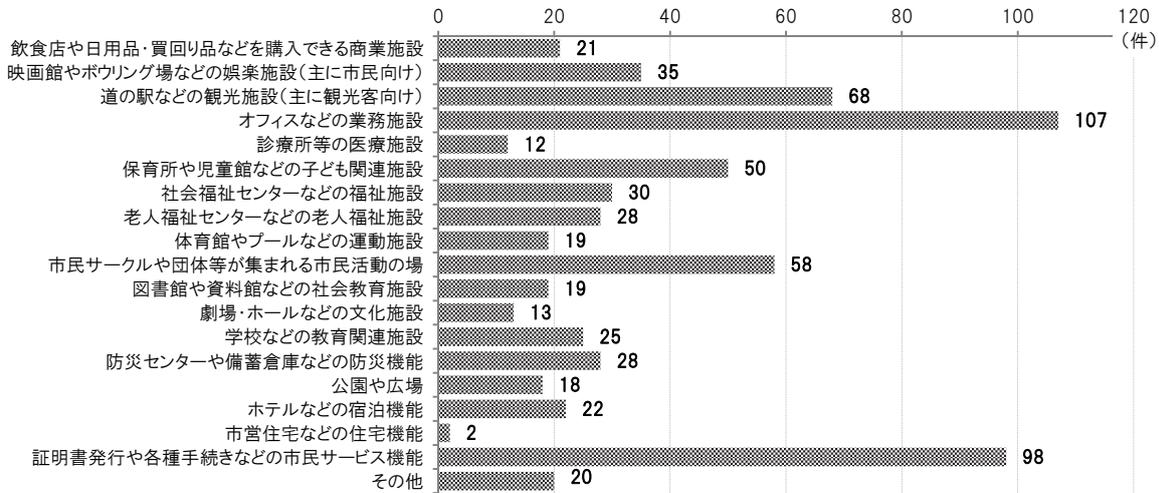


Q8：公共施設等をマネジメントしていくための体制をどのように考えますか。（1つ選択）

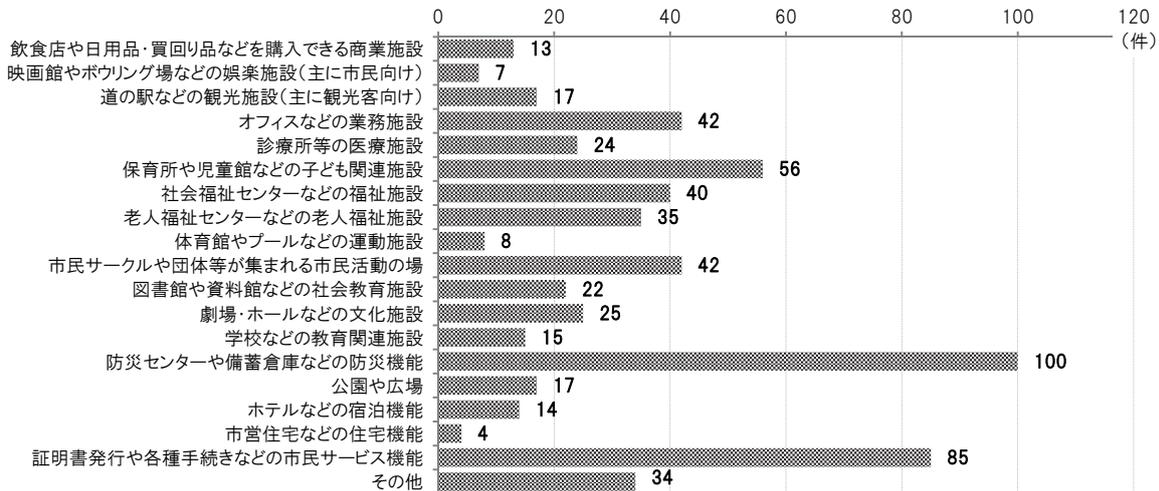


Q9：庁舎の跡利用として、どのような機能を期待しますか。(3つ選択)

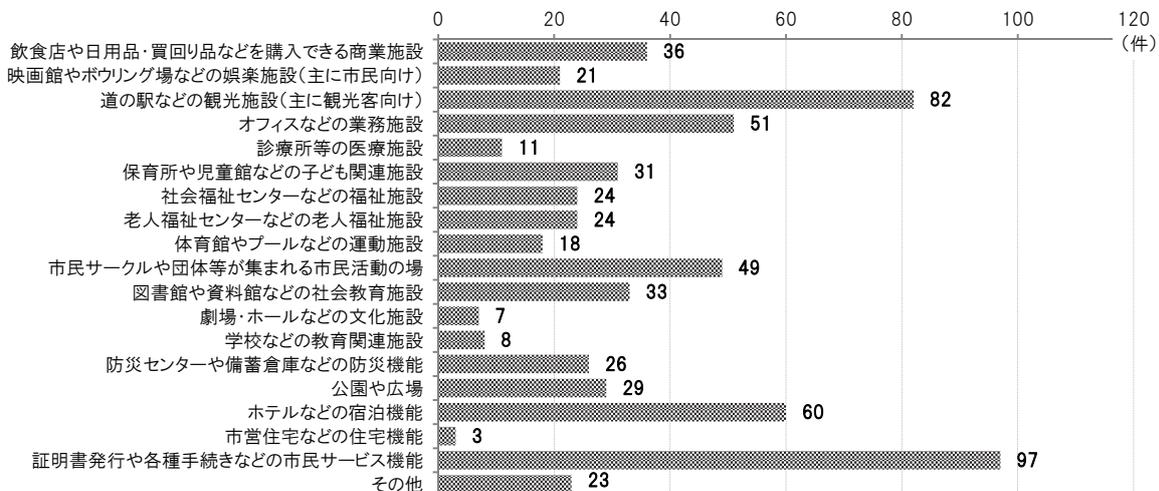
石川庁舎



勝連庁舎



与那城庁舎



資-4. 用語集

あ行

NPO法人

NPOとは、ノンプロフィットオーガニゼーションの略であり、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。NPO法人とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づいて法人格を取得した団体。

オープンスペース

都市または敷地内で、建造物の建っていない場所。

か行

共用化

施設・設備などを相互に共用すること。

機会損失

施設を低利用あるいは遊休状態のまま保有し、利益を得る機会を逃すことによって発生する損失。

現金主義・単式簿記

「現金主義」とは、現金の収入・支出という事実に基づいて記録することであり、「単式簿記」とは、1つの取引について、一面（1つの科目）のみを把握し、その増減を記帳するものである。

「現金主義・単式簿記」とは、「現金」という1つの科目の収支のみを記帳する会計方式。

コーホート変化率法

年齢別の人口増加率を意味するコーホート変化率を将来パラメータとして設定する推計手法。

固定資産台帳

固定資産を、その取得から減価償却計算、そして、売却や除却といった処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿。

コンセッション方式

施設の所有権を移転せず、民間事業者インフラの事業運営に関する権利を長期間にわたって付与する方式。平成23年5月の改正PFI法では「公共施設等運営権」として規定。

さ行

指定管理者制度

地方自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業者を含む法人やその他の団体に、委託することができる制度。

住民基本台帳

住民基本台帳法に基づき、住民に関する記録を正確かつ統一的行うために設けられた台帳。

集約化

同種または類似の機能を集め合わせて、ひとつの施設とすること。

自主財源比率

歳入総額に対する自主財源（地方公共団体が自主的に収入できる財源）の割合を示す指標。

CSR活動

CSRとは、コーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティの略であり、企業の社会的責任のこと。CSR活動とは、企業が社会に対して責任を果たし、社会とともに発展していくための活動。

た行

耐用年限(耐用年数)

固定資産が物理的・経済的に使用可能な年数。法令で定められ、減価償却期間算定の基準となる。

多機能化

1つの施設に複数の機能を持たせること。

タラソセラピー

海洋療法のことをいい、海藻を食べたり体に塗って赤外線を浴びたりする療法や、海水プールでの弛緩(しかん)療法などさまざまな療法がある。

第三セクター

地方レベルにおける公共部門と民間営利企業との混合企業体、具体的には地方公共団体と民間企業が共同出資して設立運営する地方公社のうち、株式会社形態をとる商法上の法人。

テナント

貸しビルなどの借り手。

投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費。

ドライ運用

平成8年から平成10年にかけて頻発したO-157への反省をふまえ、床を水浸しにして調理する「ウェットシステム」が、調理場内を高温多湿にし、食中毒菌を増殖させ、また、床からの跳ね水が二次汚染を引き起こすことから、たとえ従来の施設であってもできるだけ水を落とさないようにすること、つまり給食室を1日中乾燥した状態に保つことで汚染を防ぐという趣旨のもの。

ドライシステム

給食施設などの調理場の床を乾燥した状態で使うように設計した施設。

な行

延床面積

建築物の各階の床面積を合計した面積。

は行

パラセーリング

パラシュートを装着して、ロープで自動車がモーターボートで引っ張ってもらい、空中に舞い上がるスポーツ。

発生主義・複式簿記

「発生主義」とは、現金の収支にかかわらず、資産の移動や収益、費用の発生事実に基づいて記録することであり、「複式簿記」とは、1つの取引について、それを原因と結果の両方から捉え、二面的に記録していくことである。

VFM

バリュー・フォー・マネーの略であり、PFI 事業における最も重要な概念の一つで、支払い（Money）に対して最も価値の高いサービス（Value）を供給するという考え方のこと。従来の方式と比べてPFIの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合。

PFI

プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略であり、公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図ること。

PPP

パブリック・プライベート・パートナーシップ（公民連携）の略であり、公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのこと。PPPの代表的な手法の一つとしてPFIがあり、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

プロポーザルコンペ

「プロポーザル」とは、提案及び提案書のことであり、「コンペ」とは、コンペティション（設計競技）の略で、建築設計者を選定するにあたり、複数の設計者から設計案を募り、案の優劣を比較したうえで設計案を選定する方式。

ファーマーズマーケット

主にその地域の生産者農家が、自分の農場でつくった農産物を持ち寄り、消費者に直接販売するスタイルの市場。

複合化

複数の用途・機能を合わせて、1つの施設として整備すること。

扶助費

社会保障制度の一環として、生活困窮者、要援護高齢者、障がい者などの生活維持や保育所での保育活動などに支出される経費。

普通交付税

行政サービスに極端な差が出ないように、財政力が乏しい地方自治体に対し、国が毎年配分する税金。

ポテンシャル

可能性としてもっている能力。潜在的な力。

ま行

マーケティング

顧客ニーズを的確につかんで製品計画を立て、最も有利な販売経路を選ぶとともに、販売促進努力により、需要の増加と新たな市場開発を図る企業の諸活動。

マネジメント

様々な資源や資産・リスクなどを管理し、経営上の効果を最適化しようとする手法のこと。公共施設等マネジメントとは、地方公共団体が保有し、又は借り上げている全公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び活用する仕組み。

メセナ活動

企業が行う文化活動あるいは文化支援活動。

や行

誘致距離

その公園を利用する人の範囲を表す距離。

ろ行

ライフサイクルコスト

施設等の建設費だけでなく、維持管理、運営、修繕、廃棄までの事業全体にわたり必要な総費用。初期建設費のイニシャルコストと、エネルギー費、保全費、改修・更新費などのランニングコストにより構成される。

ロケーション

場所。位置。

わ行

ワークショップ

立場や経験の異なる参加者が、共同作業を通じ、お互いの考えや立場を学びあいながら、知恵や創意工夫により意見をまとめていく手法。

うるま市公共施設等マネジメント計画

~“うるま市”の公共施設等として再編し、
適正な状態で次世代へ引き継ぐために~

平成26年3月

発行：うるま市総務部行政改革推進室

〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号

電話 098-973-5403

